

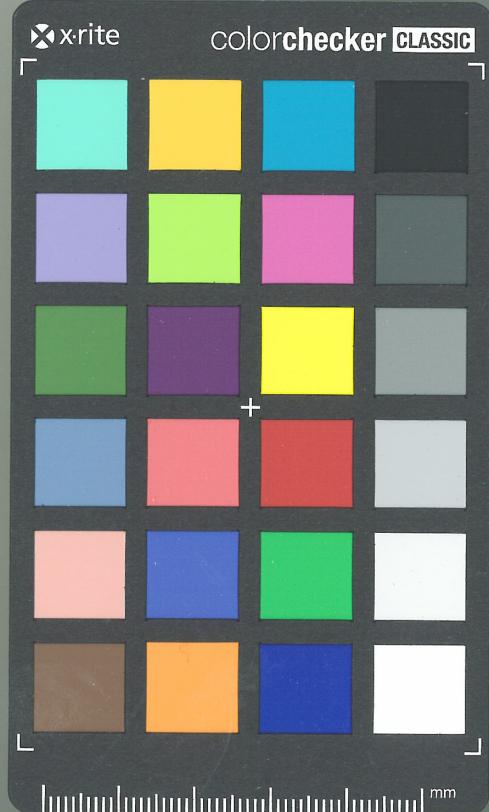
日野市議会

日野市議会会議録

(第十九号)



昭和五十四年(六月十二日開会)
第二回定例会(六月二十八日閉会)





昭和五十四年
日野市議会会議録目次

昭和五十四年
第二回定期会

日野市議会会議録目次

○六月十二日 火曜日（第一日）

火曜日（第一日）

出席席議員.....

議事日程出席説明員

開 会
議 議 員
名 署 錄 會

改 諸 行 会 期 の 決 定
般 政 報 告 告 會

○六月十三日 水曜日（第二日）

議開日	出席事	出席席	出席席	出席員
	說明	議	議	員

(一般質問)

米沢照男議員
谷長一議員
大越久雄議員
藤林理一郎議員
藤林理一郎議員

自民党都政の復活による施策の後退と革新市政の果たすべき役割について
地区画整理について
子供のスポーツ・レクリエーション・サークル活動に団体代表者賠償責任保険加入について
青少年育成問題について
市内バス運行及び日野八王子線バイパスバス運行について

散会

○六月十八日 月曜日(第三日)

出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程
開議(議案上程)

議案第 四五号
議案第 四六号

(一般質問)

三浦重春議員
市川資信議員
高橋通夫議員

鈴木美奈子議員
竹ノ上武俊議員
橋祐子議員
一ノ瀬隆議員

都の予算削減による保育行政の低下を防ぐために問う
屋外体育場の整備について
児童、老人の遊園地確保について
ごみ問題とその施設管理について問う
市道の拡幅、ミニ開発、地区画整理等に対する市長の姿勢について

日野市一般職の職員の昭和五十四年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
昭和五十四年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

73 73
73 73
73 70
70 70
69 69

鈴木美奈子議員
会

○六月十九日 火曜日(第四日)

出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程
開議(一般質問)

竹ノ上武俊議員
橋祐子議員
一ノ瀬隆議員

憲法を生かす自治体活動をさらに推し進めるために
程久保地域の緑を守り生かす行政の取り組みについて
子供の体づくりと今後の社会体育振興のための基本計画作成について
道路の復元、改善にもっと力を

193 190 190 189 189
187 170 146 138 127
127 124 124 123 123
121 111
104 95 88 88 74
68 61 53 41 30 23

○六月二十日 水曜日(第五日)

出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程
散会

(一般質問)

本間 久 議員	東部地域公共施設計画の推進と市役所連絡窓口の設置について
本間 久 議員	日野一中のグラウンド拡張と四中の校地拡張について
本間 久 議員	都営新井団地前用水路のふたかけの時期と新井一号線（乗馬クラブ前）道路の拡幅について
大柄 保 議員	青少年対策について
板垣正男議員	神鋼電機社宅跡地（栄町）に計画している都営住宅建設と公共施設について
板垣正男議員	「市民祭り」について問う
石坂勝雄議員	市政の基本を問う
川嶋 博議員	日野市農業施策の現状と長期計画について

散会

○六月二十一日 木曜日（第六回）

議案 第	出席 議員	欠席 議員	出席 説明員	議事日程	議開
議案 第	二号	三三号	請願 第五四一一号	日野市表彰条例の制定について	
議案 第	三三号	三三号	請願 第五四一一三号	神明上跨線橋（仮称）の開通に伴う道路整備、交通規制に関する請願（一、三、四、五項）	
議案 第	三四号	三三号	請願 第五四一九号	神明上跨線橋（仮称）の開通に伴う道路整備、交通規制に関する請願（六項）	
議案 第	三五号	三五号	請願 第五四一九号	国に対し学童保育の制度化及び都市児童健全成事業の拡充を望む意見書の提出について陳情	

(議案上程)

議案 第	三三号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
議案 第	三三号	昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の報告承認について
議案 第	三三号	昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について
議案 第	三五号	昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について
議案 第	三六号	昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認について
議案 第	三七号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案 第	三八号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案 第	三九号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
議案 第	四〇号	日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について
議案 第	四一号	市道路線の廃止について
議案 第	四二号	市道路線の認定について
議案 第	四三号	日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結について
議案 第	四四号	日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約の締結について
議案 第	四五号	日野市議會議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案 第	四八号	日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案 第	四九号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案 第	五一号	日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案 第	五二号	昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第一号）
議案 第	五三号	日野市衛生処理場電気設備改修工事（第三期工事）請負契約の締結について
議案 第	五四号	日野市立日野第十六小学校（仮称）新築工事請負契約の締結について

(報告事項)

報告第 二号
報告第 三号
報告第 四号

(請願上程)

請願第五四一一一号
請願第五四一一二号

請願第五四一一三号

交通事故（千代田区丸の内三丁目一の一交差点内の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
昭和五十三年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
昭和五十四年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

土建業者による公害の即時防止についての陳情
下排水路新設について

請願第五四一一三号

児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願

請願第五四一一四号

児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願

請願第五四一一五号

学童クラブのキャンプ行事に関する請願
仮称第六中学校建設に伴う通学区変更反対に関する請願

請願第五四一一七号

学童クラブキャンプ実施に関する請願
夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願

請願第五四一一八号

戦後、強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情
「例年実施されたキャンプ行事を本年も実施すること」に関する請願

請願第五四一一九号

学童クラブのキャンプの実施についての請願
夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願

請願第五四一一〇号

戦後、強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情
学童クラブ夏休みキャンプ実施に関する請願

請願第五四一一一號

学童クラブ夏休みキャンプ実施に関する請願
夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願

請願第五四一一二号

学童クラブ夏休みキャンプ実施に関する請願
夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願

請願第五四一一三号

道路、下排水等の整備に関する請願
道路、下排水等の整備に関する請願

散会

○六月二十八日 木曜日（第七日）

出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程

(委員会審査報告)

議案第 四三号 日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結について
議案第 四四号 日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約の締結について
議案第 五三号 日野市衛生処理場電機設備改修工事（第三期工事）請負契約の締結について
議案第 五四号 日野市立日野第十六小学校（仮称）新築工事請負契約の締結について
議案第 五二号 昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第一号）
議案第 三七号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 三九号 日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 三八号 日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 四一号 市道路線の認定について
議案第 四二号 市道路線の認定について
請願第五四一一四号 児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
請願第五四一一三号 児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
請願第五四一一五号 学童クラブのキャンプ行事に関する請願

請願第五四一一四号
請願第五四一一三号
請願第五四一一五号

児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願

六月十二日

火曜日

(第一日)

昭和五十四年
第二回定例会

日野市議会議録

第九号

欠席議員	出席議員	六月十二日(火曜日)	(第一日)
十五番 四番 (なし)	(三十名)		
板橋 鈴木 谷藤 大中川 飯秦 市黒 垣木 間屋 林中柄山 鳩山 川川			
正祐美 史長理飼 基 奈一			
男子子久郎 一郎 一保昭博 茂一郎 憲			
君君君君君君君君君君君君君君君君君君			
三十番 二十九番 二十八番 二十七番 二十六番 二十五番 二十四番 二十三番 二十二番 二十一番 二十番 十九番 十八番 七番 十六番			
三正佐高杉米竹一大島市林滝石奥 浦国木橋山沢上瀬越村川瀬坂住			
重昭通寅照武久孝資重敏勝芳 春務雄夫郎男俊隆雄志信義朗雄雄			
君君君君君君君君君君君君君君君君君君			

説明のため会議に出席した者の職氏名

書　書　書　書　教　病　水　福　建
　　院　道　祉　部　設
育　事　務　長　長　部　長
記　記　記　記

安 川 谷 平	倉 加 中 赤 伊 森
原 上 野 川	又 藤 村 松 藤 久 保
清 輝 省 雅	秀 一 亮 行 正 三
美 子 三 弘	作 男 助 雄 吉 次
君 君 君 君	君 君 君 君 君

昭和五十四年六月十二日（火）
午前十時開会

会議録署名議員の指名

二 会期の決定

三 行政報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

午前十時二十一分開会

○議長（秦正一君）これより昭和五十四年第二回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の會議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

次に日程第一、會議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦正一君）御異議ないと認め、

十八番 滝瀬敏朗君

十九番 林重義君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

「議会運営委員長登壇」

○議会運営委員長（本間久君）それでは過日八日に行われました議会運営委員会での会期の日程を報告したいと思っています。

お手元に配付されております予定表をこちらいただきたいと思いますけれども、きょう十二日は行政報告と諸般の報告、並びに議案の上程ということでございます。

そして十三日、一般質問、十四、十五、十六、十七日は休会

といたします。十四、十五日につきましては、市長会があるということでござりますし、十六、十七日は通例の休会日でございます。

それから十八日、月曜日は一般質問、十九日同じく、二十日

同じく一般質問ということでございます。

なお、一般質問が早めに終われば、二十日の水曜日の一般質問の日は休会とする、というふうにしていただきたい、というふうに確認しております。

それから二十一日の日には議案上程と閉会中の委員会の審査報告、そして意見書、決議案の締め切りが、今までどおり午後五時まででございます。

二十二日が常任委員会としまして、総務委員会と文教委員会がこれに当たっていただきます。

二十三日、二十四日は土、日でございますので、休会といたします。

そして二十五日、月曜日が常任委員会で、この常任委員会は、厚生委員会と都市整備産業建設委員会がこれに当たります。

二十六日には特別委員会が行われます。

お手元に配付されております予定表をこちらいただきたいと思いますけれども、きょう十二日は行政報告と諸般の報告、並びに議案の上程ということでございます。

そこで開議の時刻が右の欄に、一番端の欄に記入されておりますけれども、この記入のない場所につきましては、それぞれの

委員会の長の方が御検討いただきまして、時間を決定されたい、と
いうふうに思います。

そこで議案の付託などを決めたわけでござりますけれども、これもお手元に配られたと思思いますけれども、追加議案もございまして、議案の三二号から三六号までは、これは報告事項でございますので、そのまま即決したいと存じます。

議案の三七号は、これは厚生委員会に付託をする。議案三八号につきましては、都市整備産業建設委員会に付託がされます。議案の三九号につきましては厚生委員会、議案四〇号は都市整備産業建設委員会、議案四一号、四二号も同じです。それで議案の四三号、四四号、この二号につきましては、総務委員会、そして追加議案といたしまして、以下述べますけれども、議案四五号、四六号、これがそれぞれの六月期における職員の期末手当と、議員の期末手当の問題ですけれども、これは決まり次第、全協に報告をして、本会議で即決したい、ということでございます。

それから議案四七号から五一号、それぞれ議員、あるいは市長、教育長などの報酬の、あるいは旅費規定の問題ですけれども、これららの問題につきましては、まだ答申が出ておらないような状況もござりますので、それらを見合せながら全協に報告をしていただく、それまでの間は留保したい、ということでございまます。ですから全協後、また議運によってその態度を明確にしておられます。

私の報告いたします第一は、一つ、万願寺区画整理事業についてであります。

万願寺土地区画整理事業は、昭和四十年に事業計画を決定し、四十六年には代表者と懇談会を持ったり、権利者を対象に、説明会やアンケート調査を実施し、あわせて現況測量等も実施しましたが、同四十九年には、流域下水道終末処理場用地の関係で一時中断、ことしの一月には東京都都市計画地方審議会において、都市計画決定がなされ、いよいよ百四十億円の費用をかけて進めることになりました。

当初は、二百五十六ヘクタールを対象区域にしていましたが、昭和四十六年に百四十四ヘクタール、そして最終的には百二十七ヘクタールに変更をいたしました。この事業の平均減歩率は二四・五%，家屋移転六百五十棟、権利者八百三十人となっております。この権利者には五月九日、十日の両日、説明会を開き、また二十三日から六月一日まで、各地域ごとに説明会を開いております。

事業の概要といたしましては、都市計画道路一・三・一路線、二・二・二号路線、二・二・十一号路線、十の公園、中、小学校一校の建設などが予定されております。

たい、というふうに考えます。それから五二号、これはもう一般会計の補正予算でございますから、各委員会に分割付託といふことでござります。

それに報告事項としまして、二号、三号、四号がござりますので、あわせて御報告をし、議運の会期の決定とするわけでござります。以上でござります。

○議長（秦正一君）　　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より六月二十八日まで、期日十七日と決定いたしました。

次に日程第三、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　本日より今年第二回定例会をお願いいたします。よろしくお願いを申し上げます。

お手元に行政報告ということで、文書をもって提出をいたしました。

次の報告は、市長会関係の運動についてであります。最近、市長会の運動として、東京都補正予算の復活運動、それから武藏野市における開発指導要綱による公判問題、また全国市長会関東支部総会における決議などを中心に、その運動につきまして若干の報告をしたいと思います。

去る六月五日、鈴木新知事より、初めて昭和五十四年度補正予算の内示がありました。それによりますと、今年度の市町村補助関係予算は、六月補正で二百二十八億円上積みされ、ようやく五百三十四億円となりました。それでも昨年度と比較いたしますと、一三・五%の減となつております。これに対し、市長会、町村委会、議長会などの五団体でつくるあります「市町村補助金獲得貢献実行委員会」では、要望を十三項目にまとめ、強力な運動を展開して働きかけていくことといたしております。

次に武藏野市における宅地開発指導要綱に従わない建設業者に対し、市側が給水拒否をした、いわゆるマンション給水停止事件の公判の成り行きは、同じ要綱を持つ各自治体として大きな関心事となっております。これに対し東京都市長会では、全般的に前武藏野市長を支援することにし、宅地開発指導要綱の今後の運用に関する決議を合わせて行いました。

全国市長会関東支部総会は、五月二十三日、埼玉県行田市で開かれましたが、その総会には東京都市長会として、

一、地方税財務制度の抜本的改正の実現と、地方財源の確保

二、国民健康保険制度の改善強化

三、保育所運営に係る制度改善

四、埋蔵文化財の発掘調査及びその保存対策

五、公共下水道の整備促進に係る財政措置

六、学童保育事業の法制化及びその財政措置

七、心身障害児教育の充実強化

八、義務教育費用に係る国庫負担の増額

九、社会教育施設に係る整備補助

十、駅周辺における放置自転車の対策

十一、都市における緑化対策の強化

十二、ミニ開発対策

この十二項目が議案として提案され、採決されました。これら十二議案は、来たる六月十四、十五日の両日開催される全国市

す。後日、一般質問でありますから、されなければされなかつたということで結構でございます。それが第一点であります。

それからいま一点は、きょう補正予算が、都が一時か二時ごろ発表になるように新聞等で聞いておるんですが、その中でそういう関連した予算は、この前の全協ではきょうの発表を聞いて出されるということなんですが、そういう点は、発表になつてみなければわからないんですが、もし都が一部切られるとか、たとえばある場合には全額切られているような形を市がどういう形でカバーするのか。その辺も即刻この議会に出すということで腹が決まっているのではないかと思うので、その辺の方針が固まっていたら、これにあわせてお答え願いたいと思うんです。二点です。

○議長（秦正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 東京都の市長会がまとめま

して、三十五項目の要求を新しい知事が六月議会の補正される際の肉づけの内容にぜひ復活させてほしい、こういう要求をいたしたことはすでに御承知のとおりであります。その要求は、

別に革新市長会という形でどうのこうのということはございませんが、つまりこれは各市共通の立場に立ちまして、今までの市町村に一つのいろいろな名目でお金をよこしておったわけですから、それが後退とかそれから欠落がないようにといふことで行ったものであります。したがいまして今回の東京都

長会総会に議案として提出される予定であります。

以上の二件報告いたしまして、私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秦正一君） 収入役以下については報告書の

とおりでありますので、報告を省略いたします。

○十七番（石坂勝雄君） いま市長から市長会関係の

報告、都が恐らくきょう発表になるんではないかと思うんですが、六月補正が今年度の本予算になるんではないかといふよう

な形の補正が行われている中で、恐らく市長が報告された市長会関係運動についてということは、通常の市長会といふことだ

と思ふんで、よくわれわれがいままで、美濃部都政の中では革しばしば聞いておったんですが、その中で、いまの市長会関係の報告の中で、都市化の中の税制制度といふんですか、地方財

源の分配の方法といふような形で要望がなされている中で、いままで都では新財源研究会こういう形のものが美濃部都政の中であって、新聞記事でわからないんですけど、この予算措置は切られるという中で、むしろ今度、都としては内部努力に重点を置くという中で、第一点、私が質問するのは、通常の形の中で、いままでのそういう革新市長会といふような形で、ほかの意味の新都政に強い働きかけをされたかどうかといふことが一点で

それから今回復活を、たとえば教育あるいは福祉等の予算でまだ未確定のものもありますし、それから期待できないという結果のものもあります。今回、われわれの予算編成に臨みます態度といたしましては、従来の施策に対しまして後退をさせてはいけない、こういう観点から補正を考えております。おおむねそのような実施をしようと、こういう内容でござります。いま新しい情報に基づきまして最終決定をいたしまして、そして二十日には議員さんに御送付しよう、こういうように予定をいたしております。以上です。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

は、国民健康保険なりだけではなくて、いわゆるほかの私学共済だとか、いろいろなものが、保険関係は全部切られているから、十二月の補正でやられるのではないかというのが新聞記事といふか方針のようなんですが、たとえば学校運営費なら運営費で、

何とか去年よりたとえば二割なら二割削減されたとか、いわゆる補助率が今まで三分の一だったものがたとえば五分の一になったとか、そういうものの補てんは、市としていわゆる市長のいまの言葉でいえば、現状より後退をさせないと、こういう観点からいければ当然市的一般財源で補てんしていかなければならぬ。十二月にも補正があるだらうことは、それに対して一時的な措置でも間に合うかもしらんけれども、そういう点の考え方はどうなんですか。経過報告の中では聞くのはどうかと思うんですが、ひとつお願ひしたいと思うんです。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） お答えいたします。細かなことにつきましては、後ほどまた一般質問その他でございますので、お答えしたいと思いますが、大まかな点は先ほど市長が申し上げたとおりでございまして、その中で特にいま御質問がありました 率の切り下げといいますか、そういうものも幾つか最初の内示の時点でござります。これにつきましては、主として保育園関係その他でございますが、これをそのまま歳出面に反映さざるとなりますと、人件費その他の問題でござりますので、事実上不可能かと考えております。つまり一般財源で補てんせざるを得ないと、このように考えております。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 次に板垣正男君。

変申しわけないなと、こういうふうに思つております。なぜいままでの土地をほうつておいて、そして調査をしなかったのか、その理由を言えと、こういうことだと思いますが、これにつきましては、私たちも気にはしていたんですけど、御存じのように周知の遺跡地域でござりますと、これはもう事前にその調査をどうしてもやらなければならぬ、やるんでござりますけれども、あそこはたまたまそういう場所でなかつたわけでございますし、そういう場所につきましては、工事の始まる前くらいに確認調査をするというのが従来の方針なわけでござります。なぜそういうような方法をとるかというと、十分の調査するだけの能力があれば、そういうことも前もってやっておくことがいいのかと思ひますけれども、何しろ調査の能力というのは、御存じのようになりますから、ここは周知の埋蔵地帯ではないんだからせ押せにずっと調査をやってくるというような状況になつておりますものですから、ここは周知の埋蔵地帯ではないんだから大丈夫じゃないか、こういう一つの希望的観測も私たちはあつたわけでございます。そして九月、いよいよ工事が始まるといふことで、いわゆるユンボでもつてみぞを堀りまして、状況を見たところが一校庭の中にも一部分ござりますけれども、これは校庭ですから特に破壊するということではなくて、そこの調査はしなくともかまわない。しかしどうしてもプールのところそれから体育館の一部分にございました。それでいろいろ

○十五番（板垣正男君） 教育長に質問してみたいと思います。この報告書の中には書いてないんですけど、東光寺小学校の開校がこの四月行われまして、学校教育が進められていくと思ひますが、プールの建設が予定どおりいかないと、その原因が遺跡が発見された、その調査にかなりの時間がかかるというこの説明です。さうも教育委員会が遺跡の説明といいますか、見学会を父兄の方にされておりました。私も直接その遺跡を見たわけですが、今月いっぱい調査がかかるというお話です。私は遺跡調査そのものは大変重要なことですから、当然これはしなければならないと、そういうふうに考えております。これまで市の施設をつくる場合、あるいは事業を行う場合は、遺跡を調査するという方針になつておるというふうに私たちは報告を聞いています。この方針に基づいて、東光寺小学校の校地を取得してから今日まで、校舎の建設、あるいはプール、体育館の建設に遺跡調査による支障があるといふことは建設に支障がないようなことを十二分検討されたと思うのですが、なぜこの時期にならなければ調査ができなかつたのか、このところをひとつ御説明していただきたいと思うんです。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。東光寺小学校のプールのことについては、私たちも大変心を痛めて大

そういうようなことがわかつたのが大体二月の初旬ぐらいでござります。その時期にやつたわけですけれども、さつき申しましたように、すぐにそれに応するだけの能力を持つていませんし、すでにそれまでに中央公園の発掘調査とか、あるいは個人住宅の発掘調査——これは二ヵ所ぐらいでござりますが、あるいは平山遺跡の調査ということで手いっぱいです。それをほうり出してこちらというわけにはどうしてもいかない、というような経過をとりまして、しかしそれでも何とか早くできないのかということで、いろいろ検討したんでござりますけれども、二月の初旬以降一応の調査というんですか、試掘を一回やつてみました。そしてその結果、出てきたのは、御存じのように住居碑が二、それから円形の構造が二、それからみぞの跡というのが一條、それから土のくい、土杭でござりますが、こういうものが確認されまして、これを調査するにはどうしても三ヶ月かかるということございまして、幾ら人を入れましてもやらぬ、やはり順序を追つて、ある人数でもつて調査をしていかなければならぬ。そういうことになるとどうしても三ヶ月かかる。それからプールの建設工事というのはどれくらいかかるかというと、これはやはり四ヶ月どうしても見なければならぬというふうなことから、建設部とか、あるいは私たち庶務課とか、それから遺跡関係のものと協議をしまして、どうして

もこれは、どんなに急いでもことしの使用には間に合わないと
いう結論が出たわけです。それで体育館の方も一部ひっかかる
でいたんですけども、体育館の方は住居碑がほんの一部でござ
いまして、その調査をやってしまえば体育館というのはで
きるだけ九月には何とか間に合うことができるということで、
体育館については調査を進めまして、そして九月からは使用で
らことし一年は使えないわけです。その分については母体校で
ある三小の方とひとつ十分連絡し合って、両方が融通し合って
使うというような方法をいま検討中で、大体その方針も決まつ
ております。そんな形でございます。よろしく御理解いただき
たいと思います。

○議長（秦正一君）

板垣正男君。

○十五番（板垣正男君） 教育長の説明は、これまで
も私、個人的に聞いた話に大体沿っていると思うんですけど、私は問題だと思える点は、あなたが最初に言われましたように、あの東光寺小学校の地域は、遺跡調査をする地域に含まれていなかつたんだということ、それから体制がなかなかとれないということがあつたんですが、確かに調査をするという範囲に含まれていなくても、学校建設とかその他の公共施設をつくる際は調査をするという方針になっていたわけですね。これは遺跡が発見されてあわててそういう方針になったということでは

が、それについては、結果論から言えば確かにあいまいと言われる御判断をいただいても、これはやむを得ないと思いますけれども、しかしどしてもほかの方の周知の遺跡のあるところの建設、あるいは個人住宅、こういうようなものから依頼されますと、そちらの方をまず優先せざるを得ない、というのがいまのわれわれの方針なのでございまして、そういう形がありまするのですから、少し後回しにされてしまった、とういう状況でございます。再度申しましたように、調査能力に十分なゆとりがあれば、一方の周知の遺跡地域の調査をやりながら、一方においてはそういうこともやればいいんでございましょうけれども、御存じのように、それだけのゆとりを、能力を持っていないものですから、どうしても周知の遺跡地域の方を優先的に調査していかなければならぬ、そういう段階でありますので、おくれてしまつた。そのことについては、一つの結果論として、そのことについては、わかつてればもう少し早くからやつておけばよかつたなあ、という悔いは残るかもしませんけれども、方針としてはそういう形でやつておるものでございますから、いまの段階としてはやむを得なかつたんじゃないか、と私も考えております。以上です。

○議長（秦正一君） 板垣正男君。
○十五番（板垣正男君） ちょっと意見を申し述べま
す。

なくて、もうすでに数年前からそういう方針になつていたわけですから、その方針に基づいて、開校あるいは教育施設の支障のないようにもっていくということであれば、やはり万全の準備を行うという点の配慮が私は欠けていたんではないか。それと体制の問題も、あの東光寺小学校というのは、用地を取得してからもうすでに四、五年はたつてゐるわけですね。造成をしてから二年ぐらいうたつていて。こういうかなりの期間があったわけですから、昨年の九月、工事を始めるというときから体制をとろうとするならば、それはなかなか体制とれなかつたかもしれません、二年、三年という経過を見れば決して体制をとれなかつたということではないんじやないか、そういうふうに私は判断せざるを得ないわけです。そういう点、若干の甘さが私はあつたんではないだろうか、そういう気がしているんです。市の調査をするという方針に基づく事前の段取り、そういう点はどうでした。もう一度お聞きしておきたいんですが、

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） それは御承知のように、周知の遺跡地域でない場合は、従来の方針としましては、そこに公共のものが建てられるとしましても、その建設に当たったそのときに一応調査をして、いわゆる確認調査というんですが、それがあるかないかの存否調査をやる、それをもつと前からやつておいたらいいんじゃないか、という御意見だらうと思います

して終わりたいと思うんですが、森田市長に就任いたしまして、今日まで小学校、中学校、かなりつくつてきているわけですが、いわゆる一括方式と申しますか、同じ年度に校舎、体育館、ビルの建設を手がけるという方法をとりました。行政側担当者、あるいは市長初めいろいろ努力されて、それまで体育館やビルというのは、一年おくれて建設されるというのが常識的なことだったものを、同じ年度に建設を着工して、授業に差し支えないような体制をとつていく、こういう努力がされてきたと思うんです。ここで初めてビルの建設がおくれたということがなつたわけですが、ひとつ今後の教訓にしまして、絶対こういうことのないよう、今後教育行政を担当していくつていただきたいと思うんです。

○議長（秦正一君） 次に黒川重憲君。

○一一番（黒川重憲君） 三点ほど質問をしたいと思いま
す。

まず第一点は、万願寺の土地区画整理事業でございますが、着々と計画が進行しているやに伺っております。大変結構だと思いますが、先日、市外の権利者につきましての説明会を行つた際に、府中だか、調布だかの中に議員が権利者として入つておられた。その説明会のときに、若干いろいろな議論がされたよう伺つておりますが、その辺について詳しく説明をしてい

ただきたい、かように思います。

○議長（秦正一君）

板垣正男君。

○十五番（板垣正男君） ちょっと意見を申し述べま
す。

第二点目は、収入役に御質問したいと思いますが、この毎議会ごとに別紙報告書をもつて報告にかえます。こういうことでなされてるわけですが、この別紙報告書がいつも一緒に配られる議案書の中には入ってないわけです。必ず初日のこの議場に配られておる、これはいかなる理由なのか、どうして議案書と一緒に配れないのか、この点を質問したいと思います。なお、これは五月三十一日末のことなので、一緒に配れないんだ。どうもし答弁があるならば、それは私は必要ない、こういうふうに考えております。

説明会の件でござりますけれども、一応、市内と市外を分けまして、権利関係の説明を行つたわけでございますがたまたま調布のある議員さんが権利者である、そういうような形で見えたわけでござります。最終的には、一応その人は区画整理の外だということがわかりまして、私たちの方のミスでございましたので、おわびかたがた御連絡を申し上げたわけでございますがその時点では、一応開発指導要綱によつた減歩はどうなんだ、そういう質問でございましたので、その辺につきましては、担当課の方でも篤と御説明申し上げておりますので、御了解なさつたのではないかと思ひます。以上でございます。

○議長（秦正一君）　　都市整備部長。
○都市整備部長（伊藤正吉君）　　万願寺の区画整理の
三點目は、先ほど市長と教育長の手元に一つのチラシをお渡
りしてみたと思ひますけれども、このチラシは、私はこのチ
ラシの内容をとやかくは申しません。別にどういうわけじゃござ
いませんが、この配布方法について若干意見をお聞きしたい
このように思うわけです。これは森田市長の名前が入ったこの
チラシが、学校の先生から低学年の子供たちにお父さんやお母
さんに渡してくれ、こういうことで学校内で配られている、こ
ういう事実があります。これはやはり政治そのものを学校に持
ち込むことは、私は非常にこれはまずいんじゃないか、とかよ
うに考えておるわけですが、その辺の見解を市長並びに教育長
に伺いたい。以上、三点質問いたします。

（）議長（警三一部）　又人又。

お答えいたします。今回提出出した執行状況の報告でございますが、おくれましてまことに申しわけないと思っております。これにつきましては、昨年は手書きでもって間に合わせた、こういうようなことでございますが、今回は何とか正規のタイプで間に合わせたい、こういうことでやったわけでございますが、おくれまして本日配付と、こういうことで申しわけないと思っております。

ただ、今まで毎回おくれたというふうなことでございますが、たしかあまりおくれないで一緒にとじられて入っていたんじゃないか、とこういうふうに私記憶しておるわけでございますが、もし間違つておりましたら……。以上でござります。

○議長（秦正一君） 教育長。
○教育長（倉又秀作君） この子供を通じていろいろな文書を配付するということにつきましては、これは教育委員会も、その教育の中立性といたようなことから、非常に神経を

使っておりますし、各学校でも大変神経を使って いるわけでござりますが、それで基準としましては、直接教育活動に関係の深いもの、そういうようなものは、これは学校の一つの決定従つて配る、こういうふうにしております。

のについては、これは学校の教室などで子供を通して配るというようなことは絶対にいけないんだ、というふうに一般論としてはしております。これ自身は別としまして、そういう方針でやっています。したがって、これもそういうものに入るのじゃないか、と私は思ってますが、もし、これが教室でもつて子供の手に配られたんだとしたら、これはよく調査しましてそういうことのないように、こういうものについては、慎重にやるようにさらに指導をしたい、こういうふうに思っておりります。

○議長（秦正一君） 市長。
○市長（森田喜美男君） 机の上にどなたが置かれたか存じませんでしたが、初めて見たものであります。ビラのことにつきまして、全く私も関与しておりますから、見解云々と

で、ひとつ教育長の方から厳重に注意をしていただきたい、このように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。
高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） 先ほどの市長の報告の中に、補助金について市長会として十三項目について要望した、というその内容を御説明願いたいと思います。

それから総務部の管財課で発表しております工事請負契約の中で、梅ヶ丘団地の地下ごうの埋め戻し工事ですが、これはこれをもって最後とするかどうか。

それから四番の七生公会堂の舞台の設備工事ですけれども、これを見ますと、その内容は、機構と照明と音響等になっておりますが、どんちゅう等はどういうところに入っているのか。

それから次に八ページの十五の川原付団地の市営住宅新築工事の工事概要の中に、自転車置き場というのがあるが、車の置き場のことについてはないけれども、これはどうなっているか。それから九ページの用地課の買収事務のことについてであります。それについては、買収した面積はあるけれども、単価等については書いてないわけですが、特にこの二番の準用河川の根川用地の買収の中に、都の用地と民間の用地を買収したかと思うんですが、そうした土地の買収単価が同じだったかどうか

か、そういう点について御報告願いたいと思います。以上。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） お答え申し上げます。
まず学校運営費補助、次に市町村土木補助、次に保育事業の充実、国民健康保険補助、未認可保育所等対策、老人医療費の助成、心身障害児諸施設、次に簡易水道の充実、布設費補助、労福祉会館の建設、市町村清掃処理施設整備補助、小中学校体育館、プレール建設費補助、埋蔵文化財緊急発掘調査、教職員結核健康診断、教職員循環器、消化器検診、以上でございます。

○議長（秦正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） それではお答え申し上げます。最初の五ページでございますけれども、三の梅ヶ丘団地地下ごう埋め戻し工事、これが最後か、という御質問でござりますけれども、どんちゅうにつきましては、別途発注をいたします。

それから八ページでございますけれども、十五の川原付団地の関係でございますけれども、自動車の置き場はどうか、といふことでござりますけれども、ここにつきましては、自動車の置き場は設けません。

それから九ページでございますけれども、準用河川、根川のおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時十三分散会

○議長（秦正一君） よろしいですか。高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君） それから、ちょっと落としたりですが、三ページの商業統計と商業実態基本調査というのがあるんですが、この調査員が何名だか出ていないけれども、これは調査区と同数であるかどうか。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 商業統計の実態調査の方でございます。この実態調査につきましては、報告書に

書いてございますように、全国の（「議長、ちょっと。実態調査のことを聞いてるのでなく、質問をよく聞いておいてください。調査員が何名だか載っていないので、調査員の数はこの調査区と同数であるかどうか、それを聞いてるわけです」と呼ぶ者あり）失礼しました。同数でございます。

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。

なればこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のと

六月十三日

水曜日

(第二日)

昭和五十四年
第二回定例会

日野市議会議録

第十号

三正佐高杉米竹一大島市林瀧石
浦国木橋山沢上瀬越村川瀨坂
重昭通寅照武久孝資重敏勝
春務雄夫郎男俊隆雄志信義朗雄
君君君君君君君君君君君君

説明のため会議に出席した者の職氏名

一般質問

本日の会議に付した事件

- 21 -

午前十時十三分開議

○議長（秦正一君）　　本日の会議を開きます。ただし
までの出席議員二十一名であります。

日程第一、一般質問を行います。の一、自民党都政の復活による施策の後退と革新市政の果たすべき役割についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。（「がんばれ」「がんばるな」「あまり都政を殺すな」と呼ぶ者あり）

（二十五番議員登壇）

○二十五番（米沢照男君）　　自民党都政の復活による施策の後退と革新市政の果たすべき役割について質問をいたします。

私の質問は、自民党都政を批判することが目的ではありません。この表題にあるように自民党都政の復活によってさまざまな施策の後退の現象がすでにあらわれております。一層、これからの果たすべき革新市政の役割が大きくなる、また市民の期待もさらに大きくなる。こういう立場から質問をするわけであります。

御承知のように、昨日、東京都の六月補正予算案が発表されました。六月の補正予算の編成に向けて市長会を初め、各種の都民、市民団体が福祉や医療、そして教育など、これまで都民のために実施をされてきた施策を後退させることなくさらに充実させよ、こういう立場からさまざまな要求運動が展開をされ

てきました。日野市でも市民要求実現と革新市政を進める日野市民連絡会議など、多くの市民団体がこの補正予算の編成に向けてさまざまな運動——駅頭での宣伝活動や署名運動などが取り組まれてきています。こうした多くの都民の切実な要求運動を背景に、予算案がようやくまとまつたわけであります。自民党都政の復活によって都民、市民それぞれにかかる施策が今後どうなっていくんだ。そして革新日野市政がそれにどう対応しようとしているのか、ここに多くの市民の不安と関心が、そして同時に革新市政に対する期待が寄せられている、このよう私に理解をしております。革新都政がかつて自民党政府の妨害をはねのけて老人医療の無料化を実施し、お年寄りの命と暮らしを守る施策、その大きな役割を果たしてきました。これと同様に自民党都政のもとで革新日野市政が市民に果たすべき役割は一層大きくなっていると考えております。

そこで一点市長にお伺いしますけれども、昨日発表された都の六月補正予算案を見ますと、福祉や公害行政、あるいは教育の具体的な施策の面で予算の切り捨てや削減が行われております。こうした都の施策の後退に対して、日野市として今後どのように対処しようとしているのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（秦正一君）　　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

（米沢照男君）

○市長（森田喜美男君）

国政に対しまして地方公共

団体の地方行政がある。そして、その中で都県の受け持ち、かかわるべき分野と、それから市町村の、より緻密な内容をもつてかかるべき分野と、おのずからの分野があるべきでありますし、ややそういう形で定着をしてまいっております。かつて、東京都は特に地方行政の先導的な役割りをもちまして教育の分野、あるいは福祉の分野で目覚ましい一つの先導役を努めたということはもうはっきりしておるわけであります。その庇護のもとにといいましょうか、その施策の余慶を受け持つ形で東京都下の市町村もかなりレベルの高い行政を推持することができたわけであります。今回の新しい知事によります、当初予算の骨格に対しましての肉づけということがだんだん明らかになってまいりました。私どもまだ大まかに新聞情報等で知る範囲ではござりますけれども、相当復活が、獲得できたといいましょうか、総括的にはそのように言えると思っております。ただ、財政不如意のゆえ、あるいは発想の転換といいましょうか、いわゆる新しい知事によります一つの姿勢も伴って打ち出されておるというふうに見られるものがあります。そこで私どもの地方自治体という立場でこれまでやつてまいりました一定の水準をなるべく後退やそれから削減というようなことにならない形で補っていきたいということが基本的に出るわけであります。今回の私どものこれから御審議をいただきます補正予算におき

す。少なくともこれまで実施してきた行政水準は後退させない。こういう積極的な姿勢が一つには証明をされました。しかし、後半の部分で「少なくとも今年度は」という言い方をされました。決して揚げ足取るわけではありませんけれども、私はむしろ今年度は前知事の骨格予算の肉づけを、この六月の補正予算でしたということになりますから、そう大なたをふるつてあれもこれも削ってしまふうということは事実上不可能だったろうと思ふんです。しかし、基本的には鈴木新知事の方向といいますか、方針は徹底した減量経営、そして福祉の見直し、その見直しは言いかえれば国の基準の枠に押し込む、こういうことだというふうに一般的にも見られておりますし、私もそう思つております。そういう意味ではむしろ来年度以降受ける影響はさらに大きいだろう。こう覚悟せざるを得ないと私は思つております。

御承知のように、ここ数年来地方財政危機が長期化する中で全国的な運動、市長会を始めさまざまな諸団体による国に向かての要求運動が年々強まってきております。地方交付税率の大幅な引き上げや、国と地方の事務、財源の再配分の問題や超過負担の解消など具体的な財政的措置を求める要求が一層強まるうとしております。しかし、自民党政は何らの具体的な策を講ずることなく今日まで来ております。そしていま通達行政を一層強める中で人件費の削減、あるいは福祉の切り捨て、見直し、住民負担の大幅な引き上げ、経営理論の導入など、さまざま

ましても、都の若干の落ち込み等につきましてもほとんど補てんをする形をとつております。しかし、これからまた、これは年度間でありますからして、今後の問題もおのずからあるわけであります。たとえば教育予算におきますところの東京都の施策の後退といいましょうか、そういう分野もあります。一般学校運営費というようなものはまさにそれに該当するものであります。それから国民健康保険のこれまで受けておりました、都の助成は、これはどうしても、特に区部との比較において格差があつてはならないという大原則があるはずでありますからして、いずれ後々の年度内の補正で補われるものであるという考え方を堅持いたしております。

それから、今回の六月補正の予算発表の中で、先ほど言いましたように、現段階では少なくも年度間でもありますからして後退をするようなことがないようにして配慮をもつて予算編成に当たりましたことを、後日、近いうちに御送付いたします予算の中で考えのあるところをおくみ取りいただける、このよううに思つております。以上です。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君）

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君） いま、市長の答弁でこれまで東京都が、特にこの三多摩においては各市町村政の施策の先導的な役割りを果たしてきた、それだけに東京都の今後の施策から受ける影響というものは大変大きなものがあるわけであります

まな形で地方自治体に対する干渉を強めてきております。その政府の方針を受けて、いわばそのお先棒を担ぐ、役割りを果たそうとしているのが鈴木新知事だと私は考えております。すでに、六月の今回の補正予算の編成方針でも明らかにされておりますけれども、先ほど触れましたように徹底した減量経営をやっていく、そして福祉を見直す。こういう方向が打ち出されております。今年度はそう思い切った、いわゆる鈴木ショックを打ち出すことは肉づけという関係からできなかつたと思いますけれども、来年度以降一層こうした反都民的な方向で都政が運営されるだろうということは容易に想像できるわけであります。こうした東京都の、いわゆる方向転換に対して、市当局としても新たな決意で対処せざるを得ない事態に直面しているんではないか、こういうふうに私は思います。したがつて、これまで東京都政のもとで革新日野市政が進めてきたさまざまな施策、その多くは東京都の補助金や交付金と深いかかわり合いをもつてきているわけでありますけれども、こうしたこれまでの行政水準といいますか、施策を絶対後退させない、こういうかたい決意のもとで市の独自の施策が必要になってきていると私は思つております。その点で先ほど市長は少なくとも今年度は施策を後退させない、こういう意味の答弁をしておりましたけれども、来年度以降ですね、いまからそははっきりしたことは言えないということもあるでしようけれども、聞き取りようによつ

ては来年度以降はわかりません、あるいは部分的な後退もやむを得ないんだと、こういうふうにも受け取られるわけですけれども、その点についての市長のはっきりした決意をこの場で伺っておきたいと思います。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私といったしましては、ことしの当初予算の編成方針の中でも、一つには低成長下の自治体経営ということの柱と、それから一つには住民福祉の増進という二つのレールを敷いてその上に市政を進めたい。このように部内に考え方を徹底させ、かつ議会にもそのように報告をしてまいっております。何か、こう都が、私は特に福祉の施策といふのは、これは本来前進あるのみ、といいましょうか、一たんやった仕事が打ち切られるとか後退を許されるというようなことは、これは世論が第一許さないというふうに思っております。

ただ、東京都でわれわれの見解と多少異にいたしますのは、從来の福祉をばらまき福祉という評価の仕方でとらえられてある。しかし、何が今回整理できたかといいますと、ばらまきでない証拠にはごくわずかの無料乗車券の所得制限をしたという程度しか実行されてない、されなかつたといいましょうか。つまりそれほど福祉といふものは一たんまた種を刈り取るというようなことはできるものではないというふうに私どもは考えております。今後どのような、仮に施策の転換が行われるかははつきりしませんが、われわれといったしましては、一つの憲法で國民に約束はされております。そういう事柄の前進を確実に図るということがやはり政治の本来の目的でありますから、そう後退というようなことは安易にはできない、このように見ておられます。それと、ただ國の施策が産業優先といいましょうか、

その分野には莫大な金を使い、資本優先の考え方が確かに中央政府にはあるわけであります。その中で市民生活を守っていくことがまた自治体の仕事にもなるわけでありますから、国にもそういう財政投融資等の転換も期待をしなければならぬ。こういうことがこれから自治体としての運動になってくるのではないかと思つております。税財源の再配分でありますとか、あるいは行政権限の分権でありますとか、そういうことがやはり本来の自治体として、また中央との切磋琢磨の関係におきましてそあるべきものだらうと私は考えております。そういう意味合いにおきまして決して一朝一夕の現象につきまして一喜一憂することなく市民生活をいかに守るかということを中心課題にいたしまして前進をいたしたい。このように考えておるわけであります。

○議長（秦正一君） 米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君） 引き続き質問をいたします。

最初の市長の答弁に戻りますけれども、今回の東京都の六月

補正予算案を見ますと、すでに御承知のように幾つかの予算計

上の見送りがされております。市長の答弁にもありましたけれども、国保事業に対する補助、そして学校運営費の補助など、かなり重要な施策の予算の見送りがされております。これは今後都の財政状況等見きわめなければ最終的にどうという見通しは立たないんだろうと思ひますけれども、いま申し上げた二つの施策の予算の計上見送りだけじゃなしに、かなり細かい部分で補助率のダウンがされております。先ほど市長の答弁で、少なくとも今年度は現行の水準を下回らないようになっていくという表明がありましたけれども、さまざまな部分的な後退が今度の六月補正予算で見られるわけですから、それらもいづれも今後東京都が復活をしない、あるいは補助率など変更したままの状態でいくとすれば、その点は市も大変財政的に苦しむわけでありますけれども、そういう中でも一定のこれまでの行政水準を保つていくという立場から、市独自でその後退部分を補つていくという理解でよろしいかどうか、一点伺つておきたいと思います。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） ただいまの御質問は、主として学校運営費、それから国保の運営に対する補助金、あるいは児童福祉費、特に保育所分の補助率の改定、これらについてのダウン分をそのまま市が肩がわりするか、こういうこと

でございます。

先ほど市長が申し上げましたように、学校運営費と、それから国保の事業についての補助につきましては、都でも検討委員会をつくりまして、この検討委員会によって結論を出したいということだそうでござります。六月の補正にはもちろん間に合わないわけでございますが、その後これをどうするかを検討委員会の結果によつて措置したい、こういうふうに言つております。私どもは、これらにつきましては、先ほど市長が言いましたように当然措置されるべきものであるという理解のもとにおります。でござりますので、これらにつきましてはただいまの御質問ではゼロになつた場合にどうするかということでござりますが、私どもとしてはゼロにはならない、希望的観測と言わればそうかもしれません、そのようなつもりでありますし、また今後も都に対して運動していくたいと思つておるわけでござります。

それから保育所についての補助率のダウンでございますが、これにつきましては、これはもとに戻るということはちょっと不可能ではないかと私どもは見ております。これは事務事業の整理ということですでに補正前から都が打ち出しておりますので、ちょっとともとに戻らないと思っております。その分は市が肩がわりせざるを得ない。そのように考えております。以上でございます。

二の一、土地区画整理についての通告質問者、谷 長一君の質問を許します。

「十番議員登壇」

○十番（谷 長一君） 土地区画整理について質問いたしました。

日野市がただいま進めていきます土地区画整理、さらにはこれから進めようとしている区画整理、これは過去のものも含めてすべて住みよい町をつくるために面的な整備事業として土地区画整理が行われる、また行われようとしているわけであると私は思います。そのような区画整理が全国各地でもまた多く行われていることは皆様方もよく御存じのことだと思います。

わが国の土地は非常に狭く、また人口に比較しても同じようなことが言え、土地に付随する多くの権利と申しますか、これがなかなか複雑であります。この複雑な要因というのは、いま申しましたとおりのほかに、日本人の土地に対する執着率というの、これは非常に強いということが国柄の上から言つても言えるのではないかと思っております。また地価の高騰等も原因しているのではないかと私は考えます。そのような関係の中において、憲法において公共の福祉の増進を図ることが優先されているということは憲法以外の諸法においても見受けられるようなわけでござります。が、しかし、ことに所有権とか、またはその居住権等に至つてまいりますと、そんな憲法だ何だな因してゐるのではないかと私は考えます。

会を見ましても、これは聞く人の意識等にもよりますけれども、聞く人によると、説得型だ、説明じゃないというような方もおられるわけです。それで何といつても事がそのような権利の関係になると、非常に所有権者も鋭敏になつて神経をとがらせるわけです。それで、その前に住民との話し合いというのがなされなきやならないと思うんです。どうしてかと、区画整理なんていふのは計画は組合施行の場合だと承諾書や何かを取りますけれども、市の施行、これは市施行ですから収用を背景としているわけです。収用を背景としているからどうも聞く人も計画が一方的である、おれたちに相談をしないうちにもうそのようなことをやつてしまつ、計画がなされてしまったというようなことを見ますと、何だかこういうふうに一方的に計画が進められて能得がいかない、話し合いをもつと十分にしろというのがわれわれ権利者から言わせると言うことができるんじゃないかと思うんです。

そこで区画整理というのは全く日本の各地であちこちで大きく行われているわけなんです。結局、建設省の発表を見ますと、これは昨年の三月の発表なんですけれども、全国の土地で現在一千五百八十九地区も区画整理が行われているわけなんです。それで全国の宅地の供給率から見ましても、この区画整理で供給される宅地の供給は三分の一にも達するというようなことで、やはり需要と供給という面から言つても当然区画整理はやらな

んで、公共が優先だなんていう、かっこいいことを言っておっていざなると公共の優先なんていうのはどこかに吹っ飛んでしまう、そなういうのがいまの現状ではないかと思うんです。そのような関係もあって、公共の福祉の増進をモットーに進めておる区画整理そのものが非常に大きな難問題を抱えておるわけでござります。まして、ただいまのように公共用地の取得が非常に困難になつておる現在、公共施設事業を行うには非常に大きな土地がいるわけでござります。資金の計画なんかの準備ができるもこれなかなか都市計画で定められたところの土地を買収するのに困難であるということが言えるんです。日野市においても下水道計画、それから昨年の十二月ですか、都計審を通つてこれからまさに認可というところにいくに至るまでの間でもなかなか、はかばかしくはない。そこでまた万願寺の区画整理、さらには現在施行中の神明上の区画整理もなかなかはかばかしくいられない、遅々として進まないというのが現状ではないかと思うんです。それでこの土地区画整理を興して都市の整備を前面に打ち出すということ是非常によいことでありますけれども、公共用地の取得を必ず都市計画においては定められているわけです。それで結局一方においては権利者に対しては土地の利用率の増進とか向上とかということで案外安易に考えていて、過去の説明会、それから今回行われました万願寺の区画整理の説明

ければならないということは皆さんのがわかっていると思うんです。そのようなことはわかついていても減歩によつておれたちは土地を取られてしまうんだ、が、しかし、取られた反面、行政側一施行者の方は公共用地が生み出される、自然のように減歩によつて生み出される。しかし、減ったなといつてもやはり当然事前と事後の評価というのは一致するようにすれば、権利の侵害はなざれないにしても、やはり減るということが最大の悩みなんです。一方においては公共用地は自然に生み出されてしまう。そういうような矛盾したことが起きるわけなんです。しかし、国にしても都にしても市にしてもお金を出すことは出します。が、しかし、減歩によつて生み出される保留地と比較すると、その持ち分というのは非常に少ないということが言えるわけなんです。それは神明上、それから平山台、四ツ谷下の区画整理、結局、事業内容等を見ましてもそのようなことが言えるわけなんです。それで万願寺においても、六月一日に都計審で配布されたときの事業概要というのを見ますと、事業費が百四十億円、それで管理者負担金三十六億六千万円、それから都の交付金が約三十億円一二十九億五千万円ですか、市の負担金が十七億四千八百万円、それから保留地の処分金が何と五十六億三千九百万円になつておるわけなんです。そうしますと、当然、受益はするけれどもやはり何だか腑に落ちない、そういうのはやはりさきにも申しましたように、事業そのものが

収用を背景として執行者のその執行権限が非常に強いというところに起因する。それだから、私は、これは聞く人によれば説得型だ、説明型だといろいろ言うかもわかりませんけれども、やはり地元の方々とよく相談をして、もう煮詰めて煮詰めてさらに煮詰めて、もうこれ以上というところでやはり区画整理に入らないと、どうしても非常に事業に着手してから進捗がとまってしまうんです。これは神明上の区画整理を見ましてもわかるわけです。昭和四十一年に事業に着手しているわけです。それで結局事業が長くなればもう物価はどんどん上がるし、金はかかってしまいます。神明上を例にとれば最初は十億四千八百万円、それで市の持ち出しが三億円です。それが五十四年の最初から一回、二回、三回、四回、五回、六回も事業計画の変更をしているわけです。それから資金計画の変更をしているわけです。それでついに七十一億八千六百万円になっています。市の持ち出しが何と二十七億二千六百万円、こういうふうにふえちゃっている。これは何かというと、事業が十三年もかかった。それだからこうなっちゃったわけなんです。これはなることは当然なんです。月給だって上がっているし物価だって上がっている。そんなことは私が言わなくてもわかっている。それで、これから区画整理を行う場合、万願寺の場合も、やはり計画が、五十五年のいつですか、五十五年から着手するようになつてていると思うんですけれども、二月あたりですか、それ

れですから、万願寺の区画整理内の四十メートルの道路、これはどういうふうに考えて四十メートルにしたのか。また、何回も説明会をやつたという話も聞いています。また、六月一日の都計審でも話し合いをやつたという報告がなされています。それで、四十メートルに対する反応というのは市当局もよくわかっていると思うんです。それと、やはり万願寺、それから神明上もそうでしたけれども、百姓―農業をやっている者は土地基盤整備の区画整理をやると、とにかく二割五分も三割も減ってしまう。そうすると農業の経営に非常に支障を来すわけですね。経営が不安定になつてくる。それと、あと一つは小さい宅地を持っている人、特に過小宅地、そういうものがノーセンターで、あっても後で清算金という大きな仕打ちがかかつてくるわけです。それで、よくはなるけれども、一方においては市は公共用地の取得はできると非常にいいけれども、が、しかし、小さい宅地、自分の居住財産ですから売るわけにはいかないんです。それですからそういうのはノーセンターだというわけです。それで、ノーセンターはいいんです。が、しかし、清算金がかかつてくる。また、市長は昨日も行政の後退はしないと言つておつただけれども、神明上の既成宅地のノーセンターは坪数で言いますと五十坪、それで万願寺の場合は四十坪なんです。後退しているわけです。これは計画ですからまた五十坪にしてくださいともならないです。賢明なる市長ですから必ず五十坪にやってくれる

から六年間ということなんですけれども、どうしてもやはり期間内にはぶち上げてしまうという確固たる市長の姿勢が当初から絶対必要だと思うんです。そうしないともうだらだらだらやつて、苦しむのは権利者だけなんです。市も金をたくさん出すようになつて、三億円から二十七億円にもなれば大変です。そういうことを考えると、どうしてもやはり決められた年度内に仕上げる、そうしないと神明上の一・三・二の路線みたいに十三年たつてもいまだに中央線の架橋、それから道路の築造等はできない。それで雨期に入れれば、もう雨期ですよ、堀之内の地区境、あの下にも家があります。ああいうところの方はどうなんだろう。その下にまた一・三・二に隣接する権利者は私たちの土地はいつになつて一向に整備されるのかどうかわからないう、本当に見当がつかなくて、やはり土地を持っていれば何かに付随している。これは市民の声だと思うんです。それから、それ以外の、一・三・二を考えれば当然万願寺の区画整理の中を通る四十メートルの道路、これは切り離しては考えられないと思うんです。どうしてかといいますと、今度は四十メートルだ、計画では二十八メートルであるけれども、一・三・二と一・三・一が合流してその先が万願寺の方にいくわけです。これは私が言わなくとも皆さんがよく知っていると思うんです。そ

と私は思っているんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それで、そのようなところをどうして五十を四十にしたかということです。

それで、そういうような観点に立つて次にいろいろ質問をするわけなんですけれども、とにかく区画整理のむずかしさというのは権利もいろいろ関与してくれる、むずかしさというのはわかっているんです。しかし、どうしても住民、市長がいつも地方自治だ、住民参加だ、市民参加だと言つております。しかし、さつき申しましたように計画はいつも市が片方だけで一方的に進めているわけです。こういうようなものをつくるんだ、こういうようなあれをやるんだというふうに言って話をしたことが過去にも恐らくはないと私は思うんです。そのようなことを言つても、これは、とにかく参考にしてもらわなければ困る。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）それですから、やはり市長は住民参加、市民参加ということを申しておりますので、もう神明上や何かはしようがないですけれども、万願寺の区画整理はどうしてももう一回今までの計画を白紙に戻すというような考え方のもとに、住民と話し合いをやって、甚大な影響をこうむる権利者、そこいらをよく考えていただいて区画整理をやらせる、住民参加という形で住民の意思に基づいてやってもらいたい、私はそういうふうに思います。

前にも申した中ありました。

第一点として、一・三・二の路線の築造と中央線の架橋、それから地区境のすりつけ、事業年度が神明上の場合は五十五年終了となるおるけれども、その見通しです。

それから二点として神明上区画整理によつて谷仲山とか仲町、下宿とか宮とか、そういう地帯は少し雨が降ると道路に水が上がりつたり床下浸水をしてしまうわけなんです。それで、そういうような解消も結局基幹排水ができないうちは、なかなか、でありますとは考へていないんですけれども、四ツ谷下の方へ行くのができれば幾らか解消はされるんですけども、それまでの応急対策というのを、ひとつお願ひしたい、こういうわけです。

それから第三点として、さつき申しました神明上のノー減歩は五十坪、それから万願寺は四十坪に抑ええてある、その理由です。それから既成宅地のノー減歩の清算金と緩和措置適用の既成宅地の清算金は、現在のところどのような考え方を持っていらっしゃるのかということです。これは神明上のみならず万願寺を含めてお答え願いたい。

それから第四点として、さつき申しました一・三・二路線の地区境から一・三・一と接続する、それからその間の万願寺の地区境までのいろいろの市長さんの考え、そしてまた恐らく万願寺の区画整理に伴つて、上部一都と折衝がなされたかもわからぬんですね、その辺の過程、さらには建設の計画等をお

わかりでしたら教えていただきたい。

それから東部対策の、この前の基本計画、あれを見ますと人口は二万七千人とか二万八千人とか書いてありましたけれども、市民が不安なく安心して暮らせるためにはどうしても病院が必要だと思うんです。それで病院等の必要を感じているのか、さらには感じておるなら建設、または誘致ですね、そのようなことを考えていらっしゃるかどうか。

それから万願寺の区画整理の事業費の試算、その方法、それです。いわゆる計算基礎になったものは何かということです。どうしてかというと、石油が一バレル当たり一ドル上がると卸売物価は幾つ上がるとかいうのがあるんです。そういうようなことから、ここで非常に、結局産油国の、OPECですか、そういうのをやつて値を上げるようなものがあつて今度もう上がってきてるわけです。それで万願寺の区画整理の事業費の試算をしたのは前ですから、そのようなことが一体どうなつているのか。それをちょっとお聞かせ願いたい。

それから農業経営が平均二四%、多いところは恐らく三〇%も三五%も減歩がなると思うんです。そうしますと経営規模が小さくなる。よつて、その救済とか転業対策等を考えているのかどうか。

それから減歩率が高いんではないか、引き下げてくれる意思があるのかどうか。以上の八点です。

○議長（秦正一君） 谷長一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 最初に一点目の一・

三・二の築造の関係でございますが、一・三・二は神明上地区にありましては約千メートルあると思います。そのうちの三百四十メートルにつきましては四十八年度で工事が終わっているわけでございますが、あとの七百三十メートルにつきましては橋梁を含めましてまだ未設置なわけでございます。この辺につきましては一応懸案事項といたしまして、万願寺の土地区画整理の見通し、それから流末処理場の都市計画決定の見通し、そういうものが一応懸案事項になつていていたわけでございます。それらにつきましてはいずれも万願寺土地区画整理につきましては一応説明会に入つた、それから処理場につきましては、一月二十四日に一応都市計画を見た、そういう形で建設省の方に報告をしてござります。それで、今までの懸案事項でございました、一応二つの案件が一応軌道に乗つたんだ、そういうような形で、ことしの三月だと思いますが、五十五年度予算編成期を前にいたしまして、市長と私と、それから課長が関東地建の所長にお会いしまして、一応こういう諸条件がそろいましてので何とか早期に着工していただきたい、そういうお願いを申し上げございます。そのほか私どもの事務担当といたしましては逐一武国道事務所の方にこういう情勢であるという

ことを連絡しながらぜひとも工事に着手していただきたい、そういうような形のお願いに行つているのが現状でございます。それから神明上地区から出ます排水の件でございますが、ことしの当初予算におきまして一応日野駅の西側を通りまして住宅供給公社でつくったその排水管に流す予定の工事を一ヵ年工事でやりまして、一応体制をとろう、そういう形と、六月一日に一応都市計画審議会がございましたけれども、二・二・十の関係の中に一応やはり神明上の排水を埋設しておこう、そういう形の都市計画の決定をしておりますので、それらにつきましても順次それらを進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

それから神明上の小宅地の解消でございますが、神明上は五十坪になっている、それから万願寺につきましては四十坪になつてることでござりますけれども、これにつきましては、万願寺につきましては日野市の住みよい町づくり要綱、これにつきまして一応そこに最小規模の面積がござりますので、それらの関連で四十坪、そういうものを出したわけでござります。

それから一・三・二と一・三・一の地区界の問題でございますが、これらにつきましてもやはり神明上の区画整理事業との関連の中で一応これは国の方で単独買収になるのじゃないか、そういうような形でそれらも並行して進めていただくようにお

願いをしてございます。

それから、万願寺のいわゆる事業計画の試算方法につきまして、一応この原案で値上がり等が見込んであるのか、そういうような御質問かと思いますけれども、これらにつきましても一応基本計画を、総事業費を出す場合に一応年間どのくらいアップするだろうと、そういうような形の予定を見込んだ、いわゆる総事業費が試算されておるわけでございます。

それから減歩率の問題でございますが、一応平均減歩率といたしまして一四・五%ということで説明をしているわけでございます。これらは神明上地区につきましては一応平均の減歩率が二四・二三%、それから平山台につきましては一四・七三%、そういうような形の平均の数字が出てございますので、それらをもとにして試算をしたわけでございます。以上でございます。

○議長（秦正一君）

企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）

五点目の病院の必要性についてお答え申し上げます。

この点につきましてはおっしゃるとおりでございまして、私の方としましても、なるべく民間の医院、診療所などをできるだけあの地域に誘致したいと考えております。すでに区画整理後に一、二医院を建てたいというような情報も得ておりますが、今後人口がふえるに伴いまして住民に不安のないような医院の設定をわれわれとしましてもできるだけ誘導したいと考えてい

るわけでございます。

○議長（秦正一君）

農業経営の点の対策…。市長。

○市長（森田喜美男君）

いろいろ区画整理のことにつきまして御意見をいただきております。また十分御意見を聞きその要望に極力沿うようにしたい、このようには考えております。ただ、ちょっと、谷さんはよく御存じですかと言ふまでもないことだとは思いますが、いわゆる日野の農業をやってこられた方、日野市を市街化せよということであります。したがつて市街化区域が大部分である。これは一面には自分が選択をした方法ではない、そういうふうに都市化を追い突められた、こういう言い方もできようかとは思いますが、しかし、現実に処するにはどうしてもある程度の時間をかけながら市街化に沿つていく以外にない、それが賢明な判断によつて市街化区域を求められた。つまりもっと調整区域をつくりたかったところを市街化区域に全部入れよう、こういうことが総体的な御意見であったということを想起しないわけにはまいりません。そして社会情勢から言いますと、まさにそれは賢明な選択である、どうしても農業で将来子々孫々に主なる生活手段としてやつていくということは私は不可能だ、こう言わざるを得ないと思つております。そこで考えられますのが市街化する際にどのようにいい町をつくっておくかと、これが取りも直さず区画整理の趣旨であります。何か公共用地を調達するため行政側

が加害者になり農民を被害者にして区画整理をするなんてといふことはこれは成り立たないわけでありますから、いまからでも全部の方がやめようとおっしゃればこれはやめられなくはないことがあります。しかし、そういうことは私は、おっしゃつてない、一つの現実の問題におきまして区画整理はもつと積極的にやるべきだ。ですから被害観でもつてものを考えては区画整理は私は成り立たない、このことを特に指導者である谷さん方にはよく御理解をお願いをしておかなきゃならないと思っております。つまり被害者ではなくて、最小限には損をしないといふことはあります。つまり被害者ではなくて、最小限には損をしないと導するんだというのが、これが区画整理である、このように考えていただきたいと思います。

それから、したがいまして将来想定されます市街化を予想をして、そうして事を考えております。ですから、公園もなるべく多く、あるいは学校も必要な範囲で、そのほかのショッピングをするところ、あるいはいまおっしゃるような医療機関、あるいは散策なり日常生活の快適、健康必要な環境をつくること、これらがすべて区画整理の中に込められておるわけであります。

そこで農業経営の転換ということは何か考えがあるかというのですが、できるだけの御希望に沿うことはいたさなければならぬと思つております。そして急にすべてが宅地化をしな

さいということじゃもちろんありませんから、私は耕地整理的な区画整理をやればいい、このようにも言っておりますけれども、現実は求められる側、つまり必ずしもそうでもないようでもあります。しかし、農業はなるべく存続してほしい、また農業が可能なように換地なり何なりの配慮はしたい、このように考えております。したがって、区画整理の手法というのは、無理をして、つまり被害者を追い込みて町をつくるなんてことじゃ絶対にないわけでありますから、その点をひとつきちんと踏まえておいていただきたいと思いますし、それから地域の方も早くやるという声こそ高かれ、そう細かい個人的な状況が不明なためにもっと説明をとか、あるいはこういう点の解説をとかといふことはあるわけでありますから、十年間のいろいろ考えていたきましたその期間の意味は十分あつた、このように思つております。したがつて、着手をすればなるべく早く完成をしたい、六年間でできれば大変幸いだと思います。これは一に手際よく、また権利者の方々が自分たちの仕事ということで一致した気持ちが成り立つということから始まるはずであります。ぜひ区画整理に対します理解をいまのような、つまり行政はこれは事務局となりましていろいろ専門的な取り進めはいたしましたけれども、あくまでその主体性は権利者の方にある、また権利者のために、あるいは将来の町のためによかれということですべて物は考えてあるということでございます。

○議長（秦正一君）

谷長一君。

○十番（谷長一君） 第一点に指摘しました万願寺の区画整理事業とか下水道事業、この二案件じゃなくして、早期着工だからこのように折衝して一・三・二のめどをつけるんだということじゃなくして、五十五年に神明上の区画整理事業が終わるということが予定されているわけです。それですから、この年度内に一・三・二の道路の築造、それから架橋、それから地境のすりつけができるのかどうかということを聞いているんです。

○議長（秦正一君） では市長。

○市長（森田喜美男君） 具体的なことは先ほど部長がお答えをしたとおりであります。

われわれとしては、まず一・三・二の中央線架橋ということに、ぜひ国が踏み切っていただきたいということをしつこくお願いをしております。ようやくそういう機運が当局にもできつたあるということですから、期待といたしましては、五十五年、五十六年で完了ができるやに期待をしております。

そこで区画整理との関係ですが、区画整理は一部分の事業を残して終結するということはできないかもしませんが、換地がすべて終わればこれは仮処分ということは可能であります。したがって、権利者の方に特に迷惑をかけるということはないのではないか、こういうように言えると思います。そういう道

も、それはそれとして、これでは行政の後退じゃないかと思うんです。そこで、これはさつきも申しましたように、市長さんに後退のないような答弁をお願いしたいんです。

それと、あと一つ、次はついでいいでしよう、都市整備部長がさつき言ったのは間違っているんです。（「それでは、ちよっと言ってください」と呼ぶ者あり）それを言っちゃいますか……（「言ってください」と呼ぶ者あり）万願寺の一・三・二と一・三・一の関係なんですけれども、一・三・一路線の建設計画というのは万願寺の区画整理の中も含んでいるわけです、私が聞こうとしているのは……。それがその間の説明ぎりなされなかつたんです。それですから万願寺の方がどういうふうになつたか、それをお願いしたいんです。

第三点はいま申しましたように、市長です。それから第四点は都市整備部長で結構です。いまの点……。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 区画整理法上の上では施行規則か何かだと思ひますけれども、過小宅地の限度を大体百平

米と決められております。つまり百平米以下のものについては換地はなるべく与えるなということあります。しかし、個人の所有地、特に今日の宅地事情ですから、換地を与えないなんてことは不可能だと私は思っております。そこで一宅地といふ、しかも最小の下限をどこに置くかということの問題であ

路の、特に都道というよりも國の道の完成を、國の道が神明上の場合はありますからして、それを極力促進をしようという状況にあります。一・三・二も私はあと二年ぐらいで橋かけもできるし、それから、ことしの国道部分の遺跡調査の経費も調査をすると言つておりますから数千万円計上しておるわけであります。そういう状況が整つてくる、こう考えております。事業を年度延長をするかしないかということはこれから審議会等の意見も聞き、われわれとしても態度決定はしなきゃなりません。しかし、若干の延期があるいは必要かもしれません。すべてが順序よくいくならば事業計画どおり事業計画年度でいけるはずでありますけれども、予測しないことがいろいろあります。それからわれわれの方の、つまり施行者側の落ち度も多々あろうと思いますけれども、それらを極力事前によく推測をいたしまして、つまり支障を少なくする、あるいは関係官庁と十分理解を明確にしておいて途中にとんざがないようにしたい。これは事業年度を決める一番大きな要素だと、このようにも思つておられますから努力をしなければなりません。

○議長（秦正一君） 谷長一君。

○十番（谷長一君） 次は第三点の、要綱によって四十坪としたんだ、要綱は百三十ですか、区画整理内は百二十坪で、その外がこれは百三十というふうに記憶しているんですけどけれども、それを基礎に四十とやつたということなんだけれど

りますが、神明上を施行する当時の考え方では、土地事情から言いまして、あるいは人口の事情から言いまして、もちろん五十坪を最小限の宅地にしたい、こういうことは適當であり、また当时適正であった、このように思います。

それから、近ごろミニ開発というのは二十数坪程度のも往々にあるようでありますから、わが市としては少し土地の高い折に無理かもしませんが、造成の際には一宅地四十坪—百三十坪を保ってくださいということを指導要綱の中にうたつておるわけであります。そこでそれに合わせようというのが、やはり、むしろこれからも万願寺地域にミニ開発もされるだろうと思いますから、そういう一定の限度をつくったということがあります。したがって、過小宅地の方に対する施策というのはまた別に考えなければならないわけであろうと思っております。ですから、そのところをまだ余り明確にするということは、むしろ御意見を十分聞いた上でということの方が大切だ、このように考えております。

○議長（秦正一君） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 一・三・一の万願寺の区整の中の処理でございますけれども、一応、この中でちょっと経過を申し上げますと、一応万願寺の区画整理事業につきましては延べ十回程度地元におきまして説明会を行いました。それで一會場を除きまして一・三・一の幅員が四十メートルの

二車線で、それから緩衝地帯を設ける、そういうような形で計画案を御説明申し上げましたところ、一応、四十メートルでは広過ぎるのではないか、そういうような質問が相当多くございました。そういうことでそれらの御意向を踏まえまして、私どもの方は一応四十メートルで一応計画案は建設省の指導でやつておりますので、一応宿題といたしまして、また帰りまして、それで都なり国にこの幅員の問題につきましては、一応もう一回当たつてみて、それからなおまた御説明を申し上げる、そういうような形で説明会は終わっております。そういう意味合いから見ましてこの計画年度でもし折り合いがつくとするならば、六年以内に六年間の計画事業の中で実施していきたい、かように考えております。よろしく。

○議長（秦正一君） 谷長一君。

○十番（谷長一君） それから、ただいま市長さんが答えてくださるかとも思つたんですけども、清算金の件については、非常に抽象的な言葉で濁されたような感があるんですけども、この清算金です。過小宅地のことと、それから減歩緩和措置適用の既成宅地の清算金について、具体的に、取るのか取らないのかということをお聞きしたいんです。

それはどうしてかといいますと、前に土地区画整理の審議会

りよくするために、あるいは役所がなるべく事業をやりやすくするために、市が過小宅地、つまり減歩緩和の措置については、市があらかじめ土地を持ってそれを充てておる、そういう施策を行つて日野市はやっておるわけですから、つまり市は清算金を受け取る側であります。その土地はこれは一般財源で求めたはずであります。そういうことで明確にある線で区切ることとは法のたてまえなり、あるいは市という立場の所有する土地の公共性から言いましてむずかしい面があろうと思つております。しかし、施策として折衷的な方法は取り得る、私はこう思つております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） もういいんですか、谷長一君。

○十番（谷長一君） 先ほども市長さんの答弁の中に公園ということがあつたわけです。これは私の意見なんですねけれども、区画整理は都計審に諮つて市・都と行って事業計画の変更をする。そうしますと今度はそれをまた市長がその地区の審議会に諮問して変えられるわけです。形の上では法的手段は確かにそのような形でとるんだ、それで、中央公園一市役所の上から見ればよくわかるんです。中央公園でも公園が三千平米縮小されているわけなんです。区画整理をやるにはどうしてもどこかに、私に言わせれば隠し財源を持たなければならぬ、というのは、これは専門家なんかに言わせると、腹ですね。どういうところに求めるかというと、やはり都市計画で変更での

のときに、市長さんが最初に市長になられたときに、前の市長が過小宅地、いわゆるノーセンターハウス、それから、あと一つは緩和措置適用の既成宅地が非常に清算金の徴収はむずかしいであろう、何となれば土地を買い家を建てる、ローンでやるから……。それに清算金を取つて――これは二重の追い打ちだ、二重苦になりますかというようなことを考えて、私は、いま、前の市長は取ることはむずかしい、場合によつたら取らなくてもいいんじゃないのかというとの観点から市長さんに質問しましたら、前の市長の考え方を踏まざるを得ないだらうというようなことを言われたわけです。それで、そのようなことを踏まえて、ひとつ清算金はどうするんだ、これは既成の小宅地、それから、ただいま再三言うように緩和措置適用の既成宅地です。お願ひいたします。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 土地区画整理法の上では清算金という言葉があるわけでありますが、これは同じ権利者という立場で計算以上に実際に土地を区画整理事業に出したといいますか、あるいは協力したといいますか、つまり多く出した側、あるいは少なく出した側、あるいは多く受け取つた側、つまりそういう貸し借りの関係が出てきます。それを最終的にお金で徴収と、それから交付といふんでしょうか、そういう形で清算をする、これが法のたてまえであります。そこで区画整理をよ

きるところ、すなわち変更にして保留地になるところを求めるんです。そういうところへ置くわけです。そうしますと、万願寺も公園、それから緑地もあると思うんです。そうしますと、そのようなところへ事業資金が不足したから今度は保留地にするというような神明上の二の舞というものは絶対にしてもらわないよう強く要望します。（「終わり」と呼ぶ者あり）これで終わります。

○議長（秦正一君） これをもつて二の一、土地区画整理についてに關する質問を終ります。（「続行」と呼ぶ者あり）

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩 午後一時二十四分再開

一般質問三の一、子供のスポーツ、レクリエーション、サークル活動に傷害賠償に關する保険加入についての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。（笑声）（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔二十二番議員登壇〕

○二十一番（大越久雄君） 表題をちょっと訂正させて

いただきたいんですけども、（「だめだ」と呼ぶ者あり）「

子供のスポーツ、レクリエーション、サークル活動に団体代表者賠償責任保険加入について」という表題にしていただきたい。

このことについては子供会のスポーツ、キャンプ及びサークルなど、青少年育成団体の活動中の事故のため、団体のリーダー、指導員が損害賠償責任を負わされるケースが年々ふえまして全国的に大きな社会問題となつております。そのためリーダーになることを渋り社会教育の青少年育成事業に大きな障害となつております。この弊害をなくし青少年の非行をなくし、健全なる育成を図るため、立川市において、六月から救済対策として少年団体代表者賠償責任保険制度を発足させ、市が各団体代表者を被保険者といたしまして損害保険会社と契約を結び、事故があつた場合、会社から代表者に保険金が出る仕組みで、掛金は市が全額負担しています。自治体ではこの種の救済策は多摩地区で初めてだそうでございます。中野区におきまして似たような制度を昨年から実施をされておりますが、これは区の補助が掛金の半額でございます。立川市はこの制度の対象にしている少年団体は、子供会が百五十団体、ボイスカウト七団体、ガールスカウト五団体、これらの団体連合体の代表者百八十人の委託を受ける形で市長が一括して保険会社と契約をし、

やはり六月からボランティアの災害共済制度の発足をするというようなことも伺っております。すでに市長、その他関係の方々に対しまして、「立川の少年団体代表者賠償責任保険要綱」等を取り寄せましてすでに御配布してございますが、その内容を御披露し次の質問をいたしたいと思います。

目的といたしましては、第一条、この要綱は、少年団体が行う学校の管理下以外、以下団体活動の参加者の負傷、疾病、それから廃疾または死亡（以下「負傷など」という）にかかる賠償責任保険についての必要な事項を定めることを目的としています。第二条、用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。一、少年団体、児童及び生徒（以下「児童等」）の健全な育成を目的とする社会教育法（昭和二十四年法律二〇七号）第十条に規定する社会教育関係団体。二、学校の管理下、日本学校安全会施行令（昭和三十五年法令第一二号）第三条第二項の各号の規定に該当する状態。三、いたしまして団体活動、少年団体があらかじめ定めた行事計画に基づいて行う児童などを対象とする組織的な社会教育活動。四、いたしまして参加者、少年団体の団員、会員及び指導員。五、保護者、児童等の親権を行つ者または後見人もしくはこれに準ずる者であつて、当該児童などと同一世帯に属しているもの。保険契約、第三条、賠償責任保険は、少年団体の代表者（以下「代表者」という）を被保険者として市長が損害保険会社（以下「会社」という）を

一団体六百円、百八十団体でございますので一年分の掛金は十八千円で、六月一日から発行されております。これによつて少年団体の団体活動で、代表者が過失から参加者、指導員にけがや死亡の事故があり、代表者が賠償を求められた場合、最高で一人三千万円、団体事故につきまして一億円の保険金がおりることになり、救済することができます。立川市ではこれまで子供会連合会長の井上さんという方が互助会を設けまして各団体で行事ごとにレクリエーション保険などを利用したりしていましたが、いずれも見舞い金や保険金の額が少なく、関係者からは規模の大きい補償を望む声が出ておりました。この制度が発足して各地で賠償問題がこじれているケースが目立つてゐる現におきまして、なかなか世話人になることを敬遠したり、あるいは川や海に子供を連れていくことを控えたりする傾向があつたが、事故がないにこしたことではないと言つて、いますけれども、転ばぬ先のつえとして精神的にも負担的にも大分軽くなることだらうというようなことを話しております。自主的な運営によって、団体では思い切ったバックアップすることについては、立川市としても本来ならば受益者負担が原則であろうかと存じますけれども、現状では事故を恐れるあまり健全な青年育成活動が後退をしてはいけない、本年は国際児童年でもありますし、各団体の積極的な活動を期待するためにこの制度を発足させたそうでございます。なお、神奈川県におきましては

と契約を締結し、代表者に給付するものとする。補償の範囲、第四条、補償は、次の各号に掲げる要件に該当する事故に起因する参加者の負傷などについて、本人もしくは保護者または家族（以下「保護者など」という）から賠償を求められた場合に行うものとする。（一）、代表者が定めた団体活動の集合地または出発地から解散地までの間に発生したものであること。（二）、大表者の過失により発生したものであること。（三）として、補償は、損害賠償責任に関する訴訟につき、会社が認めた費用及び次の各号に掲げる金額を限度とする。（一）、一人三千万円。（二）、一事故一億円。事故報告、第五条、団体活動中に事故が発生したときは、代表者に速やかに事故報告書（別記様式）を提出せること。保険金の請求及び受領、第六条、賠償責任保険金は、代表者と保護者の間で法律上の問題がすべて解決した後、代表者が会社に請求し、及び受領するものとする。雑則、第七条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、この要綱に基づき契約する賠償責任保険普通約款及び特約の規定によるものとする。以下、附則です。これは施行の問題なんですね。

これによつて次のことにについて質問をいたします。

当市の団体の数をお知らせ願いたいと思います。なお、子供会及びその他を含めまして、日野市には幾つの団体がありますか。

二として、子供会に登録されていない地区がたくさんあるよ

うに思われます。登録は自動的だらうと思われるが、具体的指導するであろうと思いますが、これについてはどのようになさいているか。

それから三といたしまして、学童の地区活動をする、この種の行事を実施することがあるか、これらも含めて考えているかどうかをお伺いいたします。

四点目といたしまして、子供会のみの団体でなく社会教育、すなわちバレー、ハイキングなどの場合、個人加入で事故救済をしているということを私たちは伺っておりますが、これらもこの損害賠償保険等に当然加えるべきだと思いますが、考え方をお伺いいたします。

五点目といたしまして、日野市として青少年に健全なる育成、その他の団体では社会教育充実の見地から、代表者の賠償責任保険に加入すべきであるが、ぜひ加入をお約束を願いたいので、関係者からお答えをお願いをいたします。以上です。

○議長（秦正一君） 大越久雄君の質問についての答弁を求めます。（「休憩」「教育長答弁」と呼ぶ者あり）教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。

いまおっしゃったように、確かに社会教育のためにいろいろ御尽力くださっている方々の場合に、事故が起こったときに責任をどうするかということは確かに大きな課題でございますの

で、日野市の教育委員会でも、昨年来社会教育委員の会議の重要課題として検討はしております。
それで、それぞれのことについてお答えいたしますが、団体の数でございますけれども、これは一番大きな数は、これは日野市の子供会連合会でございまして、これに所屬する団体がたしか五十四だと思います。地区の子供会でございます。それからさらに、それに加入していない子供会も恐らく十団体ぐらいあるんじゃないかな、こういうふうに思っております。しかし、私たちはその団体に入るよう勧誘しているし、それでだんだんそういうものに子供会連合会のことを理解してくださって、そしてそういうものに加入する方が次第にふえてきているという方向でございます。

それから、それ以外の団体につきましてはいろいろございますけれども、たとえばボーイスカウトとか、あるいはガールスカウトとか、こういうものもございます。それからその他細かいことがもし必要でございましたら社会教育課長の方にまた必要に応じて答えていただきます。こう思っております。

それから学童の地区活動というようなものをどういうふうに考えて指導するのかというようなこととかわり合っていると思いますが、これは地区の父兄、PTAなどが中心になつていろいろな活動を指導しておりますけれども、それにはまだはつきりした団体としての、団体を形成していないという場合が多

いようでございます。不特定の人たちが子供たちを相手にしていろいろ御指導していただいておりますが、ただ、中には、たとえば少年野球とか、あるいはサッカーとか、そういうようなことのグループをつくって、大体一つのグループとして指導しておられる場合もかなりございます。それから社会教育全体として、これは非常にたくさんございまして、たとえば学校の開放などをやつておりますと、それについてはそれぞれグループをつくりまして、そして参加する一つの団体として登録されてございます。それから、そのほかいろいろなスポーツ関係の連盟などもございまして、そういう団体は、連盟でいえばいま十九が登録されていると思います。そんなふうな幾つかの団体がございますし、そういうなものについての今度は補償はどんなふうになつているのかということを申し上げますと、青少年の青年育成者について云々と云うことはあります。これは後にしまして、子供会などについて、たとえば傷害保険とか、あるいは責任賠償保険とか、こういうようなものはどうなつているのかといいますと、これについては全然、放置しているわけじゃございませんで、日子連に入っているものは東京都の子供会連合会というものに加入しております。その子供会連合会に加入している者につきましては災害補償でございます。けがなどをした場合には一種の見舞い金、一種の学校における安全会、このような形のものを持っております。すなわち全国の子

供会、安全会、そういうものがございます。それに加入することになつております。それに加入しているそれぞれの子供会でございますけれども、それは、加入している子供会といふのは同時に今度は全国の子供会といふようなものに加入しまして、その全国の子供会に加入しておりますと、これは必然的といふんですか、必然的に子供会賠償責任保険といふものに加入することになつております。安全会に入る場合には、年額一人六十円ということになつておりますけれども、さつき申しました子供会賠償責任保険といふものに入っている場合には全然加入金といふようなものは必要ありません。自然的にそういうふうに入つていくという形になつております。それから、この子供会賠償責任保険といふのは、四月から発足しましたものですから、現在は日野市の子供会といふものは全部それに加入している、さつき申しました五十四団体、それが加入しているということになつております。なお、ちなみにその内容を申しますと、賠償責任額の限度は一名について二千万円ですから、恐らく立川の場合は同じような形ですが、それから一事故については二億円、こういうふうな形の取り決めが行われております。これらなどについての、子供会についてはある程度そういうような形で補償がされているわけでございますけれども、そのほか各種のスポーツ団体とか、あるいはボランティアなどによつて編成されているいろいろな諸活動の団体、こういうようなものにつ

いっては、いまのところは市でもって指導してそれぞれの加盟はしてもらつておりますけれども、これはすべて参加者の自費でもって加入してもらう。なお、それについてはスポーツ保険などがございますけれども、それについても必要ならば申し上げますけれども、それはいまのところは省略させていただきます。

それから青少年、青年育成者全体について市が損害賠償保険に加入することがいいのかどうかというようなことについては、今後全体のバランスの上で社会教育委員の会議などでも十分ひとつ検討していくみたい、こう思つております。どうも失礼しました。

○議長（秦正一君） 社会教育課長、答弁願えますか。

○社会教育課長（柳下章君） 社会教育関係団体の数ということでございますが、子供会等につきましてはただいま教育長の方で御説明したとおりでございます。そのほか青少年対策という形で地区委員会でいろいろ活動を行つております。地区委員会で各学校の校庭を使いましてスポーツ大会であるとか、それからたこ揚げ大会であるとか、それからソフトボーラー大会であるとか、いろいろな行事を行つておりますが、そういう地域で活動をする団体の数のほうはそういう組織で行つておりますので、社会教育の方に登録されている正式なもの

は子供会連合会とか、それからだいま申し上げたボーイスカウト、ガールスカウト、その他は地区委員会の活動の中でいろいろな行事を行つてることでござりますので、御了解いたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）大越久雄君。

○議長（秦正一君） 質問の途中ですけれども、先ほど質問者大越久雄君から表題の件名の変更の申し出があつたわけですか。

「子供のスポーツ、レクリエーション、サークル活動に団体代表者賠償責任保険加入について」、このように御了解願いたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）大越久雄君。

○議長（秦正一君） 質問の途中ですけれども、先ほど質問者大越久雄君から表題の件名の変更の申し出があつたわけですか。

そうした団体は一応登録団体としてあるけれども、私の質問の中でも申したとおり、子供会に地区、地区によつては子供会の性格は持たないようだけれども、子供会方式で現在登録されない未加入団体が至るところに日野市は見受けられるわけです。これは加入の問題について先ほど私の同僚議員が調査をしていただいたところによりますと、日子連に加入しなければ補助金がおりないと、あるいは日子連に加入していれば補助金一円団体について補充、また一人に対しても八十円の補助金がおあり、どういう理由で日子連に加入しなければ団体登録の意味

がないのか、明確にその点をお答えを願いたいと思います。

それから、本年の四月から、一応、子供会に対しましては一名について六十円でしょう。百人いれば六千円です。そういうことを私は言つてゐるんじゃないんです。一団体のリーダーに対して六百円をかけますと、リーダーが連れていった団体のうちから死亡や、あるいは負傷したり病気を起こしたりしたという場合に損害請求をされた場合には、死亡の場合でしょうけれども一件について三千万円以内、それから団体がもし海に行つたという場合、ボートに乗つて、ボートが転覆してしまつて一団体全滅ということもあり得るわけです。こういう場合には一億円の範囲内でそのリーダーが入つていればこれがおりるというのが、これは東京海上火災保険に入つてゐるわけです。

立川市は、そういう制度をなさつてはいかがでしようかということで私は質問しているわけです。立川市で行つてゐるのは三多摩で初めてだそうです。ですから、そういう指導を行つていく、これが一千万円も二千万円も保険金がかかるならば、私としてはまだ十分検討してくださいとか研究してくださいといふ質問にならうかと思うんですが、立川で百八十団体の代表者百八十人に対して掛けました金額が十万八千円だそうです。

このことによつてリーダーは安心して、子供さんをけがなどしてても大丈夫だという気持ちで引率はされないでしょくけれども、もしそういう事故が、起きないようにしていくけれども、万が

一起きた場合でもこの点についてはリーダーとして引率もできるという一つの裏づけの賠償保険なんです。これは当然そんなに金のかかる問題でないんですから、これから私の方では具体的には団体の問題等については、こういう団体も含めてもらいたいとか、こういうものを含めてもらいたいとかという問題については検討の余地があろうと思いますから、その点については検討をしてくれということを当然質問もし、要求もするだろうと思ひますけれども、そういう意味合いから私は質問しているんで、お答えもその方向で具体的にお答えを願いたいと思います。なぜ、それでは子供会にそういう制度があるのか、日子連に入らなければ補助金が出ないのか。

それからもう一つは、いま学校で一番P.T.Aの方々が困つてゐる問題というのは校外活動だらうと思うんです。校外活動でそれぞれの自治会単位、あるいは地区単位でそれぞれのスポーツ活動、サークル活動、あるいはハイキングなど、こうしたものを行う場合に、だれがリーダーだかはつきりしないわけです。校外委員の皆様方がお互に保護者が手を取り合つていくわけですが、そういう場合にやはりこういう事故が起きないということは断定できません。それはいま学校関係の保険を掛けていますが、これは一端とみなされる場合とみなされない場合、そういう場合もあるだらうと思うんです。時間外に起きた場合、一登校中とか、あるいは下校中だとかという問題が起きる、そ

いうことのないようにしてもらいたいというのが地域 P.T.A 関係、校外関係の問題ですから具体的に要望されている点で質問しているので、ぜひその辺を含んでお答えを願いたいと思います。もう一回、答えてください。

議長（秦 正一君） 社会教育課長。

社会教育課長（柳下 章君） お答えいたします。

二点目の御質問からお答えしたいと思いますが、議員さんの御質問の賠償保険につきましては、先ほど教育長の方からお話をしました、今年四月一日から全国子供会連合会で開発しました子供会の賠償責任保険というものがこの四月からできまして、その保険には東京都の子供会連合会に加盟している団体は必然的に全国子供会連合会に加盟している、そういうことで加盟している団体については、先ほど申しました責任者の責任のもとで法律上責任をとらなければならない賠償額、それを一事故二億円、それから一名について二千万円という限度でそれを補償するということでございまして、立川市は現在東京都子供会に加盟しておりませんのでそれを単独に東京海上火災に掛けたということで、日野市の場合はそういう補償が今年度からできております。

それからもう一件、一名六十円という保険でございますが、それは災害保険ということでございまして、それについてはただいまの賠償保険とは違った意味で、これは従来からずっと掛誘をお願いしているという状態でございます。

○議長（秦 正一君） 責任者の校外関係、答弁、教育長。

○教育長（倉又秀作君） 校外に、放課後あるいは休日の、クラスを離れた、学校を離れた校外活動だらうと思いますけれども、それについては父兄などが中心になってそういう活動をやっておりますが、特に夏休みなどそういう活動が多いと思いますけれども、それについてはいつもやはり大きな問題でございまして、その責任を一体どうするんだということはまだ十分な解決を見ておりません。ただ、さつき議員も言われたように事故が起こらなかつたからよかつたなという形で対応しているというのが現実でございます。ただ、校長がこういう活動をやるから、じゃあひとついいというふうに射とめてそしてやつた場合には安全会の適用ができます。そういうことでござります。

けているというふうに御理解願いたいと思います。
それから二点目の日子連に加盟していない子供会に対する補助金の問題でございますが、これにつきましても私どもの方は現在七団体でございます。このほかにも若干あろうかというふうなことで、先ほど教育長の方で十団体ぐらいではないかといふうにお答えしたと思いますが、そういう団体にやはりこのような全国的な組織、それから子供の健全育成という問題についてのボランティア的な活動についての保険制度というものもこういう団体に加盟すればそういう補償という形もとれるということの中から、かなり強く勧説といいますか、そういうことをしておりますし、そのほかやはり子供会日子連で全体の中でのスポーツ大会とかそれからいろいろな行事を行っておりますので、結局加盟していない子供会に補助金を出さないということもしておりますし、現時点ではそういう団体からの補助金の要求は、正直なところ出ておりません。そういうこと等含めまして、私どもの方ではそういう形の中でできるだけそういう組織に入つて組織の中での活動ということ、それから子供会の中でも現在ジュニアリーダーの研修であるとか、ジュニアリーダーを超えて、今度は中高生の研修とかという形でできるだけ地域の中で子供同士でも結局子供会を育てていくというその中で健全育成の一環として取り上げていきたいという機運が盛り上がっています。それではなぜ日子連に入らなければ加入できないのか、また子供会を自主的につくってもそこの保険に子供会が登録しないなければならないわけでしょう、これ……。

六十円の問題だってただ指導しているというだけの話をあなたは言っているだけで、指導はどこだってできる。指導という言葉だけで終わっちゃうから……。その点を確認したい。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

それから校長が認めた場合ということについては、これは学校行事ですからそれは当然だらうと思うけれども、ぼくが心配しているのは自主的に地域の校外活動で夏休み中だと、一々、校長先生いればいいですが、校長先生の許可をとつてくるといふわけにいかない場合があると思います。そういう場合にやはり校外活動をして、ひとつ、こういうことを地区でやろうとうことをまとまつた場合、そういう場合、いま事故が起きないからいいんだと言うけれども、事故が起きた場合のそのため私は損害賠償保険、六百円程度ですから、一団体……。そういうものについてはほかにとれる制度のものについては子供会、日子連に加盟している者が、登録している者がこういう制度で

○議長（秦 正一君） 大越久雄君。

（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○二十二番（大越久雄君） 社会教育課長に確認とりた

二千万円と二億円の制度があるから、それでいいんだということで、教育委員会の方ではその方向で現在進めているんだということで一つの方針もあるでしょうけれども、全国子供会というんですね。しかし、そのものに加盟していない問題についてはやはり考えなければならないわけでしょう。そ

の問題について私は何も立川は別なことをやっているんだから、全国子供会に加盟していないんだから立川独自でやったことであってということで聞き流すわけにいかないんじやないんですか。いいことは進めるべきがやはり教育長としての答弁じやないんですか。ぼくはそう思うただれどもね。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） いまの御質問のように、さつきちょっとお答えしたんだけれども、この問題については確かに一つの大きな課題でございますので、それについてはさつきも申し上げましたように社会教育委員の会議でもってとりあえず検討をしております。それで、それをたとえば一つのグループといいましても、実際私たちの見ているグループではそのときにたまたまグループができた、それでもやるからそういうようなものが一々グループということになりますと、その辺に非常に把握のしにくい問題も一つ出てきますので、その辺は一体どういうふうに整理しながらいいたらいいのかというようなこと、それを初めから拒否するというんじゃないかもしれませんけれども、それでいいんですね。

○議長（秦正一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（柳下章君） 補助金の問題でございますが、現在社会教育団体についての補助金につきましては社会教育委員会の御意見を求めるというような形で社会教育法に決められておりまして、一応現時点ではその意見の中で社会教育団体に対する補助金要綱というようなものを決めて補助金を交付しておりますので、いまの段階ではやはりその要綱には子供会連合会、それから各単位子供会、それからそういう形での補助金を交付するということになっておりますので、たゞいま日野市子供会連合会に加盟していない団体についての措置につきましては、そういう要旨で社会教育委員会の意見等を承って検討していきたい、このように考えております。

○議長（秦正一君） 社会教育課長。
○社会教育課長（柳下章君） 社会教育委員会議で認定ということでなくて、やはりそういう趣旨があればこういう団体について補助金を交付すべきであるかどうかという意見を一応社会教育会議に求めまして、その結論で対処していきた
い、そういうことでござります。（「あたりまえだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（秦正一君） 大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君） それは詭弁じゃないんですか、あなた……。詭弁だよ、あなた。それはなぜ詭弁かというと、当然子供会なんだよ、子供会なんだから日子連にどうして加入しなければならないのか具体的にあなたは答えてないでしょ。答えてないで途中から子供会というものがあればこれは

社会教育委員会議で補助要綱があるから補助要綱に該当すればそれは当然支給しますよとあなたは答えているわけなんです。

○議長（秦正一君） 大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君） では、いまの社会教育課長の話では、これから登録してくるだろうと思うんです。それ

ども、その辺の整理をやはりしてみないと、そうしないと実際たとえば教育委員会として、あるいは市としてそういうようなものに補助を出すといふような場合に、その辺をもう少し明確にしながら進めていかなければならん、そうしないと、たとえば立川の場合でも内容を読んでみると、内容的には団体と称するものは中は一体どうことになっていて、その辺の中を研究させてもらつて、そしてそれがいいことであれば、これは、ひとつ、また私たちの方でも立案して市の方にお願いするという場合も出てくると思います。その辺はいま整理中でございますので、ひとつ、よろしくお願ひします。

○議長（秦正一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（柳下章君） 補助金の問題でござりますが、現在社会教育団体についての補助金につきましては社会教育委員会の御意見を求めるというような形で社会教育法に決められておりまして、一応現時点ではその意見の中で社会教育団体に対する補助金要綱というようなものを決めて補助金を交付しておりますので、いまの段階ではやはりその要綱には子供会連合会、それから各単位子供会、それからそういう形での補助金を交付するということになっておりますので、たゞいま日野市子供会連合会に加盟していない団体についての措置につきましては、そういう要旨で社会教育委員会の意見等を承って検討していきたい、このように考えております。

からもう一つは、やはりあいまいのような状態の中ですから、やはり広報等で明確に打ち出して、子供会というのは至るところにあるんですよ。ただ自主的にやって、私の方の自治会だって子供会というものがありますから子供会研修会というものに対して市役所から補助金ばかりもらうのが能じやないですから、うちの方からやはり出して責任者の数とか何かしなさいよということで予算を組んで出しているわけです。片方は日子連に入しなければ補助金が出ないというようなそういう制度であるということがわかつてきましたから、そういうことでは困るので、はつきり言って、何もこちらから予算を出すといふんじゃないんですから、そういう方法の育成指導は強化を図つてもらうことについては今後わかりましたから、その点については広報等でやはり明確に打ち出して、やはり公正の原則をつかつてもらいたいです。

それから最後には市長に質問しますが、これは市長が最終的には執行するわけですから、いま言われたとおり、子供会等の問題については、立川と制度は違うけれども、一応全国子供会に登録している者については一名当たり六十円で各子供会において日野市は四月一日からその方向で実施をなされているということですが、そのほかの団体がたくさんあるわけですから、私が先ほど申し上げたとおり、これが一団体六百円なんです。これはリーダーに掛けるんです。リーダーに掛けるわけですか

すから、恐らくいろいろまた制約があろうかと思っております。むしろ、やはり社会保険一本格的な方法で確立されることがない方法ではないかと思つております。宮城地震でほとんど保険金がもらえなかつたというようなこともあるようであります。合わせ考えて検討いたします。（「いい答弁だ」「大越さん、怒れ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（秦正一君） 大越久雄君。

○二十一番（大越久雄君） それでは、ただいま市長

がこれ以上のことまでいいことがあれば社会的に貢献する、そうちした市民の方々が安心して生きる災害の問題まで出してくれたんですねからそれを期待いたしました。より一層多くの団体を掘り起こしていただいて、やはりこういう団体保険に加入することによって、當利ということではないんです。十万八千円で當利になりますか。一人死んだ場合に三千万円も取られて会社が當利になりますから、そういうことも十分検討していただきながらこの保険制度をぜひ確立を図っていただきよう十分検討していただきたいと思うんです。

なお、子供会等の問題、その他団体の育成につきましては、あいまいな日子連に加入しなければいかんとか、あるいは何とかかんとかの野球の会に入らなくちゃいかんとか、あいまいなことで補助金の出し方の間違いのないように、ひとつ、社会教育課の方では検討を図っていただきたいことを申し述べまして、

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御提案ですからしてもちろん検討いたしますということにならうかと思つております。

いま話を聞いておりますと、立川方式がすぐれた施策であるのか、あるいはもつと、いま日野がすでに行つてることがすぐれておるのか、そのあたりをはつきり確認しなければなりません。いいことはもちろん進んでいたします。ただ、社会保険、つまり安心ということの覚悟が前提でありますから、そういう観点で取り組んでまいりますが、やはり當利会社が行うことであ

私の一般質問を終わらせていただきます。（「休憩」「がんばれ、社会党」と呼ぶ者あり）
○議長（秦正一君） これをもつて三の一、子供のスポーツ、レクリエーション、サークル活動に団体代表者賠償責任保険加入についての質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）
○九番（藤林理一郎君） いま一般質問を許されましたので質問させていただきます。
一番、青少年教育問題について、育成問題について。
最近の青少年問題の中でだれしもが第一番に考えることは、口にすることは保護と環境、生活と呼ばれているように実際の姿についてであります。深く考えておらないようございま

す。
昭和四十年ごろの日本の社会状況において、一方的に物質と繁栄、自由世界では経済的にも第二位と言われる現在の日本でございます。その間ににおいて自然の環境破壊、公害、さらには大学紛争、過激派による暴力革命、または社会不安を生じさせ、こうした社会状況が家庭の親子関係や教育機能にも混乱をもたらしておる自由社会における暴力によるエゴイズムの状況を生

み出し、世代間の落差は社会的変動が等しければ等しいほど事態が激しくなる。戦前ないし戦時中に入格完成の時代を持った両親、時代の正義と生活程度、戦後、生活状況の中徐々に改善され、大正時代、昭和の初期の時代に生まれた方、次代の子供を持つ現在の両親時代、物質的にも精神的にも苦労の連續の時代を過ごしてまいりました。しかし、現在の子供世代には現在の環境しか持たない、いわば親の世代によつては現在は過去の原因から生じた結果ではないでしょうか。そこに厳しい原因結果の理論が生活体験として感化している。しかも子供世代は結果だけがあり、苦労することなく、頭脳の中に決断の傷つくことなく豊かなものの中に世界が与えられ、彼らは額に汗すり流すことなく職制を全うすることができる時代でございます。

昔のことわざにありますように「働く者は食うべからず」ということわざがございます。いまは働く者として食すること、得る時代と変貌した現在にして、長い高度成長時代より低成長時代と変わりつつあるものでございます。そこで社会的影響と責任を持たずして、そのために自己の主張や自主性、忍耐力が失われている時代でございます。感情、周囲の主張やプライバシーが先行しがちでございます。感情、周囲の生活の濃度を身につけることがしばしばあります。家庭のしつけにおいても家族のメンバーが各自の労働と責任において家庭を編成し維持していくという過去のイメージさえ消えておりま

す。プライバシーの寄り集まりの世代となりつつある中へ、与えられた便益を当然のものとして受け取り、それに感謝することをしない現在の親世代に第二を開き上げる努力と苦労、教育への志向が強い、かくして子供の期待はみずから教育となり、教育ママが生まれる。それによって大高中小学校等において内部、外部では紛争が暴力的にして学力の低下し得る時代が続いております。

現在、市内に小中高大学校内外で紛争、暴力等の事故があつたかどうか。またはシンナー遊び、トルエン等で遊んでいて、その中に警察ざたになり補導を受けた学生、青少年等があるかどうか一点お聞かせいただきます。

次に、昭和五十一年ごろより、市内において青少年に悪影響を与えていたボルノ雑誌及び漫画等の自販機追放運動、日野市内に父兄、PTAのデモ行進まで行われておつたわけでござりますけれども、その当時は一時販売機の販売は行われていないようでございましたが、最近はまた逆戻りというような販売されておりますが、その後市当局は何らかの方法、また販売者とは話し合いを行つたことがありますかどうか。また、今後どのような販売者と、またその責任の持たれる方たちと話し合いができるかどうか、その点をお聞かせいただきます。

次に、市内に各自治会におきまして、子供育成会が設立、新設ある中で、その子供育成のために自治会の役員の中から子供

○ 教育長（秦 正一君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○ 教育長（倉又秀作君） お答えいたします。

青少年の健全育成ということについては大変大きな問題ですしそれをひとつ答弁を願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長（秦 正一君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。教育長。

青少年の健全育成ということについては大変大きな問題ですしそれをひとつ答弁を願いたいと思います。以上でございます。

青少年の健全育成sth

ものにどの程度毒されているというんですか、そういうことでございますけれども、特にシンナーとかトルエンとか、あるいは、ときには自転車を持ってきて乗り回す、そういうようなことは各学校で、特に中学校でございますけれども、全然ないと言えませんけれども、そう大きな問題になっているというところでなくて、たまたまやって学校で指導して、そしてその辺についてはどうも悪かったということを反省して、その後はそういうようなものが絶たれている。それは夏休みの後などにそういう事件がやや起きる傾向がございます。

それからその次にポルノ雑誌の問題でございますけれども、ポルノ雑誌につきましては、これは前から非常に大きな課題として青少年問題協議会などでも取り上げられて、まずこういうようなものを規制するための運動を起こそうというようなことでは現在も続けてきてるわけでございますが、なかなかこれは警察などともいろいろ話しますけれども、これを規制するといふことは非常にむずかしい、むしろそういうことをやらないよううにひとつお願いしたいということで、われわれとしては交渉をしたり話し合いをしたりすることしかできない程度でございます。それと同時にやはりそういうのはおかしいじゃないかといふ地域の一つの雰囲気といふんですか、そういうようなものが高まっていくことがまたこういうものを減少させていく一つの方法になつていくんじやないか、こういうふうに考え

ておりますが、たまたま五十三年の七月に、一体どれくらい日野市にそういうものがあるかということを調べてみておりますが、それによると、例のポルノ、いろいろな雑誌の販売機というのが、五十三年七月ごろの調査ですけれども、四十七台くらいあるそうです。それから一般向きだけがそのうちで二十五台、ポルノと両方まとめてるのが二十台、それから、全然、これから漫画だけ専門のが一台、こういうようなことでやはりポルノをやつているところが二十台ぐらいのものがあるということです。それについて、ひとつ、なくそうということで南平地区などでは一つのデモンストレーションなどをして、ひとつ、こういうものをやめましょうと運動をやってくださいておりますが、その後どれだけ減ったのかというようなことについてははっきりしたものはまだ確かめておりませんけれども、五十四年度の七月も青少協などと話し合って、七月を中心にしてまた調査をしてそしてそれに対するところ等をそういう物を持っている人たちと話し合いをしようというふうに考えておりますが、それでもちょっとしたところ、通りがかりの人の話によりますと自肅してやめたなと思われるのが三台から四台ぐらいあるんじゃないかというような報告もありますが、しかし、またその後ふえたものもあるかもしれません。そんなところがこの問題でございます。

それからもう一つは補助金、いろいろ自治会などで、あるいは子供会などでいろいろ子供たちを健全に育てていただくために努力していくだけですが、それについてやはりいろいろお金が必要だということはこれは一方においてはあるかと思います。特にこういう問題を取り扱うというんですか、そういう地域社会の教育というようなことについて比較的歴史の浅い日本ではある程度の補助金というようなものはやはり必要だろうといふうに私はやはり思いますけれども、しかし、それだからといってそれをよくするためにどんどん補助金をふやしていくことがいいのかということについては、これはやはりその地域の子供たちが地域でもって育てるんだというような一つのものを見ていく、一つの手引きとして補助金があるにしても、今はそういうものについてはただ無限にふやせばいいんだというふうにはむしる問題があるんじゃないかというふうには私たちは話し合っているわけでございます。それからもう一つは、そういう問題と同時に、活動の内容というものを一体どうするのかということがやはり一つの大きな問題になつておりますして、それにつきましてはやはりさつき課長もちょっと触れましたけれども、参加している子供たち自身の中から中心になつて活動を進められるようなそういう子供をどうやって育てるかということを考えまして、むしろジュニア、あるいはユニアリーダーといった、それを中学生、あるいは高等学

○ 議長（秦 正一君）

藤林理一郎君。

○ 九番（藤林理一郎君） 私は、シンナーとトルエンという麻薬のものを少年が吸つて遊んでいるということで、警察の方に補導を受けているということが、たびたび聞いているんですが、補導を受けた人たちの名前は聞くということはいたしませんけれども、必ず教育関係の方に警察の方から連絡があると思うんです。それについて、補導された人員はどれくらいあるかということを私聞いておるんですけども、これが一つ抜けてるようでございますが、これは申しわけございませんが、はっきりとお答えを願いたいと思います。今後やはり地域の活動の意味において、われわれも知つておかなければいけないということでお聞きするわけでございますので、よろしくお願ひいたします。

それと、市内にポルノ雑誌とかいろいろ道端で販売しているということです。これは私も法律上は取り締まりができないだらうと思いますけれども、市当局の中で何かの形で、店主一販売をおられる方たちと話し合いを何回ぐらい今まで持たれてどういうふうな指導をしたかということを明快に答弁をしていただきたい、こういうわけでございます。

次に子供連合会に対して補助金が幾らいままで出されているか、そして今後それに増額できるかできないかということをお聞きしたわけでございますけれども、増額はできるかできないかはこれから検討というような、先ほどの大越議員さんの方にも答弁がございましたけれども、これ以外の今までの補助金がどういうふうにして出されておったかということを私は聞いておるんですけども、この答弁がないと思うんですが……。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 幾つかございますが、一つはシンナーとかトルエンとか、こういうようなことで警察に補導されたのは何人ぐらいかということ、正確な数はいま私把握しておりますが、せんけれども、それは調べてありますので関係者がすぐ調べて、何ならきょうがあしたのうちにお渡しできると思います。

それから、今まで補助金をどの程度に出しているかといいますと、日野市の子供連合会の運営費補助というのが十万円、

それから単位子供会育成補助というのが単独子供会について一万円で、子供一人について八十円ずつの補助を出しております。それから日野市ボーネスカウト、それからガールスカウト、この連合協議会に対して補助金を五万円出しております。それから青少年対策地区委員会活動補助として、五地区でございますけれども、全体で五十万円というようなものを現在補助を出してあります。それから、これらのほかに子供会スポーツ大会事業委託費として昨年は二十四万円、ことしはさらにそれを増しまして三十六万円、そういうことになっております。

それからポルノの販売機を持っている店主との間にこれまでどれくらいの話し合いか持たれたかということでございますけれども、さつき申しました地区委員会でもってそれについての反対活動のようなものをやっている中で別々にお話したことありますけれども、全員集まっていただいてこれをやめてくださいというようなことになると、これはかなりデリケートな問題もあるということで、恐らく私の関知しているところでは行っておりません。

○議長（秦正一君） 藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君） 子供会連合会の補助金について増額は来年度は多少の増額はできますか。（「まだわからない」と呼ぶ者あり）

それと、シンナー遊びの補導された人数でございます、これ

はいま手元にないですけれども、それは報告は受けているといふことでござりますので、できましたら、これは各議員さんに一枚ずつ提出していただけないかと私は思ひますが、これはやつていただけますか。（「はい、やります」と呼ぶ者あり）

すぐにやつていただけますか。（「この会期中ぐらいには、あるいは議案上程の……」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） できるだけ急いでやります。

○議長（秦正一君） 藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君） では、これは会期中に提出するということで了解をいたします。（「終わり」「まだまだ、がんばれ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 教育長。

それから次のボルノです。これは各地区委員会の方たちが話し合っていただいているということで、いま返事がございまし

たけれども、これは教育委員会とか社会教育とか、そういうような担当の方はまだ一回もやつておらないんですね。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） それは現実的にはやっておりません。というのはそれかなりその人たちの問題、私たち役所が出ていくというよなことになるといろいろの問題があるということもありまして、いまのところはやっておりません

が、今後ひとつ研究はしてみます。

それから単位子供会育成補助というのが単独子供会について一万円で、子供一人について八十円ずつの補助を出しております。それから日野市ボーネスカウト、それからガールスカウト、この連合協議会に対して補助金を五万円出しております。それから青少年対策地区委員会活動補助として、五地区でございますけれども、全体で五十万円というようなものを現在補助を出してあります。それから、これらのほかに子供会スポーツ大会事業委託費として昨年は二十四万円、ことしはさらにそれを増しまして三十六万円、そういうことになつております。

それからポルノの販売機を持っている店主との間にこれまでどれくらいの話し合いか持たれたかということでございますけれども、さつき申しました地区委員会でもってそれについての反対活動のようなものをやっている中で別々にお話したことありますけれども、全員集まっていただいてこれをやめてくださいというようなことになると、これはかなりデリケートな問題もあるということで、恐らく私の関知しているところでは行っておりません。

それと、シンナー遊びの補導された人数でございます、これ

会等との活動に合わせて協力してやるようなど、いろいろ形での行政指導を受け、私どもの方でもそういう行政指導を受けた中で地区委員会の各地区委員長さん、各地区委員会の委員さん等との話し合い、それから各学校のPTAの方たちとの話し合いの中で、この追放運動というものを進めていたる状態でござります。現時点ではそういう形の中ではやはり行政が直接行政指導という形で自動販売機の撤去ということはちょっと不可能ではないかとうふうに考えております。

○議長（秦正一君）

藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）

くどいようですけれど、これ

は、私、いま聞いておりますと、どうも地区委員の方とか、それにPTAの方たちとか、どうも自分たちは逃れて、第一線から後退をして、第一線の地域の人たちに解決をさせようというような方法をとっている形に聞こえたんですが、最後に市長にお伺いいたしますけれども、この件について市長はどういうような考え方でおられるか、ひとつ、答弁を願いたいと思います。（笑声）先ほど、自由社会という言葉を言っておられ

○議長（秦正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

一つの日本の文化の度合いの問題でもある。価値がはっきり悪であるということであるならば法律で自民党政権がきちんととした態度をとればいいはずであります。（笑声）先ほど、自由社会という言葉を言っておられ

○議長（秦正一君）

藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）
市長さんの考え方は（「すばらしい」と呼ぶ者あり）自民党政権が（笑声）やることじゃないか、こういうことを申されましたんすけれども、これは私は考え方は違うと思うんです。最高責任者の市長さんがやはり革新市政である以上は、こういうようなみだらなものが販売しているとき、先に立って解決するような方法をとれるんじゃないか、私はそう思います。自民党政権を倒すだけの革新市政の十分な意見があつてしまふべきじゃないか、こういうように私は思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市長さんがそう

いうふうにお考えのようございますので、できるだけ今後革

新市政のために、日野市は全国で一番のこういうみだらなものを取り締まつたということをやっていくような方法をとっても人間づくりを進めていっていただけますようにお願ひいたしまして、以上をもって終わらせていただきます。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

最後に、私、要望を一ついたしまして、次代を担う児童と青

少年が心身ともに健全で育つことをすべての人間の願いだと思

うような行動をとっていただきたい。そのために児童と青少年の健全な成長を積極的に助成する政策として学校教育の充実、

児童手当の支給体力づくりの広場、遊び場の整理をして、豊かな人間づくりを進めていっていただけますようにお願いいたしまして、以上をもって終わらせていただきます。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君）

これをもって四の一、青少年育

成問題についてに関する質問を終わります。

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）
御異議ないものと認めます。よ

つて暫時休憩いたします。

午後二時四十二分休憩

午後三時二十七分再開

○議長（秦正一君）
休憩前に引き続き会議を開きま

す。

一般質問四の二、市内バス運行及び日野一八王子線バイパス子線バイパスバス運行について質問させていただきます。

昭和五十二年だと思います。日野市議会と八王子市議会にバス路線にバスを通してくざさいという請願をいたしまして、その請願が先輩方の審議によりまして採択を受けております。そ

の後、私と先輩の関係の方々と都の方に陳情に参り、また市内視察、京王バス関係者とともに市内を見学させていただきましたこともござります。その中でいろいろと道路、幅員等調べ上げ、その結果、話が京王さんの話の中で「どうしても道路が狭いからいまの段階では通すわけにいきません」というような返答がございまして、その中で私も市内バスを通すために、京王さんなり東京都バスを通しているじゃないかということでお聞きさせていただきましたところ、これは京王電鉄の方の申すには「企業体でございます」ということと、都バスの方は何か私に腑に落ちないような答弁もございました。これは、私、東京都の方に先輩の板垣議員なんかと陳情に行つた席上でござ

います。そういうようなところにいろいろと（「飯山さん忘れているぞ」と呼ぶ者あり）話をいたしまして、その中で（「田中さんもいる」と呼ぶ者あり）いろいろと話し合った結果でございますけれども、やはりバスを通すのにはこの路線の権利というものがあるんじやないかと私は考えております。その辺を市当局の理事者側の方で東京都、また京王バス、この方向に話し合いを持っておられるかどうか、また話し合いがなされた中でどういうような返答があつたか、解決策があるよう見えてるか、見えないかというようなところを一点。

そうしまして、どうしてこのバイパスに通すことができないのかということが一点。

そうしまして京王さんとの道路に対する路線の権利、確保がどういう形でなっているかということが一点。

そうしまして都バス、京王バス、どうしても利益のために通すわけにはいかない、赤字財政のために通すわけにはいかないというふうな考えがございましたら市の方で何かの形でないと、この路線に通す考えがあるかないか、市自体で運行することができるのかできないのかということを一点お聞きいたします。以上でございます。

○議長（秦正一君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） お答えいたします。

えしておりますように、市がそういう事業を行うことについてのさまざま問題点がござります。いわゆる法律上の問題、あるいは他の自動車運送業との関連の問題、それから、いわゆる経費の問題、果たしてどれだけの利用があるかという、いわゆる一人当たりの経費がどれぐらいかかるかといったような問題から見まして、非常にこの点はむずかしい状況でございます。ただ、私どもで考えておりますのは、多少藤林議員のおっしゃる路線とは違うかと思いますが、現在京王帝都と協議中の路線がござります。これは日野駅から東光寺へ行きまして、それから日野台の二丁目に上がりまして豊田駅に至る、こういう路線を京王帝都と現在協議中でございます。問題点としましては、道路の改良が一部ございまして、この道路の改良ができれば何とか実現できるんじゃないかというふうに思っております。この点が多少藤林議員のおっしゃる路線とは違いますが、ほとんどダブルの形で、もし実現できれば実現可能な線じやないか、このように考へておるわけでございます。以上でございます。

○議長（秦正一君） 藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君） いま企画財政部長の答弁でござりますけれども、何か京王さんには断られた、これははつきりそういうふうに断つてあるわけですね。それと経済上の問題も絡み合っているということです。それによって赤字財政のところには走らせないということですね、京王さんは……。そ

第一点の京王並びに都に対する働きかけとその見通しでございますが、京王並びに都に対しまして数年前から働きかけをしております。京王につきましてははっきり断られております。この理由といたしましては利用者が非常に少ないと見込まれる、こういったことで京王としてはどうしてもできないという事からバイパスを通しますことは現在の利用者に不便をかける、こういったことと東京都に対しては、御承知かと思いましてございました。東京都に対しましては、御承知かと思いまして、八王子市長並びに日野市長連名で知事あてにこの路線のバス運行の実現方を要請しております。しかし、東京都といたしまして、この再建に努力中でございます。そこで現在のとおりまして、この再建に努力中でございます。そこで現在のところ藤林議員も御指摘になりましたような、都議会に対する請願も出されておりますが、この請願なども聞くところによりますと、公営企業委員会において経営再建に伴う、いわゆる都バスの路線の存廃についての請願がそれだけでも八十件もある、こういう中でござりますので非常にむずかしいという状況でございます。

それから、それに対しまして、市自体でこの路線にバスを走らせる考えはないかという御質問でございますが、このことは、いわゆる循環バスということで市で行えないかというのを何度か議会、あるいは議会内の交通対策特別委員会等で御審議いただいております。この中でわれわれ市当局としまして、お答えいたします。

して京王さんの方で日野駅から東光寺経由しまして日野台二丁目、四丁目、五丁目、また多摩平、旭が丘、こういう経路にいまとなるんじやないかということが可能性があると聞いていました。これで、私、こういう可能性があるなら、強いてバイパスの方は通していただきたいと思いますけれども、これだけでも通せる可能性があればもう少し積極的にやっていいんじゃないかというふうに私は考へて、と同時に住民の人たちもそういうふうに考へておると思います。そういうことが多少なりとやはり広報とかそういうものに載せるとか、また関係の私も、それから飯山議員さん、田中議員さん、奥住議員さん（「板垣議員を忘れておるぞ」と呼ぶ者あり）こういうような関係の方にやはり多少の話し合いを……何ですね、先輩の板垣議員さんに忘れました。（発言する者多し）そういうような方のためにやはり話し合いを持たれて今後どういうふうにして進めていくかというような話し合いもあってよろしいんじやないか、私はこういうふうに思ふんですが、何せ、こう見ておると自分本位でやつておるような感じがするんですが、（笑聲）そういうことをないよう、ひとつ、この路線が生きるものならひとつ生かしていただきたい、こういうふうに考へます。

そうしまして、もとに戻りますけれども、都バスは、この前にアンケートを取ったときに、やはり乗車人員が少ないというのが一つ、それからもう一つは枝線には入らないんだというの

が一つでございました。われわれに話し合いの中で答弁なされたのは……。経済の問題でもあると思いますけれども、それ以外に私は京王さんとそれから都バスの方の路線の問題、権利か何かの結びつきがあるんじやないか、こういうふうにひとつ考えておるんですが、その点はどうですか。企画部長さんの考え方、東京都と接触したときにそういう問題は出ておりませんか。

私は何か三多摩いろいろな路線があつて、西東京路線とか京王路線、それから西武路線とかいろいろな線がなわ張り式にあります。そういうような問題が絡んでバイパスにバスが通ることができないんじやないかというふうにも、これは私の個人の勘ぐりですけれども、そして甲州街道を走っているバスが、日野駅から八王子までですよ、百三本の京王バスが走っているんです。そして都バスは五十八本ですか、走っているわけです。これを幾本かでも甲州街道かバイパスかということがあります。何本かこれは出してもらえるような方法をどうして市当局がやらないのか、やってもらえないかということです。その点はどうでしょうか。

○議長（秦正一君） いいですか。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 第一点目の私が申し上げました、日野駅から東光寺、日野台を通りまして豊田駅に至る路線につきましては、現在、まだ京王帝都と内々の話をしておりますまして、特に道路の問題が主なものでござりますので、

ざいますが、先ほど言いましたことでなかなか実現は困難である、こういう状況でございます。
○議長（秦正一君） 藤林理一郎君。
○九番（藤林理一郎君） 日野駅から東光寺経由、日野台、豊田方面、これは話が内々のうちに進めておられる、そして大体の話が決まれば関係者議員さん、また議会の方にも報告いたしますというような報告でござりますので、これはできるだけ、一日も早くそういう方向に向けていただきたい。こういうふうな形で了解いたします。

次に、市内バス運行の件でございますけれども、市内のバスはこれは大ぜいの先輩の議員さんたちがいろいろ今までここで質問されておりますけれども、これは京王さんもなんでしょうけれども、通せる道路に対しては通すような形をとるような方法をとれないものかということでございますけれども、その点はどうでしょうか。これは皆さんのが望んでいるんだと思うんですよ。どの方でも市役所へ来るにしても、高幡方面、また平山方面、通せるところの道路に対して通してあげて市民サービスというようなものにもつていてける方法がとれるものか、とれないのか。そして考えているか、考えてないかということです。ひとつお知らせ願いたいと思うのですが……。通せられる場所がずいぶんあると私は思うんです、小さいバスなら……。そして皆さん乗るのが、この市役所に向かってくるお客さんという

このことを余り先走って広報等に発表いたしまして、万が一実行できなかつた場合には市民に大変な迷惑をかけることになりますので差し控えていたわけでございますが、ある程度になりましたらもちろんお近くの関係の議員の皆様方ばかりではなく議会の皆さん方全体にお詫びしまして、できるだけ実行できるような方向で力を尽くしたいと考えております。

第二点目の御質問でございますが、これはいわゆる道路運送法上でいう一般乗り合い旅客自動車運送事業の中の、いわゆる運輸大臣の免許ということかと思います。もちろん運輸大臣の免許を得てやっているわけでございまして、権利といえば権利でございます。他の路線と大きな競合しないという形で免許を出しておりますので、これがある種の権利というふうにおっしゃっているんじゃないかと思いますが、そのような形で法律上は行われているわけでございます。

この路線をもつとふやせないかというようなことでございますが、もちろん京王にしましても都にしましても、一つの私営、公営の別はございますが、企業でございますので、赤字になるようなことはできるだけ避けたい、そういう考えの中で最も効率の高い路線を選びまして行っているのではないかと思っております。私どもとしましても個々の回数をふやすということよりは、先ほど言いましたように、藤林議員のおっしゃるバイバスを通せないかということで今まで運動をしてきたわけでござります。

ものが、いま京王さんのバスを見てもそれから旧庁舎からこの庁舎まで来る、乗っている人員を調べたこともございます。その人員はわずかでござりますから、ですから、どうでしょうか。高幡方面から来る形をこれらの方に迂回をして日野駅に出るとか、日野駅を一たん出たものが庁舎の方に回って高幡方面に行くとか、そういうような方法がとれるものか、とれないものかです。検討したことがあるかないかということ、その辺はどうですか。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） ただいまの御質問につきましては、昨年の九月議会に正国議員から全く同じ御質問を受けております。そして、そこで御答弁申し上げたわけでございますが、現在、高幡から日野駅に京王バスが来ております。さらに日野駅から庁舎のところまでバス運行しております。このバス運行でございますが、実を申しますと日野駅から庁舎までのバスにつきましては、京王としてはどちらかといふと現在のところ多分に将来を見通した中でのサービス的な考え方でやつているようでござります。将来はいわゆる一・三・二ができるようになります。将来はいわゆる一・三・二ができるまで上げるということになりますと、京王としてもいわゆる

ダイヤの組み方、その他で相当問題があるようございます。

将来は一・三・二ができますと路線が長くなりますので、その辺が解消できるんじゃないかというふうなことをわれわれ考えているわけでございます。

確かにおっしゃるように、部分的には通れる道路はございますが、やはり基本的には一・三・二であるとか、あるいは二。

二・五、その他の道路状況がよくならないと、ごく一部だけの短い運行にしかすぎない、こういう形になつて結局は赤字路線を無理に走らせるということになつてしまふわけでございます。そういう意味で私どもとしましては、できるだけ早く主要な道路をなるべくつなぐということをまずやりまして、京王にしかるべき路線にバスを走らせてもらう、このことをやるのが一番基本的な姿勢じゃないかと思っているわけでございます。

○議長（秦正一君）

藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君） くどいようで申しわけございませんけれども、この一・三・二ですね、これは何ですか、なかなか路線開通ができないというのは何かのやはり経済面とかそういう原因があつてやれないんですか。それとも路線についての反対者があつてやれないですか、橋かけですね……。そういうようなものは反対者があつてできないということですか、それとも経済面でできないということですか――予算面とかそういうもの……。

それと一・二・五、この問題もちょっと話が企画部長さんの方から出ましたけれども、こういう問題もやはりどうしてもやらなければいかんというような問題は、これは経済面、それはいろいろな問題があると思いますけれども、一つ一つ片づけていくような形、あっちもこっちもという、私はこれを見まして、日野の道路を見てわかると思うんです。二十メートル、十六メートルという道路があちらこちらにあるわけです。みんな半端ですよ。そういうようなことをして行政側が一般の市民に迷惑しているんじゃないかと私は思うんです。だからあちらこちらで、そういうことではなしに一つ一つ片づけていくというような方法をなぜとらないのか。そうじやないと道路にしても坪何十万というようなお金を一応道路に投資したわけですよ。それですよ、生かさずしていまだにほっぱらかしてあるわけです。投資した皆さんに、提供した人たちに御迷惑じゃないかなと思うんです。幾らなら幾らだけ得だというような感じを持ちやしないかと思うんです、一般的の市民が……。そういうようなことで、やはり一つ一つ解決していくふうにしていかないと、どうも足場があつてないような形で、どうも私なんか腑に落ちないと思つたんですが、私はこれをどなたでもそういうふうに思つていると思います。そういうのは市長さんに言わせれば、おれがやつたんじゃないんだ、先輩の方からやつてきたと言うかもわか

りませんけれども、（笑声）それだから、やはり市長さんも後片づけをしようということで、私はこれは立候補なさつて日野市長となつたと思います。そういうような形から一つ一つ片づけていただく、あっちをやりこっちをやりというようなことじやなしに、そういうような方法がなぜ考えられないかということです。くどく言って申しわけないんですが、その辺はどうでしょうか。今後どういうふうにやっていくかということです。

その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市民生活の利便を図るため

にできるだけバス路線等を整えていこう、こういう考えは基本的に持つておりますし、そういうことを市民にもまたお約束しておりますので、その問題は大変頭の痛いこととして真剣に取り組んでおるつもりであります。

いまおっしゃられた道路をあっちやこっちばらばらにしないでと言われますが、都市計画というのは元来手がけるところから一部分をやっていく、それを最終的につなげる、こういうや

り方で成り立つものでありますから、何か、ちょっと誤解があ

るんではないかと思います。つまり、先ほども、午前中にもお答えをしたわけですが、一・三・二の橋かけにつきましては、

何とか、来年、再来年の二年間で達成をしたい。また国道ですからして国道当局もその考えをだんだん進めてもらつてはおる、

こういうふうにお答えをしているわけであります。

それから、その他の部分は、二・二・五はこれは日野市が行う市道の整備であります。この間地主さんにも私も直にお話に行つております。お一人の方があつてもしばらく時間がかかるような感じでありました。人口は急増し、それから道路は旧態依然、あるいはまだ都市計画の完成しない中途半端な状態といふことは現実の問題ですから、これを特に要所要所見通して、それがつなごう、それがいま都道におきましては平山橋の二・二・六の路線、それから市道におきましては一番橋通り二・二・五の路線、それから同じく市道ですが将来国道になります一・三・二の路線、これが目があきますとかなり内回り外回りの循環系統が成り立つ、これを何とか達成をしようというのが今日のわが市の都市計画事業、これの大きな眼目であります。水を引くことによつて雨水排水、雑排水の系統をつくり出し、それから交通事情を整えていく。これこそがまさに町づくりそのものでありますから、ばらばらにやつているということではないつもりであります。

○議長（秦正一君） 藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君） いま市長さんのお話では、一・三・二、二・二・五、二・二・六というふうに細かく説明をいただきました。区画整理事業の中で今までばらばらにやつてきたんだということですね。これは、私、そういうふうに

市長が申しておるんですからそれは了解いたしました。できましたら、今後そのばらばらのところを一日も早く直結できて、そして甲州街道の交通渋滞ですか、これは駅前がなお渋滞すると思うんです。いま工事にかかりました道路がござりますね、あれが貫通してしまようとよろしいんですけども、貫通した所でいなげやさんのあたりですね、また込み合ってくるんじやないかということが続いてくると思うんですよ。だからできるだけ早く抜けるような状態、また計画を立てたものをスムーズに道路ができ上がるよう、ひとつ市長さん、がんばっていただきましてやってもらいたい。こういうように思います。これで私の質問を終わらせていただきます。（「終わり」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） これをもって四の二、市内バス運行及び日野一八王子線バイパス運行に関する質問を終ります。（「休憩」「終わり」と呼ぶ者あり）

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十八分散会

六月十八日

月曜日

（第三日）

欠

八	席	十	十	十	十	十九	七	六	五	四	三	二	一	出席	議員
番	員	五	四	三	二	一	番	番	番	番	番	番	番	六月十八日	昭和五十四年

田	(二名)	板	橘	鈴	本	名	谷	藤	大	中	川	飯	秦	市	黒
中		古													(第三日)
中	垣	木	間	屋	林	柄	山	嶋	山	川	川				

鯛	正	祐	美	史	長	理	基	正	芳	重				
一	奈			一				太						
一	男	子	子	久	郎	一	郎	保	昭	博	茂	一	郎	憲

君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二十六番	三	二	二	二	二	二	二	二	十	十	十	六		
	十九番	二十八番	二十七番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	九	八	七	六		
	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番		

杉	三	正	佐	高	米	竹	一	大	島	市	林	滝	石	奥
山	浦	国	木	橋	沢	上	瀬	越	村	川	瀬	坂	住	

寅三郎	重	昭	通	照	武	久	孝	資	重	敏	勝	芳		
君	春	務	雄	夫	男	俊	隆	雄	志	信	義	朗	雄	雄

君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第二回定例会
出席議員

日野市議會會議錄
(第三日)

第十一号

説明のため会議に出席した者の職氏名

速記者
立川速記者養成所
所長
閻根雪峰
川久保友子君
議事日程
昭和五十四年六月十八日（月）午前十時開議

(議案上程)

一 議案第四五号
二 議案第四六号
三 一般質問

日野市一般職の職員の昭和五十四年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
昭和五十四年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件
日程第一から第三まで

日程第一から第三まで

(議案上程)

- 日野市般職の職員の昭和五十四年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
昭和五十四年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
議案第四五六号
一般質問

日野市一般職の職員の昭和五十四年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
昭和五十四年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（秦正一君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十二名であります。

これより議案第四五号、日野市一般職の職員の昭和五十四年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂章君）　　議案第四五号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条に定める期末手当百分の百四十を、昭和五十四年六月期に限り百分の百六十プラス一律一萬円とする特例条例であります。この支給率は、六月十四日、職員組合と交渉の結果妥結したものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。よ

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よ

つて議案第四五号、日野市一般職の職員の昭和五十四年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四六号、昭和五十四年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂章君）　　議案第四六号の提案理由を御説明申し上げます前に、議案につきまして加筆をさせていただきたいと思います。条例の案文中に末尾に百分の……空欄がございます。その空欄に二百二十を加えていただきたいと思います。

百分の二百二十乗じて得た額とするというふうに提案いたしま

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
お詫びいたします。ただいま議題となつております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○ 本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって議案第四五号、日野市一般職の職員の昭和五十一年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四六号、昭和五十四年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

助役（野呂 章君） 議案第四六号の提案理由を御説明申し上げます前に、議案につきまして加筆をさせていただきたいと思います。条例の案文中に末尾に百分の……空欄がございます。その空欄に二百二十を加えていただきたいと思います。百分の二百二十乗じて得た額とするというふうに提案いたしました。

議案第四六号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定で、本期の支給率を百分の二百二十とするものであります。よろしく御承認のほどお願ひいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お詫びいたします。ただいま議題となつております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第四六号、昭和五十四年度六月期における日野市議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとお

りと市長もかわり、いろいろかわったわけでございますが、この趣旨は変わつておらない。特に現在の市長はその当時議員であったというところから、しかもこの策定の委員会の委員のメンバーであつたということにおきまして、私はやはりこの点につきましてはもちろん十分にその設定された内容等につきましても審議を尽くした一人であるというふうに感じているわけでございます。したがいまして、私がいまさらこんなようなことを言うということはどうも余り言いたくないことだし、それから特に「暮らしと命を守る」というか「命と暮らしを守る」というか、そういうたてまえをとつて、青少年の体位の向上ということ、あるいは維持とか、あるいは壮年の体位の向上ということ、やならなかつたことだし、やるべきであったということであります。ところが現実はどうであるか。十年ほど前に多摩川の河川敷に二面ばかりグラウンドを取つた。これはどうやら多摩川の河川敷が使えまして二万五千平米、二面のグラウンドを取得している。後ほど申しますが、これも一面だけで置いておくかどうか、これは実際にそこへ行ってみると、三面ないし四面はできるというふうに考へておるわけでございます。これは野球といつても軟式とソフトとかそういうものがありますから一概には言えませんが、軟式の場合には二面でしおが、ソフトボ

り可決されました。

次に日程第三、一般質問を行います。

五一の一、屋外体育場の整備についての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（三浦重春君） ただいま議長から御指名をいただきまして、五の一番の屋外体育場の整備についてといふことににつきまして質問をいたします。

これは私どもソフトボール等をやつております。どうも屋外の体育施設が足りないんではないかといふところからこの質問を出したわけでございます。

日野市は、いまから十年前、昭和四十四年ですか、一九六八年に策定した市の基本的総合計画というものがござります。これに書いてあるのを読みますと、「市民の体位の向上を図るために各種体育施設を整備拡充し、地域性に応じたスポーツの促進を図り、市民の健康を増進するとともに、青少年の健全育成に資すること」にするんだというふうに言つております。これはすでに十年前に言つてることでございまして、それからいろいろい

一の場合には三面は使えるというふうなことにおきまして、そういうことも踏まえてこれから質問したいと思っているわけ

でございます。

ちょうどさのうですが、総理府の何か調査がありまして、その発表が、ちょっとテレビを見たらテレビでやつていたわけで、いま体育ということは非常に重要なことでございまして、日本の国民の壮年等につきましてもその四八%は余暇を利用して体位を向上し、あるいは維持しようというふうにしているんだ、こういうふうに言われております。四八%の人人がそう思つているということございまして、ちなみに日野にとりましてば、何千人という人がやはりあくまでも体位を維持しようといふことで努力しているということとは、総理府の調査をまたずともわかることだし、総理府の調査によつてこのパーセントも現実性を見てきたということでござります。

そういう面から、私は借りやすい、快適な状況で運動場を使用できる、こういうようなことの面がいまかなえられていないんではないかというふうに考へるわけでございます。現在の状況を見ましても、学校の校庭を利用してこれを開放しているとかというふうになつております。一つ例を取りますと、中学校はまず一つには夜間のナイター設備があるところが一ヵ所だけ、あとは中学校は六校ばかりあると思うのですが、それは全部昼だけで夜は全然使えないというような状況でござります。そ

これから中学校においてすら日曜と祭日と、長期休業日ということは夏休みだろうと思うんですが、そういうときに、午前九時から四時まで、こういうふうになっているわけです。それから

小学校においては日曜、祭日、長期休日が、九時から十二時ま

で、十二時以降一時からは一般開放といいますか、子供の遊び場にすると、ということで、スポーツは一応シャットアウトされて

いるというような状況でございます。そういうようなことで、

あと先ほど申しました多摩川の二面のグラウンドだけ、ほかに

多摩平に公園がございまして、あそこで野球もやれますが、あ

そこは市の所轄ではなくして、たしか管理事務所に話ををして借

りるんだというふうなことであると思っております。こういう

わけで、私はいまこのようなときに日野のソフトボールのチー

ムがどのくらいあるか、大体、ちなみに概算でございますが、

女子を入れると百ぐらい、それから軟式野球にとつてはやはり

百ぐらいあるんじゃないか、二百ぐらいはあるというふうにに

らんでいるわけでございますが、この数はいずれも教育委員会

の方では大体承知をしているんじゃないかというふうに思いま

すが、そういうふうな数がありまして、それが大いに利用しよ

うとしているわけでございます。それで、そのことでこの問題

はどうしても二つの面がある。一つには消極面ではございます

が、現在の施設をどのように使つたら一番よく市民の要望

にこたえることができるか。それからもう一つには、積極的に

ひとつ場所を幾つかふやしたらどうだというふうな面が出でるわけでございます。この二面につきまして私は質問したいと思ひます。

まず一面の、一番初めに言いました消極的な方面ということにつきましては、第一点としましては、小中学校がスポーツ開放について時間の節を若干延ばして、より以上のものが使えるようになります。ちなみに、これを午前九時から十二時までやるというのが小学校の一般開放ですが、それが九時から十二時というと大体一つの試合か、あるいは一チームがやるというふうにすると二時間あれば大体どの選手もみんなまいっちゃう。二時間も駆けめぐつてやその日は終わりというふうなわけでござります。ところがそれを九時から一時まで、こういうふうにしますと二時間ずつ三時間でやるところを四時間にもつていけば二つのチーム、ないしは二組のチームが試合ができるんではなか、こういうふうな考え方があるわけでござります。すべてそういうふうに言いますと、中学の問題でもそういうことが言えるわけでございますが、時間を延長して、ちょっとと延長して、あるいは節をちょっととかえてよけいに使える方法があるんではないか、こういうことが一つ。

それから同じような意味で、ナイターにおきましても、六時から九時ということでおきまして、六時から九時といふと一

チームだけです。あるいは一つの試合。ところが十時までもつていくと六時から八時までと、八時から十時ということになると四時間ありますから、一時間延ばすだけで一組ないしは二組と申しますか、一つの試合とか、あるいは一組の練習のチームが延びてくる、こういうふうになるわけでおざいます。だから、そういうことを勘案することができるかどうか。これによつて現在の施設でも倍増することができます。だからもう一つには、積極的にいるわけでござります。それから、全地域に、たとえば中学校なら中学校で、七つあれば、一中がナイターの施設が前にあつて、もうそれから全然ほかにふえていないということですが、二中にもふやし三中にもふやし、四中、五中、七生というふうな中学にまずナイター施設を置くならば、毎日毎日ナイターを楽しむことができるんではないか。これも金がかかることですから一概に全部やるというわけにはいきませんが、一つ一つステップバイステップにやっていけばこれはできないことではないんじゃないのか。もうすでに一中ができるから相当の時間がたつております。遅まきながらここでそういうものを、中学なら中学を単位に一つづつどこかへつくつていったらいいんではないか、こういうふうに考えるわけでござります。

それから、まず、大体二十日ごろ市で体育課の方で貸し出すわけでございますが、借りる方と貸す方というので、確かに若干のニュアンスの違う問題があると思うわけでございますが、

ひとつ場所を幾つかふやしたらどうだというふうな面が出でるわけでございます。この二面につきまして私は質問したいと思ひます。

まず一面の、一番初めに言いました消極的な方面とすることにつきましては、第一点としましては、小中学校がスポーツ開放について時間の節を若干延ばして、より以上のものが使えるようになります。これはやはり問題がエスカレートしてくると、市役所のパブリックサーバン트的な要素が欠けているんではないかというところまで言わざるを得ないというふうなことにもなるんで、こういう点につきましてやはりあくまでも設備を増強するか、あるいは増加するか、しなけりやならない、こういうふうに思つておられるわけでございます。そういうふうな点でまだほかにいろいろとあります、それは後ほど聞くとしたしまして、現在の施設を増加することができないのかどうか、増加というのは現在の施設をそのままにしておいて、時間の延伸とか、そういうことを考えてみますが、それは後ほど聞くとした

かと私は思っているんですが、それをやる意思があるかどうか、その点が一つ。その中にナイターの設備も含んでいるということでお答えを願いたい、こう思うわけでございます。

それからもう一つは積極的な面ということでござりますが、これは近く桑園等が五十四年には日野に返ってくる。返ってくるというか、日野で買えるんだということでお答えを願いたい、これがあります。桑園が、ひとつ、来るに多分かなりの増加はあると思いますが、さらに、ほかに何ヵ所かあるわけですが、さういう面につきましてその土地を取得するとどうか、あるいはまた、その土地を利用して体育施設をつくる考え方があるかどうか、その二点にわたりまして質問いたしたいと思います。以上です。

○議長（秦正一君）

三浦重春君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君） 第一点の現在の施設を活用をもっとやつたらどうだ、それに関連して学校開放などについての改善の線が何か考えられないか。それでいろいろな御提案があつた、こういうふうに理解してお答えさせていただきたい、こう思います。

御存じのように、中学校はこれは初めからスポーツ開放でございましたけれども、小学校についてはスポーツ開放というのではなくて、もともとこれは遊び場開放という形でずっと続いて

それからナイターの問題ですけれども、これも六時から十時までは二時間ずつで二回できるじゃないか、これはナイターの場合はさらにいま言ったようなことに関連した困難性というものがあるわけでございまして、したがつて十時までというのは、数学的に言えば二時間なんで、十時までということですが、そのことできつと申しましたような理由で、やはり問題があるということと、もう一つは十時までナイターをやるということになると、地域の人たちのいろいろなひとつの不満、あるいはそういうようなものについての批判というようなものもかなり強いことは、現在の九時そのものでさえも一部分からも不満も出ている、こういうような状況でございますので、これを十時まで延長するということにはかなりの困難があるんじやないか、こんなふうに私たち実際やつているものから言うと考えておるわけでございます。

それからもう一つは、たとえば六月に貸し出すというような場合に、前月の二十日の日に必要の人に集まっていたときまして、そしてある意味でくじ引きのような形で、どこをどういうふうにするか、場所と時間というようなものをやはりくじ引きなどを割り当てている、こういうことでござりますけれども、これも、さつきも三浦議員も指摘されましたように、施設が十分であればこういうことをやらなくともいいんでございますが、それでも、不足である現在から言うと、それが一番公正にな

きたんでございますけれども、区民のスポーツに対する要望というようなものなどの強さを考えまして、ひとつ、その辺で改善してみようじゃないかということで、ことしは十校開放している、そういう形にどんどん漸進的にはそれに対応してきていくわけでございます。小学校のうちの十校ですから半分以上が開放しているということになっております。そういうことで今後もこの活用として場を広げていけないかどうかというようなことも、今後検討していくかなりやならん、こういうふうに思っております。

それから現在活用している時間帯の問題でござりますけれども、これにつきましては、たとえば小学校の場合、九時から一時まで延長したらどうだ、そして二時間ずつ、こういうことなんでございますけれども、二時間のいろいろの活用を見てみますと、二時間ではやはり前の準備とか、それから今度は後片づけなどを考慮すると二時間ではちょっと不満足で、不満足の形でもって二時間ずつで割り当てるのがいいのか、やはり少しは回数は少ないけれどもかなりたっぷりやつた方がいいのかというようなことについては十分いま検討はしておりますけれども、どちらかというと、いま言つたようにやはり三時間はとらなければやならないんじやないかというのが市民の声にもかなりあるわけでござりますので、いまは三時間という形で実施しているわけでございます。

つてくるんじゃないかというふうな考え方でございます。

それからもう一つは、そのときに集まつてきていたただくことによってお互に話し合いをして、じゃあ、ここのことにはこういうふうにしようとか、あるいは、じゃあ、そのときに私は外れたけれどもあなたのところとひとつ試合をしようじゃないか、そういうような話し合いが市民の中からそういうふうなものを大いに活用しながら円滑に運営していくというようなことを考えます。それから、それと同時に学校のスポーツ開放というようなことについての共通理解のようなものもお互いにできてきている。そういうことから前月の日を決めてそして集まつていただいて、くじ引きなどによって決めているという方法は、案外、これはたしかことしからやつた方法でござりますけれども、かなり市民のそういう方々のむしろ賛同を得ている面も少なくない、こういうふうに私たちは思っております。

それから、それに対して、つい、どうも貸し出すんだ、片方は貸してやるんだというようなことで不満があるということでござりますけれども、これについてもこれはわれわれもしそういう誤解を受けるとしたら、これは私たち大いに反省しなきやなりませんけれども、そういうことは極力戒めまして、そうではないやはり市民の方にひとつ公正に使っていただくんだという

ことと、それからもう一つは、やはり基本線としましてスポーツマンとしてのマナーなどをひとつ守って、規則正しく、ひとつ規律正しく使ってくださいと、うようなこともお願いせざるを得ないわけでございますが、そんなようなことをお願いしながら、むしろ学校開放というようなことについて、私は一步前進しながら実際に即しながらここまでやってきているんだ、こんなふうに理解しておりますが、今後不足の点については御指摘の点などを十分ひとつかみしめさせていただき、そして関係者でもってまた検討していってみたい、こう思っております。

以上です。

○議長（秦 正一君） 続いて中学校のナイター施設の計画。

○教育長（倉又秀作君） 中学校のナイター施設の問題ですけれども、いま一中だけがあるわけでござりますけれども、これは前からお願いしておりますように、七生地区に一つお願ひしたい、こういうふうに考えてその方向でいま進んでおりますけれども、これは七生に、今度は南平体育館ができたりなんかして、地域的ないろいろな構成からそこが一番いいのか、あるいは三沢中学というようなものを考えた方がいいのか、しかし校庭の広さなどありますのでその辺については検討させていただきますけれども、いまのところは七生中学にナイター施設をお願いするという方針でいまきております。あそこは、た

しか排水なども非常に悪かったんですけども、最近はそれを改良していくいただいておりますので、その辺の改良と伴ってナイター施設のようなものも進めていただけるんじやないか、こんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 一点目の今後の計画につきましてお答え申し上げます。

大きく分けまして四つ計画がございます。一つは御指摘の中にございました桑園の跡地でございまして、これは下水道処理場の上に公園をつくる計画でござります。これが九・五タール、陸上競技場と野球場、体育館などを中へ含める予定でございます。その次に北川原公園でございまして、これは下水道処理場の上に公園をつくる計画でござります。ここに八クタールでございまして、野球場、テニスコート、そのほか多目的なフィールドといたしまして、いろいろな運動ができるような、いわゆる広場を設置したいと考えているわけでございます。三番目に東光寺の現在河川敷でございますが、谷地川の改修に伴いまして利用できるような計画でござります。ここには野球場をつくる計画でござります。四点目といたしましては、落川の多摩川との境でございますが、ここ河川敷にも将来野球場を建設したい、このように考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） 第一点の設備のそのままにおける、何というか、増強ということにつきまして教育長の説明を受けたわけでございますが、これは確かに近隣のものが迷惑をするとか何かということは、教育長、それは自分で考えたことだと思うんです。私はいまのところは一番よく知っているんですよ。近隣というものは私の部落なんですよ、そうでしょ。それで、あとは全然別なんだよ。そういうことで私は一番よく知っている。その人たちが果たして反対をしているかどうかといふことは、その地区に意見を聞いてみたらわかると思うんですね。だからそういうそを言っちゃいけない。本当のことを言つてください。たとえば部落で反対があるなら私は自治会長ですから一番先に受けとめてやらなきゃならないんです。ところがそれはない。そういうことで、それはいかにも反対があるから、十時まで延ばさんだということはもう少し調査をしなければならないんじゃないかと思うんです。いいですか。そういうことです。

それからもう一つ、野球は、野球というか、ソフトボールを例にとりますと、二時間じゃ少ないんだ、三時間ぐらいはなければと言いますが、ソフトボールをひとつ例にとりますと、野球試合の場合には大体一時間十分から一時間二十分—七十分あればもうちゃんと七回までできるんです。そのぐらいにやつていて、たとえば試合で連盟とか何かがありまして、それが借

りている場合には一日に五回も六回もそれを使つていいわけなんです。それは使えるんです。そういうわけで、私は二時間あれば十分だというふうに考えるわけでございます。だからその点を二時間ではだめなんで三時間なきゃいけないんだと言うんだったらよく聞いてみてください。これも私は五十一チームのソフトボールのチームをやっておりますから、それでその人たちの意見を集約してここに出してきたんです。だから多分二時間なら大丈夫だということを言つていてるんですから、日野に九十チームぐらいあるだろうと思うけれども、その中の五十一チームぐらいが、それは多いにこしたことはないと言つてますが、どうしても足らない場合、だからスポーツ施設が、これから企画財政部長の問題に移りますが、そういうふうに企画財政部長が言うように、ものが全部でき上がり始めた時に、しかも人口がいまのような状況の場合、これは三時間でもいいです。四時間だつて構わない。むしろ飽くくらいにできると思うんです。しかし、いまの状況で苦労をして、何というか、足らぬところをお互いにやるんだというところから考えれば、これは時間を縮小するのがいいんだ、もともと一時間や三十分で次交替だなんていうわけにはいきませんが、やはり二時間あれば十分であるというふうに考えていいわけでございます。それを何か夢のように、もう、二時間じゃ無理なんだ、三時間なんだというようなことでは納得ができないというわけで、そういう

わけでその点はひとつ了解して検討してもらわなきゃならないと思つています。

それから二十日にやることはこれはいいんです。やつちやい

けないっていうわけじゃない、大いにやるべきだし、またやらなきゃどうにもならない。それで、スポーツをやるもののが一ヵ所に集まつていろいろと話し合うことは結構だと思うんです。

これは結構であると思うんです。ただ、二十日だけで集まるから問題が起る。一つ言いましょう。そうすると二十日だけで集まつてキャンセルになつたらどうするんだということになるわけです。一週間前までに言つてこいということで一週間でキャンセルするということがあるけれども、それを一体どこへ貸しているんだ。発表しないんじやないかとすることを言わざるを得なくなつてくる。だから会つて話をするということは非常に結構なんだけれども、それをさらに突き進んで、じゃあ一回会つただけじゃなくて途中でキャンセルなんかがあつたときも、

今度はいままではみ出したのもありますからそれを呼んで、それで「皆さんこういうわけでキャンセルが三つあります。それをここに使ってください」と言えばいいんだけれども、今までそれをやつたためしがないでしょ、ないわけですよ。だから問題が起つて、パブリックサーバントに欠けているんじやないかというような気持ちまで言わざるを得なくなつてくるということなんで、キャンセルの場合は一體どのように処理し

こつと金が出てくるんです。そういうふうに、立場ですから、もう四億三千万あれば幾つできるかわかりやしない。そういうわけでもう少し前向きな姿勢で取り組んでもらわないと困るわけなんです。それが一点です。

それから企画財政部長の話を聞きますと、これは私聞くのはやはり思つたとおりでございます。ただ心配なのは谷地川でございます。この谷地川はいまは西の方にずっと流れてきて多摩川を渡つている川なんですが、現在、着々と進行中であった工事がもう落成しかけて、ある程度わかっているわけです。それによりますと日野の分のど真ん中へ入つてきているわけです。日野の分のど真ん中へ……。そうすると日野の分のど真ん中へ入つて、しかも接点が谷地川の今度行つたところがいままでできている堤防のところまで。そこから下はできてないんです。そうすると上は廃川敷になつても下は河川敷だといふうな状況になるかどうかです。そこらが非常にむずかしい問題があると思うんです。それで、しかもその上の方は八王子が埋めちやつたから八王子に使わせてくれというふうに言われたらこれはもう立川の二の舞、立川の二の舞といふうは、いまから八年ぐらい前に、たしか立川で公園をつくるというときに、いまっぽに立川の方でつくって運動なんかやつております。あそこはほとんど大部分が日野の地域なんです。そして一応立川が許可を申請してきたから、日野に使わせてく

れるならばいいだろうというようなことでこたえたわけですが、できてしまえば日野の人はほとんど行かない、ほとんどとか、全然行かないでしょ。そして立川の人気が悠悠と遊んでいく。日野の地域でスポーツの公園みたいなもので遊んでいると、いうふうな状況があると同じように、谷地川を境にして向こう側が八王子だということになれば行政地域が日野であろうと、八王子でやはり埋めたら——いま、これ土を盛つてますよ。これは盛られてしまえば権利や何か向こうに移っちゃうというふうにならざるを得ない。そうなると今度はそれからその谷地川から東側ということになるとかなり狭くなつてくるということござります。だからその点はどう煮詰めるか。それでしかも一番お金がかからないのがここだと思うんです。あとは金がかかりますよ。桑園も金がかかるし、それからどうも古いによるとちょっと時間がかかりそうな場所です、これは……。それから下水道の処理場なんていうのは、もうそれこそ大分先のこのような話になります。それから落川の多摩川というのはこれも案外早いかもわからない。これはなぜかというと東光寺の場所と同じだからです、これは早いんです。それでしかも同じに金がかからない。金がかからないといつていうわけじゃないけれども、用地を買う金はかかるといつていうわけです。それで当然どうしても増加をする、こういうふうにやつて、今までのよう古いところでいろいろ一生懸命がちゃがちゃがちゃがちゃ

ているか、これを示してもらいたいと思うんです。そういうことで、とにかく前向きの姿勢でやらなきゃならないと考えているわけです。

それからナイター施設も七生には一ヵ所ということは、日野に一ヵ所あるから、七生に一ヵ所置くんだというような考え方だろうと思うんです。それではいけないと思うんです。とにかく学区を単位にして中学を一校単位にするならば、一中から五中、七生中学あるんで、そういうところを全部やるような段階的な仕組みでやらなきゃならない、こういうふうに考えているわけですが、段階的な仕組みを全然やらずに七生を頼んであるんだけれども、どうもこのごろ体育馆ができうまくない、どこかにしようか、それでといつたって、それも、一中ができるから何年たつてるんですか、七生まで……。それを毎年言つてることで出すはずなんです。なぜかとすると後から言わせてもらえば、これはいっぱいほかにも出しているんですよ、重点の場合に。もちろん重点でしょ。公園をつくる、そこへつくる、一億六千万円、はい、ばん。これは借りて持つてくるんですけど、つくる。それから、自然公園をつくる、緑地、四億三千万、ば

込み合ってやっているよりも、ばんとひとつ離して多摩川の河川敷に日野市が有山さんの時代ですか、つったあのようなのを早くここへつくってやれば、これはりっぱに使えるわけです。これは多摩川の、たとえば河川敷というか廃川敷になっているか知りませんが、谷地川の向こう側、あなたが見たことがあるかどうか、そこいらのところを聞きたいと思うんです。あれは八王子に確保されかかっていると言つても何か考え違いじゃない。しかも八王子ではあそこへ、たしか公害工場が、何か持つてくるというようなわざも聞いているわけですが、何か、あそこは早く手を打つとか、つばをつけておかないと日野のものにはならなくなっちゃいますよ。日野のものなんだけれども八王子に持つていかれちゃうぞということを一言言つておきたいんですが、その点についての御回答も願いたいと思います。

○議長（秦正一君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）　たとえば幾つかあったかと思いますが、一つは、前月の二十日の日の貸し出しについてのやり方については、さっきも申しましたように新しく出発した一つのものでござりますので（「いいんだ、いいんだ」と呼ぶ者あり）その辺をひとつ御理解いただいて、いまおっしゃったようなキャンセルした場合どうなっているんだということについては、これは基本的には貸し出しはすべて公正にやらなきゃ

ましてお答え申し上げます。

一つはあの土地が果たして廃河川敷になるのかという御質問でございますが、このことにつきましては実は昨年末でしたか、建設省が河川環境財団というところへ多摩川の将来の計画を立てるマスター・プランを委託いたしまして、その最初の案ができまして私どもへ相談がございました。そのときには、見ますと、河川敷のままでやるんだというような計画になつておりまして、私ども、あわてて建設省、あるいは河川環境管理財団へ申し入れましてこの部分は外してほしいということをお願いいたしました。その結果、その部分が外れることになつております。ということは、廃河川敷になるというふうに私どもは理解しているわけでございます。

続きまして、谷地川の西の方、つまり八王子の方はどうな

かということでございますが、実は、この点は、私ども西の方に野球場などをつくるうといふには考えておりませんでした。すべて東の方だけを考えておりました。これは一つにはあそこの地形を地図でごらんになるとおわかりいただけますが、いま堤防をつくっておりますところと、それから八王子、日野市との市の境界が非常に近うございまして、つまり、ちょっと細長い形で日野市分が西の方へ張り出している、このような形が一つござります。その点と、もう一つは、立川の例をお話しいたしましたが、この谷地川の場合も川の河口にも橋でも

ならん、その線で対応しているつもりでございますけれども、いろいろまた細かいことでそういう問題があれば、その公正の線に沿つてあるかどうかというようなことで検討はしてみたい、こう思つております。

それからナイター施設の問題でございますが、これは私少し、余りにも部分的にとらわれたわけでございますけれども、これは私、当面の問題といつもりで、まずいま問題になつてているのはそこなんだ、こうことで申し上げたわけで、それ以上、さらに、それじゃあ各中学にナイターを全部整えるのがいいのかどうかということについては、これはそこまでの需要が案外あるかどうかということもある程度考え方なりますが、さらに、そのことについてはもう一つ二つ、あるいは北部地区にもう一つぐらい、あるいは二つ二つ、あるいは南部地区にとえば二中とかそのあたりをもう一つぐらいできれば、これは案外いいのかもしれませんけれども、その辺のことについては、ひとつ十分検討させていただきたい。しかし、当面の課題になつているのがさつき申しましたような七生中学のナイターであるということで御理解いただきたい、こう思つております。

それから、二時間がいいか三時間がいいか、この問題についても現実に即してもう少しひとつ検討させていただきます。

○議長（秦正一君）

企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）

東光寺の計画につき

かけられればいいんですけど、そうじゃないと、どうしても境界は日野分になつていても何となく感じとして八王子分のような感じ、あるいは八王子の市民の方が、どちらかというと使いやすくなつてしまふ、このようなこともござります。しかしながら、いま御指摘がございました内容を十分私どもさらに検討させていただきまして、早くつばをつけておけということでございますので、日野市として損のないよう検討いたしまして急に、いわゆるつばをつけるかどうか、その方が日野市に得かどうかということを検討いたしまして、そのような結論に達しましたらなるべく早く八王子と協議をいたしたいと考えております。以上でござります。

○議長（秦正一君）

三浦重春君。

つきましては、これは確かにガラス張りが一番いいんです。もうすべて物事はガラス張りにやらなければだめなんだというふうに私も考えているわけです。それで大体私が質問したのも、ガラス張りでなかつたからこういう質問が出た、そういうふうに認めてよく考えてもらいたいと思うんです。これはうちの方の関係で年中行くんです。それでいつも何かぶつぶつ言いながら帰つてくるんです。何だと言うとどうもそういうことなんですね。何かガラス張りでなく不明瞭だと、基準がないんです、基準が、決めるに……。やはり確かにいろいろ書いたものが幾つ

があるんです。だけれどもこれですらおかしいんです。たとえば中学校の施設の開放に関する規則というのがあるんです。それで、先ほどから私が小学校は十二時までだって言ってたよね。

教育長もそういうふうに言つてたよね。ところがこれを見るとそうじゃないんですよ。これは実際のことだからそう言つてたんです。ところが、これを見ると、別表で六条の関係というので別表があると思うんです。それを見ますと、校庭の開放には

いわゆるスポーツ開放と遊び場開放がある、遊び場開放は校庭を開放するんだ、それからスポーツ開放も校庭を開放するんだ、小学校です。校庭は日曜、祭日、長期休業期間の午前九時から午後四時までとなつてあるんです。これはスポーツです。ところが今度は、同時に遊び場開放のところには日曜、祭日、土曜日、これは夏期休業中は除くんです。だけれども、これダブつているでしょう、日曜、祭日。土曜日だけは別ですが、日曜、祭日はダブつっているわけですよ。それで、一時から四時までと

いうんです。そうすると一時から四時がダブつているでしょう。これは同じところでだろうと思うんです。小学校の子供はたとえばどこかで遊んでいて、野球はこっちでやれというんじゃなくて同じ場所でやれということだろうと思うんです。そうなるとダブつているというのがおかしいんです。危ないからダブらせないようにならんだといふうに前から今まで言つていたのが、初めからダブつているということはこれはおかしいとい

すというんだつたら言つてもらいたい。言つてももらいたいんです。それを言わないような状況で、確かに認めるならばどんどんついてつくらせるというふうにすることが大事で、まず七生と言わずに六校でも何でも、まず中学なら中学を単位につくつていただきたい、こう思うわけです。

それから八王子の点です。これは橋を渡るとわかるんですが、あそこに奥住議員もいますが、すぐそばです。あれは何と言つたって日野の方が近いですよ。それで、あそここの橋を、笠松というのかね、あの松のところまで行く道がこうあります。昔の人は知っているんだけれども、その道を渡るとすぐに谷地川のところの橋がかかるはずです。そうすると、そこにこっちには道がないんだよね、奥住さん、こっちにあるんだよね、道ができるてるんだよ。そうすると日野から行けばすうーと行ってこり回つてくればもう向こう側は運動場なんです。それでしかもひょろ長いようだけれども、これははかつてみると相当広いんです。その河川敷まで相当広いです。私、歩いてはかつたんですから正しいと思うんです。ここへ二面できます。二面できる余地がちゃんとある。だから、何とか、先ほど言いましたとおりつばをつけておけというのはそこいらのところで、ひとつ八王子の方と余り向こうでやつちやうと、今度はこっちの日野でじや貸さないというとどうも気まずい思いがして、後で八王子にも恩になることもあるんですから、やはりそれを笑つ張る

うんで、この規則それ自体が変なんです。そういうことで、これは一つの例ですが、規則にそういうおかしいところがあるようだけれども、それよりもやはりガラス張りにすべきである。それからキャンセル等につきましては十分ガラス張りにして、そして有効に使わなきゃならない。だれが使ってんだかわからぬといふような状況でキャンセルを使うようではまずいんだ

ということを言いたいわけです。

それから七生中学を第一番というのはわかるわけで、これはぜひどこでもいいから、ひとつ、ふやしてもらえばそれだけ住民が助かるわけでございまして、何か全部使うと余っちゃうなんて言つてゐるけれども、これは余るということはないと思うんです、まずとりあえず……。だから全部余れば体育設備といふのは野球とかソフトボールだけじゃないんです。庭球だってできるし何だつてナイターでできます。設備をつくればできるんです。だから、そういうわけでやはり余るということを考えずに、どんどんつくつてしまつというような気持ちで、つくつてやるのはおたくの担当なんですから、だからおたくの方でどんどん言わなきゃ市長の方は知らんぶりしているんです。（笑）だから、おたくの方でどんどん言つていく。もつとも、何かこんなものは問題じやないんだといふんなら一言言つてもらいたいと思うんです。こんな社会体育なんてのは問題じやないんですと、そんなものもつとほかに教育委員会は仕事がありま

だけ突っ張つて後は知らん額ということじやいけませんので、突っ張るのも突っ張り方があると思うんです。そこで、まずうまく突っ張つて、そしてこれはやはり日野の境だからといって取るというふうにした方がよりベターであると思うんです。あんまりぎこちなくなつて、後でああ日野はあそこで大分骨を折らせてひどい目に遭つたから、今度はこっちはダメですよと言わると困るところもありますんで、そこいらを考えながら他市との協力はしながらとつていただきたい、こういうように思つわけです。

以上、要望になつてしまつましたが、そういう点でお含みを願いまして、「終わり」と呼ぶ者あり）ひとつ、地域社会の発展のために、しかも七六%も一三分の二ですか、三分の二は余暇を楽しみたいと言つてゐるんだ、それで、そのうちのほとんど、三分の二の八〇%は何かスポーツとか何かをやって楽しむたいといふうに市民、國民が言つてゐるということを現実にとらえまして、その点スポーツの広場をまず第一に施設を充実して、いまの施設を十分使ってよりよくやれる、さらには、いま言つたような点で考えながら、何とか、さらに市民のために施設をふやしてもらいたいということが私の願望でござります。以上でござります。以上です。（「終わり」と呼ぶ者あり）

場の整備についてに關する質問を終わります。

お詣りいたしました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩 午後 一時二十二分再開
休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（秦正一君） 一般質問五の二、児童、老人の遊園地確保についての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（三浦重春君） ただいま読み上げました児童、老人の遊園地確保についてということで質問いたします。

この児童、老人の遊園地確保についてというのをどうして質問するんだということをございますが、これはきわめて土地区画整理とか、あるいは都市計画、あるいはまたその他団地造成等によってよくできているところもあり、また、その中に若干の問題点もあるし、また全然処理していないところのもものもあると、中におきまして、今までこの点につきましてどのような考え方を市の方で持つてたか、ということの中から

引っ張り出してちょっとお聞きしたいと思うわけでござります。

一応、市の生活環境の整備というところに入ってくるわけだと思いますが、公園綠地についての考え方というものを一応読んでみますと、これも総合計画の一端といいますか、一つにあ

るわけでございますが、まさしくもともなことが書いてあるわけです。「急激な宅地化により自然美が失われつつある今日、

公園綠地は市民の憩いの場として積極的に確保、整備されなければならぬ。現在、区画整理地域内においては、それぞれ地域に応じた公園綠地を設けているが、今後もできる限り保存するよう努力する。それからなお、児童遊園地、スポーツ公園等の建設についても強力に推進し、潤いある市民生活が営めるよう配慮すること」というふうに一応計画で出ておりまして、

なお、これにつきまして都市計画公園とか綠地とかといふものについての位置とか面積に対しても再検討の必要があるんだ、な、施設の整備といふものにつきましては、公園としての単独事業及び区画整理事業によって整備する団地造成者には、公園綠地を整備するよう指導していく、要するに、公園綠地として単独事業でやつてみたり、また区画整理事業によってそのものを整備したり、また団地造成者に対しては公園綠地等をセットしてよく整備するようにといふことが言われているわけでございます。そういうわけで、これにつきましてやはり区画整理とか、あるいは団地造成、その他によつてできる限り確保する

ように努力するんだというふうに言つておりますと、計画公園とか、あるいは団地造成等に求めている場合には、これはそのとおりどんどんやらせ、また児童公園の児童遊園地についても同様の設備をしていくんだということを何回も各所にこれを言つてゐるわけでございます。現状を見ましても、その当時は十年前のことになりますが、その当時の現状を見てもやはりもう少しすでに児童公園というものはばつぱつできかかっておりまして、非常にそれにつきましていろいろと取りざたされておる。たとえば児童の遊びといふものは一つの児童の生活である。健全な遊びによつて健全な社会の一員となるべき基礎が培われていくんだから、遊園地は十分確保しなきゃいけないんだ。ところが現状を見ると、何といふか、憩いの場とか、あるいは遊びの場とかいうものが非常に困難になつてきておる。健全な遊びによつて個人が土地を所有しておきわめて困難である。ということは個人が土地を所有しておつて、それを借りると、それが実際に借りられるかどうかわからないし、また永続性のある借り方にはできないだろうというようなことの中で、永続性を保証し得ないといふふうな状況の中で、市の方では極力、区画整理、あるいは宅地造成、その他の方法によつて、幼児、あるいは児童の遊園地を確保するんだ、こういうふうに言つておるわけなんですか。

これから考えまして、一つ問題が出るんですが、区画整理において遊園地、その他を確保するということで、多摩平、それから旭が丘とか吹上、神明上、そんなようなものが区画整理されているわけでございますが、その遊園地とかそういうもののセットを見ますと、多摩平といふのは非常にいいんです。何か、第九公園とかいって第九までありますが、それが各所にうまく配分されている。これは宅地を造成するんだ、宅地を造成するには住民が張り込んでくるんだということで、その張りついた住民をどういうふうに遊ばせるかといふことの中から、専門点に考えまして、非常にいい公園が各所にできているといふふうに考えられるわけです。ところが、旭が丘へ行くと、もうそろそろ違つてきている。旭が丘へ行くと幾らかよさそうなかどうだか知りませんが、何となくうまくできない。それから、吹上等もやはり同じなんです。そういうふうに考えまして、それでは反面、百草、高幡の方は非常に確かによくできている。そうなると公団の区画整理事業については、市に協力したっていうか、非常に市の思つたとおりやつていい。ところが市自体でやつて、区画整理とかそういうものに対しても、非常に、何といふか、むらがあるということで、これはやはり市自体が区画整理をするについて、よほど考えなければならぬ

いというふうに考へるわけでござります。ちなみに、神明上の区画整理事業の公園緑地のセットを見ますと、皆さん、すでに御案内のとおり、そこに中央公園があります。その中央公園は確かにりっぱであります。しかし、これは見てりっぱだというだけで、将来どれだけのものが利用できるかというと、あんまり利用者がいないんではないか。多分、この地区に住民が張りつけば利用する人もいるだらうと思います。しかし、余りりっぱ過ぎるということが言えるんで、それならもっと、この地区を何かほかのものに利用するとか、あるいは先ほど聞いたような運動公園にするとかいうふうにした方がよりベターではないかといふうに考えられるわけでござります。しかし、実際にはやってしまったのでやむを得ないわけですが、その反面、たとえばこの神明上の区画整理の事業を見ますと、神明上の上の方とか、あるいは実践女学校の横にあるとか、向こうの方にあらる方はわりあいにいいんです。今度は神明上の下ですね、いわゆる日野の駅から加組、仲町、谷仲山、こういうふうに考へてみますとそこには公園が一つもないんです。それで、しかも将来とも張りついた人口というのは、やはりかなりのウエートがある人口が張りついている。こういうふうに見受けられるわけなんです。そこで、やはり公園というものを計画的にセツトするならば、これは自然公園とか何かの山の幅を公園と見れば、これは一つの公園かもわかりませんが、あそこは平らが一点です。

それからもう一点は、たとえば南平の方に南ヶ丘というのがあるんですが、あそこはごく最近造成されたもので、五つばかり公園があるんですが、きわめてよくセツトされております。したがって子供が遊んだりなんかしておりますが、非常によくセツトして、公団とかその他と同じような仕方でセツトしてあります。たまたまその横の南平台とか、あるいは鹿島台、あそこいらへ行くと全然セツトしてない。もう公園がない。そこでやはりそういうところは公園をセツトしてやらなきゃならないんじゃないかな。鹿島台等においても、実は下にかなりの面積の遊び場になり、公園になり、スポーツ広場になるような場所があるわけです。あの場所等につきましては、やはり坪幾らぐらいいするか知りませんが、やはり交渉の仕方によつては購入できるんではないかと思います。そうすれば地域の運動広場にもなり、また公園にもなるということで非常にいいわけでございま

じゅありませんから、人は遊べないわけです。ただ緑を守る点において有効であるだけで、人の遊べないようなどころでは、公園とはそういうものにはちょっと不向きだというふうな考え方から、一応限定をしていけば、下の方のかなりの面積である駅からずつと山のすそを通つたところの場所が、公園が一つもないということであるわけです。これは前々から公園がないのはおかしいぢやないか、というふうにも考へておりますが、何回か言つたわけですが、また請願にも出たわけでございますが、何ら処置がされてない。こういうところに、いわゆるその他の方法によつてというような考え方を持つならば、当然買収とか、あるいは保留地をどうするとか、これは保留地はいづれにしても処分しなけりやなりませんから、買収になると思ひますが、方法をとるか、そういうふうにしてやはり公園をセツトしてやらなければやはりまずいんぢやないか、というふうに考へるわけです。そういうふうに神明上についてはちょっと、何というか、なぜか、こういうふうに考へられるわけですね。そういうふうに神明上についてはちょっと、何というか、なぜか、こういうふうに考へるわけですね。そういうふうに考へるわけですね。山下公園なんていうのがあります。あれは高速

道路の下をただやつただけで、本当に砂とコンクリートのかたまりの中にあるといふうなことで、これではやはり公園、あるいは児童遊園地の使命をなしてないんではないか、こういうふうに考へるわけで、あれは例外として「ない」というふうに見て一応考へてひとつセツトすべきではないか、というふうに考へたわけでござります。ほかにも気づけばそういうところが出てくるんではないか、と思つておるわけでござります。これが一点です。

それからもう一点は、たとえば南平の方に南ヶ丘といふのがあるんですが、あそこはごく最近造成されたもので、五つばかり公園があるんですが、きわめてよくセツトされております。したがって子供が遊んだりなんかしておりますが、非常によくセツトして、公団とかその他と同じような仕方でセツトしてあります。たまたまその横の南平台とか、あるいは鹿島台、あそこいらへ行くと全然セツトしてない。もう公園がない。そこでやはりそういうところは公園をセツトしてやらなきゃならないんじゃないかな。鹿島台等においても、実は下にかなりの面積の遊び場になり、公園になり、スポーツ広場になるような場所があるわけです。あの場所等につきましては、やはり坪幾らぐらいいするか知りませんが、やはり交渉の仕方によつては購入できるんではないかと思います。そうすれば地域の運動広場にもなり、また公園にもなるということで非常にいいわけでございま

すが、なお南平台の方につきましては、たまたまあそこの団地は完全なる団地づくりで、うちをぎっしりつくつておりますが、あの中段の一番西側に二百五十坪か三百坪ぐらい公園になるような土地があるわけでござります。これは非常に安い値段で買えるというか、そういうようなくわざも聞いているわけでございまして、やはりそういうふうに考へてやらないと、これはそのままの土地が防火演習とか、防空演習はないんですが、防火演習とか、防災の問題とかに関しまして逃げ場がないんです。全然逃げ場がなくて非常に困つてゐるといふうな状況なので、いまは南ヶ丘のところに若干逃げ場ももちろんありますが、あれはいずれ宅地ができ、宅地というかうちができてしまふといふことになると、全然逃げ場がなくなっちゃうわけでございまして、四百二十世帯ばかりありますが、四百二十世帯の者が一体どこへ逃げるんだといふうことになるわけでございまして、やはりそこいらにも広場をつくつてやらなければと思うわけでござります。これは、私は知つてゐるところのものを言うわけなので、知らない場所にもいっぱいそういうところがあるんですね。ないかと思うんです。そこで、やはり市で金がないと言われればそれまでなんですが、私は金がないとは言わないはずだと思ひます。というのは、公園緑地というのを取得するとか、児童遊園地はちょっととかつこうは違うけれども、やはりあくまでも都市計画税等によつて得られるものではないか、こういう

ふうに考へてゐるわけです。ちなみに去年、ことしの都市計画税の使い方をちょっと見ましても、去年は当初途中で税率が変わりましたんで、当初予算を見ましても、四億五千九百万円の都市計画税が入ってきた。それにいろいろ使いまして実質都市計画税が一億一千二百万円だけはよけいにかかっているということで、まあまあ都市計画税の目的を達していると見るんです
が、本年のを見ますと税収が完全に値上がりしたというような関係から、七億五千九百七十五万三千円、これだけの都市計画税が入ってきた。これに対しまして一応都市計画総務費とか、その他ずっと全部を入れますと十一億五千七百八十九万二千円ですが、これに起債等を差し引きますと、七億一千三百六十九万二千円で、四千六百六万一千円のまだ不用額がある。不用額があるということでおかしいんですけど、使い残りがあるというふうなことで、これはそういうことになるとと思うんです。そういうふうにして、しかもこの中には、買っているのは、公園とか緑地にすいぶん金を使っているわけなんです。先ほどもちょっと口で言いましたけれども、日野の中央公園には一億八千八百万円の金を使っているわけです。それから緑地、いわゆる日野緑地を買うのに、四億三千五百二十九万五千円というものを買っているわけです。緑地は、実を言うと、確かに日野市の全般的に考えれば、考え方によつては必要である、これはいいんだというふうになるかもわかりませんが、緑地を、四億三千五百円で言いましたけれども、日野の中央公園には一億八千八百万円の金を使っているわけです。それから緑地、いわゆる日野緑地を買うのに、四億三千五百二十九万五千円といふものを買つてゐるわけです。緑地は、実を言うと、確かに日野市の全般的に考えれば、考え方によつては必要である、これはいいんだ
数年間の間に七生の丘陵地が開発をされ、一方日野の地域におきましては、市施行あるいは組合施行という形で、区画整理事業を進めて町づくりが進んでおるわけであります。七生丘陵の場合の、つまり宅地規制法が施行される以前の開発につきましては、全く野放しと言える状況であります。大変残念であります。しかしながら、市民が定住されて、何とか広場なり公園が欲しい、これもまた当然とも言えるわけであります。
一例に言われましたような、鹿島団地の相当面積の空き地があります。これは開発をしたいという意向もないわけではないようですが、あそここの開発に仮に5%程度の公園というものを、その当時、施行者において考えられましたならば、あの程度の面積は残ったことになるだろうということも言えるかと思つております。なるべくこれから御指導の中で、地域のために提供をいただく、こういうふうにお願いをしておつております。
それから、いま言われました南平台でありますとか、連なつておる地帯も同様野放しでつくられた団地であります。災害上にも懸念も多くありますし、今後の課題としてなるべく広場、公園を保つていきたい。原則的にはそのように考えております。それから、日野の区画整理地域の中で適正なところもあるし、適正でないところもあるというふうな見方を言っておられます
が、これはその当時の施行者がそれぞれ定めて議会等の承認を

ですが、これに起債等を差し引きますと、七億一千三百六十九万二千円で、四千六百六万一千円のまだ不用額がある。不用額があると、いうとおかしいんですが、使い残りがあるというふうなことで、これはそういうことになると思うんです。そういうふうにして、しかもこの中には、買っているのは、公園とか緑地にずいぶん金を使っているわけなんです。先ほどもちょっと口で言いましたけれども、日野の中央公園には一億八千八百万円の金を使っているわけです。それから緑地、いわゆる日野緑地を買うのに、四億三千五百二十九万五千円というものを買つてあるわけです。緑地は、実を言うと、確かに日野市の全般的に考えれば、考えようによつては必要である、これはいいんだというふうになるかもわかりませんが、緑地を、四億三千五百

万円の緑地を一場所にほつんと買うのがいいか、あるいは児童遊園地とかあるいは他の公園についてもほつぼつあつちこつちに困っているところもあるというところで、それを買うのがいいか、これは、いわゆる目の向け方にあるというふうに考えているわけでござります。私はやはり公園を一場所にほつんとつくるんじゃなくて、やはりぽつぽつぽつつくつくておいて、これは当然、しまいには、どこかに一場所になんていうこともあるかもわかりませんが、いまの状況では、造成地だけでもほかに何か公園を買うちこころがあれば買っておいて、いまのところはまだこういうところにつくらないで、運動広場にした方がいいというふうな考え方を持っているんで、そういうふうな判断をするようになるかもわかりませんが、いずれにいたしましても、やはりそういう金を使うのも一つの方法でありますと、やはり現在困っているところを幾つか見て、それで年次的に一つずつ解決するのもう一つの考え方ではないか、こういうふうに考えております。

以上二点にわたりまして質問いたしましたが、この点につき

○議長（秦正一君） 三浦重春君の質問についての答弁を求めます。（「総務部長」「児童課長」「休憩」と呼ぶ者あり）市長。（笑声）

○市長（森田喜美男君） 町づくりの上の広範な御質問であるわけですが、日野市の場合は、御承知のように、二二一

数年間の間に七生の丘陵地が開発をされ、一方田野の地域にござましては、市施行あるいは組合施行という形で、区画整理事業を進めて町づくりが進んでおるわけであります。七生丘陵の場合の、つまり宅地規制法が施行される以前の開発につきましては、全く野放しと言える状況でありまして、大変残念であります。しかしながら、市民が定住されて、何とか広場なり公園が欲しい、これもまた当然とも言えるわけであります。

一例に言われましたような、鹿島団地の相当面積の空き地があります。これは開発をしたいという意向もないわけではないようですが、あそこの開発に仮に五%程度の公園というものを、その当時、施行者において考えられましたならば、あの程度の面積は残ったことになるだろうということも言えるかと思つております。なるべくこれから御指導の中で、地域のために提供をいただく、こういうふうにお願いをしたいと思つております。

それから、いま言われました南平台でありますとか、連なつておる地帯も同様野放しでつくられた団地であります。災害上

いたたいて決まつたことがありますから、いまさらどうこう言
っても始まりませんが、やはり、これも同様に基本的にはなる
べく日野緑地等は御協力が得られるものにつきましては、将来
に永久に存続できるようにしていくことが望ましい。これは恐
らく市民の一一致した御意見だろう、このように思つております。
いろいろな形で、必ずしも秩序のある開発が全地域に進められ
たということじゃありませんから、当然ちぐはぐはありますけ
れども、全市的に考えますならば、日野市の場合は、これから
十分町づくりをかなりりっぱにやつておける、こういう可能性
も多々あるわけであります。御意見を尊重しながらなるべく市
民の感情にもよく合致できますように、広場、公園、その他子
供の遊び場、いろいろな意味で確かに町づくりの大きな施策の
重点である、このように考えております。他の例を用いてでき
ないはずはない、こういうふうにお説立てておられるわけで
あります、力がすべてをなすに可能だということではありま
せん。しかし、なるべく有効に、しかも御了解がいただけの方
法で整備すべきだろうと思つております。

市役所の前の公園につきましては、これは単に神明上区画整理の事業というのみならず、用地は生み出していただいたわけですが、将来、日野市のセンターになるべき公園である、から、こういう位置づけにおきまして、市民がこの地域に集まって来られて十分自分の市としての誇りにもなり、また行政広場、あ

るいは文化施設等を合わせまして、日野市の誇りにしたい、このように考えております。いろいろ手法があるわけでありますし、御意見もいろいろな立て方があらうと思っておりますけれども、やはり交通条件をよくいたしましたり、それから全市の施設が共通のものである。みんなでともに使えるんだ、こういうふうな御理解がいくよう整備することが大切だと思っております。また、幸いに当市の場合は多摩川敷、あるいは浅川敷、まさに永久緑地も相当持つておるわけであります。したがつて、東京都下でも特徴のある水、緑、あるいは市民生活の文化面ということでこれから大いに個々の共通する活動の場ということで整備していくことが今日の一一番大きな課題である、このように考えております。以上です。

○議長（秦正一君）

三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　いまの市長の言葉はきわめて前向きであつて、私は了解するものであります。要はたとえば神明上区画整理の地域内において減歩等によつて得た用地があるわけでございます。それが何ら下の者には、下の者というのは加組、仲町、谷仲山あたりですが、その何ら、いわゆる保留地を、保留地といふか、自分の用地を出して、道路はできたけれども全然公園とか遊園地がないんだ、そういうことについて、確かにそういうことが決めてあるんでそなつたかわかりませんが、なつてしまつたんではもう仕方がないんで、これは

もうそれでいい、しかし、それならばその他の方でやはりらなければならぬんじやないか、こういうふうに考えたわけで聞いたわけでございます。それにつきまして、何かお答えがちょっとまだなかつたようなんですが、その他南平台とか鹿島台につきましては若干のお答えがありましたので了解いたします。

○議長（秦正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

区画事業でありますから不利益とかいうふうなことは一般にはないわけであります

しかし、たとえば駅に近いところから見ますと公園や広場が遠いといふことも感情的にはあらうかと思います。たとえば桑園跡、御承知のとおり運動公園にしたいということでその取得を

国に強くお願いしているわけでありますが、これなども、では日野市内の東の端の方、あるいは西の端の方を必ずしも近くないと言われるかもしれませんけれども、やはり、これは市民の共有の財産、共有の施設としてつくるものでありますから、広い観点から御理解を願うことだと思っております。ただ、子供

の広場といふのはそなつては用をなしませんので、なるべく数多く小さい所でも身近につくついていくことが基本でなければいけない、このように考えております。今後の諸条件、あるいは用地事情の中ができるだけのことをして考えたいと思つております。

○議長（秦正一君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　了解しました。終わります。

（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君）　これをもつて五の二、児童、老人の遊園地確保についてに関する質問を終わります。

次に六の一、ごみ問題とその施設管理について問うについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○一十番（市川資信君）　ただいま議長から御指名がございましたように、ごみ問題とその施設管理について幾つかの点についてお聞きしてまいりたいと思います。

ごみ問題は、現代における怪獣とも言われ、これを退治するには清掃行政だけでは手に負えない大きな都市問題化しておるわけでございまして、焼却工場や廃棄処分の埋め立てはどこでもだれにも歓迎されないのは当然でございます。今までごみ問題を軽んじてきたツケが報いとなつて現在の現象となつてゐるのだと思います。行政者と市民がもっともっと深い反省と認

識の上に立つて、これらの問題に取り組んでいかなければならぬと思うんです。ごみ問題を考えるときに、一方では公害の問題、そしてまた一方では資材の枯渇が将来重大な問題となつてくることは十分予測されるんですけども、また廃棄物の再利用等、技術革新を早急に進めるに同時に、物資豊富な時代になれた生活態度をどう転換できるか非常にむずかしい問題だらうと思ひます。

清掃法が昭和二十九年に新たに交付されまして、日野市においても昭和三十三年四月、清掃条例が制定され、現在の衛生処理場の出発点となつたわけでございますけれども、現在設置されている焼却炉は、御存じのように第一期工事、第二期工事合わせまして規模能力一日二十四時間運転をしたと仮定した場合には、二百四十トンの焼却能力を要するものであるけれども、一期工事の焼却炉は、大分老化現象を起こしておるようでございます。現在、日野市の一日のごみの出量は百十七トンでございます。うち焼却分が百トン、焼却残灰が、これ、ちょっと少な目に見たんですけども、十五トン――約二〇%近く出ておるんですけども、不燃性ごみと合わせて一日三十五トンの投棄処分をしておる。私の積算によりますと、昭和五十四年度の一トン当たりの廃棄料が八千三百円、それらを含めますと一日の焼却費が百七十万円。五十四年度では一世帯当たりが二万円以上になるというのが実情でございます。日野市が昭和四十年

度に処理したごみは八千七百四十八トン。ところが、五十一年度には三万二千六百三十五トン、ごみの総量が三・七倍にふえ、五十四年度では四万トンを超えることは間違いないと思ひます。このごみの処理に費やした経費でござりますけれども、四十年度にあっては一千五百四十万円であったものが、五十一年度で二億九千五百万円、五十四年度では設備費を含めますが、これはもちろん五十一年度も設備費が入っておりますけれども、八億二千万円。この十年でちょうど十倍以上の数字になつておるところで、前置きはこの程度にしまして、これから質問にそれらを含んで入つていきたいと思います。

いま、ごみ問題で一番問題となつておるのは、石油化学が生んだプラスチック系の廃棄物処理問題だらうと思います。御承知のように、プラスチックは焼却不可能なものではございませんけれども、通常の炉でもし燃焼させた場合には高熱を出して炉を非常に傷めやすい。さらにその燃焼中に公害、いわゆる有毒ガスの発生源もあるし、また、それではそれを燃やすないで生ごみで処理した場合には、永久に覆土還元しないという大変厄介なものでござります。

そこで質問の第一点は、日野市ではこのプラスチックの処分方法を現在はどういう方法で行つておるかということをまず一点お尋ねしたいと思います。

続いて第一点は、スーパー等で使用されている、いわゆるト

中には有害な窒素酸化物、塩化水素ガス等含まれておるわけで、四点目といたしまして、現場作業員の健康管理は一体どのようになっているかという点をお聞きします。

次に質問の五点目は、いわゆる第二衛生処理場の現業職員の第一係でございますが、午前七時三十分から午後十時まで二交替制で現在勤務されておるわけですが、これら変則の勤務と悪環境の厳しい労働条件にもかかわらず、特別勤務手当が一日三百円だと聞いたわけでござります。これを他市と比較しますと大変これは低額であって、これらの問題を今後どのように対処していくか、この点についてももしできれば理事者の市長からお答えいただければ幸いに思います。

次が、現在焼却炉が二基で操作しておるわけでござりますけれども、その焼却炉の運転室でございます。運転室も私が行ったときには大変惡臭とほこりがまじって、衛生的な健康面から言つてもいい状態ではないんですけど、それはさておきまして、運転操作をする運転士といふんですか、機械操作員といふんでしょうか、「いかがですか」と質問したところが、非常にこの場所は運転しにくい、どういう点がしにくいかと申しますと、足のところに、ちょうどバスの運転台を想像していた北大くとよくわかるんでござりますけれども、足の下からガラスが前に延びております、もちろん前面はウインドーガラスになつていて、足の下を常に一日背をかがめて下を見ながらクレ

レイでございます。日野市でも野菜、果物プラスチック包装を考える連絡会とか、あるいは幾つかの消費者団体連絡会で、これららの問題等についてはスーパー、商店等と大変熱心な協議をして、日野市としても今後どう対処していくかという方針、あるいはお考へがあつたらお聞かせいただきたい。

それから第三点といたしまして、現在の衛生処理場の敷地、とりわけ焼却場の場所が大変狭隘になつておるようでございまして、今後の人口増加、あるいは焼却ごみ出量の増大等考えた場合、将来の見通しについてお答えいただきたい、かように思ひます。

次に管理と施設の面で幾つかお伺いしたいと思います。衛生処理場で働く現業職員の待遇改善と労働環境の整備についてお聞きしてまいりたいと思います。

清掃事業の現場に、誇りと生きがいを持って、若い技術人意識復旧の指導的スタッフを今後備えていくということは当然のことでありますし、また今後大きく、このごみ問題を左右する問題であろうかと思います。そういう中にあって、現在の日野市の現実は、悪臭とほこりのひどい作業環境の中で働いておりまして、特に悪臭については、現場職員から聞くところによりますと、洗つても体にしみついたにおいが消えない、落ちないという状態だと言つておりました。当然、これらの悪臭の中

「足の下にある現在のガラスを少なくとも腰の高さぐらいまで持つてくれば、姿勢もよくなるし視野も広くなるし、そのような改良はしていただけないものでしょうか」ということを申されておりました。その件に関してちょうど先ほど申したように、バスの運転士を想像していただければ、腰の前からガラスになるというふうな方法でござります。

それから引き続いて、もう一点は、いまの申し上げましたウインドーが固定式のガラスになつております。ガラスと言つても、めがねですね、ちょうどレンズの形になるわけですけれども、そのめがねを見ながら、ごみを操作してクレーンでつり上げて焼却炉へ持つていくという操作なんですけれども、当然ごみ、ほこり等で前面ガラスが汚れる、それをふくのに身を乗り出してふいているわけです。もし乗り出してあそこの下へ墜落するようなことになつた場合には、私は大変な一大けがで済めばいいんですけども、コンクリートの上に直に落ちた場合には、恐らく三階程度から落ちた落下速度になると思います。

そういうようなことがないように、あのガラスを回転式にしたならば前面ウインドーのちょっとくるっと回して内側でふけるというような方法をとったならば、そういう問題も未然に防げ

るんではなかろうか。また改良したとしてもそれほど高い投資でなくとも十分可能だらうと思うんでございます。七点目として、その点をお尋ねいたします。

次に第八点目でございます。昭和五十四年度に当初予算に計上されておりました破碎機購入の件でお尋ねいたします。破碎機購入に関してはどのようない能力のある、どのような方法で購入される予定か、という点をお尋ねいたします。

第九番目に、先日の朝日新聞によりますと、羽村の埋立地が地域住民、一あれは瑞穂町ですか、地元住民との話し合いが円満につきそだだというようなことが載っておりましたけれども、その後の状況をお聞かせいただきたい、それが九点目でございます。

十点目として、現在、羽村には捨てられないわですから、当然他のところにそれらの一・三十五トンのごみ処理を投棄しておるわけですが、どちらにお捨てになっているかという点を十点目にお尋ねいたします。

それからもう一点、これは最後の質問になると思うんですけども、先日、朝日新聞だと記憶しておるんですが、青梅市で家庭用自家焼却炉購入の場合には、半額助成制度を設けたという記事が載っておりました。私もこれを大変興味深く読んだんでござりますけれども、日野市等において、ぜひそういうシステムを取り入れることはできないだらうかと考えたわけで

十点目として、現在、羽村には捨てられないわですから、当然他のところにそれらの一・三十五トンのごみ処理を投棄しておるわけですが、どちらにお捨てになっているかという点を十点目にお尋ねいたします。

それからもう一点、これは最後の質問になると思うんですけども、先日、朝日新聞だと記憶しておるんですが、青梅市で家庭用自家焼却炉購入の場合には、半額助成制度を設けたという記事が載っておりました。私もこれを大変興味深く読んだんでござりますけれども、日野市等において、ぜひそういうシステムを取り入れることはできないだらうかと考えたわけで

十点目として、現在、羽村には捨てられないわですから、当然他のところにそれらの一・三十五トンのごみ処理を投棄しておるわけですが、どちらにお捨てになっているかという点を十点目にお尋ねいたしました。

十点目として、現在、羽村には捨てられないわですから、当然他のところにそれらの一・三十五トンのごみ処理を投棄しておるわけですが、どちらにお捨てになっているかという点を十点目にお尋ねいたしました。

十点目として、現在、羽村には捨てられないわですから、当然他のところにそれらの一・三十五トンのごみ処理を投棄しておるわけですが、どちらにお捨てになっているかという点を十点目にお尋ねいたしました。

○議長（秦正一君） 市川資信君の質問についての答

弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（生野清君） お答えいたします。
十一点にわたる多岐な御質問でございますので、順を追ってお答えいたしたいと思います。

第一点目の日野市のプラスチック処理についてはどういう考え方があるかという御質問でございました。これにつきましては、目下フィルム工場等でフィルムのいらなくなつたものを処理する特殊な炉があるそうでございます。予算にしてわずか五百円程度のものだそうです。一応そういうものの性能、それからどの程度の処理ができるか、どのくらいのガスが出る

五点目の、これは市長にという御要望の御質問でしたが、確かに特殊勤務手当三百円というのは、他市に比べて高額ではないと思いませんが、これにつきましては労務問題でございますので、今後組合等の話し合いもあるかと思いますので、将来前向きに検討するという答えの中で、御理解いただきたいと思います。

六点目の焼却炉の中のクレーン操作室に関する御質問でございました。いわゆるガラスを腰の高さにと、私もあるの現場にはちょいちょい行つてますので現況をよく把握しております。あの部屋の悪臭を抜くための、いわゆる脱臭装置と、それからガラスの展望についての改良を一応検討はいたしております。

七点目になります、議員さんの方の御提案でございます、ウンドーを回転式にしたらどうかという御提案でございますが、これは卓見だと思います。早速そういう形の中で検討させていただきたいたいと思います。

八番目の破碎機の問題ですが、破碎機の能力につきましては、これは五十トン処理という形の中で、いわゆる五時間で五十トンという性能の中で処理をしていて、それから破碎された品物一有価物等の分類を五分類にしていくという形のものでございます。

九点目の羽村埋立地の問題でございますが、この前新聞に出ましたのは羽村町の向かい側にあります瑞穂側の方々の同意と

いうことでござります。ただし、新聞記事上に出ませんその同意の内容というのがございまして、それにつきまして、今月の

二十七日、いわゆる九市でつくっておりますあの一部事務組合の部課長会がありまして、その条件検討をするという形になつております。まだ、内容については細かいことを知らされておりませんので、これ以上の御答弁はできかねるんでございますが、お許し願いたいと思います。

十点目、現在それらの処理した物をどこへ捨てているかということでお答えいますが、これは茨城県とだけ申し上げることでお許し願いたいと思います。いわゆる業者の投棄することに任せやっている緊急退避の状態であるということです。九市の一部事務組合が責任を持つてそういう形で行っているのが現実でございます。

十一番目の自家焼却炉に対する補助金の問題でございます。

確かに青梅市では自家焼却炉に対しまして補助金を出すという制度を取り入れておるようでございます。日野市におきましても、御指摘のように、そうすることによってごみの減量を図ることは事実でございますが、町並みの立地条件等をよく勘案いたしませんと、これは第二の公害源になる危険があるわけでございます。それらを考えましてしばらく検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（秦正一君） 市川資信君。

○二十番（市川資信君） どうもありがとうございました。

た。

大変細かくお答えしていただいたんですけれども、その間二、三もう一度再質問させていただきたいと思います。

八点の破碎機、今年度予算で三億五千五百万円の当初予算に計上されておるわけでございますけれども、五時間で五十トン処理、五分類法だということでございますけれども、一点お答えいただけなかつたんですが、どういう方法の入札方法かということを私質問の中に入れておいたんですけども、お答えいただいてないので……。

○議長（秦正一君） 生活環境部長。 指名競争入札という方法でございます。

○二十番（市川資信君） 指名競争入札といふことになりますと、五分類、五十トン五時間処理といふことになりますと、各プラントによって能力、性能、あるいは純度、大分それぞれ各プラントによつた機械差というものがある。こういうような機械を競争入札するということは、基準といふものが一つ当然先ほど言つた五十トン五時間というような基準があるわけですから、一概にはかりかねる面も出てくるんじやなからうか、これは常識的に考えて、その点を、「仕様書」という

○議長（秦正一君） 市川資信君。

○議長（秦正一君） 市川資信君。

んででしょうか、どの基準、たとえば純度をどこまでもつっていくとか、そいつた点がわかれればお答えいただきたいと思います。

○議長（秦正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野清君） お答えいたします。

いま、その件につきましては追加議案の中で契約案件が出てまいり予定になっておりますが、その委員会の中で報告申し上げるべく資料を用意してございますが、ただいま、ここにありませんので、仕様書の細かいことは申し上げかねるんでございますが、一応委員会の中で細かく御説明したいと思います。

○議長（秦正一君） 市川資信君。

○二十番（市川資信君） はい、了解しました。その件はそれで結構でございます。

先ほど、焼却場の施設が大分狭隘だということで質問したところが、東京都の大管理事務所である横の敷地のところを東京都と交渉中であるというふうに申されたんすけれども、大分難航しておるようすけれども、私、先日二、三回、ちょっと見に行つた程度で細かいことを言うのは僭越ですけれども、どう見ても現在の焼却処理場が狭いということはわかるわけです。今後、日野市の人口が、昭和七十年近くには二十万を突破するという推定でありますので、ぜひいまのうちにそれらの手配というか、交渉をしておいていただきたいということが要望です。

要望で結構です、一点。

ざいませんけれども、しかし、一応提言という形をとるならば、現場で働く職員の士気の鼓舞、そして誇りを持って勤務できるという方法を何らか取り入れる方法があるんではなかろうか。

また先ほど申しましたように、特別手当も一日三百円、他市に比較して大変低い、そういう労働条件のもとで働いておる。それらを含めてちょっとと市長のお考えが、今後私としては現在こう思つて、将来こうしたいと思うという点がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（秦正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君） ごみ処理の問題並びにそのごみの処理作業という行程に携わる範囲の問題、これは永久に続く性質を持つておるわけであります。そこで、何といいましても、自治体の仕事といたしましては、大切な市民生活を守ることに大変かかわりの深い問題でありますから、すべて、本格的にといいましょうか、こそくな手段でなく、オーソドックスに取り組まなければならない。このことを原則に考えております。そこでいろいろな施設も相当多額の予算を投じていま進めつつある状況であります。将来に向けましてまだ多々問題はありますけれども、最終処分地の確保の問題に合わせまして、少なくも作業工場、これのりっぱな機能を果たす、そういう施設を整えるということに重点を置かなければなりません。

そこで作業をする人のことなんですが、仕事に誇りを持つと

市のごみ事情の将来予測を行うと、市民一人当たりの年排出量は少な目に見積もって、作業日数二百九十七日、市民一人当たり八百五十グラムと換算して約二百五十三キロ、年排出量が六万三千二百五十トン、日量二百十三トン、すなわち人口が昭和五十一年度の一八九%、ごみ量は一九四%の増加だ。さらに現在の焼却率八〇%にしますと埋め立てが二〇%。この実績をもとにしてごみ処分量の量を推測すると、年排出量が六万三千二百五十トン、焼却八〇%として五万六百トンとしますと一日百七十トン、日量百七十トン、埋め立て二〇%の残灰が一万二千六百五十トン、日量四十三トン、総埋立量が一七%、残灰とした場合八千六百二十トン、日に七十二トンということになる。ここに示された焼却年量五万六百トン、日量百七十トンは現在の清掃工場が補修などで現有能力が維持されれば十分その焼却に耐えられると見られるが、現在の炉の使用状況や耐用年数から言って果たして六十年代まで使用できるかどうか疑わしい。まして塩化水素ガス、また窒素酸化物等の規制措置が強められた現在、焼却炉の技術向上のみでは対処しきれない、ごみ分別収集はさらに厳しく行われなければならないだろう。埋立量一萬二千六百五十トン、日に四百三十一トン、焼却残灰八千六百二トン、日量二十九トンが加重されるから二万一千二百五十二トン、日量七十二トン、現在量の数倍する埋立物が発生するところになる。日野市内には適切な埋立地を確保できない、地理的

いうことはきわめて大切なことがありますから、そのことにつきましては、全くお説のとおりと考えております。設備を整えて、つまり労務問題は余り生じないようになりますが前提だと思っております。八王子の場合が、日野市の六倍ぐらいの人数だったと記憶しておるんですけども、それら人口比較からしても決して多い人数ではない。またそういう厳しい環境条件の中で勤務されておるということを十分勘案して、人事面、あるいは特別手当面でさらに一層の配慮をするようを要望をしておきたいと思います。

そして、この質問については、これで結構でござりますけれども、日野市のごみコンサルタントの藤沢信三先生でしょうか、昭和五十二年の十二月に「改めてごみ問題に目を」という中で、「予測される将来の危機」と題し、今までの人口増加の軌跡から判断いたしますと、この先生は「昭和六十年代には二十五万人の人口を擁するだろう、このことをもし肯定した上で日野

な環境にある。日野市のごみ事情はいまよりもさらに深刻な度合いを強めることとなる。ごみは焼くことだけが万能なのであろうか。このことについて真剣に検討されてしかるべきであろう。ここにごみ処理等についての発想の転換がなされるべきである機会が到来している」ということを指摘しております。人口に対する、藤沢先生はいま読み上げたようなことを指しておるわけでござりますけれども、人口に対する若干の先生の、私は修正はあるうかと思ひますけれども、いま申し上げた大方の推移で今後の日野市のごみ問題は移向していくことにそろそろ。ここにごみ処理等についての発想の転換がなされるべきである機会が到来している」ということを指摘しております。粗大ごみ置き場に粗大ごみでない雑多なごみが現在はあふれ、また不燃ごみのボックスには不燃ごみでない可燃ごみがまじっているという、常識では考へられない状況が現在でござりますけれども、これらのごみ減量と啓蒙を今後図っていくためには、長年培われた、何でも捨ててしまうという意識をどうしてもこの辺で発想の転換というか、かえさせなければならないということだらうと思ひます。

日野市のごみ事情を具体的に絶えることなく市民に知らせることが、啓蒙することが、また絶え間なく続けるということが大切な一つの方法ではなかろうかと考えるわけですけれども、たとえば、仙台市で現在行っている教育機関と連携して小学校にごみの副読本を採用しておる、また市民にはごみ事情を具

体的に絶えることなく知らせることがだといふに思うんでございますけれども、これらの幾つかの点について、ごみ問題に対する今後の基本的な姿勢についてお聞きしたいと思います。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市民の方に理解、協力を求めるということはきわめて大切なことがあります、それに先立つて行政側が収集、あるいは処理工場等におきまして、十分整ったシステムをつくっておくという上で市民の御協力を願うということでなければならぬと思っております。いま、その方法でまず行政サイドのシステムを整え、また、いま言われるよう、市民の方にもP.R.ないしは出向いて、御相談をするというふうな方法でごみ問題の特に市民自治という観点からの御協力をお願いをしたい、こう考えております。

○議長（秦正一君） 市川資信君。

○二十番（市川資信君） 私の質問はこれで終わらせていただきますけれども、いずれにしましても本当に目に見えないごみ問題、とかく市民から、また現場等から敬遠されがちなこれら問題について真剣に考えなければ、先ほども申しましたけれども、日野市には最終ごみ処分地を持たない厳しさというものがあるわけでございます。先ほども私の質問に対しても、生活環境部長も茨城県の方であるということだけで、処分地の場所等も答えられないという厳しい現実です。私もある程度それの御協力を願うをしたい、こう考えております。

○二十七番（高橋通夫君） 私は市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢について質問いたします。

○議長（秦正一君） これをもって六の一、ごみ問題とその施設管理について問うに關する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

七の一、市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

地にかかるので、市に寄付してもらいたいということでございましたが、私は驚いたわけです。というのは、用地課から電話があつた三日ほど前に、私がたまたまそこを所用で通りかかったわけですが、すでに無断で工事が着工されて、人夫がつるはしてそこを掘っているわけなんです。今までに道路拡幅の説明もなく、土地の交渉も一度もなく、工事を始めてから、いきなり土地を寄せよというようなことでありますので、私が驚いたわけですが、それで、「関係地主は何人ありますか」と聞いたら「三、四人です」と聞いたら、「ほかはみんな買収で単価はこれこれ」（笑声）というようなことで、「他の地主の土地を買収して、土地改良区の土地は寄付でやるということはどなたが決めたんですか」と聞いたら「これは市長であります」と言うんです。（「ふざけるな」と呼ぶ者あり）（笑声）

それから、あと一つの道路の拡幅の問題ですが、これは二年ほど前のことです。いまして、程久保川の改修に伴いまして、その中流に幅七メートルの橋がかかたのですが、そこはすでに十年ほど前に市で道路が拡幅されて、五メートル五十ばかりあるわけですが、橋の方が広くかかたのでその南北が出張っているわけですが、北側の部分は都が買い上げて、南側が一メートル五十ばかり出張っているわけです。それで、そこ

へ地主が宅地であるのでブロックペイをやろうと思って、しかし、道路の境界がはっきりしないので管財課の立ち会いを求めたわけです。そうしたところ管財課が来て、ここが境界であると言うので、それにならって基礎工事をやつたわけです。そうしたところ、管財課で後で市に帰って相談したんだと思うんですが、そこをこのままブロックペイを入れると、北から来た車が一メートル半ばかり土地から飛び出して、ブロックペイにぶつかって交通事故を起こすから、そのところは市の方に譲ってくれないか、ということです。そうして、これは市で買い上げるということに相談して、前川助役から話がありましたので、そうしてくださいと言ふので、その地主はそのままに、それで買収されて、土地改良区の土地が寄付という話し合いもないのに、決定したのはどういうわけか。（笑声）これについて市長の答弁を求めます。

それから、市民に対しては土地の移転登記が済まなければなりませんので、それ以上の追及といいますか質問は差し控えますけれども、それらを踏まえて、真剣にこの問題については取り組んで、それらが解決できなければ、市長の言う「緑と清流」を日野市につくることはできないわけですから、しっかりとやつていただきたいと思います。では私の質問をこれまで終わらせていただきます。

○議長（秦正一君） これをもって六の一、ごみ問題とその施設管理について問うに關する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

七の一、市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君） 私は市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢について質問いたします。

まず市道の拡幅のことについて質問いたしますが、ことしの四月の下旬、ある日突然市役所の用地課から、道路の拡幅の用地のことで伺いたいが都合はどうかというような電話がかかつてきましたので、数日後の都合のよい日を日中打ち合わせたわけですが、その日になつて用地課の職員と他の部の職員の方が二人、計三人来られたわけですが、用地課の人方が南北に通ずる道路だと思いますが、その踏切の北側の道路を拡幅したいので高橋さんが代表者である七生土地改良区の所有地が用

それをおきますので、それ以上の追及といいますか質問は差し控えますけれども、それらを踏まえて、真剣にこの問題については取り組んで、それらが解決できなければ、市長の言う「緑と清流」を日野市につくることはできないわけですから、しっかりとやつていただきたいと思います。では私の質問をこれまで終わらせていただきます。

○議長（秦正一君） これをもって六の一、ごみ問題とその施設管理について問うに關する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

七の一、市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君） 私は市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢について質問いたします。

まず市道の拡幅のことについて質問いたしますが、ことしの四月の下旬、ある日突然市役所の用地課から、道路の拡幅の用地のことで伺いたいが都合はどうかというような電話がかかつてきましたので、数日後の都合のよい日を日中打ち合わせたわけですが、その日になつて用地課の職員と他の部の職員の方が二人、計三人来られたわけですが、用地課の人方が南北に通ずる道路だと思いますが、その踏切の北側の道路を拡幅したいので高橋さんが代表者である七生土地改良区の所有地が用

れをわきまえますので、それ以上の追及といいますか質問は差し控えますけれども、それらを踏まえて、真剣にこの問題については取り組んで、それらが解決できなければ、市長の言う「緑と清流」を日野市につくることはできないわけですから、しっかりとやつていただきたいと思います。では私の質問をこれまで終わらせていただきます。

○議長（秦正一君） これをもって六の一、ごみ問題とその施設管理について問うに關する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

七の一、市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君） 私は市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢について質問いたします。

まず市道の拡幅のことについて質問いたしますが、ことしの四月の下旬、ある日突然市役所の用地課から、道路の拡幅の用地のことで伺いたいが都合はどうかというような電話がかかつてきましたので、数日後の都合のよい日を日中打ち合わせたわけですが、その日になつて用地課の職員と他の部の職員の方が二人、計三人来られたわけですが、用地課の人方が南北に通ずる道路だと思いますが、その踏切の北側の道路を拡幅したいので高橋さんが代表者である七生土地改良区の所有地が用

工してはならない、というようなことを強く言いながら、市が土地の交渉もつかないうちに着工したのはどういうわけか。

それから三番目に、市長は市民、法人に対して、ややもすれば土地を寄せよ、寄せよ、ということを命令しているが、市長は、一千余坪の広大な土地を有しておりますが、今までに子供の遊び場とか、あるいは駐車場とか、あるいは学校、道路の敷地の代替地とか、（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういうことに寄付されたことがあるかどうか、（笑声）もし寄付されたら何坪ぐらい寄付されているか、そういうお答えを願いたいと思います。（「休憩だ」と呼ぶ者あり）

一、二、三に対する市長の答弁を求めてます。

○議長（秦正一君） 高橋通夫君の質問についての答弁を求めてます。建設部長。（「いや、市長の答弁を求めているんです」「答弁必要なし」「聞き飽きた」「記憶にございません」と呼ぶ者あり）市長、答弁ありますか。

○市長（森田喜美男君） 私が答弁せよということですから、知っていることだけお答えをいたします。

何か、無断で管理者のある土地に手をつけるというようなことは、これはよくないに決まっています。きちんと話を通して、そうして行うのが当然のことでありますから、そういうことはあろうはずはないんじゃないか、というふうには思っております。

○議長（秦正一君） 市長。
○市長（森田喜美男君） 二番目の質問なんですが、なるべくならばきさんとした手続が完了した上で事業をするとということは当然な順序だと思っております。ただ、公共のために特に急ぐという場合もありますので、公共の場合と、それから私事につきましては、全くお答えをすることはないと思っておりますが、十分納得のいく状況であり、必要であります。それから私事につきましては、全くお答えをすることはないときには、どなたにも考えていただかなきゃならない、したがって自分も考える、こうしたことになろうと思っております。（笑声）

○議長（秦正一君） 補足説明ありますか、建設部長。

○建設部長（森久保三次君） ただいまの御質問につきまして補足説明を申し上げます。

市道田中中一号線の拡幅のことについてであらうかと思いますが、この件につきましては、昭和五十三年二月三日、関係地主立ち会いの上境界の査定を実施いたしましたが高橋議員は立ち会いに出席されませんでした。（笑声）しかし、後日、境界

それから、ちょっと聞き及んでおることなんですが、先ほど南平の、多分踏切よりも川に近い部分だと思いますが、道路の拡幅をいたしております。その際に民地がある、それから、いま言われる改良区の土地がある、こういうことを聞きました。

私は民地も評価が高過ぎるので、工事をしばらく期間をかけて十分交渉を詰めたらどうか、ということは言つたんですが、すでに評価審査会等で価格の決定をしておるというふうに聞きました。なるべく早く市民の利便に供するということは、またいたような記憶があります。どなたがどういう立場だということはよく存じませんが、水路敷というものは、これは本来公共の土地のはずでありますから、お金を支払うということはどうか、というふうには感じております。そのあたりのところは、あとは詳しく担当の方が承知しておりますから、お答えをいたさせます。私はそれ以上のことは存じません。

○議長（秦正一君） 高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君） 次に二、三について市長の回答を求めてます。（笑声）

もう一度申しますと、市長は市民に対して土地の移転登記の完了をしなければ着工してはならないと言ひながら、市が無断で着工したのはどういうわけかということです。

それから三つ目は、市長は市民や法人に対してややもすれば

を確認し、五十三年四月二十四日承諾書により了承を得ております。この境界査定により、道路の拡幅をするということはすでに御承知されているものと解しております。
用地の寄付につきましては、七生土地改良区の土地については寄付をお願いしたい旨、土木課長よりかねて申し入れしていたところであります。それは市道拡幅のためであり、また用水路については補助金を交付し、あるいは年間を通じて補修、清掃等の管理を行つておりますので、寄付されるものとして考えておりました。東京都は、道路の改修について七生土地改良区の土地を買収により取得されたものとしても、都より市は以上の理由のほか、あらゆる行政に密接な関係にあります。用水組合も土地改良区も権利者は同一人でありますので、無償で提供されることを期待しておりました。なお、工事については、了解を得られませんでしたので、施工しておりませんので何ら権利の侵害はしておりませんと考えております。以上です。

○議長（秦正一君） 高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） 境界の立ち会いについては、ただ境界の立ち会いということで、別にそれは都の方の境界立ち会いですから、そういう境界立ち会いということだけで、別に道路を拡幅するということは全然なかつたし、その前にも私は道路拡幅するということは全然聞いておりません。（「休憩」と呼ぶ者あり）市政を預かる自治体の長が、おのれに厳しく市

民に對してはやさしくなければならぬ。ところが森田市長は市民に對して厳しく自分のやつてることに對しては緩やかである。市長は市民の話し合ひの姿勢、憲法を市政に生かそうと宣伝してはおりますが、憲法発布のときには、記念行事等をやってアピールしておりますが、とんでもない。やっていることについては本当に独裁的な色彩が濃いと私は思うのであります。

私は南平駅の北側の道路の拡幅工事は、そのままにしておくと交通上危険があるので、一日も早くやつてもらいたいと願っておりますが、市からは、一回来ただけで、その後一月半もたつても全然交渉に来ておりません。私はそうした市の誠意のないのにあきれているわけですが、今後あの場所でもし事故でもあつたら、これは市の責任であるということを私はここで声明しておきます。

次にミニ開発について、市長の姿勢を尋ねますが、最近土地の評価がえ、あるいは固定資産税、都市計画税等の引き上げによつて、あるいはまた農業機械、器具、あるいはまた資材の値上がりによって農業経営は著しく苦しくなつております。農業経営だけで収入がなかなか経営が困難があるので、その収入をカバーするために、農家の人は貸し家、アパート、マンション、あるいは貸し店舗等を建てる傾向が、数年前から非常に厳しくなつてきてゐる現状でござりますが、これは建物の敷地、面積、

広さ一広い、狭い、あるいは地形、用途地域、道路、水路、あるいは水道、排水、高低の地勢等によつて、建て主の考え方によつて、また設計、あるいは申請等の内容は千差万別であると思ひますが、建築申請を市、都へ出す場合、都の場合はそれほどでないと決まっておりますが、市の段階において、市によつて非常に手間のかかるところとそうでないところがあるといふことを聞いておりますが、一番手間のかかるのが、日野市であると言われております。簡単なことでも四、五ヶ月から、ちょっとしたことをやると一年もかかるというんです。それで、ものによつては二年も三年もかかるというようなことが、現在高幡で三年越しになつてまだ許可がもらえないというようなことも聞いておるわけですが、各部課長の段階でも手間がかかるが、市長のところへ行つて書類がたまつちゃつて、なかなか手間がかかっている。これはうわざですけれども……。過日、ある市民の話では、簡単なことですけれども、簡単なことで部長の許可で話がわかるかと思つたら、市長に聞かなければわからない、なかなか市長がむずかしいので自分の判断ではいかないといふことで、また来てもらいたいというなことで、簡単なことででも二度も三度も来るというんです。一回で済むことを三回も四回も行かなければならないというのが日野市の現在の指導の仕方のように思われるわけです。そこで質問するが、市民も忙しいのでありますから、こういう申請に対しても、最初にこれが

これこれこれだけの書類が要るので、これだけを準備しなさいということであるならばいいんだけれども、何か小出しに指導をしているような感じです。それはどういうわけか。

次に係長、課長、部長、助役等が判を押して、市長のところへ行つてゐるんだが、市長のところでとても、なかなかむづかしいことを言つて判が押せないというのは、市長は係長とか部課長の出した書類を信頼しないのかどうか、そういうことについて。（「革新市政は慎重なんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 土地区画整理はいいんですか。

（「これが終わつたらその次に……」と呼ぶ者あり）（笑声）

市長、答弁願います。

○市長（森田喜美男君） 質問の趣旨が私にはよくわ

からないんですが、指摘されるようなことは、私はほとんど該当しない、このように思つております。市民の方に、あるいは仕事を組まるる方に大きな迷惑をかけてはならないということとも大切なことでありますし、また町づくりの御協力をいただくということも大切なことであります。何年かかったなんていうことは絶対にありません。

それから、何か内部の判のことなどを言つておられますけれども、そういうふうな説明の仕方をする職員はいない、と私は信頼をいたしております。

○議長（秦正一君）

高橋通夫君。

…………… そういう点について
市長はどう考へてゐるか。（発言する者多し）
○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 不謹慎な言葉は慎んでいただ

きたいと思います。「そのとおり」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長（秦正一君） 高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） 別に不謹慎ではないと思いません、そういうことが思われるということを言っているわけですから。

それでは土地区画整理のことについて、「何だよ」と呼ぶ者あり）市長の姿勢をお尋ねしますが、現在市長は万願寺地区の

土地区画整理について、部落座談会等をやって日野市東部地方の健康的、文化的な町づくりに向かって努力されているということは、心から敬意を表するところでございます。（笑声）先生の、万願寺の方の人の話ですが、土地区画整理において多摩平、平山台で区画整理をやったけれども、森田市長さんは非常に減歩が少なくて周囲へ道路をつけたというようなことだけども、森田市長方式でやってもらいたいというような話もあつたんだけれども、そういう点について、私は質問されたんだけれども、そうしたことがわからないのでここで質問するわけで

すが（笑声）隣接地の減歩が二一から二四%であるというのに、市長の減歩が一五・八%であったというんだけれども、どういうわけでそう大きかったか、その点について聞きたいと思ひます。

次に仮換地を指定してから二年を、西側に幅四メートルの道

路をつけたというなんだけれども、そういうつけた申請の理由はどういうことであつたか。

それから三つとして、保留地を競争入札ということになつていると聞いているんですが、それは払い下げを受けているというんですか、そうした理由はどういうことか、その三点についてお聞きしたいと思います。（「答弁の必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 当時の施行者に聞いていただきたくと思います。当時の施行者の施工に応じて今日の状況があるということです。

それから、何か万願寺区画整理で云々ということがありまし

たが、そういうことを言われたことはありません。

○議長（秦正一君） 高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） 私は、今後市長が市政を執行する上において、おのれに厳しく市民にやさしく親切に、市民サービスに努力されるということを要望して、「終わり」と呼ぶ者あり）この質問を終わります。（「自分に厳しくといふことを言わなくっちゃ」「りっぱ、りっぱ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） これをもって七の一、市道の拡幅、ミニ開発、土地区画整理等に対する市長の姿勢に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よ

つて暫時休憩いたします。

午後二時五十七分休憩

午後三時四十六分再開

○議長（秦正一君） 休憩前に引き続き会議を開きま

す。大越久雄君。

○二十一番（大越久雄君） 先ほど高橋議員が一般質問

の中での市長に対する質問中、十分なる調査、研究もなさない中に、若干誘導的な質問並びに疑問的な質問もあるし、また質問の内容についても食い違い等もあるよう私には見受けられますので、議事録を十分検討の上、この取り扱いにつきましては議長において後日、本人もお帰りになったようですから、（笑声）取り扱いをしていただきたいことを申し上げたいと思ひます。

なお、この問題につきましては、議員として発言を神聖なる議場においてすべきかどうかについて、十分これを検討し、

議事録の抹消等につきましても考え方を得ないと私は思います。以上です。

○議長（秦正一君）

ただいまの大越議員の発言につ

一般質問八の一に入ります。都の予算削減による保育行政の配慮して、議長の方で取り扱いについては詰つていきたい。このように思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） それでは、さよう決定いたしました。

低下を防ぐために問うについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）

「都の予算削減による保育行政の低下を防ぐために問う」と題しまして、ただいまから一般質問に入らせていただきます。全般につきましては、同じ共産党議員の米沢議員の方から最初に質問がございましたので、私は保育に関する問題についてのみ質問させていただきます。

十二年間の革新都政の中で、保育行政は全国的にもすぐれた施策として大変これは評価されております。たとえばゼロ歳児保育の実施、これは働くお母様方から産休明けから預けられる保育所を、という大変強い要望がございました。これが実施されております。また特例保育の実施、これは正規の五時から六時までの保育時間を、前後一時間延長して保育していく。そしてまた、それに対する保母の入件費、これを東京都が見ております。さらには保母の配置につきましても、国の基準よりも多い東京都の基準をもって、各保育園に保母を配置しております。また三歳児以上の主食、給食費、また冬期の暖房の補助、こういうものについても、東京都が今まで行政として進められておりまして、これは、たとえば日本の母親大会が毎年夏に行われておりますけれども、こういう東京都の行政の報告が母親大会で報告されますと、非常にほかの県からも評価されて、

います。

二番目には、公立の保育園にかわって、小さなゼロ歳児保育をやっております保育室、この内容の低下が大変心配されるわけです。保育室は公立の保育園のゼロ歳児、一歳児、二歳児、こういう子供たちがまだ入れない、そういう中で無認可の保育室として日野市の肩がわりをしているわけですから、四月になりますと、公立の保育園にその子供たちが措置されてしまう、こういうことから、七月、八月は大変預かる子供が少ないと、いうことで経営の困難に陥っております。そういう中で、東京都がまた予算を削減いたしますと、なお一層施設の内容の点でも、また部品の点でもいろいろと困難さが出てくると思いますので、この七月、八月までの人員の配置について、乳児の、その預かる子供の配置についてどう対処するか、それから部品が消耗しておりますけれども、その充実について、これは順番だということで、なかなかこれが次々と支給されない、こういうこともある点では出ておりますのでその点をどうするかお聞きしたいと思います。

それから三番目には、障害児対策です。東京都政のもとで、

障害児の保育行政に大変力を入れていたわけですが、日野市の場合は、障害児の子供がもし両親、あるいはどちらかが病気になった場合に、その子供を預かるところがないということで、緊急一時預かりの施設、これが欲しいということが大麥

東京に続いていい保育をやろう、こういう声が続いていたわけだと思います。そういう中で、先般の自民党都政のもとで、私たちの本当に強い要望でございました保育事業の充実についても、六月の補正予算では三十二億八千万円、当初予算と合計しても四十九億三千八百万円ということで、五十三年度の水準の三分の二にダウンしてしまいました。そういう中で、いま多くの保育を進めるお母様方、また先生方、こういう方と一緒に東京都と交渉する中で、復活された部分もございますが、私はこも入れながら、これから質問に入つてまいりたいと思います。

一つ目は、先ほど言いましたように、ゼロ歳児保育、特例保育、保母の増員、給食内容、こういったものが東京都の補助金がカットされたことによって、日野市にも当然財政的な面で影響が出てくると思いますが、これに対して、五十四年度はすでに組んであるところでござりますけれども、もし五十五年度、都がカットしても日野市としてはこれを実施してしまってどおりの水準を保っていくかどうか、これはまず最初に、担当の部長がきょうは欠席で課長が出席されておりますので、その担当のところの姿勢をまず正さないとそれが市全般、そして市長にも声が届かないということですので、市民要求を実現させていく、その先頭に立つ課長からその強い基本姿勢を問いたいと思

多くの方からの要望でございます。これは年に何回もない例でござりますけれども、病気や、またお亡くなりになることがあります。そこで、いろいろとその子供を預かるところがないということで、大変困難な状況が生まれてきております。健康な子供であれば一晩、二晩私のうちで見ますというお母さんもいらっしゃいますけれども、障害を持つているお子様を預かることは、預ける側も心配でしょうし、預かる側も大変心配だと思うんです。そういう点で、大変緊急一時預かり、この施設をぜひどこかでつくっていただきたい。あるいは保育ママ制度、こういうものを活用しながらやっていただきたいと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

それから次に公立保育園の要望に関して質問いたしますが、東京都の予算との関係で、ことしもかなり部品の購入費や工事請負費が組まれておりますけれども、かなりの保育園で施設の改善、そして改修などが行われておりますけれども、これが五十五年度、やはり園の方から要望が出てきた場合には、なるべくカットしないで、園の希望を入れていただきたいと思いますが、そういう点についての対策をお尋ねいたします。

次にプールの設置の問題です。ことしの予算では多摩平、豊田、大久保の保育園にプールの設置の予算化が七十万円ずついておりますが、各保育園でプールを設置することが当然だと思いますが、これが全十二園、全部にも配置されているかどうか

か。これから夏になりまして子供たちが水遊びすることは、大変子供たちの健康のためにも必要だと思いますので、これをぜひしていただきたいと思いますが、その点をお尋ねいたします。

次に給食の問題です。おやつ代の単価をぜひ引き上げていただきたい。そして給食内容をもっと充実させていただきたいと

思います。保育園は十一時半ごろ食事をいたしまして、またお昼寝が終わった後おやつをいただきますが、そのおやつの内容も、大変申しわけないんですけども、貧弱ということで子供たちがおなかをすかしてしまって、お母さんがお迎えに来るのが六時、そして帰りにだましだましあうちにつれて帰るということが多い現状です。おなかがすいてしまって、近くの商店でつい買ってくださいと言ふので、お菓子を与えててしまうということも聞きますので、ぜひおやつ代の単価を引き上げて、そして給食内容をもっと充実させていただきたいと思います。

次に男性保育者の採用の問題です。私は、しばしば男性保育者の保父の必要性を問いまして質問しているわけですが、ぜひこれも何年後の課題でございますので、どの辺までこれが検討されているか、お尋ねしたいと思います。

次に病児保育の実施です。これも過去何回かの一般質問でいたしましたが、これは病気の子供を預かるということでなくて、病気が治りかかった子供を預かる、こういうことで、ぜひ、いま働く婦人が多くなり、子供が病気でも夫と妻と交替で休む、

おばあちゃんに頼む、こういうことで解決をしているわけですが、それが解決できない状況の中で治りかかった子供を保育する、そういう施設がこの日野市に一つあってもいいのではないかと思います。そういう点で検討がされているかどうかお尋ねしたいと思います。

次に財源の問題です。東京都が自民党都政に復活し、そして削減の方向に來ているとき、新しい財源をどうしても求めなければならぬと思います。そういう中で、ぜひ国に対する超過負担の解消、これを積極的に推し進めていただきたい。また保育料を決めるときには、父母も含めた十分な協議の上で保育料の決定をしていただく、このことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから第二子以降の保育料の減免です。学童保育の問題でも大変いろいろと保育料の徴収の後、父母の間でも大きな問題になりましたが、これはやはり民主的な手続をとらないからこういう問題が起きてくるわけです。第二子の問題では、学校に行っているお子さんを持っているところでは給食費、そして学童保育では学童保育の保育料、そしてまた保育園に行っている、こういうことで父母の負担も多くなってきておりますが、第二子以降の減免についても他の市でもかなりの市でこれが実施されておりますので、そういう点について御検討いただきたいと思ひます。以上の点でまず質問いたします。

○議長（秦正一君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。児童課長。

お答えいたします。

○児童課長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

一点目の東京都の補助金に関する問題でございます。概要を説明いたしますと、従来の保育園の運営費の都からいただいていた補助金につきましては、従前のベースで推計いたしますと、約二億五千七百万円というような数字になるわけでござります。当初四月にはそれが二十五項目あるわけでございますが、その二十五のうちの過去十分の十の補助金の來ていた分が三分の二にカットされたというような状況はあります。しかし、その中ではゼロ歳、特例等を含んで先般復活がなされました。よって最終的には、東京都の負担金の持ち出しとしては現在の推計では六千万円ぐらいの減額になろう、というふうに私の方では理解しているわけでございます。しかし、そういう中で先ほど質問の中にもありました、私の方、五十四年度としては全く議員さんの御質問の中にあったとおり、後退することなく、東京都の補助金に關係なく、市の財政持ち出しというような中で予算化をしているのが現状でございます。われわれ主

管課としては、その後におきましてもできるだけ後退すること

でござります。

一点目の保育室、あるいは保育ママの関係でございます。現

行の中では、確かに保育室につきましては現行五十九名、家庭福祉員の中では十二名というような現状でございます。幸い、

これらの無認可保育園に対する都の補助金も一時は危ぶまれたわけでございますが、従来どおり三歳未満児についても一万六千円ということで、また十月からはアップということで、一千円アップでございますが、過去と同じ形態をもつていかれるというものが内容でございます。

三点目の障害児保育の関係でございますが、確かに障害児対策は非常にむずかしい問題でございます。この問題につきましては過去長時間保育、あるいは産休保育、それに合わせまして九番目に質問がございました病児保育の関係、確かに必要性はもう久しく呼ばれているわけでございます。ただ、条件整備がなかなか伴わない、その中には一長一短あるということで、現状では障害児対策の中では健康児と合同保育はできる、また効果があらわれるんだというような中で受け入れし、介助員をつけているのが実態でございます。検討を全然していないうことではありませんが、なかなかむずかしい問題があるというふうにお答えしておきます。

四点目の工事費の関係でございます。本年度予算の中で工事費の予算をいたしました。それら各園からの要求を踏まえ、予算要求をし、園長会の中で全部オープンにしまして、やはり全体的に緊急度の必要性、あるいは各園が統一して補助を合

せるべきようなものを踏まえまして、私の方も工事の施工に入っているわけでございます。もちろん、この問題につきましてもかなり老朽化した園もございます。そういう中では五十四年度とかわらず、五十五年度も一層努力していきたいというのが考え方でございます。

五番目のプールの関係につきましては、御指摘いただきましたが、各園にやはり水遊びができる程度のプールは設置したい。ただ当初の予算の中で考え方はあったわけでございますけれども、一部一施設につきましてはどうしてもいろいろな関係がありまして、これは園と、あるいは職員とも話し合いの中でもちょっとことしは見送ったというようなケースがございます。他につきましては現状持っているプール、そういうもののを利用し水遊びをするというような考え方であります。

六点目の給食についてでございます。単価アップをして内容充実を図っててくれということだと思います。現状では二百二十円相当を給食に充てているわけでございますが、内容の充実等につきましても当然考えているわけでございます。ただ問題は、私が預かっている時間帯にやはり栄養士、専門的な立場の中で栄養価の問題等も考慮した中で、一応内容の充実を図っている。また単価アップをしなくてもできる問題もあるかと思います。そういう中ではなお一層努力し充実を進めていきたい

というふうにお答えしたいと思います。

なお、保父の関係でございます。これは従来からもいろいろ取りざたされているわけでございますが、また議員さんからも質問があるわけでございます。しかし、現実の問題としては、全然検討しないということではございませんが、何としても、いまは保母だけでございます。そういう中での施設の改善、大きな要素がたくさん含まれているというような中で検討には入っておりますが、この見通し等につきましては、なかなかむずかしい問題があるということでございます。

八番目の病児保育につきましては、検討はしておりますが、先ほど障害児の関係でちょっとお答えいたしましたが、障害児と合わせ病児、あるいは長時間保育、産休明け保育、合わせての問題でお答えしておきたいと思います。

九番目の負担解消の問題でございますが、確かに父母負担の問題につきましてはむずかしい問題があるわけでございます。そういう中で保育料の値上げに伴っての協議、あるいは二子以上の軽減措置等の問題がありますが、私の方からお答えしているのかどうかわかりませんが、すでにこういった内容、あるいは保育料に対するこれからの方といふようなことで、府内のなかで企画部を中心として、現在資料づくり等を進めてるというのが実態でございます。以上でございます。

○議長（秦正一君） 鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君） 再質問いたします。

間に合うのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

一番目の質問の中で、東京都の予算削減に伴って、絶対日野市は後退させないという現場の声でございますので、ぜひこれは引き続きやつていただきたいと思います。

二番目の保育室の問題ですが、具体的に、四月になると園児が少なくなるという、そういう点について、市の方でもう少し この園に対し児童を回すようにできないのか、その点と、それから、いま三ヵ月から措置されていることですが、二ヵ月から措置できないかということがこの保育室の方たちの希望です。それによって四月からもっとたくさん定員に満たす子供が預かれるんじゃないかということですので、その辺をお尋ねいたします。

それから三番目の障害児の問題で、緊急一時預かり、このことについていま回答がなかつたわけですが、町田市では心身障害児福祉制度ということで「エンゼルママさん制度」こういうことを行って、わずか百五十万ですけれども、予算化されて、

こういうお母さんが子供を見て、結婚式とか、そういうときにお母さんが出かける場合には、この障害児を一時預かる、こういう施設があるわけですねども、こういうことについていまお答えがなかつたので、検討しているのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから四番目の公立保育園の件ですが、いま一園だけ中で検討していることですが、これはことしの夏、

それから企画の方にお尋ねいたしますが、保育料の問題で、いま府内でも企画の資料づくりが進められているということですが、具体的にどのようになっていてお尋ねしたいと思います。

○議長（秦正一君）

児童課長。

それから第二子の保育料の減免については、やらないともやるもの、どちらともお返事がないので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○児童課長（長谷川暢男君）

前半三点につきまして、
再度御説明申し上げます。

保育ママの関係、家庭福祉員の関係でございますが、確かに

一ヵ月、あるいはそういう措置の方法を講じてくれということ
でございますが、児童課の関係につきましては同じ福祉部の中

で、また福祉事務所の措置の関係、当然できるだけ保育ママの
定員、あるいは家庭福祉員の定員、それに満杯になるよう当然

経営の問題がございます。そういう中では十分対応しているわ
けでございますが、一回入所して途中でやめてしまうというよ
うなケースがあるわけでございます。三ヵ月現在やっている分
を二ヵ月に短縮をということでございますが、また福祉事務所

の方とも十分協議をしていきたいというふうに考えております。
二点目の緊急一時預かりの問題でございます。この問題につ
きましては、先ほどお答えしなかつたわけでございますが、障
害児の問題等も含んで、やはり緊急一時預かりの問題は非常に、
そういう方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、町田では

実際に行われているというふうに御指摘があるわけでございます。
いま私の方で具体的に検討をしているということでなくし

て、これからそういう問題を研究しながら対応していきたいと
いうふうにお答えしております。

なお、三点目、メールを見送ったということでございますが、
一施設につきましては、これはいまの状況ではことしは見送る
一

〇議長（秦正一君）　　保父さんはどうですか、一点：

以上三点でございます。以上です。

○児童課長（長谷川暢男君）　　再度お答えします。

保父につきましては、確かに多摩市の「こぐま保育園」の問

題、いまの質問の中では全体的でなくして、市も公立の中でも一
園だけでもそういう積極的に対応したらどうか、というふうに
御指摘があるわけでございますが、私の方も全体的な問題で過
去とらえて検討してきたという経過もございますので、再度具
体的な問題を詰めまして、私の方の立場で煮詰めていきたい。

よって、また関係の部署とも協議していく問題が数多くあるう
かと思います。そういう対応の仕方をしていきたいというふう
にお答えしておきます。

○議長（秦正一君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　　保育料の研究につき
ましてお答え申し上げます。

保育料につきましては、昭和五十二年度に改定いたしました
ように、同じ形で保育園の保育料、幼稚園の保育料につきまし
て研究していきたいと考えております。現在のところ先ほど児

童課長が答えましたように、府内におきまして関係部課長の研
究会を持っております。現在のところ資料を作成する段階でござ
りますが、この研究会によりまして一応の結論を出しまして、
それを市長に答申し、その後市民による保育料の審議をしてい
ただく委員会を設置していきたいと考えております。この中に
は先ほど御質問のありました関係の父母を入れるかということ
でございますが、当然関係の父母の方も代表者に入っていただ
きたいと考えております。さらにその後市民の意見などを十分
微しまして、かかるべき時期に議会にお諮りいたしたい、この
ように考えております。以上でございます。

○議長（秦正一君）　　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　　それでは、もう答弁が出
尽くしたようですので、「がんばれ」と呼ぶ者あり）保育室
の問題では、四月の保育の入所が決まった段階で、ぜひ広報に、
日野市にはこういう保育ママ制度があつて、保育室がことご
とくありますし、そういうPRを広報に載せていただきたいと
思うんです。それによって入れなかつた父母がその保育室にお
願いすることもありますし、よその市から、もうすでに四月に入
所が決定された後に、お引っ越しになつた方がどこの保育室に
入れたらいかといふ、そういう問い合わせもかなり来ており
ますので、そういう点で広報を通じて保育室や、また保育マ
制度、こういうことをPRすることによって、この無認可の保

育室から出されている問題も解決していくんじゃないかと思
いますので、そういう点をぜひお願ひしたいと思ひます。

それから緊急一時預かりの問題でも、それは年に何回でもな
いことですけれども、障害児を持っている親にとっては、本當
に、自分がもし病気になつたときには、この子供をどうしよう
かということが一番の悩みです。年に二、三回あるというふう
に聞いております。わずか年に二、三回でもこういう子供たち
を預かる施設がどうしても必要なわけです。ですからぜひこれ
を今後の研究課題として実施していただきたいと思ひます。
(「よし」と呼ぶ者あり)

給食の問題でもだんだんと給食内容が低下していく、そういう
中でこれらの子供たちの体力づくりのためにも給食の低下
を絶対に防がなければならないと思ひますので、ぜひこれもダ
ウンさせることなく引き上げていただきたいと思ひます。

次に男性保育者の採用の問題でも、ぜひ具体的な動きに入
っていただきたいと思うんです。これは何年もかかっておりま
す。

超超過負担の問題でも東京都との関係でどうしてもこれは国も
都も、もつと保育に対する財政的な援助が必要であります。そ
れけれども、ぜひその点は大きな運動を起こしていただきたいと
思ひお願いいたします。(「市長、答弁」と呼ぶ者あり)

そういう点で市長の方からもぜひ革新市長会、また全国市長会を
通じて、保育だけでなく全般的な超過負担の問題もあります。

思います。

それから保育料の決め方についても、これから府内が一応結論が出た段階で、市民による「保育料を聞く会」、こういう会を持つことでということでございますが、ぜひ、これは父母の代表、各保育園の父母の代表、こういう方たちをたくさん入れて、そして多くの方々の意見がぜひ反映される、こういう形の審議会を設けていただきたいと思います。（「審議会でやれよ」と呼ぶ者あり）

それでは最後に、市長の方から私がきょう行いました一般質問全般について、ぜひ東京都との関係で後退させない、そういう部課長の強い決意がございますので、市長としてどういう考え方でこれから乗り切っていくのか、そして五十五年度予算にのせていくのか、そういう見解をお聞きしたいと思います。（「市長がんばれ」「市の後退は絶対許さない」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（秦正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君） この間、米沢議員の一般的な御質問にお答えをする形で、福祉の仕事は後退をさせたくない、このようにお答えをいたしております。全くそのように考えております。

いま項目を立てていろいろ御質問でありますが、可能なものの、

あるいはなかなか不可能なものがおのずからあるように承って

わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十五分散会

おります。担当の方も十分この問題に的確な取り組みを詰めた

意見を極力尊重しながら対応していこう、このように考えております。（「鈴木さん、がんばれ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（秦正一君）

鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君） ゼひ市長を先頭に東京都にも多くの皆さんと一緒に運動を開いていく必要があると思うんです。東京都の方ではゼロ歳児保育や長時間保育を、その責任を今まで都がやっていたわけですから、それを市や区の方におろしていく、こういうような動きもあります。いま全国でも本当に誇れるような東京都の保育行政の施策が、東京がレベルダウンしますとそれが全国的に大きな影響を与えていく、そういうこともありますので（「そうだ」と呼ぶ者あり）ぜひ、私どもはいま保育の問題でもその他いろいろな福祉、教育の後退した部分を大きな住民運動を起こしながら東京都の方と交渉していく中で復活した予算要求はたくさんございます。そういう点からもこれからも多くの市民と一緒に、東京都また国に対する働きかけを一層強めていただきまして、福祉が後退することなく前進することを望みまして、一般質問を終わります。（「終わり」「今までの中一番いい答弁だ」「続行」「本日終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君）

これをもって八の一、都の予算削減による保育行政の低下を防ぐために問うに関する質問を終

六月十九日

火曜日

(第四日)

昭和五十四年

第二回定例会

出席議員

六月十九日 火曜日

出席議員

(第四日)

(二十九名)

日野市議会議録

第十二号

欠席議員

出席議員

六月十九日 火曜日

(第四日)

(二十九名)

欠	出席議員															
二十	十四	十	十一	十九	八	七	六	五	四	三	二	一				
九番	五	四	三	二	一	番	番	番	番	番	番	番				
正	(一名)	板	橘	鈴	本	名	谷	藤	田	大	中	川	飯	秦	市	黒
国	垣	木	間	屋	林	中	柄	山	嶋	山	川	川				
務	正	祐	美	史	長	理	鯛	基	正	芳	重					
君	奈	一							太							
君	務	男	子	子	久	郎	一	郎	一	保	昭	博	茂	一	郎	憲
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

三十	二	二	二	二	二	二	二	二	十九	十八	十七	十六
八番	二	七	六	五	四	三	二	一	番	番	番	番

三	佐	高	杉	米	竹	一	大	島	市	林	滝	石	奥
々	々	々	々	々	々	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ

浦	木	橋	山	沢	上	瀬	越	村	川	瀬	坂	住	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

重	昭	通	寅	照	武	久	孝	資	重	敏	勝	芳
春	雄	夫	郎	男	俊	隆	雄	志	信	義	朗	雄

君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

説明のため会議に出席した者の職氏名

市助収入役長
市民部長企画財政部長
田森野成前加田
倉呂井川藤藤
高喜正恒一郎
光美男雄夫
君君君君君君
君君君君君君
生活環境部長
建設部長都市整備部長
水道部長病院事務長
倉生伊森久保
又藤藤村中加
秀三正亮一
作清次吉助
君君君君君君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

書 次 局
記 長 長
玲 朝 松
木 倉 村
清 敏 清
彥 夫 栄

書 記 記 錄
五十嵐 隆君

速記委託先 住 所 東京都立川市曙町一一〇一三
立川速記者養成所 所長 関 根 雪

速記者 清水聰一郎君

議事日程

一 般 質 問

昭和五十四年六月十九日
午前十時開議
(火)

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時十八分開議

○議長（秦正一君）　　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十一名であります。

日程第一、一般質問を行います。九の一、憲法を生かす自治体活動をさらに推し進めるためにについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　　憲法を生かす自治体活動をさらに推し進めるために、というテーマで一般質問をさせていただきたいと思います。

憲法を市政に生かそう、というスローガンがこの五、六年間日夜市民の目に映り続けております。市長はこの間、「憲法を市政に生かそう」というスローガンを実りあるものにしようと日夜努力されていると思います。また、市の職員もこれを受けて、市役所の仕事を通じて、憲法と市民生活のかかわりについて、いつも一人一人の職員が深めていっておられるこどと思っております。

いま、政府が地方分権などという宣伝を強調しているようでございます。しかし、いまの政府が自民党の支配下にあって言つてゐる地方分権というのは、結局は今までの高度成長経済の破綻などを、地方自治体に肩がわりして責任を持つてもらおう、というような趣旨が貫いているようでございます。また、

さらには、市町村を広域化行政に統一していく、市長の、あらゆるいは町長の公選制、こういうようなものを将来廃止する方向に持っていくような地方分権、こういう意図も見受けられます。

さらには、元号の法制化などで、地方の自治体をまた統制していくこうという動きを感じとられます。さらには、一般消費税の導入で、地方自治体を財政的にもさらに一層中央政府のひもつきにしていくこうという動きなども見られております。そのほか、最近は露骨に政府の方で不当な行政指導、さまざまな統制、こういうことが行われてきております。こういうときにこそ、改めて憲法というものを地方自治体の中で行政の中に生かしていく、また市民の中に憲法の意味を自治体としても徹底していくことが、重視されなければならない状況になってきていくというふうに思つております。

すでに私どもが承知しておりますように、憲法は主権在民を中心といたしまして、平和の問題、基本的人権の問題、国家主権の問題などに加えまして、地方自治権という大体五つの原則を中心とした民主的な内容となつてゐるわけであります。しかし、その中心は、何といっても主権が国民に存するということが、私はいまの憲法の中心的な、大切な点ではないかというふうに思つております。

こういう主権在民という精神と一致する立場から、憲法の第八章におきまして、地方自治というものが特にうたわれている

のではないかと思つております。ですから、地方自治を育てていくためには、何としてもこの主権在民という立場を自治体自身が尊重して、行政に生かしていくことでなければいけないと思つてゐるわけあります。

ところが、現在、自民党政を初めといたしまして、中央の方では、この民主的な憲法をないがしろにする空気がいろいろと出てきています。元号法制化についても、そういう世論がたくさん湧き起こってきた次第であります。

そういう状況でござりますので、中央政府に比べて地方自治体というのは、どういう考え方であっても、いまの憲法といふものを尊重していかなければいけない。したがつて、政府が憲法の教育を国民に行わない中については、私は地方自治体が大いに住民の中に憲法の趣旨、あるいは憲法そのものを生かした行政、こういうものを徹底していく必要があるというふうに考えております。

憲法が住民の中に浸透していく方法としてはいろいろあると思います。私の年齢でありますと、戦争直後、小学校あるいは中学校におきまして、憲法の教育が非常に重視されておりました。したがつて、私どもが少年時代、青年時代に、大東亜戦争や過去の日本の歴史を反省して、日本を平和な文化国家にしていこう、世界に誇りある、そういう国にしていこうということでお、非常に自覚を高めたものでござります。しかし、最近の教

育内容では、そういう点が少々薄れているというふうに聞いている次第であります。

ですから、地方自治体が、上の方から市民に憲法の宣伝をしていくことも、現在では非常に重要であります。また、住民自身が学習したり実践したりして、下の方から憲法を普及していく、実践していくことが同時に必要だというふうに思つております。

市民から直接選ばれている市長は、こういう点で上からも大いに憲法を市政に生かすということで普及し、実践していくなければならないし、また市民の中に入つて、みずからも憲法を守る運動を強めていくことが義務としてあるのではないか、こ

ういうふうに私は考えております。

憲法というのは、普及し、宣伝することだけが目的ではなく、実際に憲法を武器として、住民自身が主権在民の立場で日本の歴史を進めていく、こういうところにこそ本当の憲法を生かすということが言えると思いますが、以上のような点を根底にいたしまして、四点ほど市長に質問したいと思います。

第一点は、市長が今まで努力されてきた「憲法を市政に生かそう」という行政上の活動があると思います。目に見えるような形としては、たとえば対話集会、これも憲法を市政に生かす行政の一つのあらわれであると思います。あるいは五月三日を中心とする憲法記念行事、あるいはまた日野市の広報を通じ

て、市民の間に憲法の意識をさまざまなかつて集めていく、そういう宣伝活動、こういうことをいろいろと日野市は行つてきたと思います。こういう今までの表にあらわれたような「憲法を市政に生かそう」という活動が、どういうふうに市としては現在評価されているのか、第一点目に聞かせていただきたいと思っております。

第二点目は、日野市では、ことしは自治学園とか、自治大学とかといふものをスタートされたようですねけれども、こういったたぐいの新しい企画というものを、私は次々とやつぱり打ち出していくべきであるというふうに思います。そういう点で、日野市がこれから先、数年間にわたつて、どういうことで市民の中に「憲法を市政に生かそう」というテーマで入つていこうとしているのか、もし考へがあれば聞かせていただきたいと思っております。

私は、そういう点ではもつとも大胆に、憲法の問題は市民の中に大いに提起していくべきであるというふうに思います。たとえば、市役所に「憲法を市政に生かそう」というたれ幕がかかつております。きょうはちょっと拝見いたしておりませんが、きのうはかかるつおりませんでしたが、これは洗たくなどに出ているのかもしませんけれども、きのうは見えませんでした。しかし、「憲法を市政に生かそう」というたれ幕につきましては、私は、この神明上の市役所に一

本かかっているだけでは、十四万市民の目にはなかなかつきにくいと思います。したがつて、そういう看板をやはり図書館とか今度できる七生公会堂、あるいは七生文化会館、こういったような施設とか、さまざまなところに、やはり「憲法を市政に生かそう」というようなものを掲げていくぐらいのことをして、大胆に市民にそういう意識を育てていくことが、自治体の責任であるというふうに考えておりますので、こういう点などについても、ひとつアイデアなり企画を考えいただきたいと思っております。

あるいは、ことしは国際児童年でありますので、憲法と一緒に高く掲げて、国民が守つていかなければいけない児童憲章、こういうものについても、児童館その他に適当な文章などを掲げることによって、父母の子供たちに対する正しい認識というものを高めていく、そういうことなども私は必要だというふうに思つております。あるいは、市役所の窓口や支所の窓口に、日野市憲法手帳といったようなたぐいのものを置いて、なかなか憲法の文章を見る機会もございませんので、そういう便宜を図つていくなどの企画というのもいいのではないかと思ひます。

いま、成人式の日に、二十歳になつた日野市民に対しても、いうものがされておりますけれども、むしろ私は、あらゆる階層の市民に対して、そういうことがさらにさらに必要だという

ふうに思つておりますので、そういう点で考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

第三点目は、市職員の果たす憲法を市政に生かす点での役割りであります。

市長がさまざまな企画をし、広報で宣伝し、憲法記念行事をしても、助役、部長以下がそういう点で千人以上いるわけでございりますので、熱心に憲法の精神を生かして市役所の仕事をしていくかどうかは非常に重大な問題であります。私は、日野市においても、職員の皆さんがあつともっとさまざまな形で住民と接触をされて、そして日野市が憲法を行政の中に生かしているんだ、という点をさまざまな形で宣伝し、実践していただくことが重要であると思います。

また、そういう仕事に努めていく中で、憲法で規定されるいる全体の奉仕者という点も生かされ、また憲法で保障されるいる地方自治、こういう点もおのずと高まっていくのではないかと思つております。そういう点で、市長もさまざまな努力をされているというふうには聞いておりますが、どういう点で、現在、市の職員にはそういう点を教育されているのか聞かせてもらいたいと思うものであります。

第四点目といたしましては、元号法制化と地方自治体の関係でございます。

元号法制化については、御承知のように、元号は残したいと

いうのが国民の大多数の世論ではございますが、元号を法制化してはならないという世論もまた世論調査で八割を超すという状況でございますので、そういう中で、政府が強引に国会で議決した元号法制化ではございますが、これが具体的に地方自治体に及んでくるには、世論の立場上、私は、長くかかる、あるいは実効を伴わない、そういう日本国民の感覚というものは、現実に存在していると思います。

しかし、国会での共産党の質問などによりますと、地方公務員などが、元号法制化で政府がいろいろの指導をした場合に、これを守らない場合には、処分に値するということが言われております。こういう点で、日野市として、元号法制化の問題で何か対応していく問題があるとすれば、お聞かせ願いたいとうふうに思います。

第五点として質問いたしたいのは、住民参加の問題でございまます。

地方自治体を憲法の趣旨に従つて守つていくためには、私は三つの点が大切であるというふうに考えております。その第一は、やはり住民参加。国民主権に基づいて、住民参加を地方自治体も貫くということが第一だと思っております。

第二は市議会。こういう議会を民主的に運営していく、大いに傍聴しやすいような市議会にしていく、すべての委員会は公開を原則としてやっていく。そういうのがやはり地方自治体を守りき点ではないかと思いますので、市長などの担当者のお考えを聞かせていただきたいと思います。

ついでいくところにつながつていくものと信じております。またもう一つは、自治体自身が、市民サービスに徹した効率的な自治体行政を運営していく、あるいは政府に対して財政などの権限を強く要求していく、あるいは自治体の立法権を強めていく、そういうことなどが必要であるというふうに思つておりますが、しかし最大の問題は住民参加の問題であります。

私ども共産党市議団は、市長に対してしばしば一般質問その他機会を通じまして、日野市の行政のあり方については、いろいろの協議会、委員会、そういったものを住民参加でつくつていくようにお願いしてまいっております。その一部は前進していると思いますが、まだまだそういう点で不十分な点を感じております。住民と職員と民主的な専門家からなる行財政改善委員会であるとか、あるいは小学校区ごとの行政のあり方を考えるさまざまなスタイルの協議会、あるいは教育についてもそういうようないろいろの懇談会、こういったものを、市の教育委員会なども含めたさまざまな機関が住民と解け合つて協議を重ね、日野市の町づくり、あるいは行政を進めていく、そういうことが大切だと思います。

今まで道路問題などでもめたこともございますが、そういう点についても、やはりこの精神を貫いていただきたいと思いますが、こういう点についてはどういう点で努力し、今後またどういう考え方であるかという点を聞かせていただきたいと思い

ます。

もちろん、対話集会というのを学校区ごとにされておりますが、この対話集会は非常に大切です。しかし、対話集会だけでは本当に住民参加を尊重しているんだということは言えないと思いますので、こういう点についても、市として今後考えるべき点ではないかと思いますので、市長などの担当者のお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上を最初に質問したいと思います。

○議長（秦正一君）　　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　広範な御質問でございましたが、大綱の考え方をお答えいたしまして、区分のことにつきましては、それぞれの担当でできるだけお答えをいたしたいと思います。

「憲法を市政に生かそう」ということは、改めていざこの市も、いざこの市長も言わなくてもいいことなんでしょうが、私はあえて言っておるつもりであります。憲法を市政に生かすといふことは、これは当然の当然でありまして、そのことをイデオロギーとしてとらえる人がいるわけありますけれど、それは主として保守側の考え方の方が、憲法を多少敵視する傾向がある、そういうことがあるようあります。（「そうでもないぞ」と呼ぶ者あり）

しかし私は、人類普遍の理想を掲げたものであるということ、全く同感であり、これを支持し、守るということが公務員の仕事である、このように考えております。地方公務員の採用の際の宣誓書にもそのとおりが掲げてあります。憲法を擁護し、進んで推進を図り、そうして全体の奉仕者となつて、公平、誠実に事に当たる、これはもう申すまでもない大前提であります。そこで、何とかそれに一步一歩前進を図りたい。そうして、特に地方自治は、おっしゃるとおり主権在民の一番身近な関係にあります。主権在民ということと地方自治ということは、むしろほとんど同義語である、このような理解を私はいたしております。

いろいろとやろうと思つて、たとえば庁舎にたれ幕を掲げましたり、あるいは毎月発行いたします広報に、「憲法を市政に生かそう」というわが市の一番中心的スローガンを絶えず掲げておるわけあります。

一番目の質問に、評価としてどういうふうに考えておるかということであります、まだまだ評価などということをわれわれが言う立場でもありませんが、市民の方にも相当またそれに同感をされる方が多い、したがつて公平、誠実にこの自治体行政を運営いたしますならば、地方自治というものを明確に確立することは、私は、可能である、このように基本的に考えまして、努力をしておるつもりであります。しかし、まだまだその

もちろん、職員も日常的に私らと心構えを一にして努力をいたしておりますわけでありますから、よりまたその気持ちが日常の行動、あるいは行政の中身、ないしは市民との接遇におきまして、ほとばしるような、そういう職員にみんなが努力、研さんをすることが大切である、こういう考え方におきまして、すべての職員研修等は組んでおるわけであります。道は遠いわけでありますけれど、またこれは定まった道でありますから、そう迷うこともないわけであります。日常的な努力こそ成果を生むものである、このように考えております。

たまたま、最近、大きな政治問題として元号の法制化ということが政府によって行われましたが、私は、元号はあえて法制化しなくとも、日本の民俗慣習、文化慣習に沿つていけばそれでいい、このように思つております。日本民族が国際的に活躍する立場にあればあるほど、西暦というものが国際的には用いられるべきである、こう考えております。

戸籍事務、あるいはその他の市役所の窓口に、元号の法制化がどのように影響し、指導があるかは知りませんが、この法制化に当たつて国会で審議されました経過からかんがみまして、國から何ら地方自治体に特別な指示などがあらうはずはない、このように思つておりますから、今までと別段変わつたことを考えたり、意識したりする必要はないだろう、こう考えております。

道は遠く、それから、行政そのものの全力投球ができる、市民に大きくその気持ちが受けとめられておるというふうには、今後の大きな努力を要する、このように考えております。

これから計画ということで、どんなことを考えておるかと、いう御質問がありましたら、私は、自治体行政のすべての行政に基づいて行われておりますし、またそれをより明確にしていこうということありますので、何か変わった形式、あるいは変わった行事を特別に仕組むことが特に必要であるというふうには思つておりません。

つまり、日常的な積み上げ、それから自治ということに対します市民の共通の理解、それから行政が政府の下請機関ではなくて、住民のために、また住民の事務所として成り立つておるものである、こういうことをはつきりと心構えの基礎に置いたい、このように考えております。

先般発足いたしました市民自治学園なども、こういう考え方に基づきまして、住民自治というレベルから市民自治というレベルにまで、やつぱり自治に対する意識を高めることが必要である、またそういうことが可能な段階になつてきた、このようになります。よつて、とくに役所としてありがちな、「知らしむべからず、寄らしむべし」というようなことは極力排除したい、このように考えております。

五番目の御質問に住民参加のことを問われまして、そしてわれわれの自治体行政の日常的な進め方に、絶えず住民参加方式を取り入れるよう、という御趣旨の質問でありますから、全く同感であります。できるだけ住民参加にいろんな手法を取り入れまして、住民参加というよりも住民による自治体行政を行う、そして住民の方に市民としての高い自治意識を持つていただき、このことが私は、日野市の将来の自治体としてのあり方、それから生活環境、あるいは教育、福祉等の行政、すべてにわたりまして重要な礎になる、このように考えております。

ただ、人口が十四万人もあるわけですから、一堂に会して会議をするなんていうわけには物理的に成り立ちませんからして、したがつて間接民主主義という手法によります議会があるわけです。やはり憲法に基づきまして、執行機関、議決機関の相関関係があるわけでありますから、それを極力尊重することがまた憲法の理念にこたえるゆえんである、このように考えております。

ただ、私どもの心構えといしまして、絶えず市民の方と接觸をして、地域住民、いろんな立場の方がどういう考え方、意識をお持ちであるか、あるいは行政に対する要求をどのように考えておられるか、ということを絶えず知ることが大切だと思っておりますので、議会制のことを尊重することにあわせまして、住民の方との意見交換、特に自治意識の高揚、これからの

町づくり等につきまして合意の機会を絶えず進めたい、このよ

うに考えて努力をしておるつもりではありますけれど、なかなか意と現実とは見られて遠いものがあるのではないかと思つております。

これからなお、いろいろな御饗撻をいただきながら、職員こそつて憲法を市政に生かす道を進めてまいることが、これが課せられたる最高の責務だ、このように考えておりますことをお答えといたします。

○議長（秦 正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 市長から、若干抽象的ではありますが、私の質問に対して共通するような趣旨も含めた答弁がありました。大体市長の考えはわかり、今後の進め方についても理解できたわけですけれども、あと若干の点で具体的な問題提起をしてみたいと思います。余り細かい点を言うと、市長や部課長に対する内政干渉にもなるかと思いますので、細かい点までは申し上げませんが、一つの例として考えていただきたいと思います。

私は、第一点として、今まで市が行つてきた、憲法を市政に生かすというイメージにつながるような憲法記念行事その他についての評価、ということを質問した次第です。この程度の質問については、私は、部長あるいは課長あたりから、率先して答弁ができるものと期待しておりましたが、結局は市長の答

弁に終わりました。

憲法が昭和二十一年に公布されて、昭和二十二年五月三日に発布されたわけですけれど、まだまだ地方自治体の公務員の皆さん、誇りを持つてこういう憲法行事などの総括を行い、議会でも堂々とこういう答弁をしていただくという点で、まだまだ遠慮やためらいがあるのでないかと思いますので、今後ぜひそういう点で、どの部長、課長でも、憲法の問題については率先して市民や議会に対して答弁できるような状態に、ひとつ市長の方で教育をし、そういう協力といいますか、そういう点をもっともっと深めていただきたいものというふうに思つております。

いま、日野市がいろんなことを行つておりますが、憲法記念行事にしても、あるいは日野市の広報に対する投稿などを見ましても、活発というところまではいっていないというふうに感じる次第です。そういう点はわれわれ市議会人などにも、若干の責任とまでいかなくとも、協力しなければいけない点があるかと思いますが、やはりまだ憲法を市政に生かそうというのが上からのスローガンで、上から企画をして与えていくということが非常に多い、そういうことがあるのではないかというふうに私は考えているわけです。

そういう点で、もつともっと住民の中からこういう憲法を生かしていく姿勢というものが、形としてあらわれてくるような

条件づくりというものを、市長あるいは自治体はしていくべきだというふうに思います。そのためには、市長の方で研修という答弁がありました。研修というのは、やはりこれも上から教育するというふうなものですけれども、私は、もつともっと市役所内のさまざまな現場、あるいは部、課、係、こういう単位におきまして、具体的な市民要求との関係での職場討議というのだが、いろいろなされてしかるべきではないかと思います。

そういう場所に市長も入つていって、いま庁内放送などもされているようですが、放送もいいですけれども、もしさういう条件があればある課に行って、一時間ほど課長以下職員と一緒に忌憚のない意見の交換をして、福祉や教育の点で憲法が生かされているのかどうか、そういう討議などをするということも非常にいいことではないか、こういうふうに思いますので、ひとつそういう種類の努力というものをもつと進めていただければ、市の職員の間にも市長の心が浸透していき、それが市民にもはね返つてくるのではないかというふうに思うわけです。

先日、福祉事務所の「保育所入所案内」というのを見せていただきましたけれども、保育所入所申請書というのがございました。この二ページには「保育所について」というのが載つておられます。そこには児童憲章が抜萃されております。私は非常にいいことだと思います。しかし、その真ん中あたりに「以上のように、児童は家庭で養育することが望ましいのですが、家庭

に恵まれない児童のために、家庭にかわつて養育する場所として保育園が設置されています」というような日野市の説明書きが補足されているわけです。

私はこういう点についても、児童憲章の中に書いてある「すべての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられる」というのは、何も国民にはいろいろな考え方があるわけですから、すべての児童を家庭でしつけなければいけない、そういうことに限定する意味で児童憲章ができたのではなくて、家庭にあってやはり子供を虐待したり、そういうことをしてはいけない、こういう趣旨のことを強く児童憲章はうたっているものであると思います。

こういう条項のある意味では狭く解釈して、日野市の説明文がついているという感じがいたします。もつともっと私ども国民が、父にしても母にしても働く権利があり、子供たちを社会で責任を持って育てていくという問題もあるわけです。国民の中にはいろいろの考え方があるわけありますし、積極的に社会に大人が出ていく機会を設ける、そういうことが憲法の精神であろうかと思います。

そういう点で、これがいいとか悪いとかということをここで断定するつもりはありませんけれども、こういう説明文だけを見ますと、非常に保育園の果たす役割りというのが狭く感じてしまう。そういう点について、もつともっと、私は、市長や市

の職員が誇りを持つて、お父さん、お母さんが保育園に入れて、社会的な活動、日本の文化や社会が正しく発展していくための仕事や活動をしていくような、そういう話し合いができるような窓口というものをつくっていっていただきかなればいけないと思うわけです。そのためには時間はかかるても、やはり職場でそういう問題を積極的に討議していく場というものが、どうしても私は日野市に必要だと思っております。

私も共産党市議団、あるいは所属しておる総務委員会で、各市の住民サービスについて行政調査なども私はしてまいりました。やはり先進的な市におきましては、市長、あるいは町長、部長、課長、係長、職員が積極的に市民の中に入つて、教育扶助の問題にしても、あるいは生活保護の問題にしても、あるいは老人ホームに入る問題にても、障害者の問題にしても、憲法ということを強調して、国民の権利として正々堂々と積極的にそういうのを活用すべきであるという、そういう市民に対する接し方をしている市がたくさんございます。

しかし、日野市におきましては、まだまだそういう福祉や教育の機会については、できることならば予算の関係で制限していきたい、そういう気持ちがついで市民に対してあらわれてしまうような接触の仕方というのをたくさん聞いております。そういう点で、私は、市長を先頭にして、もし日野市に住んでいる職員の皆さんのがいれば、積極的にPTAとか自治会、ある

いは住民運動、こういうものにも一市民として参加して、そういうことがおのずと市政の中にも反映していくような、そういうう市の職員、こういうのが理想的な姿ではないかといふうに思います。

市役所の地位を利用して住民運動を抑えるということは、これはけしからんことになりますけれども、逆の意味で、市の職員の持っている知識を市民の中に普及して、住民のさまざまなものではないかと思います。また、そういう努力をされている職員の方ももちろんたくさんいらっしゃると思いますけれども、もつともっとそういう職員がふえるように日野の市役所がないことは、日野市の将来にとって大きく、私はプラスするものではないかと思います。

もう一点の再質問は住民参加の問題でございます。これについても、先般、全員協議会の席で、七生文化会館、公会堂の名称の問題のやりとりがございました。

私は、日野市の公共施設がまだまだ不十分な中、社会教育施設の不十分な中で、七生公会堂、あるいは七生文化会館といふものができるのは、非常に積極的な意義があると思います。

こういう場合には、やはり市民参加でそういうホールの名前などを命名していくというのが、やはり今後の日野市民の文化的な活動の発展、その他にプラスしていくのではないかと思っております。

そういう点で、やはり議員だけに聞いて決めるということではなくつたかとは思いますけれども、議員は選挙で選ばれているとはいえ、やはり地方自治体が憲法の趣旨で進むには、住民参加というのが議会とともに車の両輪ということが言えると思いまして、こういう点などをどしどし、今後、住民参加の上で決定していただきことを尊重していただきたい。

市長の先ほどの答弁では、抽象的ではありますけれど、この住民参加については、今後ともより一層努力したいということをございましたが、そういう点で、今後も具体的に努力される点があれば、答弁があればお答えいただきたいと思います。

最後は、憲法を市政に生かすためなど種類のキャンペーントの問題であります。これも、私がある市を行政調査、視察などをした際に見てきた実例ですけれども、日野市よりもよっぽど財政上では苦しく、小さな財政規模の自治体でございましたが、市内至るところに、「憲法を市政に生かそう」こういう看板が町の角々に立っている町がございました。また、図書館に行けば図書館に「憲法を生かして文化的な生活を守ろう」とか、そういう趣旨の看板が出ている自治体がございました。

○議長（秦正一君） 答弁願います。——竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 答弁がないようですが、ぜひ私の意見を生かしていただきたいと思います。

聞くところによると、市民自治学園の講師には市の部課長さんがなられるということござります。市民自治学園といふのは、非常に意義あるものだとは思いますが、市の職員の方

いは住民運動、こういうものにも一市民として参加して、そういうことがおのずと市政の中にも反映していくような、そういうう市の職員、こういうのが理想的な姿ではないかといふうに思います。

がもし講師になつていただくということであるとすれば、やはりいま私が取り上げました憲法をより一層自治体活動に生かそうという点で、ぜひ部長、課長、あるいは講師になられる職員の皆さん、こういう私の気持ちをぜひ生かしていただいて、すばらしい、市民が感心するような、そういう講師になつていただいて、ひとつ日野市の行政の権威というものを高め、また市民に対して親しみやすいものにしていただきたいということを願いまして、この件の一般質問を終わります。

○議長（秦正一君） これをもつて九の一、憲法を生かす自治体活動をさらに推し進めるために関する質問を終わります。

九の二、程久保地域の緑を守り生かす行政の取り組みについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 程久保地域の緑を守り、生かす行政の取り組みについて質問を行います。

程久保地域は、航空写真を見ましても、日野市で残されましたがただ一つの固まつた緑地帯でございます。程久保地域といいましても、もちろんそれに関連する平山、百草、三沢を含んでいるのは言うまでもございません。この七生丘陵地帯と申しますか、この緑を日野市民として何としても守り抜いていくということが大切な問題だと思いまして、質問させていただく次第であります。

程久保川をたどつてまいりますと、多摩川、浅川から入りまして、七生支所を上つていきますと、水が少しほど現在も流れ、また程久保川のほとりには、まだ樹木が自然の形で生えております。この程久保川が、東京都の改修工事で土手と水だけということにならないことも期待しつつ、緑の問題を私は常日ごろ考えているものであります。

さらに程久保川をさかのぼりますと、程久保の残されましたあたりに駐車場ができ、またわずかなそいつた関連の施設ができております。そのため自然の水のほか、少しではございますが、雑排水ごときものが流入するという状況もだんだんあらわれてきております。

しかし、幸か不幸かこのあたりにも大学が進出して、水源地のあたりに駐車場ができ、またわずかなそいつた関連の施設ができております。そのため自然の水のほか、少しではございますが、雑排水ごときものが流入するという状況もだんだんあらわれてきております。

この程久保川を支えているのが、程久保川の両方に残されております緑の地域でございます。ここは現在も第一種住居専用地域、市街化調整地域として、なかなか開発しにくい社会的な条件がありますし、また多摩動物公園がありますので、長いこと緑が保存されているのだと思います。

私ども共産党は、この緑を日野市と東京都、あるいは政府、

こういうところが協力いたしまして、自然のままの姿でなるべく永久に残す施策をしていただきたいということを、たびたび主張いたしてまいりました。また、もしこの緑を生かしていくとすれば、青少年が自然に親しめるような形の、自然を残したままの自然公園、少年公園、こういったものにする方向で緑を生かしていただきたいと、たびたび問題提起をしてきたわけであります。

現在は、うわさでござりますけれども、高校を建設したいという要望でありますとか、病院だとかいろいろの商業的なことに利用したいという声なども聞いております。またこれに対して、多摩動物公園から先を広げまして、東京都が緑地を買収して、公園に生かしていくとする動きなども聞いております。

こういう中でさまざまな開発行為が行われる前に、何としてもこの地域の緑を守るために、市長以下日野市が努力されるようお願いまして、簡単に四点ほど質問させてもらいたいと思います。

第一点は、程久保地域のこの緑を守るために、日野市、東京都、政府、こういうところで、最近の積極的な動きがありましとすれば、そういう点についてお聞かせ願いたいと思います。

第二点目は、日野市に緑地を保存していくこうという計画があり、また予算化もされておりますが、そういう日野市の本的な計画に沿って、程久保はどういう位置づけとして取り組

まれているか、この点について質問したいと思います。

第三点目は、この地域の緑を利用して、少年自然公園的なものでも結構ですけれども、そういうたよな緑を保存したままで公共施設を市民のためにつくっていく、こういう計画などがもしありとすればお聞かせ願いたいと思います。

四点目は、程久保地域につながりまして、以前にも一般質問で取り上げたことがございますが、高幡不動尊を中心とする緑、あるいは百草園を中心とする緑、こういうものについて日本電建その他が開発を行つてまいりまして、大分土手があらわにあらわれたりする動きなどが出てまいりまして、最近ちょっとストップしてくるようですが、今後はそういう開発の危険はないかどうか。もし、そういう開発の危険が出てくるとすれば、市はどういうふうに対応しようとしているか。これは百草園についても同じです。裏側が、最近、農地、山林が宅地に少しずつなつていく工事が見受けられます。この地域などにつても、どういう努力で日野市は緑を残そうとされているか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

以上四点にお答え願いたいと思います。

○議長（秦正一君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 程久保地域の現在の状況につきましてちょっと御説明申し上げますと、程久保地域

につきましては、面積が二百十七ヘクタールございます。現況の土地利用状況は、田畠が約五ヘクタール、果樹園が一ヘクタール、それから山林が七十九ヘクタール、雑種地が十八ヘクタール、宅地が九十ヘクタール、道路等が二十四ヘクタール、ということになつております。これを市街化区域と市街化調整区域に区分いたしますと、市街化区域が百十四ヘクタールでござります。それから調整区域が百三ヘクタールです。そういうような、大体半数ぐらいの比較になつております。

国の動きでございますけれども、国の動きとしましては、四十二年の二月に、多摩丘陵北部近郊緑地保全地域、こういうことで指定がしてございます。それから、東京都におきましても、多摩自然公園普通地域ということで指定されておるわけでございます。これらにつきまして、一応枠どめがあるわけでございますので、それらにつきましての開発については、逐一東京都の知事への届け出、もしくは許可によつてしないと開発ができない、そういうような枠どめになつておるわけでございます。

二点目の程久保の緑を生かした計画は取り組まれていないか、それから三点目の程久保地域の緑にふさわしい公共施設の計画、これは少年自然公園等の計画でございますが、それから高幡不動尊の緑地の関係、これら全部を踏まえた形の御回答になろうかと思いますけれども、これにつきましては、五十一年に国が都市計画中央審議会などと、審議会で審議されたものが

建設省に答申されております。その内容は「都市の総合的な公園緑地政策を推進するために」そういうふうな形で答申をしております。

これを受けまして、建設省としては、五十二年の四月一日ですが、これについて「緑のマスター・プランの策定の推進について」そういうことで各都道府県、市町村に通達が参つております。これを受けまして、一応日野市でも昨年度予算をとりまして、現在、業者にこの基礎資料の調査を依頼中でございます。

これらの調査ができました暁には、一応緑のマスター・プランというものを策定してまいりたい、かように考えております。このマスター・プランにつきましては、あくまでも内部資料という形で、その地域のマスター・プランの策定によって開発等がございましたら、そういう形で緑とか、そういうものを残していくような指導をしてまいりたい、そういうような考え方でございます。

それから、これはつい最近のことですけれども、程久保地域の多摩動物公園の駅の南側でございますが、これは多摩丘陵北部近郊緑地の保全地域に入つてございますけれども、約六千平米、これは東京都の西部緑地公園事務所が買収しております。これにつきましても、一応東京都の意向を確かめましたところ、やはりこういう地域につきましては、本人の申し出によつて買収していきたい、そういうような基本方針だそうでございます。

ござりますので、この辺につきましてもあの地区につきまして、私有地でございますので、売りたい、そういうふうな形の希望の方がいらっしゃれば、積極的に私の方を経由しまして、東京都の西部公園緑地事務所の方に働きかけていきたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（秦正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） ただいま部長から詳しい答弁を聞かせていただきました。ただいまの部長の答弁によりまして、今までの日野市民の緑を残したいという強い要求、気持ち、こういうものがある程度全国的な考え方で、国の方でも、また三多摩の緑を守るという東京都の方でも、一定の努力がなされているということがうかがえるわけであります。

私は、こういう国、都の考えに従うだけでなく、もつともつと日野市は緑の点について、より一層積極的にアイデアを出し守る方策を考えていきたいと思つております。基本的には、緑を守るという権限については自治体の力が現在非常に弱い、こういうことが言つております。国の権力、法律の制限の枠で、自治体が緑を守るために開発行為に対する規制力が弱い、こういうことが言つております。

そういう中でございますので、最終的には私ども国民の世論によって、自然と人間との調和のとれた関係以上の人口流入は規制するような法律でも政府でつくつていただくというところ

までいかないと、緑は守り切れないと思います。そういう運動も強めつつ、日野市にふさわしい、日野市のできる緑を守る活動というものをぜひお願いしたいと思っております。そういう点で若干の質問をさせていただきたいと思います。

第一点は、先ほど私が質問した中で、百草園付近の緑の地域の開発行為に対する努力という点では答弁がないということでありましたが、事前の通告をしておかなかつたので、部長もその地域については答弁していただかなかつたと思ひますけれども、もし答弁できる点があれば、いまお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点は、緑を地主さんが申し出た場合は買収していく、こういう答弁でございました。地主さんが積極的に自治体のために緑を守りたいという声が多ければ、非常に幸いなことであります。しかし、自分の家の付近の裏山ぐらいは自分の土地として持つていい、しかし固定資産税などがかかるので大変である、というような問題などもあろうかと思います。以前、質問したことがございますが、たとえば私が住んでいる百草園地というところがございます。百草園地の下は昔は山でしたけれども、日本信販という住宅地に変わりました。また、現在在残している百草台小学校の横の松のある山の付近なども、個人の所有地だというふうに聞いております。あの付近なども

最近、二、三の土建業の方々が、車置き場とか倉庫とかいうよ

うな形で、少しづついわゆる緑が削られる状況も見受けられて

きているわけです。こういう点に對して、市の力でもしそういう緑を壊さないで保存していくための税上の優遇措置とか、そういうことなどがもしできるものであれば、あるいはできないのか、その辺について地主さんから要求があつた場合は、市としてはどういう努力ができるのかも御答弁いただきたいと思つております。

第三点目は緑のマスター・プランの問題でございます。緑のマスター・プランということで、いま市が業者に計画をつくるための調査を委嘱してあるということです。しかし、私は、その業者の調査結果が出るまでもなく、積極的に緑を生かした市の施設、あるいは都と協力しての施設、こういうものは、今後積極的な計画というものを持つてもいいのではないかと思いますので、その辺については市長なり、もしそういう点で積極的に研究したいというお気持ちなどがあるありますとすれば、あるいはお考えがおありとすれば、聞かせてもらいたいと思っております。

（了）

すし、大体合意の成り立つ課題でありますが、極論的になりますと、要は日本の経済の問題、つまりこれ以上人口が東京に集中する政策をとるのか、あるいはいま政府が何となく言つておられますような「地方の時代」ということで、りっぱな文化、あるいは健康の保てる生活圏が地方にできさえすれば、そう都市に集中してこなくていいはずでありますから、ぜひその点から改まってこないと日野の緑をなかなか守り切れない、基本的にはどう言わざるを得ないと思っております。

開発圧力といいましょうか、つまり金もうけをするための人間の努力といふものは、もう際限がないものであります。本来ならば常識として成り立たないような場所ですら、近ごろは開発しようという計画が進めてこられる。後々、防災上、もうここに来る人は、必ずお気の毒の目に遭う立場になるというようなことがかなりわかつても、なお商品として開発しようという営みが行われる。こういう状況でありますから、そこのところにやつぱり行政の権限ということで取り組みます場合には、大変無力なわけであります。

一応、開発指導要綱、つまり日野市の場合は「住みよい町づくり開発指導要綱」という全くタイトルそのとおりに現在の市民の生活を守り、また、今後いずれ多少はふえられるであろう市民の方の生活が守れる状態を今日から用意しておかなければならぬ、こういう二通りの考え方で、やつぱり現在住んでおら

以上の点で再質問したいと思います。

○議長（秦正一君） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 一点目の百草園の周辺地区の緑の関係でございますが、これについても一応マスター・プランの中で、一住区というような考え方の中で、いろいろ公園とか児童公園、そういうような形のセットもございますので、それにつきましては、十分その意向を入れまして計画を立てていきたい、そういうふうに考えております。

それから、二番目につきましては、ちょっと私の方では……。それから、高校の問題につきまして、いつときそくいう話がございまして、私どもに相談があつたそうでございますけれども、その後立ち消えになりました。現在のところは何も開発のされがない、そういうようなことで承知しております。以上でござります。

○議長（秦正一君） 二点、三点の面、答弁願います。
市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほど、「憲法を市政に生きさせよ」ということに伴つて質問があつたわけですが、私は「憲法を市政に生きさせよ」ということを基本理念とし、もう一つの「緑と清流を守つていこう」ということを政策理念としたい、このように主張をいたしております。

観念的には市民の方に御理解が得られておると思っておりま

れる方はもちろん優先しなきやなりません。考え方としては、もうこれ以上、特に七生丘陵周辺の緑を少なくしたくない。こいうふうには思つております。どこまでそれが、つまり行政という権限の範囲におきまして、やれるかということは、もとが改まってこないとなかなか困難である、こう言わざるを得ないと思っております。しかし、あらゆる手を使いまして、また市民の方の支援を一番頼りになる足がかりといたしまして、極力守つていただきたいと思っております。

一番困りますのは、主権とそれからわれわれの理念とのぶつかり合いであります。主権はやつぱり一面は尊重しなきやならんということも、憲法のまた大切な理念であります。したがつて、期待するところはやつぱり人間の善意でありますとか、良心でありますとか、あるいはあとは責任を持たないというふうな考え方方が社会的に改まっていかなければならない、そういうかなり無限なことに期待もしなきやいけない、こう言わざるを得ないと思っております。

しかし、程久保一地域のみならず、日野市のそう多くない緑でありますから、最大限の力を注ぎまして、場合によりますと少々の権限のオーバーを覚悟の上でもやつぱりやつていかなきやならない、このように考えておりますので、ぜひ議会の御支援をいただきたい、こういうふうに考えております。

個々にいろいろと御質問がございましたが、税制を用いて主

権を守るということも一つの考え方であります。いま、自治体に許されております課税の権限というのは、これはまた自治体経営の根幹になることでありまして、課税という問題をそう軽には扱えない。しかし、現在、山林でありますとか雑地でありますとか、それからA、B、Cの農地でありますとか、これの評価は大変安いわけでありますからして、できるだけやつぱり持ち主の方に持ちこたえていただく、財政の許す限り、買える場合にはなるべく安い価格で売つていただき、こういうことで、相ともどもに緑を守るということで努力をしなければいけないわけであります。しかし、先行きは決して明るくはない。

もつともどもと全市民の力の結集が大切であり、また主権をその中で守りながら保つていかなければならぬ、この課題を私は一番将来の日野市の町づくりにかけまして、重要だと考えております。

したがつて、税制のことは検討はいたしますが、税制によつて何かいつときを保つということでは、果たして将来達成ができるであろうかという点もあわせて考えたいと思います。

それから、緑のマスター・プランというものは、現状を資料として、調査をしておこうというものであります。これもまた緑に対します将来の政策を打ち出すことになりますし、それから、いろいろなこれから開発に対します対応のもとになるものであります。ですから、これができたからどう、できないからいふということをいざいます。以上です。

○議長（秦 正一君）

竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） それでは、最後に簡単

に意見を述べまして、この質問を終わりたいと思います。

程久保の緑というのは、私は、ほかの市内の点と線、あるいは神社仏閣などの緑と意を異にする点があるというふうに思つております。高幡不動尊、これも緑を守り抜かなければいけないと思ひます。最近、高価な五重の塔ができておりますが、五重の塔というのは、昔の時代につくったものには当時の文化水準、そういう中で努力されたという点で値打ちがあります。しかし、ことしきで上がつたからといって値打ちがないわけではありませんので、あの付近が全部住宅地で、ぱつんと五重の塔があつてもしようがありませんので、この辺の調和のとれた風景を残す点からは、高幡不動尊の緑、また人間生活の上からも緑を残してもらわなければいけないと思っております。

しかし、高幡不動尊の森も、昔できた史跡であるとはいえ、

ますぐどうということはないわけでありますから、先ほど申し上げましたような考えに乗つて努力をいたしたい、こういうことになつてまいります。

学校や病院という考え方、その関係の方々から見れば、また一つの日野という舞台におきましての考え方でございましょうが、できるだけ緑を守ることを最優先するということで、大きい開発は御遠慮いただきたい、このことを根幹にしてお話し合いたい、このように思つております。以上です。

○議長（秦 正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 最後に一点、簡単に質

問したいと思います。

緑のマスター・プランというのができ上がり、程久保の地域に調整区域が百三ヘクタールあるということですけれども、この地域を利用した自然を残した青少年公園みたいな、あるいは森林公園みたいな、そういうものの可能性があるかどうか。もし財政が許し、住民がそういうことを望むということがなれば、そういう可能性としては考えられるかどうか、もし答弁がいただければ、都市整備部長なり、企画財政部長なり、答弁をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（秦 正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） この件につきまして

は幾つかの問題があると思います。現在、大体予想されていら

人為的なものを含んだ山であり、百草園もそうです。しかし、つしやる場所も想像がつくわけでございますが、あの土地を持つていらっしゃる地主さんが、果たしてどのようなお考えを持つているか、この点が一つでございます。それから、お言葉の中にありましたそれと関連いたしまして、果たして市のものにできるだけの財政的な余裕があるかどうかという問題が一つでございます。それらが十分整えればもちろん可能性としてはあります。ですから、これができたからどう、できないからいふということをいざいます。以上です。

○議長（秦 正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） それでは、最後に簡単

に意見を述べまして、この質問を終わりたいと思います。

程久保の緑というのは、私は、ほかの市内の点と線、あるいは神社仏閣などの緑と意を異にする点があるというふうに思つております。高幡不動尊、これも緑を守り抜かなければいけないと思ひます。最近、高価な五重の塔ができておりますが、五重の塔というのは、昔の時代につくったものには当時の文化水準、そういう中で努力されたという点で値打ちがあります。しかし、ことしきで上がつたからといって値打ちがないわけではありませんので、あの付近が全部住宅地で、ぱつんと五重の塔があつてもしようがありませんので、この辺の調和のとれた風景を残す点からは、高幡不動尊の緑、また人間生活の上からも緑を残してもらわなければいけないと思っております。

そして、もし自然を利用した公共施設をつくる場合には、私は、自然公園、こういう形が望ましいと思っております。多摩テックというのが、自然を生かしてあそこにでき上がつております。私も子供たちと何回も遊びに行っておりますが、やはりあそこはジェットコースター、それからホンダの、何ていいま

したか失念いたしましたが、オートバイのような乗り物がござ

い。こういうのは大きな音を出すことに楽しみがあり、排

気ガスをどんどん出して子供たちが乗るというところでおもしろがるというような施設であります。若干やはり自然の中ではほど遠い点があると思います。

また、キャンプ村が同じく多摩テックにございますが、確かに夜になると静かない場所ですけれども、やはり景色はいい

けれども、人為的な感じがするわけです。

そういう点で、もし公共的な施設をつくる場合には、自然がそのままに残り、木や草もそのまま残り、そして水もそのまま残り、カエルやヘビ、その他もそのまま残るというような条件を生かした公園、こういったものをを目指して、ひとつ町づくりをしていただきたいことを最後にお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（秦正一君）

これをもって九の二、程久保地域の緑を守り生かす行政の取り組みに関する質問を終わります。

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）

御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

れてきております。一九六〇年代は日本の子供たちの体力が低下したと言わされてきましたし、一九七〇年にいつてからは、子供たちの手や指が不器用になつたと言わされてきました。現場の先生方の声やマスコミの報道等では、子供たちの体が妙におかしくなつてている実情を訴えはじめています。

たとえば授業中に、「姿勢を正しなさい」と言つても、三分ともたない、またすぐ骨折をする、朝礼で倒れる子供が多い、などなどです。しかし、妙におかしいことが何であり、そのことがどれぐらいの広がりを持つていて、これまで全國的な状況について全く把握されていないのが実情であります。

た。

一九七〇年代後半になって、日本体育大学の研究所長の正木健雄教授や現場の養護の先生方や、また体育教師を中心て研究が進められ、その変化像が次第に明らかになっております。こうした中、昨年一九七八年十月九日、夜八時から八時五十分にわたって、NHK特集「警告、子供の体はむしばまれている」が放映され、子を持つ親に大きな衝撃を与えました。この特集は全国千校のアンケート調査をもとに企画されたものであります。この近くでは立川の小学校がこの調査に参加をいたしております。

そこで正木教授は「便利な生活や環境の変化による人間への影響は、発育の途中にある子供の体に、最も早く、最もはつ

午後一時二十七分再開

○議長（秦正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十の一、子供の体づくりと今後の社会体育振興のための基本計画作成についての通告質問者、橋祐子君の質問を許します。

〔十四番議員登壇〕

○十四番（橋祐子君） 子供の体づくりと今後の社会

体育振興のための基本計画作成について一般質問をいたします。私は、これまで子供たちを安心して育てる事のできる、明るく住みよい町づくりを目指し、問題提起や質問を行つてしましましたが、今回は体づくりの問題を中心に市の考えをただし、問題点や具体的な対策について提案をしたいと思います。ことし一九七九年は国際児童年です。国連で一九五九年に児童の権利に関する宣言を採択いたしましたが、ことしは二十年目に当たることがきつかけとなつて、一九七六年の国連総会において、世界のすべての子供たちに十分な衣食住、医療、教育を充実させること、このことを目指して、一九七九年を国際児童年とすることを決議いたしました。この国際児童年の主な目的の一つに、児童にとって特別に必要なものについて、政策決定者及び一般の人々が認識を高めることがあります。

昨日、わが国の子供、青年の体や心に幾らかの変化があらわ

きりとあらわれるに違ひありません。私はこの二十年そう考えて、子供の体の変化を調べてきましたが、ここ二、三年、急におかしな変化が目立つようになりました。人間として生きていくために必要な基本的な能力、たとえば自分の体を守る能力や自分の足でしゃんと立ち、歩くといった基本的な点での異常が目立つてゐるのです。私は、子供たちのためにも、日本の社会にとつても、このような事態をこのまま放置できないと考え、いまあえて警告という言葉を使って、子供の体の危機を訴えたいと思います」このように述べております。

いま日野市に住む母親から「このテレビを見て、自分の子供の体を見つめ直してみたら、おかしさに気がつき愕然とした。子供たちの体を強くするにはどうしたらいいんでしょうか」という問い合わせや、また「日野市はまだまだ自然環境に恵まれているけれど、全国の子供たちに比べて、日野の子供たちの体はどのようになっているんでしょうか」などなど、質問が寄せられております。

いまや子供の体の問題は、子を持つ母親の大きな関心と同時に、大きな社会問題になりつつあります。そこで、私はこの問題を取り上げたわけでございますが、現場とのかかわり合いを一番持つ教育委員会に、まず日野市の子供の体の現状について質問をしてまいりたいと思います。

第一の質問は、昨年の三月議会で、日野市の子供の体力につ

いて、私、質問をいたしておりますが、そのときの教育長の答

弁は、「日野市の子供の体力は、全国平均に比べて決して劣っていない。種目によつてはかなり上回つてゐる」と答えられております。それから一年たつた今日、子供たちの体の現状をどのように把握しておられるか、教育長の答弁をお願いいたしました。

第二の質問は、日野市の子供たちの体の問題点をつかんでいるか、もしかんでいるとすれば、問題点に対する対策としてどんなことを取り組んできたか、基本的には教育長、具体的な問題では学校教育課長の答弁をお願いいたします。

以上二点が子供の体についての最初の質問であります。続けて次の質問に移つていただきたいと思います。

私は、子供の体の問題を冒頭に述べてまいりましたが、同時に子供の体に変化を起させた原因は、大人にも同じように働いていると見えないわけにはいきません。なぜなら、大人にはこの原因が長く作用している上に、今日の社会情勢の中で、もつともつと厳しいストレスが加わっていると思うからであります。ですから、体へのあらわれ方も、子供にあらわれている変化よりもっと病的な形になつているとを考えているわけであります。子供の体にあらわれた変化を契機に、大人の体についても注意を払い、大人と老人の生活がもつと健康で楽しく、豊かなものになるためにはどうしたらいいか、真剣に考える時期に来

ていると考えます。

そこで、社会体育面での質問をいたしたいと思ひます。質問といたしましては第三の質問になります。社会体育振興法に各都市町村において、社会体育振興の基本方針、基本計画を作成するよう位置づけておりますが、日野市においては大まかな基本方針はあっても、それを具体化する基本計画はいまだに作成されておりません。早急に社会体育振興基本計画を作成する考えがあるか、教育長の答弁をお願いいたします。

第四の質問は、第三の質問に対し、市が作成する気がある、という答弁をいただけるんじやないかということを仮定しての質問であります。基本的な年次計画をつくる場合、実情に合つた計画でなければなりません。そのためには、どんな人々を中心、どんな形で作成していくのか、また社会体育振興の実情はどんなかなどなど、社会体育振興基本計画作成に当たつての基礎的調査をする必要があります。基礎調査として具体的に次の四点について質問をいたしたいと思います。

その初めの質問でございますが、社会体育審議会を設置する考え方があるか質問したいと思います。

現在、日野市にはこのような審議会がないため、社会体育振興法で規定している審議会がない場合、社会教育委員会で肩がわりすることになりますので、そこでこの問題について審議がされてきました。しかし、私が指摘しましたように、早

急に基本計画を作成する場合、別途に設置しない限り対応できないと考へております。現場の体育教師、養護教師、体育指導員、学識経験者、医者、スポーツ団体代表などを含め、社会体育課を中心に設置できないか市の考えをお聞きしたいと思います。

次の口としまして、企業、学校施設をも含む社会体育施設の現状把握はどうのようになつてあるかお聞かせいただきたいと思ひます。

ハとしまして、市民体育振興の現状をどのように把握されていいるか質問いたします。

ニとして、市民の体力テストの実施、これまでやつてきた体力テストの結果をどのようになさつてあるかお聞かせいただきたいと思います。

以上四点が、第四の基本計画作成に当たつての基礎的調査についての質問であります。

第五の質問に入ります。多摩川河川敷利用についての建設省のマスター・プランについての質問です。

都市化が進み、人口増は著しく、社会体育施設の建設要求は年々高まっています。しかし、なかなか用地確保ができないのが実態で、施設建設が要求に見合つていかない状態をつくり出しております。そこで、どこかあいている土地、利用できる土地はないかと見回しますと、河川敷に目がいくわけです。数年

前の多摩川決壊以降、新規の河川敷の利用は一時的にストップされてまいりましたが、先般の五月三十日、建設省が多摩川利用計画に関するマスター・プランを発表し、今後、利用内容については許可がおりることになりました。日野市の場合はどのようなマスター・プランになつてあるのか発表していただきたいと思います。その上で私の考えを述べたいと思います。

なお、この問題については、昨日も他の議員が質問いたしておりましたので、体育施設に限らず、全般的な計画について御答弁を企画財政部長にお願いいたしたいと思います。

第六の質問は、南平体育館に関する質問であります。南平体育馆使用条例の設置のための委員会審議の中でも、指導員の配置問題を初め問題点を指摘しましたが、オープン一ヶ月を経過した今日、市民から幾つかの質問が寄せられておりますので、再度質問をいたしたいと思います。

イとしまして、専門職員の配置についてであります。

現在、五時までは一般職の職員二名を配置、五時から九時までは高齢者事業団の人一名を配置しております。したがつて市民からは、個人的に行つても何も指導してもらえないとか、事故が起きたとき正確な対応ができるのかとか、だれが責任を持

つかとか、ある団体の使用の場合は、事故が起こつても団体は責任を持ちませんと参加者に言い、認め印をとつておこうかとも考へてゐるなどの意見が出されております。また条例的に

は、一般使用、団体使用となつております。また、日時も分けてあります。が、結果的には先に述べたような指導員配置の問題等もあつて、一般的の使用は卓球、バドミントンの使用がほとんどで、団体使用が先行してゐるのが実態であります。

言葉をかえれば、せつかくできた市民体育館が貸体育館的要素を強く含み、企業などが持つてゐる施設の利用内容とほとんど変わらない結果になつてゐるということです。市民全体の体育館として、もつと気楽に利用できるために専門職員を配置すること、その考へが市にあるのかお答えいただきたいと思ひます。

口としまして、体育館の企画、プログラムの提唱についてであります。

真野指導員は、体育指導員と体育館職員が協力して、体育館独自の企画、プログラムを提唱すべきだと指摘されました。そこに利用する代表を加えて、体育館運営協議会が必要であると考へますが、その考へが市にあるかどうかお答えいただけたいと思ひます。

以上、六つの項目について、まず御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

らジグザグドリブル、それから連続逆上がり、こういうようなことで、五年生と六年生について男女ともで七校ぐらいを抽出しましてやつたのでございますが、その結果が明らかになつておりますけれども、それにつきましては、さつき議員が言われたように、あるものについてはかなりすぐれております。しかし、ある面については劣つてゐるものがあるということでございますが、たとえば五年生の場合でございますけれども、五年生の反復横飛びというようなものとか、あるいは伏臥上体反らしといふんですか、こういうようなものなどもはかつているんですが、そういうようなものについてはかなりすぐれているようでございますけれども、垂直飛びとかあるいは背筋力、こいうようなものはやや劣つてゐるようでござります。したがつて、ある面については大変すぐれてゐるところ、それからある面においては劣つてゐるところ、これは全国比較とか、あるいは都との比較でもってそういうことを申し上げてゐるわけでござります。

そのほかに、今度は体質的な問題などについてもいろいろ言われておりますけれども、たとえば、最近の子供は大変骨がもろくなつてゐるんじやないかとか、さつきも指摘されたように、すぐに骨折してしまつていうようなことが言られておりますが、そのことについても、これは全国的な調査というものはありますせんけれども、日野市だけで調べたところによりますと、学校

○議長（秦正一君） 橋祐子君の質問についての答弁

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。

まず、現在の日野市の子供たちの体の状況はどうなつかと、どう質問が第一点だと思いますが、これを考へる場合には、一つには体位の問題、一つは体力等の問題から考へていかなければならん、こう思つておますが、体位につきましては毎年身体検査をやつておりますので、その統計を拾つてみますと、この十年ぐらいの間に、大体において日野市の子供たちも、全国的な傾向と同じようにそれが伸びております。特に身長の伸びが大きいというのが実態でございます。なお、その細かい数字などについては必要なならば申しますけれども、そういうことで一応御理解いただきたい。

それから、次は体力の問題でございますけれども、体力につきましては、これはいろいろなばかり方があつたり、あるいはそのときにおけるばかり方の問題などもいろいろございまして、正確にやるということはなかなかむずかしい問題だというふうに聞いておりますけれども、日野では学校の先生方に、昭和五十二年と五十三年、この二年続けて体力測定をやつてもらつております。

その測定しているポイントというのは、一つは五十メートル走、それから走り幅飛び、それからソフトボール投げ、それか

安全会というのがございますけれども、それでもつてどの程度そういうものの給付を受けてゐるかというようなことで、一応把握しておるのでございますが、それによると、昭和五十年でございますけれども、その発生件数は三百五十五、そのうち骨折が六十九、捻挫が十九、このように関係するものでございますが、両者を全部でもつて考へてみると、骨に関係するものとしては大体二〇%、中学校はさらにそのペーセントが大きくなりまして、大体三一%ぐらいがその関係でもつて安全会の給付を受けてゐる、こういう状況でございます。

それから、昭和五十三年につきますと少し減つておりますけれども、小学校では一七%，それから中学校では三〇%，こんなふうになつておりますと、大変骨がもろいということ、それから、わりあいに骨をするとすぐに骨折にまで至るようなのがをしやすい、こういう事実はあると思います。これは恐らく日野市だけの問題じゃなくて、全都的な問題であるし、恐らく全国的な傾向だといふうに考へております。

この原因としましては、一つは食物の栄養上の不均衡というようなものも考へられるでしようし、それが骨のもろさということにかかるんじやないか。それから、さつきも筋肉が弱いと言いましたけれども、筋肉の弱さというようなものが骨折とか捻挫と大変関係が深いんじやないかというようなことと、それから、子供のころから遊びの中から育つていかなければなら

ないと考えられる体を動かすことの巧知性つていうんでござりますか、うまく転ぶとか、そういうようなことが大変劣つているんじゃないかというようなことなどが挙げられます。これらにつきましては、特に家庭教育というようなものが、いまの子供に対する親の対応の仕方が、よく言われる過保護というんですか、「転ばぬ先のつえ」、これも大切なことなんでござりますけれども、余りにも世話をやき過ぎて、転ぶことを知らないということを言われているわけでございます。

そんなようなことが実際の把握の状況でございますけれども、これに対応して学校ではどういうふうにやるか、これは学校教育課長への質問でございますけれども、私の方から答えさせていただきますが、それにつきましては、一つは、この問題は学校の教育の問題でもあると同時に、また、父母とか社会のこれに対する問題意識というようなものを、もう少し真剣に考えてもらうということ、それから、その解決のためにどう協力していくべきかということが、どうしても大事なことになつてくるんじゃないかな、こういうふうに思つています。

まず、学校教育の内容については、従来はともすると学力テストを中心にしまして、点数をいかにかせぐかというようなことへの教育が少し強くなり過ぎているんじゃないかな。それは父母もそういうようなことをある程度期待しているという事実も

ではともするとそういうことは保健室に任せておけというような傾向がないとは言えませんので、それをひとつ改善していくといふことも、大事なことだというふうに思つております。

それから、日野市の一つのそういうものに関係しての非常に先導的に起こつてもいいと思いますのは、日野市に学校保健会というのがございますが、これにはもちろん養護教諭も入つておりますし、校長も入つておりますし、校医の先生も入つておる、その全市的なそういう保健会というものをつくって、そしていろいろなこと、特に体力の問題、あるいは保健体育の問題もいろいろ研究して、それを実践に移すにはどうするかというようなことをやつていてるわけでございます。

そういうようなことを通しながら、子供たちにとつては、体に合つた体育というようなことをひとつ進めていこうじゃないか、そうしないと、急にやりますとけがをしたりなんかします。特に最近問題になつてているのは心臓の悪い子供、そういうような子供がかなりふえているようでございますけれども、そういう者のブル指導を一体どうするかというようなことから、私たち大変心臓検診というようなものに非常に力を入れていただき、そして親と十分納得の上で水泳指導をやっていくというようなことをやつたりしまして、学校教育ではそんなふうなことを大体中心にして考えております。

ございますし、学校も安易にそれについていつてしまつというんですか、それを追いかけてしまうというようなこともございませんして、この辺のことからよく言われます知、徳、体というんでござりますか、これの教育をどうするかという、広い立場からやはりこういうものを考えていかないと、長い間に生まれたこういう現象でござりますので、そういう面が一つ重要な要素であります。これはゆとりというようなことでよく御存じのしたけれども、これはゆとりといふうに考えております。

それからさらに、最近新しい学習指導要領というのができましたけれども、こればかりさることからよく言われますので、その中で、勤労体験学習つていうことでござりますけれども、その中で、勤労体験学習つていうんですか、少し働きなさいという、そういうようなことをひとつ強調していこうじゃないか、そういうようなものを考えていく、それからさつき言つたゆとりの中で、クラブ活動というようなものをもう少し盛んにしていくといふうなことをやはり基本的に考えていく、それが遠いようで一つの近道じゃないか、こんなふうに考えております。

それからさらに、学校でもつて最近特に注意していますのは学校保健委員会というものを各学校に設けまして、その中に父母とか、それから先生方とか、あるいは養護教諭とか、それから校医とか、こういうような者でもつて子供たちの体育、保健というようなものを、ひとつ学校の教育全体でもつて考えていくくといふうな線を強めていかなきゃならないんじゃないかな、いまま

その一つは、従来は、スポーツというものは見るものだとい

うことです。それから、その次は社会体育振興の基本計画でござりますが、いろいろいま社会スポーツ、あるいは社会体育というようなものについての考え方といふうなものが、いろいろ変わってきているという事実も、われわれは認識せざるを得ません。

うようなことから、最近はスポーツをやるものだという方向へ非常に大きく変化してきている。それが体育の市民化というんですか、市民のものになってきた一つの喜ぶべき現象だとは思つております。それから、それに伴いまして、したがつてスポーツというのも、やりたいというスポーツが非常に多様化しておりますし、それからその程度というのも非常に多様化しております。非常にうまい者もいるし、非常に下手な人もいる。こういうようなことも現実でございますし、したがつてそれに対応して、一方では水準の向上とか、底辺の拡大というようなものにどう対応していくかというようなことに直面しておりますので、ただ、その現実に対応してそれを改良はしてきておりますけれども、このあたりで、基本的にそういうものについて考えてみる必要があるんじやないかということは教育委員会でも考えておりますし、社会教育委員会でもそういうようなことは話題として十分問題にしております。

それから、その次は基本計画を立てていくための必要なものとしての基礎調査ということが必要なんじやないか。そのためまず第一番目に社会体育振興審議会というものを設置する意思があるかどうか、ということの御質問が一つあつたと思いますが、これにつきましては、議員も指摘しておられたように、現在までは、社会教育委員会議の中に、社会体育についてのペテランでございますか、そういうような方にも入っていただき

それによりますと、大体三つの地区に分けますと、西部というんでござりますか、多摩平を中心とした地域とか、それからその東の部分とか、それから南の浅川の南部の方、こういうふうにしてみますと、確かにいろんな原因があるんでございましょうけれども、西の地区にわりあいに集中している傾向がありまして、南とか東の方には比較的少ないといふことが分布の上でももはつきりしておりますが、したがつてそれに対応して、今後たとえば学校開放というようなものを考えたりなんかしていく上、あるいはナイトー設備というようなものを考える上でも、その辺をにらみ合わせながら、どういうふうに対応していくかというものを十分検討していかなければならん、こんなふうに考えております。

それから、さらにその中で企業施設などについては、かなりなかなかいませんので、大会などを開く場合には、そういう公開をお願いしたりして、実際に活用させていただいております。たとえば、その日野自動車なども大いに利用させていただいて、特にこれは一般団体がすぐに利用するというわけにはなかなかいませんので、大会などを開く場合には、そういうところを活用させていただいているというのが現実でございまして、その辺の協調はかなりとらせてもらつてあるというふうに私は思つておりますが、さらに一層便宜をひとつお圖りいただくようにお願いしていかなければならぬ、こんなふうに思つております。

まして、そして社会教育委員会議の中で、そういうようなものについてのいろいろな検討をやつてきておりでございますけれども、その検討をする意味の第一として、社会体育振興審議会を設置する意思がありやなしや、こういうことでございまして、都下の二十六市の中でも、これを実際に置いているとすれば必置ではなくて、置くことができるという形になつております。それは二市というふうに聞いておりますが、しかしその二市で、そういうことが非常に効果を挙げていいかどうかかというのは、実態をこれから調べてみると必要もあるんじやないか。一番いるのは二市というふうに聞いておりますが、しかしその二市で、置くか置かないかということはひとつ決めさせてもらいたい。こういうふうに思つております。

それから、その次は社会体育施設の現状把握ということでござりますけれども、これにつきましては、一応私たちも、市の持つているもの、あるいは企業の持つているもの、それから大学の持つているもの、そういうようなものなどについて、いろいろ分布図などをつくつてそれをにらんでおりますけれども、

それから、市民体育振興の現状ということでおざいますけれども、これにつきましては、私たちはこんなふうに考えておりますが、一つは市民の体育に対する熱意というのが非常に高まつていて、これはさつき申しましたとおりですが、しかしその反面、活動の場というようなものがだんだん不足してきているということは否定できない。こう思つております。

それからもう一つは、そういうスポーツをやるわけですが、そういうスポーツ団体が一体どれぐらいあるのかといふようなことも、現状把握の上から大事なことだと思いますが、現在私たちが把握しているところでは、学校開放の登録団体としては二百十九、それからそのほかの団体についてはまだ把握し切れないものがありますけれども、教育委員会で実技指導などで指導員を派遣しているものについては二十二団体、そのほか P.T.A.とか自治会とか、事業所などに幾つかのまだそういう登録されていないスポーツ団体があるだらうといふことが考えられます。

それから、そのほか大会がいろいろ行われますけれども、あるいはスポーツ教室のようなものを開いておりますけれども、大会は十八種目やつておりまして、そのうち七千三百六十六人がそれに参加しておりますし、教室については十二種目で千八百二十五人というふうに、かなり多数の参加者を見ております。したがつて、その点から言つて、市民のスポーツに対する意欲

というものが非常に高まっているということは、具体的に私たちも認識しているつもりでございます。

それから、市民の体力テストでございますが、これも四十八年度からずっと実施しております。これにつきましても年々ふえていくというふうな、こういうものというのはなかなかふえていかないものでして、大いにPRしているんですけども、案外伸びていかない。これについての体力が劣っているのか劣っていないのかという指標に、すぐにこれを使えるかどうかということは、私たちは必ずしも思っておりません。疑問があると思います。というのは、ここに参加する数が比較的少のうござりますので、日野市民全体の一つの代表というような形に考えることはかえって危険なんじゃないか。

ただ、私たちはこういう体力テストでは、自分の体力というものを知つていただき、それに合った自分のスポーツなり、運動なりをひとつやつていただければいいんじゃないかというこの一つの判断をしていただくという意味でやっておりますが、しかし、これをもう少し科学的にやれるようになつたり、もう少し多くの人が出てくれば、日野市の体力がこれによつてある程度はかかるかもしませんけれども、いまのところはちょっとそれですぐにはかるということは困難だ、こういうふうに考えております。

大体四番についてはそれぐらいで終わつたんでございますが

す。

以上です。どうも長くなりました。

○議長（秦正一君）

五点目について。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）

五点目についてお答え

えいたします。

先ほど御質問の中にありました、建設省が発表されたとい

うことでございますが、実はこれは建設省が委託しました河川環境管理財団が私案としまして発表したものでございまして、建設省そのものが建設省の決定として発表したものではございません。まずそのことを申し上げまして、内容につきまして御説明いたしますと、これは多摩川の河口から青梅の万年橋に至る、六十二キロにわたる多摩川の河川敷の利用についての計画でございます。

日野市の部分についてだけ申し上げますと、全体のこの六十

二キロをA、B、C、D、Eという五つのタイプに分けており

まして、Aの方が人工的な手を加えたら適当であるという地域でございます。最後のEの方が逆に自然のままにしておいた方がいいという、そういう地域になつておりますが、日野市の場合はいわゆるD、E、つまり自然の利用を図るべきだという、そういう地域に分かれております。高速道路を境にしまして、

下流の方がDゾーンでございます。つまり、多少人工を加えてもいいという地域でございます。それから、高速道路の上流が

多摩川河川敷の方を先にやりますか。

○議長（秦正一君）

六番やつてください。

○教育長（倉又秀作君）

六番やつていいですか。（「は

い」と呼ぶ者あり）そうしますと、南平の体育館に一つは専門職員を置くかどうかでございますが、これは何しろ開いて五月、六月、こういう状況でございますので、使つた上でその使用者などの意見をもう少し聞いて、これはもちろんいろいろ人の意見も聞かなきなりませんけれども、そういう意見を聞いた上で、どうしても必要だということになればひと市の方にもお願いして、しかし、そういう専門の指導員といふのはどういう形がいいのか、その辺のことについてもひとつ十分検討させていただきたい。それが市民のスポーツの振興、あるいは南平体育館が市民全体のものになるという上で、その方がいいということになれば、その辺のことについては十分考えていかなきゃならん、こういうふうに思つております。

それからプログラム、体育館の提供する体育プログラムといふ専門の指導員等が決まるというようなこととかわり合いながら考えていかなければならん問題ですし、やがてそういう形がいいのか、あるいはいまのような貸し体育館がいいのか、あるいはその折衷がいいのか、その辺のことについては、今後の課題としてひとつ十分考えさせていただきたい、こう思いました。

Eゾーンになつております。大まかに言いましてそのようなことでございますが、さらに細かく分けておりまして、それは全體でも八種類のタイプに分けているわけでござります。

日野市の行政区域に入るところでは、そのうちの四、五、六、七、八という番号がついております区域に分かれております。

四の部分が運動施設として使うのに適当だというところでございます。それから五の部分が余暇のための施設、つまり広場とか、オリエンテーリングだと、水遊びだと、そういうことをするのに適当だ、それから五のところが、自然の観察、あるいは昆虫採集、野草園、そういうたところに適当だ、それから七の部分が、余り人為的な改善を加えずに自然のままにしておくべきだ、それから八の部分が、さらに自然の生体系の保持を目的とする区間だ、つまりここももちろん人工を加えない方がよい、このようなふうに分かれております。

特に御質問が体育でございますので、体育の部分を申し上げますと、その中の、つまり四のタイプとして一応設定されりますのが、落川の多摩市との境界の部分でございます。それから、現在体育施設として使っております高速道路の下流の部分でございます。そのほかは五、六から八までの地域になつております。

さらに、昨日でしたか申し上げましたが、東光寺の河川敷で将来、廃河川敷になるであろうと思われるところは、この計画

から外されております。そのような内容でござります。

○議長（秦 正一君） 橋 祐子君。

○十四番（橋 祐子君） 再質問をするわけですけれども、再質問に当たりまして、一つだけ教育長のいまの答弁の中で確かめておきたい点があります。

先生方や、また体育指導員の方々が体力テストを毎年やつてきているわけです。文部省にその体力テストの結果を毎年報告する義務といいましょうか、あるわけです。そうした調査について、冒頭にいろいろなはかり方があつたり、やり方によつて正確にはかることができないんだ、だから云々というところがありました。

実は、私は、日野市の体育教師、また体育指導員の方々がやられた資料に基づいて分析をやつてみましたので、もしそれがややふやだということであれば、これ以上質問のしようがないわけです。私は、むしろ文部省に提出するような資料が、はかり方がおかしいからあいまいなんだというような、本当にそうなんだろうか、そんなにいいかげんな提出の仕方をしてるんだろうか、ということをまず感じたわけです。その点をはつきり否定されるかどうかしていただきないと、私、引き続いての質問ができませんので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 私の申しましたのは、それは

が、再質問に当たりまして、議長のお許しがいただければ、答弁者に私自身が分析した資料をお配りしたいと思いますけれどよろしいですか。それで質問したいと思ひますけれども……。

○議長（秦 正一君） はい。

○十四番（橋 祐子君） 日野市の子供たちの体の把握について第一番目に質問いたしたわけですがれども、教育長の方から、体格、いわゆる体位、これについては十年間を見ても全國的傾向と変わりない、こういう発言が行われました。私もそのとおりだと思います。

日本の青少年の体格はよくなつた、しかし体力はそれに伴つていない、と言われてきたわけです。本当にじゃあ体格がよくなつたかといいますと、文部省が毎年全国的に調べて、報告書にまとめている資料をもとに、子供たちの体格の推移を見てみました。身長については、先ほど教育長がおっしゃいましたように、男女とも年々大きくなっているのは事実であります。しかし、男女ともに大きくなっている項目はほかにありません。男子の体重だけが身長と同様に年々大きくなっているだけです。男女とも同様に伸びが足踏み状態の傾向にあるのが座高です。いわゆる足が長くなつた。こういうことであります。足踏み状態を示しているのは、このほかに女子の体重と胸囲です。男子の胸囲は減る傾向を見せております。日野市の子供たちの体格を見てみると、やはり全国的な傾向と同じになつていて、

あやふやだとかいうんじやなくて、文部省へ身体検査は必ず報告しますけれども、体力テストは必ずしも報告しません。したがつて、さつき私が申しましたのも、学校の先生方に委託して五十二年、五十三年とやって、体育指導員ではなくて先生方でやって、先生方も非常に熱心にはやってくださつたんですけれども、それ自身かなりむずかしいんだということをそのとき聞かれておりますので、だから全然あやふやだといいうんじやなく、そう正確にびしつと一分一厘を比較するというような、そういうようなものではなかなかあり得ないということを私は申したんでございます。だから、一つの傾向としておとりくださる分には間違いないと思ひます。

もう一つは市民の体力テストでございますが、これにつきましても年齢などが非常に片寄つていて、それから参加する数が非常に少ないわけでございます。そういう意味で、日野市の青年、あるいは大人の方々の体力というようなものに、すぐこれを代表して考へるということには少し問題があるんじゃないかな、そういうふうに私は申し立ててございますので、その辺をひとつ誤解のないように。もし、そういうふうに誤解を受けるような表現をしたら、前に言つたことを取り消します。以上です。

○議長（秦 正一君） 橋 祐子君。

○十四番（橋 祐子君） 再質問に移りたいと思ひます

このように見てまいりますと、体格は年々よくなつてきていると言われておりますが、決してそうは言えない問題が出ててまいつております。正確には、身長は年々大きくなつてきていると表現し、その他の項目については足踏み状態や低下の状態でありますので、その原因をやはり明らかにしていく必要があるのではないかと考へております。

一方、体力の問題でございますが、いま教育長の方から、進んでいるもの、また劣つているものもあるということで、反復運動ですか、これについてはすぐれているという分析結果が出されました。

そこで、私の資料のナンバースリーを見ていただいて、ちょっと質問していきたいと思うんですけど、体力は低下していると言われているわけですがれども、文部省が戦後数年置きに、運動能力の調査を全国的に実施してきました。また、一九六四年からは、スポーツテストで体力診断テストと運動能力テストなどを、毎年全国的に抽出して実施してゐるわけです。それで、文部省の一九五〇年から一九七〇年のデータをもとに、垂直跳びと五十メートル走の推移を見てみると、男女とも年年高く跳べ、より早く走れるようになつてきているのが実態です。

しかし、一九七〇年代を境に今日までを見てみると、男女

とも年々増加していたものが低下し始めている、これが実態であります。それは資料ナンバーワンとナンバーツーを見ていただければわかると思います。現在、男女とも身長と同様に年々ふえているのは、垂直跳びと握力と走り幅跳びの三種目しかありません。逆に男女とも低下しているのは背筋力だけです。他の種目は男女とも同じ傾向でないか、あるいは停滞しております。

日野市の子供たちの体力、運動能力を見てみると、大まかには全国的な傾向と同じですが、幾つか特徴的な傾向が生まれてきています。これは資料ナンバースリーを見ていただいたいと思います。この資料のもとになりましたのは、文部省の体力テストの五十一年度の平均と、都の五十二年度の体力テスト、それから日野市教育委員会が、先ほど教育長がおっしゃいました資料に基づいて分析した結果でございます。

全国や都との比較でソフトボール投げについて見てみると、五年生男子の場合、全国平均を五〇として、都平均四八・五、日野市平均五〇・五、六年男子、全国五〇、都四九・一、日野市五〇・三、五年女子、全国五〇、都四六・八、日野市四九・七、六年女子、全国五〇、都四六・三、日野市五〇・三、と五年女子を除き、すべて上回っております。少年野球やソフトボールが日野市において他市と比べて盛んなのかなど、興味ある数値を示しております。

た憲法集会の教育部会の中でも、さまざまなことが発表されました。先ほど出ましたように、骨が簡単に折れるという問題もありましたけれども、資料ナンバー四からナンバー四になりましたけれども、たとえば、つまづいたときなどとつさに手を出さず、顔や頭にけがをしてしまう、こういう子供たちが大変多くなっているということが報告されております。また、まばたきが鈍く、目にごみや虫が入る、こういうことも報告がされています。そして朝からあくび、背中をグニャッと、こういうのが実際の先生方の口から、また親の口から出でているわけであります。

こういう問題をそのままにしていいのであろうか。日

野市のように、まだ自然環境が東京の中でも多く残されている地域で、なぜこのような深刻な事態に立ち至っているのか、このことをやはり考えざるを得ないわけです。しかし、東京都の五十二年度の体力テストの結果を見てみると、東京全体を四つのブロックに分けて体力テストを行つておりますが、体力の大変高い地域は、千代田とか中央、港、新宿、文京、台東、品川というように、比較的ビルが多いところ、これが高いわけでます。次が大田とか目黒、杉並、世田谷、中野、こういうのが多くなっています。次が江東、江戸川、墨田、荒川というようなことになつて、三多摩は一番悪いという結果が出ているんです。

こういうことから見て、自然があるから、自然環境がいいから

いま、全国的に大変問題にされております背筋力について見てみますと、五年男子、全国五〇、都四七・一、日野市四四・八、六年男子、全国五〇、都四五・六、日野市四四・八、五年女子、全国五〇、都五二、日野市四六・四、六年女子、全国五〇、都四八・五、日野市四四・九、と全国平均よりさらに一〇%程度弱くなっています。

また、腹筋に関するテストで逆上がりがありますが、これを見てみると、五年男子、全国五〇、都四七・三、日野市四三・二、六年男子、全国五〇、都四五・三、日野市四〇・七、五年男子、全国五〇、都五四・一、日野市五〇、六年女子、全国五〇、都四七・六、日野市四二・九、と五年女子の全国と同じ除き、約一二%弱い数値を示しております。

さらに柔軟性を見てみると、前屈の問題で言いますと、全般的に八%弱い状態が出ております。

先ほど、反復横跳びが大変すぐれているという教育長の発言がございましたが、私の分析結果では、決して多くない、こういう結果が出ております。こうした全国的に問題になつていて背筋力、腹筋など、筋力の低下や柔軟性について、日野市においてはもつと深刻な事態に立ち至つていると指摘せざるを得ないわけです。

現場の教師が見た、子供たちの体のおかしさがどのようにあらわれているかというのを見てみると、父母会において、ま

といて、本当に子供たちの体が発達していくんだろうか、正常に発達していくんだろうか、と疑問を持たざるを得ないわけです。

私は、なぜ三多摩の子供たちの体力が低いのか、特に日野市の子供たちの一部の体力が全国平均と比べて低いのか、その原因を究明していく必要があると強く感じているわけです。そこで質問したいわけですが、時間の関係で五、六年生の男子についてのみ、日野市の子供たちの体の状態について分析結果を発表いたしました。このことについて、教育委員会はどのように受けとめられたか。そして、背筋力などの低下がどんな事態を引き起こすと考えていらっしゃるか。

また、その原因の考察ですけれども、これは先ほど家庭教育の問題が大変問題だというふうに指摘されました。私もそのとおりだと思います。しかし、先ほどの答弁の中でも、すでに子供たちの体がおかしいんだという把握はなさっていたわけですから、具体的にどういう点で注意されようとするのか、その点についてまず質問したいと思います。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） いまおっしゃつていただいた資料、あるいはいまいろいろ教えていただいた内容、こういうようなものについては、大変示唆に富んだ資料だというふうに、私は少なくとも思つております。これは教育の上に大いに役

立てていきた。こういうふうに思つております。

それから、すでにおかしくなつてゐる子供たちにどう対応するのか、これもさつきもちよつと述べましたように、対症療法のような形だけではなかなかいかない問題がありますので、さつき申しましたような教育全般の中でそういうようなものをどういうふうにしていくかということを、ひとつ基本的に考えなければならぬ。それについての努力は、私たち一応やつていらる、一応という悪いんですが、大変熱心にやつてゐるつもりでござります。

しかし、一方においてはそういう対症療法だつて必要なことものは当然でございますけれども、そういうようなことについては、さつき言いました学校保健委員会とか、あるいは日野市保健委員会というようなものを通しまして、その辺の問題などについては、体力に応じた指導というものはどうあるべきかというようなことについて、今後ともひとつ研究していかなければならぬ、こう思つております、こうしているああしていふといふようなことについての資料をいまちよつと持つておりませんので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（秦正一君） 橋祐子君。

○十四番（橋祐子君） 背筋力とこのものについて若干触れたいと思います。背筋力そのものがどういう形で進歩してきたのかといいますと、人間が二本足で歩くようになって、

な現状にあるわけです。当然意欲が起らぬとか、集中が持続できない、こういう問題が起きてくる問題につながつていくわけであります。

そういうことで、いま心配されておりますことは、この資料のナンバー八の一番下の二十三図にも見られますように、人間がこれまで成長してきた過程というのを見てみると、木の上で生活をして肩の自由さを獲得し、またその後地上におりて、直立して二本足で立つて歩くということを身につけ、この時代に胴体や臀部や下肢の筋肉が発達し、土踏まずができ上がつていったと考えられております。そして手が自由になり、言語も獲得し、やがて人格が発達していった。大まかには進歩の状態をこのように規定されると思ひます。

これが現在退歩してゐるんぢやないか、いわゆるだんだん、だんだん退化してゐるんぢやないかと言つてゐるわけですけれどもその順序を見てみますと、全く進歩の状態とは逆の状態、人格にかかる非行や自殺の問題が、一九五五年ごろから問題になつてしまひましたし、一九六五年ごろから言葉にかかる自閉症傾向が問題にされ、一九七二年ごろから手や指が不器用になつたことが問題にされ、一九七五年ごろに背筋力が低下したということが問題にされ、一九七七年には、土踏まずの形成がおくれてきている、こういうふうに指摘されてきているわけです。

長い年月をかけて、この背筋力というのは一定の水準まで高まつてきだといいますか、強まつてきた、いわゆる人間が人間らしく一本足で立つ、こういうために必要な筋肉でございます。

それで、この背筋力の測定をする場合、背中の筋というのも背中の骨、いわゆる背骨をちゃんと伸ばすのに必要な筋肉ですけれども、それとあわせて臀部、おしりの筋肉とあわせましていろいろの運動をするわけであります。測定されておりませんけれども、背筋力やおしりの筋肉が弱るということは、それ以前に腹筋が弱くなる、これはスポーツをしている人たちの経験から言われていることです。肋骨から始まって骨盤につく腹部の筋肉と、骨盤から始まって背骨につく背中の部分の筋肉や、また大腿骨につく臀部の筋肉が弱るということはどういうことかといいますと、まさに骨盤の発育を大変悪くする、こういうことが一つあります。女子の骨盤の発育不良と腹筋の弱化の問題は、将来の出産にかかわることですので、大変重要な問題だと考えております。

さらに、脊髄の中には神経が通つてゐるわけです。背筋力が弱ることによつて、脊髄を何とか真つすぐにしてしまうことで、背筋力を常に興奮状態にしておきますと、脳に影響して脳の興奮水準を低下させる結果が、現在報告されているわけです。ある地方においては、背筋力の低下と学力の関係、背筋力の弱い子が学力においても弱いという結果報告すらされているよう

いわゆる、私たちはこれまで人間の体の進歩のことばかり考へてまいりましたが、いままでに子供たちの体の中に、逆戻りするような変化があらわれてきているということを、率直に見ないわけにはいかないわけです。そして、特に全国的に問題になつてゐる、人間が人間らしく立つて歩くというときに必要となる背筋力、こういうのが全国平均に比べて日野市の子供たちは一〇%以上も低下してきているということは、このまま放置できない深刻な問題だと指摘せざるを得ないわけです。

なぜこんな状態になつてきたのか、この点についていろいろ考えてまいりますと、やはり今日の便利で楽な文化生活、これにドップリとつかつてきているというところからこういう問題になつてきてるんではないか、そのように私は考えるわけです。

この問題については、やはり家庭教育の面について問題提起をやつていかなければいけない問題があると思ひます。

テレビの問題についても指摘されております。「父親だ」と呼ぶ者あり（ほとんどのところが父親かおばあちゃんかおじいちゃんが真つ正面に座つて、子供たちは横から斜めになつて見ている、こういうことが原因してゐる問題も指摘されております）。また、背筋力を強くするために、いま外国で盛んにされてい

る運動は、ぞうきんがけ運動であります。〔「廊下がない」と

呼ぶ者あり〕そのとおりです。いま、廊下がないと言われましたが、昔、日本では、ほとんどぞうきんがけがあつたわけです。現在は、ぞうきんがけをするということはほとんどないわけです。そういう中で、この問題についてもやはり考え直さなければいけない問題となつてきているわけです。

そうした問題を指摘しておりますと大変多くなりますので、具体的に質問したいんです。なぜかと言いますと、教育長は、学校保健会があつて、この人たちは本当にいい活動をしている、こうおっしゃってます。私も全くそのとおりだと思うんです。また、市がお金を出して研究委託をして、体育教師に子供たちの体力テストをしてもらつて、その調査結果も出ているわけです。これは市民の税金から出されている調査結果でございますけれども、果たしてこの調査結果が全教師のものになつて、だらうかという問題です。また、全市民のものになつて、だらうかという問題であります。

先ほどから教育長は、市民の意識を高めなければいけない、このようにおっしゃっています。それであるならば、五十一年に学校保健会が資料としてまとめたこの脊髄問題、背筋力問題が問題になる中で、学校のいす、机、これが本当に子供たちの体に適正であるかどうかという調査結果、これに基づいて何らかの手立てを考えやらなければいけない状態だといふうにやつたらしいかというようなことについてはひとつ調べてみたい、こう思つております。以上。

○議長（秦 正一君） 橋 祐子君。

○十四番（橋 祐子君） 日野市教育委員会ということです、こういうふうな大変すばらしい分析結果がきちんと、かなりのお金をかけてできているわけです。先生方に「皆さん方の子供たちの体力がどのような状態になつて、御存じですか」いう質問を何人かにしてみました。せつかく去年の体力テストの結果を、体育教師の方々がまとめております。しかし、この資料すら見てないという先生がほとんどであります。そしてこの資料についての分析もされていないというのは、一体どういうことなんでしょうか。

毎年、この議会の中で予算が組まれ、こういうものがつくられてくるわけです。この点については、今までこれについての正規の分析がされなかつたんだ、少しはしてきたけれども本当にできなかつたんだ、ということであるならば、それはだめだといまさら言つても仕方ありません。しかし、先ほどから私が指摘しておりますように、日野の子供の体の問題は、そう長い時間をかけて見つめていくというような安易な対処の仕方では間に合わない時点まで来ているという実態なんです。

私は、きょう、質問に当たりまして、日体大の正木教授のお許しも得て、かなりの資料を使わせていただいておりますが、

考えるわけです。

しかし実際には、先生方の話を聞いても、新学期になると子供たちの体に合わない、机を与えざるを得ない。たとえば資料のナンバー十を見てもらえばわかりますけれども、現在、十一号から八号までの号数に必要な子供たちの体に合わせて、必要度が五六%あります。五六%に十一号から八号のいすが必要なんです。しかし、実際に配置されているのは九・八%、わずか六分の一、このくらいしか適正なものが配置されてないという結果報告が出されておりますし、また七号から三号までは四四%しかいらないのに、実際には八四%も配置されている、こういう報告が学校保健会からなされているわけです。

お金をかけて調査をしてもらつたら、これを本当に改善していくのが教育委員会の仕事ではないでしょうか。そういうことが本当になされたのかどうなのか質問をいたしたいと思います。

○議長（秦 正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） いま御指摘になつたような資料などを、ひとつ十分生かしていくことで、いままでやつてないじゃないか、こういうふうにおっしゃられますけれども、そういうようなことについても全然無関心だったわけじゃございませんけれども、そこまで手が及ばなかつたということもありますので、その辺については、今後またそれぞれの関係の者、学校などと十分連絡を取りながら、どういうふうにやつ

正木教授は、全国平均の中で、十年間の中で、一〇%も背筋力なら背筋力が低下してきたことは大事件だ、こういうふうに位置づけているわけです。そういうことから見るならば、いま大変な問題だと言われている背筋力が、全国平均に比べてさらに一〇%も低いということは、このまま放置できないゆしい問題だと指摘せざるを得ないわけです。

それで、私は、いすの問題については、五十一年にちゃんと保健部会がそういう結果をまとめて、教育委員会に提出しているわけでございますので、これについては早急に実態調査を行つて、子供たちの体に合つた机といすにしていただきたいと思います。なぜかと言いますと、これは背筋力に全く大変なかわり合いを持っているからであります。いわゆる、自分の体よりも高い机といすが配置されているんです。したがいまして、子供たちは寄りかかるような状態なんです。目も悪くなるという問題がありますので、これについては早急に実態的調査をしていただきたいというふうに思います。

それから、全教師や市民の方々に、日野市の子供たちの体はどうになっているのか、できることなら体白書を作成して設置する必要があるんではないか、こういうふうに考えました。また、私の資料の分析をしておりまして、なかなか大変な作業でございます。やはりきちんと専門家を入れた調査会を設置する必要があるんではないか、こういうふうに考えました。

体育指導員の真野先生とも長いことお話し合ひをしましたが、やはりこの背筋力の低下、また腹筋力の低下の問題についてはお医者さんの意見も大いに取り入れながらやつていかなければいけない問題になっている。このように指摘されておりました。

きょうは教育委員長さんにも出席していただきて、やはりお医者さんという立場からも答弁をいただきたいということで通告をいたしておりましたが、どうしても抜けない御用がおありで出席していただけませんでしたけれども、改めてこの問題については聞きたいというふうに思うわけです。

それで、子供の問題もそうでございますけれども、家庭教育をどうしていくのか、親たちに対しても体づくりの問題をどう教育していくのか、ということになつてまいりますと、なかなか親としても、一体子供の体がどうなつてているのかというのがわからない状態になるわけです。

そこで、こういう気持ちがあるかどうか質問するわけですがれども、第六問目の質問と関連いたしますが、南平体育館、せつかくできましたので、この南平体育館を利用いたしまして、体づくりの教室を開く気はあるかないか。体相談室を設置する。気があるかないか。私はこのことをぜひやってほしい。そのためには専門職員を配置しない限り絶対にできない。真野指導員も、体育館の落成式の中で「ああいう発言をしたのはどうかと思つたけれども、ああ言わざるを得ない実態だつたんだ」この

よう強調しておられましたが、こうした体教室や体相談室を設けるには、どうしても専門職を配置していく必要があると考えているわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その点についてもお聞きしたいと思います。

ちなみに、子供の体力の問題を指摘してまいりましたが、五十三年の十月二十一日、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、日野市の中で体育指導員が中心になつて、壮年の体力テストを行いました。人数は確かに大変少ないので、全体の中にはならないと思います。それを三十歳から三十四歳とか、三十五歳から三十九歳というように、ずっと分けてやってみました。そこに参加した方々は、女性の方はほとんどがママさんバレーの方々です。男性の方々の多くは、学生時代に何か運動した、こういう人たちが大変参加をしていました。その中で見てみると、女性の体力テストの結果は、全国平均よりかなりいいという調査結果が出たわけです。しかし、これは全体のものではありません。そこに参加した方々、いわゆるママさんバレーを日ごろからやつている方々の体力は、全国平均に比べまして大変高いという数値があらわれました。しかし残念なことに、男性諸君の体力を見てみるとほとんど弱い、こういう結果が出たわけです。その点でも、やはり社会体育の施設を今後つくっていくといふことが、大変必要になつてきていると思います。また、年々見てみると、五十歳を超えると、大

変ひどい体力の低下が起きているというのが日野の中でも実態なんです。

そういう点で、私は幾つかの点を問題提起といいますか、質問をしておきたいというふうに思っています。それは、体育施設を年次計画を持ってつくりなさい、社会体育の年次計画をつくりなさい、ということを先ほど提案いたしました。それには基礎調査が必要だということで指摘したわけですが、たとえば企業、学校を含む社会体育の日野市の施設を見てみますと確かに日野市の体育館は一つしかありません。しかし、企業や学校、また民間、それに学校の施設を加えますと大変な量になるわけです。オギャアと生まれた子供から寝たきりのお年寄りを入れましても、日野の場合、三千九百人に一つの体育館があるという実態になつております。野球場については、三千五百人に一つの野球場がある。いわゆる地図で見ますと、こんなに多くの体育施設が日野の中にはあるわけです。しかし、その施設がほとんど企業のものであつたり、他の学校のものであつたりするわけです。

私はこの点において、こうした施設を将来どうしていくのか他市を見にまいりますと、本当に企業が市民にすべて体育館なんかを提供している、市民体育館と同じような形で利用させている、そういう関係が大変密接に出てきているわけです。そういうことからするならばこんなにあるわけですから、こういう

ものの将来的な利用方法も考えながら、今後の体育施設の建設について考えていかないと、結果的には、さっき言われたように西部だけに集中してしまつたとか、いろいろの問題が出てくると思うんです。

そういう点では、私は、その場限りの、机の上だけの計画ではなくて、やはり専門家をきちんと入れて、どうしていくたらいいんだろうか、種々いま指摘をしてまいりました子供の体、こういう体に対して体づくりをしていくには、こういう施設が必要なんだという立場から、この施設建設についてはやはり取り組んでいかなければいけないというふうに考えているわけです。

いろいろ述べてまいりましたが、時間になつてまいりましたので、まだ質問に答えていただいてないところもありますけれども、ひつくるめて市長に、いま私が提案をいたしました問題についての考え方について、一言お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 専門的な立場から、また市民の健康を憂える行政のあり方、あるいは教育委員会のあり方といふことについての御提言も含めた質問でございました。

そこで、私も行政を預かる立場として考えておるわけですが、たとえば市民体育館をつくつたから、すべてそこに何か完成の

姿が出るというようなことは求める方が少々無理なわけでありますとか、社会体育でありますとか、あるいは社会何とかといふような言い方で、いわゆる文部行政に属しているという歴史的な発展のあり方があるわけですが、私は、今日の国民、市民の文化やスポーツといふものは、別段国からいろいろ政策的な指図を受ける必要はない、むしろ市民みずからがつくっていくものである……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）このように考えております。

したがって、教育は、なるべくならば本来の狭い意味の教育という範囲で、しっかりと此事を取り組んでいただき、それから、文化やスポーツということは、むしろ広く行政という立場で受けとめていく、そういう展開の仕方がひいては国民の文化を高め、ないしは健康をつくり上げるための体育ということになつていいだろうと思つています。したがって、体育とか知育とか德育とかいういわゆる形で市民生活を整えていく面も必要ではありますけれど、文化やスポーツは、今日はもう市民生活そのものである。そういう観点から、むしろわれわれは場所をつくる、提供する、そこで市民に利用、活用をしていただきというやり方がいいと思うわけです。

それから、日本の行政のあり方が、たとえば社会教育でありますとか、社会体育でありますとか、あるいは社会何とかといふような言い方で、いわゆる文部行政に属しているという歴史的な発展のあり方があるわけですが、私は、今日の国民、市民の文化やスポーツといふものは、別段国からいろいろ政策的な指図を受ける必要はない、むしろ市民みずからがつくっていくものである……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）このように考えております。

それから、日本の行政のあり方が、たとえば社会教育でありますとか、社会体育でありますとか、あるいは社会何とかといふような言い方で、いわゆる文部行政に属しているという歴史的な発展のあり方があるわけですが、私は、今日の国民、市民の文化やスポーツといふものは、別段国からいろいろ政策的な指図を受ける必要はない、むしろ市民みずからがつくっていくものである……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）このように考えております。

それから、日本の行政のあり方が、たとえば社会教育でありますとか、社会体育でありますとか、あるいは社会何とかといふような言い方で、いわゆる文部行政に属しているという歴史的な発展のあり方があるわけですが、私は、今日の国民、市民の文化やスポーツといふものは、別段国からいろいろ政策的な指図を受ける必要はない、むしろ市民みずからがつくっていくものである……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）このように考えております。

しかし、やっぱり中に筋道をつけなければならん点もあると思ひますから、その意味では専門的な者を適当に配置するといふことは必要だと思いますけれど、しかし何かすべてプログラムをつくって、メニューを与えなければ市民が満足しないといふことはないのではなかろうかと思っております。そういう意味合いにおきまして、文化もスポーツも考えていただきたい。

しかし、しょせんはやっぱり健康をつくるために目標があるだろうと思います。それから、健康をつくることは、やっぱり人生を、それぞれの主体性を持った立場で、生きていくという喜びをみずからがつくるために健康が必要である。何か国民の体位というような形で戦力が落ちるとかなんとか、そういうことではないはずでありまして、健康をつくるために体育が必要である。

それから、スポーツマンはその一つのスタンダードとして、国民の一つのシンボルといいましょうか、近ごろはスポーツマンのすぐれた方が、必ずしも長生きだというふうでもないようになります。そのあたりにいろいろあるだらうと思っております。

御指摘の点は理解するわけであります。しかし、何か行政が市民生活に余り関与するとか、あるいは大変な物差しをつくつてどうこうするということは、少々無理があるだらうと思っております。

○議長（秦正一君）　　橋祐子君。

○十四番（橋祐子君）　　市長の答弁は答弁になつてお

りません。（笑声）ましてや、私自身がきょう質問した本当の意味、これを的確につかんでいらっしゃらない、このように指摘せざるを得ません。

なぜかと言うと、私は、具体的に日野の体育教師が実践した体力テストの結果、また文部省がやつた調査結果、そして東京都がやつた調査結果に基づいて、具体的には日野市の子供たちの体がこのように陥っているけれども、この問題について市はそのままにしていくのか、それともいま調査が不十分とか、たとえばこれまで考えてこなかつたけれども、今後本当にもう一回見つめ直していくつもりがあるのかないのか、このことが一番の質問の趣旨であります。

私は、この問題を一時間半ぐらいの一般質問の中で、すべて網羅し、解決できるような回答がすべて出尽くすような、そういう軽い問題ではないというふうに考えております。まさに、最初に指摘しましたように、将来の子供たち、将来の日野市にかかる問題として提起してゐるわけです。私は、この問題について、もう少し行政側の真剣な対応の仕方を強く望むものであります。

確かに、文化、体育、体づくりの問題というものは市民がやらなければいけない問題であります。そういう……

○議長（秦正一君）　　橋君、時間ですからやめてください。（発言する者多し）

○十四番（橋祐子君）　　いま終わります。そういう点で、市民生活そのものの中、私たちが問題意識的にやっていかなければならない。しかし、それには資料を市が提案していくということがどうしても必要だと考えております。

私は、日野市の子供たちの五、六年生の体力を中心問題提起をしてきましたが、この問題提起をこの場限りのものにしたくない、してはいけないと考えております。なぜなら、今日の日野市の子供たちの体の状態は、このまま放置できないところまで深刻な事態に陥っているからです。

正木日体大教授は、NHK特集「警告、子供の体はむしばまれている」の放映の中で、「いまあえて警告という言葉を使つて、子供の体の危機を訴えたい」と述べておられます。私はこの本会議場におきまして、日野市の子供たちのためにも、日野市の将来のためにも、このような事態をこのまま放置できないと考え、私もあえて警告という言葉を使って、子を持つ親、教育に携わる人々、行政担当者、議会、そしてすべての市民に日野市の子供たちの体はむしばまれている、これ以上後退させず、さらに進歩させるためにみんなで力を出し合い、真剣にこの問題に取り組んでいきましょうと呼びかけたいと思います。

行政側の国際児童年にふさわしい取り組みを期待いたしました。

て、若干時間は延びましたけれどもお許しをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（秦 正一君） これをもつて十の一、子どもの体づくりと今後の社会体育振興のための基本計画作成に関する質問を終わります。

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いませんが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時 四分休憩
午後三時四十分再開

○議長（秦 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十一の一、道路の復元、改善にもっと力をについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

（二十三番議員登壇）

○二十三番（一ノ瀬 隆君） 残念ながらこの東京に革新のともしげが消え、自民党都政が復活しました。大企業が喜ぶような道路建設など、大きな事業に目が向けられ、福祉、教育がなおざりにされようとしています。現にその徵候が見えています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）いまこそ、革新市政の本

領を発揮していただきたいときです。

こんな時期に道路の問題を取り上げるのはよくなかったような気がしますが、ここで私が取り上げたのは、一・三・一などの通過道路の建設を推し進めなどというのではなく、もっともっと市民生活に密着した道路に対しての施策を前進させていただきたく取り上げたものです。道路の新設促進については、二・二・五号線初め二・二・三、二・二・六など、昨年九月の定例会で取り上げましたので、今回は道路の復元、改善について質問したいと思います。道路の復元、改善にもっと力を入れていただきたいと考え、質問させていただきます。

市民からの多くの道路に関する要望、要求、不満を取捨選択いたしまして、八項目を挙げて質問いたします。
まず最初に、豊田十三号線の復元についてであります。これは、地主が境界査定に同意しなければ、そのままにほうつておくしかないという一つのケースとしての豊田十三号線の問題であります。

一九七六年六月、請願第五一一二三号として、市道豊田十三号線の復元と改修に関する請願が提出され、都市計画産業建設委員会で審議され、即日採択されました。かつての川辺堀之内、豊田を結ぶ主要道路だつた豊田十三号線は、団地造成や区画整理などによって、十分な通行ができなくなつた、これをもとに戻してくれというものでした。間もなく舗装がなされ、

坂の方の半分だけはよくなつて、第二小学校に通学する児童は喜んでいました。
しかし、残された部分はいまだに前のままです。ここが復元、改善されればと願う人は多いのですが、土木課の話によりますと、坂の方の半分に引き続き、下の半分の改善に着手し、その手始めとして、現況を把握するために境界査定をした。ところが、そこに関係する地主が、こんな道はもともとなかった、すべておれのものだ、と査定に判こを押さない。査定した都の担当も行つてしまつてどうにもならず、そのままになつているということでした。

私はこれでいいのかと思いました。地主にもいろいろな人がいる。このように、どう見てもまともでない地主の横暴に甘んじなければならないのかと考えました。このまま置いておくことは社会正義の上からも間違つてゐる。ましてや市民要望、それもごく当然の、昔のようにしてくださいという要望に応づべき、市としてこのままにしておくことは許されるべきではないと思います。訴訟をしてでも遂行すべきだと考えました。東京都に問い合わせたところ、公民協会で、公が国有地の場合は、市では訴訟はできないだろうとの考えでした。また、訴訟したケースはいまのところないということでした。

私が考えたのは、裁判と言えば、ただむやみに反対しているくだんの地主は、それだけで驚いて判こを押すのではないかと

第一項目として四つ質問いたします。
第二項目に移ります。個人に占有された赤道についてであります。

東平山三丁目五番地あたりの畑に、かつて現存した道路がなくなり、どこからも自分の畑に入ることのできない、いわゆる袋小路になつてゐるものがあります。赤道とか赤線とか呼ばれる道路、あるいは馬入れと呼ばれた道が、いつの間にか不当地も占領されて、畑として、あるいは宅地として使用されているのです。ヘリコプターにでも乗らなければ畑に行つて耕作でき

ないということで、昔を知っているおじいさんは、このままで死んでも死に切れない、と言つて悩んでいます。だれが侵食したかもはっきりわかっているようです。その人の場合には、

都道二・二・六の側道ができたので、平山十号線と両方に抜けた道があるはずなのに、これが幻の道でしかないのです。

管理課で調べていただいたところによると、確かに公園にはその道は載っています。しかし、これは中央線が拡幅したときにそのしわ寄せがやってきて道がなくなつたのだと平山の人は言つてゐるということでした。豊田の人はこの人一人、あと周囲の人はすべて平山の人です。幾ら豊田の者が人がよくたって、その言い分は通らない。鉄道が広がつたとはいえ、全く何の話もなく入り口の道路をふんだくられる。いわばアパートの玄関をくぎづけにされてはたまらないのです。かつて豊田三丁目で、人家の入り口になつてゐる道路の上に平然と家が建てられ、市の職員も知つていて、それがいまなお現存するというひどい例がありました。この例はそれほどでないにしても、市としても解決のための施策を講じなければいけないと思います。

質問の一として、一般的に公園上に載せられているこのようない道路が侵食されている場合、市としていかに対処するのか。二番、このような例は市内にどのくらいあるか。三番、この東平山三丁目の具体例の今後の考え方はどうか。四番、この場合

の復元は可能かどうかの見通しもお聞かせいただきたいと思います。

次に項目に移ります。水路の利用と管理についてであります。最近、第二小学校のP.T.A.が、通学路である都道百五十九号线の安全のため、片側の水路を利用して歩道をつくつてほしいという陳情を都の南多摩建設事務所に出しました。私もその早期実現を要望しましたが、今年度の補正に組み入れることがであります。来年度の予算に組むなど、現在検討中のようです。市としても都に対して、その実現を強く働きかけていただきました

いと思います。

ここで利用しようとしている水路は、きょうも昼休みに現場を見つきましたけれど、一部は用水としていまなお使用され、一部はすでに農業用水として使用されていないものがあります。用水として使用されていない場合は、特に児童の安全を守る歩道として、ぜひ利用してほしいものです。現在のように水田が徐々に宅地化して、年々減少していく状況では、農業用水路も不用になつていきます。これらの水路を廃止する手段は非常にめんどうだと聞いていますが、この手続を経て道路に変更することができればそれが一番望ましい。それ以降も排水路として必要なならばふたをかけるなり、暗渠にすることによって使用すべきだと考えます。現に用水路として使用されているところで、も、通学歩道としてふたをかけ、使用されているところもあり

ますが、この方法によつて道路の危険性を除いていく必要もあると思います。農業用水として使用されている場合には、ふたをかけることの制約もあると思いますが、できるだけ利用していただきたい。通学路として危険だから、ぜひこの方法を講じてほしいという要望が出ています。

もともと水路は国で所有し、都に委任事務として管理権を与えていたのですが、これを、できれば市で積極的に管理し、用水組合との関係も前進させていくのがよいと考えます。

そこで質問します。一番、農業用水として使用されなくなつた水路の現状と今後の見通し。二番、通学路、歩道なども含めて、道路としての利用状況とそれについての今後の考え方。三番、現に農業用水として使用されている水路の歩道などへの利用状況はどうか。それについての今後の考え方はどうか。四番、用水路、もしくは水路全般についての市の管理の考え方はどうか。以上です。

次に幹線市道の全面改修について質問させていただきます。

多摩平幹線三号と名づけられていましたが、多摩平五丁目と六丁目の境界を走つてゐる道路。市立総合病院わきから日野自動車西門正面で国道二十号線とぶつかる市道は幅十六メートルで、市道の中でも最も幅の広い方の道路ではないかと思います。この道路は、一九五八年ごろ住宅公団によって建設されたもので、当初は問題はなかつたのですけれども、年月がた

つにつれて自動車の通行による振動が激しくなつていています。最近では、夜遅くなど、道路沿いの人は地震と思って飛び起きることもあるようです。

国道二十号線から下つてきたところが一番振動がひどいのは、ここが埋め立てられたところであり、そのため地盤が緩んで振動が激しいのではないかと予想している人もいます。もともと欠陥工事だったのかもしれません。土木課に近隣の住民のこの悩みを話し、その改善を検討していただくようにお願いしましたが、こんな振動は大したことはない、もちろん金はないし、まだまだ新しくつくらなければならない道はいっぱいあるし、舗装しなければならない道もある、一つ二つの穴ぐらいだつたら補修できるが、振動がなくなるようなことをするのは現状では無理である、という答えでした。全面改修をするというのは無理であるという答えであります。このような振動の大きい道路を改修するのは、全面的に改修する必要があるとしてもあると思います。

確かにこれを実行するのは大変だと思います。しかし、国道や都道に、ときどき、片側車線ずつ全面的に改修してゐるのをよく見かけます。この道路のすぐ近くの市立総合病院の前の一・三・二号線も、昨年あたり全面的に改修されています。恐らくこの市道よりはるかによい状態だったものが、数十センチの厚さで全面的に補修がやり直されたのでした。全面改修には相

当な費用がかかり、いますぐにというわけにはいかないことはわかりますが、ぜひこのことを頭の中に入れていきたい。できるだけ早い機会に改修を実現していただきたいと思います。

これで一・三・二、あるいは一・三・一が開通したら、日野自動車の西門から大型車が真っすぐに飛び出し、この道路を通つて、振動の増幅に拍車がかけられるだろうと住民はいまから悩んでいます。地元の住民の不満の一つに、この激しい振動の度合いを測定もしないで、切なる要望を簡単にあしらわれてしまつたということがあります。振動を測定すれば、市内のどこよりも激しいだろうというのです。

ここで質問します。一番、大型自動車の通行による振動の強さを測定することはできないのか。できるとしたらこの道路を測定する意思があるかどうか。二番、市道でも必要な個所は全面改修する考えはあるか。三番、この場合、必要性の一番高い道路はどこのか。四番、この多摩平幹線三号線をどう考えるか。以上を質問いたします。

次の項に移ります。私道の舗装についてあります。

昨年十月一日から私道に対する要綱が改正され、また新たに改良工事の条項が施行されて、私道の舗装に対して大きな前進が見られました。しかし、まだまだ十分にその成果があらわれていないようになりますので、若干申し述べておきたいと思います。

質問一、新しい要綱での私道の舗装なし改良工事の実施状況はどうか。二番、実質的に通学路である私道の舗装についての考え方、これまでの実績はどうなつていてるか。三番、この請願第五三一四九号の私道についての今後の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

次の項に移ります。道路の側溝のふたかけについてであります。

側溝のふたかけについての私のかわり合いは、二年ほど前旭が丘に近い多摩平の人からの要望が最初で、旭が丘は市長が住んでいるせいか、すべて側溝にふたがかかっているが、隣接する多摩平はふたがなく、落ち葉などが入ってしまって清掃が大変だ、ふたがほしいというものでした。土木課の話です、多摩平は下水道完備だが、旭が丘はそうではないので、排水が側溝に流れるのでふたがかけてあるということでした。また、都市下水路はあるが、公共下水道の不備の点で、旭が丘と同じの神明上の地域でのふたかけの要望に対しでは、一ヵ所だけかけるとどこもかけないわけにはいかず、不可能だということでした。

一方、多摩平地域も、関係住民が了承すればふたかけをするという話も耳にしました。市全体のふたかけに対する方針はあるのか、あつたとしたらどんなものなのかを知りたいと思います。

去年九月に提出された請願第五三一四九号、公道並みの私道舗装に関する請願がいまだに都市整備産業建設委員会で採択されていないのは紹介議員として非常に残念です。一中の西側の狭い道路ですが、私道でありながら一中や一小の児童、生徒が通学に非常に多く利用しているものです。私道なるがゆえに後の管理の面でまだ結論が出ず、通学路としては指定されませんが、自動車は通らず、通学路として適し、現に利用されていることは教育委員会でも認めています。

地主に対して交渉しろの、了解を取りつけろのと、請願者に對して要求しているようですが、これは全くの筋違いであると思います。もちろん請願者でこの近くの人は、この道が舗装されれば便利になり、ときどきの砂利敷きの勞もいらなくなるわけではあります。請願要旨は、児童のために舗装してくれと言つているのです。通学児童はそこに住む人ではなく、多摩川自治会の方向から来る児童です。市が主体的に、積極的にこの施策を前進させるべきだと考えます。

もちろん、地主に対する交渉も市がやるべきだと思います。要綱にも、その他市長が公益上特に必要と認めた私道、とあります。ぜひとも、子供たちが雨が降つても平気で通学できるようにするために、舗装をお願いしておきます。通学路に利用されている私道は、ここに限らずさらに積極的に取り組んでいただくようお願ひいたします。

方針からふたをかけない地域であつても、特別な事情のところでふたをかける必要がある場合もあります。道幅が狭く、車の交換がしにくい場合など、ふたがあるとないとでは大きな差です。視力障害者のよく通る道路の側溝には、どうしてもふたが必要であります。前回要望した立正佼成会の前の坂道などは一刻も早くふたをかけてほしいところであります。

質問します。市全体においての側溝ふたかけの方針はどうか。二番、特に狭い道に対するふたかけは。三番、視力障害者のよく利用する道路へのふたかけについてはどう考えるか。以上三点を質問いたします。

次に移ります。国鉄管理地内の道路の舗装についてであります。

国鉄から市に移管するのが手間取ったなどが原因して非常に時間がかかりましたが、ようやく平山十号線の側溝が整備されそこに住んでいる住民や毎日仕事で往復する豊田電車区職員の間で、もう雨が降つても大丈夫だと喜ばれています。

同じ国鉄から市へ移管する道路である中央線日野駅から立川方向へ向かう鉄道右手土手下の道路についてお聞きします。この道路は国鉄と市の交換協議が調つたもので、幅は一メートルぐらいしかありませんが、近道であること、交通上安全であることなどから、非常に多く利用されています。ところが、雨が降ると流れなくなってしまうので、ぜひとも舗装してほしいと

いう要望が出されています。

昨年九月に、舗装してほしいと要望しましたが、そのままになっています。国鉄から移管されていないからできないというふうにも聞きましたので、その後、国鉄の労働組合を通じて調査しましたところこんな状態でした。国鉄と市の交換協議が整つて、いざれ登記はするが、このような登記は東京西鉄道監理局を広く一括して行うので、どうしても先に行ってしまう。しかし、市で舗装するなら連絡してもらえばやつてもらって結構だ、連絡してもらう必要があるのは、地下ケーブルが埋設してある場合もあるからだということでした。

すなわち、国鉄から市への移管ができるいいから舗装はできないということは、理由にならないということでした。一般的に国鉄からの移管は時間がかかり、往々にしてそれが工事その他をおくれさせてきたと思います。もっと積極的に国鉄と話し合うことによって、敏速に事が運んだように思えてなりません。市民の要望の拒絶のための武器に、まだ移管がなされていないを安易に使うべきではないと思います。

質問一、国鉄から市に移管がなされることになつていて、登記がなされていない道路、あるいは土地はどの程度あるのか。二番、その中で、工事ないし舗装の必要がありながら移管を持っているものはあるか。三番、さきに述べた道路、森町の道路ですけれど、この道路についての今後の考え方をお聞かせいた

だきたいと思います。

次の項目に移ります。大木がはみ出して危険な道路についてあります。

日野の八坂神社裏の用水が、神明上区画整理の一環として暗渠になつて、歩道が新設されりっぱな道路ができました。この道路を利用して視力障害者にとっても、川に落ちることもなく、安全になつたとして喜んでいます。ところが、この神社裏に面した新設の道路に、神社所有のケヤキの大木が数本はみ出して、歩道の交通が妨害されています。一般の人でも、夜道など上半身がこれにぶつかる危険がありますが、特に視力障害者にとっては非常に危険です。視力障害者はつえを頼りに歩くので、下の方の障害に対しても比較的わかるのですが、下部から連続していない上部だけの邪魔物には全くお手上げで、強く頭を打つてしまうのが実情です。この弊害を一刻も早く除いていただきたいのです。

実は、先日、十三日の朝のことですが、視力障害者協会の中村繁会長が光の家へ出勤の途中、豊田駅近くで、車両が進入禁止になつてある道路に、不適に道いつぱいに駐車されているトラックにぶつかり、前歯を折つてしまつたという負傷を負いました。そこに居合わせた人は一人としてめんどうも見てくれない。状況も教えてくれない。駐車違反者がだれかもわからず、警察にも連絡できない。そこに議員でもいてくれたらそんなことは

決してなかつたと思いますが、目の見えない悲しさがそこにあつたわけであります。普通の車でしたらつえでわかるのが、突然の方だけ尾を出しているトラックではダメなのです。神社のはみ出した大木と同じなのです。手を挙げて前に突き出して歩いていることもできず、全くお手上げなっています。

トラックの狭い道での不法駐車は嚴重に取り締まつてもらうよう、きょうの昼休みに行ってまいりまして、警察に強く要請いたしましたが、八坂神社はどうでしようか。神社側にこの大木を伐採してもらうことが一番よいことであり、当然のことであります。特に一番出っ張っている直径四、五十センチのケヤキは切るべきだと思います。全く公道にはみ出しており、歩道の半分以上も占領しているのですから。万が一どうしても御神木で切れないというのだったら、次のような施策を講じていただきたいと考えます。

一番、一つとして、一般の人の夜間の通行の安全を考え、照明をさらに明るくする施策を講じていただきたい。二番としてはみ出している危険な大木の近傍の歩道に、警告のための点字ブロックを埋設していただきたい。三番目として、大木に不運にもぶつかった場合、体を守ることができるよう、大木に彈力性のある覆いを巻きつけていただきたい。以上について区画整理課長、都市整備部長あての要望書も提出いたしましたが、ここで回答をいただきたいと思います。

○議長（秦正一君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

第一番目の豊田十三号線の復元について、一番といたしまして、道路建設の前提として境界査定が不成立でそのままになつておられます。この豊田十三号線の道路につきましては、山林に存する道路であります。昭和五十二年ごろ、地元住民より舗装の要望が出され、一部については隣接地主の承諾のもとに、現況にて舗装を実施しております。しかし、その他の部分については、国有地が介在する複雑な地形のため、また現況で舗装することも承諾が得られず、公共用地の境界査定のための査定につ

いても、隣接地主の承諾が得られず不調に終わっております。

境界査定については、関係する土地所有者の承諾の上、画定しなければならないことが原則になつております。

地主との立ち会い協議が不成立で、境界画定ができない場合の生ずる場合がございます。画定に当たつては時間をかけて、何とか解決の方向を見出しながら進めていたのが実態でございます。したがいまして、本件の取り扱いについても、この原則に沿つて解決に努力したいと思っております。以上で三番、四番の回答といたします。

次に、個人に占用された赤道について、東平山三丁目の五番地でございますが、一番といたしまして、公図上に載せられている道路が侵食されている場合、市としていかに対処するか。これにつきましては、他にもこうした異常のところがあるかと思いますけれども、問題が起き、市民の生活に支障が生ずるような場合には調査いたしまして、原形に復するように努力するとともに、これにさらに改善を加えたい、こういうふうに考えております。

二番目といたしまして、このような例は市内にどのくらいあるか。これにつきましては調査してございませんが、農道とか山林等が多分にあるかと考えております。

次に二番目と三番目、この東平山三丁目にについての今後の考え方、復元は可能かなどございますが、この当該赤道

は公図上存在しているが、現況では全く消滅しております。これが赤道の復元については、関係土地所有者の承諾が得られることが可能であるならば、赤道の復元は可能であります。また、当該地域は農業地域もあるので、農地利用としての関係が大きいので、今後、農業委員会との連携を取りつつ、解決の方向について、現在検討中でございます。赤道の消滅理由につきましては不明でありますが、関係者から聴取したところによりますと、国鉄の軌道敷の買収 당시에、買収に絡んで消滅したとも聞き及んでおります。

いずれにいたしましても相当古い話でありますため、原因は明確ではありません。現時点では、これが消滅の原因が明確でないことから、不当占有ということはきめつけられないというものが現状でございます。

次に水路の利用と管理についてでございますが、一番といたしまして、農業用水として使用されなくなつた水路の現状と今後の見通し。用水路としての機能がなくなりましても、水路を廃止するということはできません。排水路として機能するよう

に、必要に応じて順次改修したいというふうに考えております。

二番目と三番目でございますが、市道の側道的な用水路については水路にふたをかけ、あるいは水路の土揚げ等を利用する

ことにより、通行の安全確保に努めております。交通安全確保の面から、今後もこれらの方針によって改良したいというふう

に考えております。現に平山七号線、平山住宅供給公社の西側でござりますが、水路の上にふたをかけ、歩道として安全の確保を期しております。

なお、水路の暗渠については、道路として利用することは、水路の管理上、また国からの指導により、暗渠にすることは困難ということになっております。

次に幹線市道の全面改修についてでございますが、一番については、生活環境部長の方からお答えがあると思います。

二番目といたしまして、市道でも、国道、都道のように必要な個所は全面改修する考えはあるか、ということでございますが

市道の舗装は国道、都道と異なり、地域の生活道路的な意味が強いため、現在は簡易舗装を実施しております。最近の通行系統を観察してみますと、主要幹線道路の交通渋滞等により、裏道の一般市道に流入してくる車両が増加し、同時に車両の大型化等の変化も見られます。したがつて老朽化が早く、老朽化している舗装道路については御指摘のような現象が発生しているかとも思われます。そこで、それらに対処するため、舗装断面等を調査して、今後検討していきたいと思っております。三番も以上のお答えで御承りいただきたいと思います。

次に四番目の多摩平幹線三号をどう考えるか。どう考えるかという質問でちょっと困るわけですけれども、当然御指摘もありましたとおり、市道としては歩道もあり、街路樹もある道幅

十六メートルという、市道としてはりっぱな市道と私は思っておりません。

次に私道の舗装についてでございますが、一番といたしましたて、新しい要綱での私道の舗装なし改良工事の実施状況はどうか。昨年十月一日以降、要綱改正以降の申請の件数でございますが、四件ございます。

次に実質的な通学路である私道の舗装についての考え方でございますが、これにつきましては、私道の整備要綱の適用を遵守する以外にございませんが、この実質的な私道の舗装につきましては、現在までのところございません。

三番目の請願五三一四九号の私道についての今後の考え方でございますが、これにつきましては、現在、都市整備産業建設委員会の付託になつてございます。この結論を待つて対処したいと思っております。

次に道路の側溝のふたかけでございますが、一番といたしまして、市全体の側溝のふたかけの方針は、ということでございますが、側溝は路面排水処理の目的と清掃の面から、原則としてふたかけは好ましくありません。ただし次の場合はやむを得ずふたかけを実施しております。一番といたしまして、道路の幅員が狭く、交通量が多くて危険と判断される場合。二番目といたしまして、準歩道の設置がしてある場合。三番目、通学路の指定区間で、特に危険性があると判断した場合。四、雑排水

処理を兼ねておる場合。五番目、地先の住宅等の通常の出入口。以上のような理由の場合には、側溝にふたをかけております。

二番目は以上で御理解いただきたいと思います。

三番目の視力障害者のよく利用する道路へのふたかけについてでございますが、これにつきましては担当部課と協議の上、検討いたしたいと思います。

次に国鉄管理地内の道路の舗装についてでございますが、一番目の、国鉄から市に移管がなされることになつていて登記がなされていない道路、あるいは土地はどの程度あるのか、ということでございますが、この道路につきましては、公図上から言いますと、道幅が二メートル程度から一メートルの幅まで、長さにして百三十メートルございます。

二番目といたしまして、その中で工事ないしは舗装の必要がありながら移管を待っているものもあるのか。現在、この道路につきましては、以上の移管がなされていない関係から、とりあえず砂利敷きをいたしまして、歩行者の便を図るよう努めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野清君） ただいまの四番目の四項目といいますか、質問の第一番目、いわゆる振動測定の件でございますが、日野市は全域が東京都知事の振動測定指定地域になつておりますので、御要請があれば機械を持って出向いて測

定はいたします。以上でございます。

○議長（秦正一君） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 八坂神社境内の大木の関連につきまして御説明申し上げます。まず、公共用地との間に、大木が歩道をふさいでいるようになつてゐるわけですが、これは所管部課と協議いたしまして、早速御要望に沿うような形にしてまいりたい、かように考えます。

それから、一番先に申し上げた伐採の関係で、もしそういう形でできないとするならば、代替的な場合の木を保護するような形で、ぶつかってもけがをしないような形の方法を検討いたしまして、これもそのように処理してまいりたい、かように考えています。

それから、一一番先に申し上げた伐採の関係で、もしそういう形でできぬとするならば、代替的な場合の木を保護するような形で、ぶつかってもけがをしないような形の方法を検討いたしまして、これもそのように処理してまいりたい、かように考えています。

質問したのが誤解されて非常に残念です。

くどくどと一々質問するつもりはありませんけれども、市長にあとは質問し、答えていただくのが適當じゃないかと思います。まず、豊田十三号線の復元についてでありますけれども、豊田十三号線というのを具体的に挙げましたけれども、全般の問題として指摘しているつもりです。

繰り返すことになると思いますけれども、…………

まず、私の質問が非常に至らなかつたために、質問の要旨ま

で間違えられてしまつて、この質問を聞いてる皆様方には大変申しわけなく思ひます。全般は相当数がありますので、一々取り上げることは省きますけれども、その間違いの一つだけですけれども、幹線市道の全面改修についての中で、具体例を挙げている多摩平幹線三号をどう考えるか、という質問に対しても、私が幾らまずい質問でも、ちょっと誤解もなはだしいと思うんですけれども、多摩平幹線三号は私もしょっちゅう通つていますから、どんな道路かというのは知っていますけれども、ここで、どう考えるか、と言つたのは、全面改修をしてくれといふことが一番の望みであるわけですねけれども、それができない、それが五年先ぐらいになるだろうとか、十年先ぐらいになるだろうとか、そんなふうに考へておるというような、そういう答弁をお願いするために質問したのであります。賢明なる議員諸君はもう特に御存じだと思いますけれども、そういうつもりで

あります。

具体的には、市の方から裁判をするというようなケースは余りないようですねけれども、先ほど申し上げましたように、道路の舗装や改修工事を強行する、それに対して相手がまともだったら異議申し立てをしてくることが考えられるわけですねけれども、その異議申し立てを受けて立つて、そこで裁判をするといふことは可能であり、これは東京都の境界画定課でも進めているというわけではないけれども、そういうことも考えられるのではないかと言つてのことですから、十分考へておられたいた

というふうなケースもたくさんありますけれど、それを強権づくりでやるということは、私はやっぱり自治のたてまえ上、なるべく避けたいと思います。どうしてもいろんな方法でお願いをするということではなくしていくことが、取り得る態度だと思つております。

しかし、この場合はどういうふくなっているか私も余り正確にはわかりませんので、一遍お答えをしましたとおり、解きほぐしてみたい、このように考えておるわけであります。

○議長（秦 正一君） 一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬 隆君） サラに解きほぐすということは結構ですけれど、もうすでに三年、四年もたってだめなわけです。私が考えるに、そういう態度でしたら、永久に豊田十三号線の復元はないと思います。そういうことを前提に、今後検討していくいただきたいことを申し上げるだけにしておきます。

次に私道の舗装についてありますけれども、請願第五三

一四九は委員会で審査されていることはよく知っています。その結論を待つてという部長の答弁ですけれども、私がここで強いて取り上げたのは、私ども社会党から都産の委員として出ています大越議員から状況を聞いた上でもって、この問題を提起しているのであります。

ここでの請願の審査の中で市当局が言つていることは、この私

○議長（秦 正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほど部長がお答えしておりましたとおり、請願となりますとやっぱりこれは議会が関与されることになりますから、その結論を待つというのも一つの方法だと思いますし、またその結論に拘束されるものでもないということも、これまたわれわれの一つの立場でもあります。そういう期待があるならば、むしろ請願をなさらない方が

ども、なればいいです。

仕事が早いんじゃないかということもあるいは言えるかもしません。よく知りませんので、部長の答えを前提といたしまして、現地等も見せていただこうと思います。

それからもう一つ、先ほどちょっと言い落としましたが、私は、特に一ノ瀬さんの発言として少しどうかなあとと思うことは、道の邪魔になるから木を切れとおっしゃっております。私は、確かに盲人の方に御不便をかけたり、あるいは痛い目を遭わせることがあつてはなりませんが、何か保護の方法があろうかと思つております。むしろ今日の考え方といたしましては、大樹のためには道路まで曲げるというぐらいのこともあるわけありますから、なるべく木は切らないようにしていきたい、このように考えております。

○議長（秦 正一君） 一ノ瀬 隆君。

○二十三番（一ノ瀬 隆君） これで終わりたいと思つたんですけども、要望におこたえして、もう少し質問させていただきます。

私は、逆に市長からそういうふうに私が非難されるということは全く意外でした。確かに緑を守るということはよくわかっているつもりです。緑を守つても、たとえ視力障害者といえども一人の市民であります。市として一般市民よりもっとともども擁護していかなければならぬ人だと思います。その人がけがをする、あるいは頭を打つて亡くなるような不幸があつたらどう

うなのでしょうか。

私はあの場所に何度も行っています。昼間に行つただけでは十分現状が把握できないと思いました、夜も、暗くなつてからも行つています。そして、私が伐れと言つているのは、いっぱいまはみ出しているけれども、すべて切れとは言つていないのです。一本だけ比較的細い、先ほども申し上げました四十センチないし五十センチの直径だと思つますけれども、それが一番出でているので、それを切るのが一番いいんじゃない。緑を守るということですけれども、よく見ましたら、私の頭と同じように余り緑のないケヤキです。（笑声）そういうことも考えた上で切るべきだ、切るのがいい、御神木だから切らないということは行き過ぎではないかと考えたのであります。

しかし、どうしても切れなければということで、いろいろなことを考えたのではありませんか。点字ブロックを埋めなさい、あるいは覆いをつけなさいと、ここを通る視力障害者と何度もこのことで相談しているんです。どうしても切らなければいけないというんだつたらそんなことは考えないし、発言にも入れなかつたと思います。

市長がそう言われるには非常に残念です。いまの私の発言で市長が何か加えることがあつたらお願いします。（「安全にいたします」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、簡単に結びを申し上げて終わりとしたいと思ひ

道は新しくできた要綱に当てはならないから、一〇〇%市費でもっての舗装はできないということを言つてゐるわけです。それをもとに審査されているわけですから、私は市当局のその結論に対し、もっと前進させなさい、市に対して異議を申し立てるという意味でこれを言つてゐる 것입니다。

先ほども言いましたように、要綱の最後には、市長の判断で公益上必要ならばそれができる、ということがつけ加えられているわけです。たとえ一・八メートルの道幅がなくたつていじやありませんか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）一小に通う児童が多摩川自治会の方から大せい通学路として使用していることは間違いないんです。中の生徒が使つてることも間違いないんです。これは教育委員会が認めていることです。そういうことでぜひ舗装してくれと言つてゐるのであります。これについて市長のお答えがあつたらお願ひしたいと思いますけれども、なればいいです。

ます。

境界査定を地主が拒否すればもうしようがない、国鉄が広がつて赤道がなくなつたと大せいの人が言つたからだめだろう、都道だから市は関係ない、そんな市道の改修はできない、他にやることはいっぱいある、請願者だから努力するのがあたりまえ、要綱から外れているからできないのは当然、その側溝にふたをかければ全部をかけることになる、特別な理由は認められない、国鉄から移管されないからそれはできない、八坂神社の大木、それは区画整理課だ、安全対策課は関係ない、こんなことばかりでなく、道路を整備して住みよい日野市をつくるために、もっと力をお願ひします。終わります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） ただいま、本間久君の方から議事進行ということで提案があつたわけですけれど、議長といったましては、本日の日程はこれで終わって、議運の日程に沿つて明日この続きをやる、さらに終わった時点で全協もし、事後の方向に進めていきたい、このように考へておるわけです。その点あしからずお願ひしたいと思います。本間久君。

○十一番（本間久君） そうしますと、明日のことを言いますと、一般質問を全部とにかく終わらせるということであるいは全協その他、仮にそこでどういうことになるかわかりませんけれども、動議があつた場合についても、それを含めまして明日じゅう、十二時までにすべて終わらせるというようなことを考へておるんですか。

○議長（秦正一君） 一応、議会運営委員会が決めましたその日程に沿つて進めていきたい、このように思います。いずれにしても、そのような事態が起きればその都度議運にも相談し、それで進めていきたい、このように思います。

もう一つ、わが党の方で考へておりますのは、過日行われま

した高橋議員の一般質問の問題でありまして、緊急動議を出す場合もあり得るということから考へますと、当然時間が長くなるような可能性もありますので、できればできる限り追い込んでおいていただきたい、このように思います。（「終わり」と呼ぶ者あり）

いたします。

午後四時五十八分散会

六月二十日

水曜日

(第五日)

昭和五十四年
第二回定例会
日野市議会会議録

第十三号

日野市議会議録

六月二十日 水曜日 (第五日)

(第五日)

欠席議員

(なし)

板 橘 鈴 本 名 谷 藤 田 大 中 川 飯 秦 市 黑
吉

正祐美 史長理鯛基 正芳重
奈一 保昭博茂一郎憲
男子子久郎一郎一

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番

三 正 佐 高 杉 米 竹 一 大 島 市 林 滝 石 奥
冬 ノノ

浦国木橋山沢上瀬越村川瀬坂住

重昭通寅照武 久孝資重敏勝芳
三

春務雄夫郎男俊隆雄志信義朗雄雄

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

企画財政部長	収入役	助役	市長
総務部長	入役	役	長
市民部長			
生活環境部長			
建設部長			
森久保	森生	田加前	野成井
喜美男	喜美男	喜美男	喜美男
三	高	恒	正
次	清	一郎	夫
君	君	君	君

書 次 局 次 長 松 村 清 栄 夫 彦 伸 倉 木 鈴 嵐 五十 紀 長 次 朝 木 伸 岩 記 五

速記委託先 住 所 東京都立川市曙町一一〇一三
立川速記者養成所 所長 関根雪峰
齊藤寛見君
清 水 聰一郎 君
速記者
議 事 日 程

書　書　書　書　　福　祉　部　長　　都　市　整　備　部　長

記　記　記　記　　水　道　部　長　　福　祉　部　長

事　務　局　農　業　委　員　教　育　長　　水　道　部　長

農　業　委　員　事　務　局　病　院　事　務　長　　福　祉　部　長

事　務　局　農　業　委　員　教　育　長　　都　市　整　備　部　長

安 谷 平 荒	佐 渡 倉 加 中 赤 伊
原 野 川 井	木 边 又 藤 村 松 藤
清 省 雅 一	定 秀 一 亮 行 正
美 三 弘 雄	博 重 作 男 助 雄 吉
君 君 君 君	君 君 君 君 君 君

昭和五十四年六月二十日（水）
午前十時開議

本日の会議に付した事件 日程第一

午前十時七分開議

○議長（秦正一君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、二十五名であります。

日程第一、一般質問を行います。（「議長」と呼ぶ者あり）
高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　昨日の一般質問のうち、日本社会党一ノ瀬議員の発言の中に関係地主に対してきわめて失礼な発言があったので、その点削除をよろしく願います。（「休憩だ」「何言つてんのだかわかんないぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君）　　高橋通夫君、よく意味が聞き取れないんですけど、どういうことですか。削除ですか。

○二十七番（高橋通夫君）　一部です。関係地主に対し大変失礼な言葉があつたので…。

○議長（秦正一君）　　申し上げます。どういう点が失礼なのか、で、関係地主をだれを指して言つてはいるのか、どなたをその関係地主と言つてはいるのか、名前が出てないんです。

○二十七番（高橋通夫君）　名前は出てないけれど、非常な…。

○議長（秦正一君）　　どういうふうな点について失礼な発言をしているのかどうか。

○二十七番（高橋通夫君）　狂人扱いにするというような言葉があつたんです。（「狂人とは聞き捨てならない」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君）　　高橋通夫君、緊急性があるかどうかわかりませんけれど、休憩時間にもう一度よく議長の方へも話の内容を聞かせてください。

一般質問を進めます。（「議長」と呼ぶ者あり）島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　二十一番、島村です。いま私どもの日本社会党の一ノ瀬議員の名前を挙げて、失礼な点があつたという指摘があつたわけですから、いまお取り計らいがあつたように、休憩時間に具体的なということで結構ですけれども、事の黑白をつけていただきたい。申し上げておきます。

○議長（秦正一君）　　一般質問に入ります。

十二の一、東部地域公共施設計画の推進と市役所連絡窓口の設置についての通告質問者、本間久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間久君）　　それでは、通告質問でございます東部地域公共施設計画の推進と市役所連絡窓口の設置についての質問を行いたいと思います。

社会党の本間です。昭和五十二年の確か十二月議会において、東部地域への公共施設建設のため一般質問をいたしましたところ、この質問に対しまして、市長は、整備計画を実施するために質問に答えて検討約束をしたわけでございます。翌年、早速五十三年の三月には当初予算に三百万円の調査費を組みまして企画財政部、あるいは長谷川都市建築研究室と連携を取りなが

らの検討が重ねられて、今年の三月に日野市東部地域公共施設計画ができ上がりまして、過日の五月の二十五日の全員協議会で発表され、計画書が配付をされたわけでござります。

この計画書を見ますと、「初めに」と題する序文の文中にもありますように、さきの南部計画と異なる点を次のように言つてあります。「下水道処理場、都市計画街路、区画整理など、大きな基盤整備が行われるために、今日の状態でいまだ候補地を掲げることができない」このように言つておるわけでござります。ということは、東部計画は万願寺土地区画整理、あるいは下水処理場、都市計画街路一・三・一、または二・二・十一建設などがはつきりその結論が出ないと実行されにくいということになつてしまいまして、果たしてそれで住民感情をしてですね、納得することができるかというような問題が一つあるわけでござります。

区画整理はいま説明の段階で、いまから説明会を終えてその後もうもろの段階を経る中でも、少なくとも十年間ぐらいはかかるんではなかろうかというふうに推測され、一・三・一などの都市計画街路の買収はどのように行っていくのか、あるいは下水処理場として二十年事業であることからしても、こうしたことから言えば、ややもすると現在公共施設を建設してほしいと願つている住民の方々、特に五十歳を超えるような年齢の方が、市の公共施設計画のという中で、特に、その計画書にも

ついては策が全くないんではなかろうかというふうに思います。
こうしたような状況の中で、市政に対する不満が東部地区ではつる一方ではないかと私は思います。事実そのような声をすみずみから聞くわけでござります。もちろん以前とは違つて排水や、あるいは道路の整備は、若干ずつでもありますけれども進んではきておりますけれども、これとて上流住民、あるいは上流地域の被害対策でありまして、東部が上流あるいは高台に対しての加害者となつたことは私は一度もないというふうに思つてゐます。区画整理が進まなくとも、あるいは区画整理を想定して、今まで電建下田住宅などが建てられましたように、区画整理を想定して、あるいはこれを百歩譲つたとしても、区画整理の計画決定と同時に、あるいはそれ以前に公共施設を建設するのは私は可能ではなかろうかというふうに思ひます。

全市的に不公平と言つながら不公平行政を進めているようでは革新政党とは言えず、また市民の要求にこたえていけないんではなかろうかという心配が出てきます。住民パワーに押されれば、あるいは当初の意思を変えてまで集団の要求にこたえていくようなと思われるような形での市政を東部地区の住民は感じております。そのようなことであつては果たしてこれから行われる下水道事業なり、あるいは区画整理事業にも支障を来たしてくるんではなかろうかと、あるいは不満がつる一方では

見られますように体育施設や、あるいは集会施設や図書館などは利用できないような形になる心配が多々あるんではなかろうかといふうに思うわけであります。

こうした中で、特にいま東部地区の現状を見ますと、私たち

が、住民が要求をすると、こういうふうにもよく言われてしまします。たとえば過日、第四幼稚園の空き教室には四歳児を入れてほしいという要求に対し、市側は、全市的に見て不公平であり、市は五歳児のみに責任を持つとか、あるいは幼稚サークル的なものでなければ、というような答弁が返つてくるだけです。いわゆる、いま不公平だからそれは実施できないんだと。

ところが、全市的に見て不公平な施策というのはさまざまにあります。いわゆる、いま不公平だからそれは実施できないんだとつづくに請願が採択されておりますように、児童館や、あるいは学童クラブの建設の請願につきましても残念ながらいま実行はされてなく、どこか四小近くの土地で実施できないものかとか、そういう答弁が返つてくるだけであります。あるいは前市長の古谷 栄氏の所有であります万願寺の中にも約三百坪の買収地に対する図書館、あるいは集会施設の要望に対しても現在残念なところ、積極的な政策が見られない、あるいは市役所が遠くなつた関係もありまして、連絡バスの——市内循環バスの運行についても重大な関心を持ってその要求にこたえるべく努力を待つわけですが、残念ながら当面この問題に

なかろうかというふうに思います。

こういうような現状を見るときに、いま市政が住民要求をコントロールできないような状態であつてはならないと、また、不平等をますます助長するような状況ではまさに市民が言う税の不公平利用の問題としてさらに大きくなつていくんではなかろうかと思います。いま東部の住民は、市政に対して決して現状ではそういう評価をしていないのが現状ではなかろうかと思います。団地優先や、あるいは多摩平地区の優先というふうに見られても私はやむを得ないのが現状ではなかろうかと思います。これは決してその住民が悪いわけでもなく、あるいは決して住民パワーのみがそれをそうしているというわけでもないと思います。やはりそこで、市政がしっかりと住民運動の一当然住民運動そのものはエゴイズムから出発であつても当然かと思ひますが、それを先ほど言いますように、市政がこれをどうコントロールしていくかと、その役目が行政の責務ではなかろうかと、また義務ではなかろうかというふうに思います。

こうしたことを持めまして、私は、いま住民が非常に願つております市役所の連絡の窓口、どこの集会なり、あるいはどういう方と話をしてもですね、やはり市役所が遠くなつてしまつたと、バスがいくらたつても通りやしないじゃないと、道路だつてよくなりやしないと。万願寺の区画整理だつてそう簡単には、あるいは短時間ではできるはずがないんだと。そうして

おけば当然自転車でも、あるいはお年寄りがですね。あるいは「行きはよいよい帰りはつらい」といいますけれども、行くと歩いて、あるいは長時間かけてバスを乗り継ぎしながら高台にまで上がっていくことは非常に大変なわけです。よく、便さを感じるんではなかろうかというふうに思います。そういうことから考えれば、ぜひこの東部地区に少なくともそうした交通機関が十分企画され、そして実行に移される間でも結構ですから、やはりここで東部地域の住民に對して一番根強い市役所の連絡窓口、あるいは支所を配置をしてほしいと、このことを私は強く訴えるものであります。そういうことの中から、特に現在それを含めまして、先ほど申しましたように、市有地の入り口のそばに郵便局がありましたが、ここにぜひこれから何か旧福祉事務所ですか、あの入り口に、第一中学校館などが、あるいは勤労者——中小企業の勤労者が集まるような集会所ができるという話も聞きますけれども、そこだけではなく、やはり東部の中に、一つぜひ市有地もあることですし、そこに図書館など、あるいはそのお年寄りや婦人会や、あるいはその他の方々が利用できる施設を、ホールをぜひ建設してほしいというふうなことをひとつお願ひをしたいと思います。

そしてまた、先ほど言いましたように、これまでにも請願が通るわけでございますが、いま万願寺の区画整理をやろうとしております。これも確かにそう短時日ではできるものではございませんが、区画整理をやることが前提になつておるものを、現在そこと別の所へ公園をつくるということになりますと二重の投資になります。また、その他の施設につきましても、一応区画整理が終わりまして、人口がある程度張りついた段階でどの程度の学校が必要か、あるいは保育園が必要かといふような計画を立てたわけでございます。それらのものを考慮いたしまして順次やつていかなーと二重の投資になる、あるいはむだな部分が出てくるのではないかと考えられます。また、下水道の施設をあそこへつくるわけでございまして、その下水道の関連の施設として、いわゆる財政負担の問題がございますので、これを煮詰めない前に日野市が単独でどんどん施設をつくつていくということをやつた場合に、財政的なメリットを考えますと、少しそこを煮詰めた段階で手をつけたいと、このような考えを持つておるわけでございます。つまり東部地域は下水道の関連を一つの契機としまして、日野市としまして今後大いに力を入れていかないといけない。これは市の方針でございますがそのためにはしばらくそれらの煮詰めを待つていただいて、そこからスタートといいますか、ダッシュしていきたいとわれわ

つておりますように、児童館や学童クラブをやはり設置をしていくということがきわめていま重要なことかと思います。やはり東部の住民というのは、どちらかといいますと余り文句を言わない、文句を言つてもそれが直接、文句を言うんだけれども直接集団化して市政へ押しかけたりなんかすることはないわけです。そうした中からも非常に不満を持つていて、それこそ私は、そういう声にこそ市政があるいは行政がこたえていくと、このことが重要ではなかろうかと思います。

こういう意味を含めまして、市長の方からの御答弁を願いたいと思います。

(○議長（秦正一君）　本間久君の質問について答弁を
求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　お答えいたします。
おっしゃるとおり、日野市内に地域的な面で差があることは
私どもも承知しております。なるべく早くこの差を解消しな
いと思いまして、特に東部地域につきましては、下水道処理場
の関連もございまして、今まで御説明しましたような計画
をつくり、今後、その計画の実現に向かって努力していきたい
と考えておるわけでございます。

ただいまの御質問は、それまで待てないといいますか、い
つまでたつたらそれができるかわからないではないかと、こ
のような御趣旨でございます。私どもその点は十分感じてい

されは考へてゐるわけでござります。
その点御理解いただきまして、しばらく待つていただきたい
というのが私どもの気持ちでござります。そうした上で、先ほど
申しましたような計画を逐次実現していきたいと、このよう
に考へておるわけでござります。

○議長（秦正一君）　本間久君　いま前川へ

らの答弁ですと、結論を言いますと、あとしばらく待つてほしいということでございまして、いままでもずっとしばらく待ち続けてきたわけでございますけれども、それについても、待てば何とかのというような浪花節じゃございませんけれども。なかなかやはりこうした問題については、確かにいま言われますように、二重投資にならないように考えなきゃいけない。あるいは区画整理の市街化予想図からはずれるようなことがあってはならないとか、あるいは下水道関連の、下水道事業の関連の施設も考えてるとか、いろいろあるようですがございますけれども、少なくとも私はこういう一確かに万願寺区画整理がされると、その中に公園が十カ所とか、あるいは小学校が一校、中学校が一校とか、そういうような一そのほかにまた、あの計画書を見ますと、さまざまな想定される。人口急増に対して想定される問題もござりますけれども、施策が講じられるようになりますけれども、いま現在でもできることはあるんでは

なかろうかと思うわけですね、いま現在でも、確かに万願寺の土地の区画整理は、高速道路をはさんで南側の方が区画整理をされて、北側の方、万願寺の方は別に区画整理はされないわけですから、そのようなことを想定しますと、それらを含めて東町から、あるいは石田、新井の方まで含めますと大体その中間あたりに、先ほど言いましたように、市有地もありますから、そこに何か一つ建設することぐらいは十分可能じゃなかろうかというふうに思うわけですが、そういう点についてのお答えを願いたいと思うし、これから計画書をいますぐ実行しろと言つても万願寺土地区画整理はあすから始まるわけじゃございませんから、その点については住民も十分理解をすると思いますけれども、そういうようなものを実行する、あるいは下水道事業を実行するというような——いま説明会あるいはこれから土地買収というふうなむずかしい段階を経ていくわけですから、そういうためにも、やはりここでもつてひとつ東部地区的住民に対しまして何かひとつ、いつも待てとか、あるいは全市的に不公平だというふうなことでなくて、何かそこに建設をする、あるいは市民の要求にこたえていくことが必要ではなかろうかと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。
○企画財政部長（前川恒雄君） お答え申し上げます。
ただいまの御質問でございますが、いま万願寺の土地と本間

うことも考えて、ぜひその要望についてもこたえるべき努力をしていただきたいんですが、その検討はいかがでしようか。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野の従来の発祥の地とも言える東部地帯、この方面が今日の日野市の全体の状況の中から立ちおくれたと。これは、特に高台ないしは着手しやすい方面から開発を行つたもう歴然とした事実になつておるわけであります。その結果が東部に予期しない浸水や、あるいは汚水等の被害をもたらし、また東部地域にごみ処理場等の付帯施設といふものをお願いはしてある。したがつて、いろいろ住民感情といふ立場で御意見も生まれてくるのは当然だと感じております。そして、御承知のとおり日野と七生のこのバランスの関係、あるいは東に対しますこれから対策、こういったことを時間をかけながらではありますけれど、計画として進めてまいつております。

南部につきましては、一応公共施設を幾つかつくることによりまして、今日の人口急増にも何とか住民感情としても理解をされる努力をしたと思っておりますが、東部につきましては、これまでいろいろな機会に申し上げておりますとおり、近代日野市の表玄関にふさわしい町づくりを進めますということを言っておるわけであります。そしてまた、区画整理等によりまして、そういうことが逐次手続としても進められておるわけで

議員がおっしゃいますのは、実はまだ正式に市の土地にはなつておりますんで、開発公社が取得した土地でござります。おっしゃるとおり公共的な施設を何かということで一応考えていいわけでございますが、まず市で公社から買い取りまして、いまおっしゃいますような何らかの住民のための施設に使ったいと考えております。

いますぐこれをこうするというお答えができるのは残念でございますが、御趣旨は十分に体しまして、できるだけ早急に市土地として溶け込み、その上でまた地域の皆さんとも御相談して用途を決めていき、使っていただきたいと考えているわけでござります。以上でござります。

○議長（秦正一君） 本間久君。

○十二番（本間久君） 大分具体的になつてしまいまして、それをぜひひとつ実行に移せるように努力をきょうの段階ではお願ひしたいと思います。

それで、市長に聞くわけでございますけれども、先ほど言いましたように、東部地域にぜひ市役所の連絡窓口といいましょうか、そうしたものを設置してほしいということを、要望が強いものですからその検討をぜひひとつやつていただきたい。確かに動く窓口ということではありますけれども、時間帯がございまして、いつどこにある場所もございまして、あるいはいつどこでもそこへ行けるというわけじゃございませんので、そういう

あります。ただ、いまおっしゃるように、その間にも市民感情ということで、できる将来の期待は、これはかいがあるとします。現状がなかなか理解しにくく、特に市役所が高台に移つたために不便だということも、特に感情としては出ることもまた理解をいたします。

そこで、全市的に考えますならば、日野市はつまり発展途上の、もう至るところに問題を持つておるわけでありますが、大きな視野といたしまして、東部にいま、今後の重要施策がむしろ集中するというぐらいになつておりますが、それまでの一部東部といつても広いわけですから、それまでの市民に対するまた対応もいたさぬなりません。一応将来確保すべき土地を公社に入手させておいたりしてはおりますが、まあ具体的に申しますならば、すぐできることは、たとえば地区センターの改築でありますとか、あるいは四小地域の学童クラブの何か発足でありますとか、こういうことは可能性があるわけでありますので、そういうことからも手をつけたい、こう思つております。

それから、言われますところの市役所の窓口的なものをといふことなんですが、地区センター等の考え方もこれから検討してみまして、とにかく利便にも役立ち、かつ市民にも感情としてよく東部にも目を注いでおると、このような理解を得られるよう努めたいと考えております。なるべく早目にそれを

実施したいと思つております。

○議長（秦 正一君） 本間 久君。

○十二番（本間 久君） だいぶ具体的な答弁、あるいは希望的答弁がございましたので、この問題については、いま市長が述べられましたように、ぜひひとつ積極的に御検討をいただき、実施できるところから実施をしていくつほしいし、それが必ずや万願寺の土地区画整理、あるいは下水道事業と並行していくということではなくて、それに先駆けて行つていくよう近日中にひとつ御検討をいただき、早いうちに実施できるようにお願いをしながら、この東部地域の問題につきましては質問第一点目につきましては終わりたいと思います。

○議長（秦 正一君） これをもつて十二の一、東部地域公共施設計画の推進と市役所連絡窓口の設置に関する質問を終わります。

十二の二、日野一中のグラウンド拡張と四中の校地拡張についての通告質問者、本間 久君の質問を許します。

○十二番（本間 久君） それでは、続きまして、日野一中のグラウンド拡張と四中の校地の拡張についての質問を行いたいと思います。

御承知のとおり、現在市内の中学校は六校でございますけれども、このうちグラウンド及び校地が拡張可能な中学校は大体二校であるというふうに言われております。その一校が一中で

もあり、もう一校が四中ではなかろうかと思ひます。特に、中の場合は農林水産省の跡地を取得するし、四中の場合は校舎北側の幼稚教育研究所予定地であった市有地の一部を利用できることで、その校地の拡張あるいはグラウンドの拡張が可能ではなかろうかと思うわけであります。いま市内六中学校の校庭面積を見てみると、一中が一万二千二百三十八平米、約三千七百坪、二中が一万三千二百九平米、約四千坪、そして三中が一万二千二百五十平米で、約三千七百十二坪、四中が八千五百四十一平米で、二千六百五十坪、そして七生中が一万一千八十五平米で、約三千三百六十坪、三沢中学校が九千六百六平米で、約二千九百十坪というふうな現状であります。まず二中が一番広い校庭面積を持ち、次に三中、一中、七生中、三沢中、四中というふうな順ではなかろうかと思ひます。よくわれわれは生徒一人当たりの面積を標準にしがちでありますけれども、これは、私は一つの過ちではなかろうかと思ひます。

グラウンドは、体育あるいは競技にとってその機能を果たすかどうかということでありまして、決して生徒一人当たりの面積を基準にしてはならないということであります。年々体育が向上して、中学、高校、大学と進学する中で、陸上競技や野球や、あるいはサッカーなどの名選手も出てくるような状況もあり、特に中学の中には、いまサッカーではかなりの有名校もあるし、あるいは陸上競技にしても、かなり都内あるいは三多摩

の中でも活躍をしている学校もあるように思ひます。いわゆるスポーツというような問題と、一般的な運動とは違うところでありますけれども、スポーツをやはり盛んにしていくということも重要であります。それはやはり小学校や中学校の時代から養われる問題ではなかろうかと思ひます。そして、いま一中はそういうようなことから見ますと、約生徒千百二十名おりますけれども、一人当たりの面積は十・九三平米ということでござります。二中が十二・〇〇平米と、生徒数が千百一名。三中が十二・二九平米、生徒数が九百九十七名。四中は八・二二平米、千六十四名。七生中が十一・五二平米、九百六十二名。三沢中が十六・八五平米、五百七十名と、こういうことから言つてしまえば、校庭の面積の順位でいけばいろいろ違つてくるかと思ひますけれども、やはりこういった単純比較の場合を見ましても、四中の八・二二平米というものが少ないし、一中の十九・三平米というものが一人当たりの面積でも他校からかなり下回つてゐるんではなかろうかと思ひます。また同時に、先ほど申しましたように、拡張の可能な所はこの二校であるということがあります。こういうような観点から見ても、二校についてはぜひ拡張を余儀なくされるところだと私は思ひます。

そこで次のことをお尋ねしますけれども、まず、一中のグラ

ウンドの拡張の件でございますけれども、いま市内中学校を合せて百メートルの直線コースが、ホームストレッチあるいは

次に第四中学校の校地の拡張の問題でありますけれども、大体約四年前だったと思いますけれども、四中の校地としまして

北側約千五百坪の拡張を願います陳情がPTAから出され、私もたびたび教育委員会や市長とも話し合つたこともございました。昨年は任期切れの寸前の議会でもって、この陳情の採択が行われたというふうに記憶しております。この陳情が出された時は、幼稚教育研究所の用地としまして六四ブロックの四千坪の用地を都に買収させ、旭が丘あるいは多摩平周辺の児童が通園できるようになり、いわば市民の子供たちを都の施設で救済しようとする一石二鳥の考え方を持っていたころであります。その後、昭和五十年だったと思ひますけれども、この幼稚教育研究所の設立に疑問を持つたのが社会党でございました。当時、私ども山田委員長を介しまして、六小のPTAの会長をしておったわけでございますけれども、そのころ、この土地の利用の問題についていろいろと話し合つた経過がございました。当時、やはり市長を介しまして、六四ブロックの土地しかないと。そこで議会の決議はあってもいまだ進まないその幼稚研究所の土地利用の問題につきまして、東京都もかなり腰が重いというふうな状況から察すれば、これを切りかえてやはり市民要求にこたえていくようにすべきではなかろうかというような結論を得たわけでございます。そうした中でもって当時私も、いろいろと請願が児童館、あるいは学童クラブの建設の請願が出てきた際、ちょうど秦議長が厚生委員長だったとす。教育長。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。

いま本間議員のいろいろ指摘されたこと、特に、各中学ともに全部的にいえばかなりそう恵まれていない環境ではないと思ひますけれども、しかし、より高いものを望むつていうのはやはり教育の一つの場でございますので、そういうことなどから考えて、そうなつてくれればいいなどという気持ちはやはり持っております。

それで、一中の場合でござりますけれども、これはさつきいろいろ数字を挙げて御指摘になられたように、一応広さとしては、特に全市的に見ましても、あるいは文部省の基準などから

館建設の問題と、こういう問題も合わせて、ぜひ六四ブロックの土地を早急に市民要求にこたえる努力をしていただきたいとこのような考えがあるわけでござりますけれども、ぜひその辺の問題について、教育委員会並びに市長サイドでもって、この辺の土地の利用、そして四中の校地拡張という問題につきましてのお答えを、考え方をお聞きをしたいと思いますけれども、まずそれについて市長あるいは教育長どちらでもよろしくどうぞざいますけれども、あるいは企画財政部長でもよろしくどうぞざいますけれども、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。教育長。

○議長（秦正一君） 教育長
○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。

レガ本間議員のいろいろお指摘されたこと、特に各中学ともに全般的にいえばかりなりそう恵まれていない環境ではないと思ひますけれども、しかし、より高いものを望むつていうのはや

それで、一中の場合でござりますけれども、これはさつきいろいろ数字を挙げて御指摘になられたように、一応広さとしては、特に全市的に見ましても、あるいは文部省の基準などから

きやならぬというふうには私たち必ずしも考えておりませんけれども、さつき御指摘のありましたように、桑園跡地などがいろいろ利用されていくようなときには、いま本間議員の言われたような一つの意見というようなものも十分考えていただくよな形で検討していくてもらいたいと思いますし、私たちも検討させていただきたい、こういうふうに思つております。

必ずしも日野市の中学校の中では一番校庭の面積、あるいは校地の面積というものは狭いことは事実でござりますけれども、たゞ幸いにしてあそこは非常に土地の形、特にグラウンドの形が非常にいいものでござりますので、その使用上の効率という面

からいうと、幾分その狭さをカバーしているというふうに考えておりますし、いまの段階で特にこれはひどいなというふうには必ずしも感じておりませんけれども、ここも近々に七生中学と、それから四中というようなものをあわせての新しい学校をつくっていただくというような予定を考えておりますので、そういうことになつていけば、いま言つたように、基準的に考えた面積つていうようなものについてはかなり近づいていけると、いうふうに考えております。

そういうことでありますけれども、幸いにして後ろの方のつていいますか、北側の方に市の所有地がございますので、それが全体的な利用計画というようなものが決められていく過程においては、もともと四中というものが必ずしも校地に恵まれてゐるわけじゃないものですから、そのあたりのことを十分配慮していただくように教育委員会としても検討させていただきました。このことについてお尋ねです。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一中と四中ということを指摘をされて、そのグラウンドの拡張が可能であるから住民要求に沿うようにと、こういうことなんですが、すべて住民の方々、あるいは行政としてどう考えるかということで判断をするわけありますので、御意見は御意見としてよく理解するわけなんです。小学校一二小の小学校の校地の拡張なんということも

なるべく早いときに一応の用途計画を立てまして、議会にもお諮りをしたり、市民の御意見も聞いたりしたい、こう思つておるところであります。

それから、一中のグラウンドのことにつきましては、これは隣接する場所に市民体育施設、スポーツ公園をつくるうということになりますから、身近な者が一番有利になるのは当然のことだらうと思つております。そういう意味で、御用に十分役立つ関係になることは間違いないと思つております。

○議長（秦正一君） 本間久君。

○十二番（本間久君） まず、教育長の答弁を拝聴し

てますと、何かやはり児童一人当たりの割合、面積の割合つていいますが、そういうところがちょっと頭にあるようでございますけれども、私は、グラウンドを要するということは、あるいは校地そのものを要するということは一人当たりの面積だけで標準とならないということを——先ほど言いましたように、やはり、たとえばスポーツをするのに、たとえばその学校に五百人、あるいは六百人しかいないから、平均をとつてそれだけのグラウンドでよくて、百メートルのトラックなり、二百メートルのトラックがその割合によつて引かれるというようなことではないと思うんです。やはり百メートル競走は二百メートル競走で、二百メートル競走は二百メートルでその用をなさなければいけないし、やはり、私は何もできない所を拡張してまでそ

具体的な問題としてやや可能性の端緒が開けております。何か新しい学校をつくりますための校地の交渉等もやつております。私はいつもこう先へ先へとこう、先のことにどうしても集中するもんですから、できた学校についてはもうこれで一応整つてると、このように一応は思うわけです。まあ住民要求といふこともありますし、これから、われわれが考えますこれからの利用計画、特に土地はもうほんとに希少価値でありまして、一ヵ所に対しましても、もし市有地がある場合にはいろんな複合的な要求になつてしまります。その土地を最大限に生かす、しかも、また、いま本間議員のおっしゃつてあるいは市民要求にも何とかこたえられる方法も配慮したいと、このようには考えております。特に六四ブロックに閑しましては、もともと当時の市の計画は工業団地に建てようとしておつたのを、私どもぜひぶん主張いたしまして、市民施設の場所に市が確保しておると、こういうことになりました。そのために、ようやく今日四中もでき、市営住宅もでき、あるいは水道用地もなつたと。なおまだ二、三として相当な面積があると、これは区画整理がつくり出しました用地でもありますからして、これらの歴史的経過もよく踏まえてものを考えなきゃならないと思っております。つまりなるべく全市民的な利用にやつたり、特に幼稚教育ということにつきまして東部が主役でありますので、それらのことも内容に込めていきたいと、こう考えております。

これをやれということではなくて、やはり私もかつて陸上競技をやっておりましたけれども、そういうような状況の中でも、やはり一中のグラウンドにつきましては特にその走りにくさ、あるいは山砂を使っての問題ありました排水の便も悪いし、また同時に、現在のトラックが斜めコースでございますので、しかもそれいっぽいに取られていると、生徒が全速力でつっこみますと、どうしてもゴールでもつて急停車をしなきゃならぬいというような状態があると。そこでもつて、やはり拡張不可能なら別として、いわゆる農林水産省の跡地も隣接してるというようなことがあれば、そこをちょっと削れば、ちょっと真すべにすれば百メートルの直線コースが取れるとするならば、それはひとつそういう形で利用された方が体育振興の意味からも非常によろしいんじやなかろうかと。特に、一中はナイター施設も擁したり、あるいはその他の形でもつてあそこのグラウンドが使用されます。ですから、そういう意味を含めまして、その整備をぜひひとつ検討をされていく必要があるだろう、このように考えるわけであります。要望するわけです。そして、なおかつ四中の問題につきましても、やはり現在のベレーコートの中を利用しての百メートルコースが取れるわけですが、それでも、やはりこれとて確かに一人当たりの面積から、これはもう一人当たりの面積から言つてもそうだし、そうじゃなくても全校から比べて一番グラウンドの面積が狭いということです

ざいます。人数はもう一千名を超えるわけですから、確かに七生中学と四中の母体校として一校どこかへ建てるということがございましても、それは建つたとしても、先ほど言いますように、グラウンドとして生徒が体育、体操の時間あるいはスポーツの時間に利用する必要な面積というものは確保されなきやならないし、また同時に、裏の校地の拡張ができるということは土地があるとするならば、それが必ずしも四中のみに使用することを考えるとするならば、それを含めてですね、それを含めて四中の P.T.A から出されているような請願をですね、請願あるいは陳情を、要望を、地域の要望をぜひ実現をして、なおかつ市長が言いますように、幼保一元化の問題とか、あるいはその他の児童施設とか、いろいろ考えましても、十分この土地の利用に住民要求にこたえるべきの土地利用法があるし、あるいはそれだけの面積を擁するわけですから、ぜひそのことを十分考えていただきたいと、こういうことで質問しているわけでございますので、その辺の検討をぜひ実施し、実行に移してほしいと。いまだかつて、やはり数年前からの要求でもありますし当然そういうふうに期待をしているんではなかろうかと私は思いますけれども、その回答がなかなか得られないというところに問題があるわけでございますので、既存の中学校だといえ。

○議長（秦 正一君） 市長、答弁できますか。

○市長（森田喜美男君） 一遍お答えした以上のことはもうあれで十分尽きてると思っております。ただ、この際ひとつ議会の方にもお話をしておきたいわけですが、いまの第四中学校の校区を分けることになると思っておりますが、平山地域にいま中学校用地を確保しようということを、あの地域で行われる区画整理の中に進めております。可能性があるようですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 正一君） もういいですか。これをもって十二の二、日野一中のグラウンド拡張と四中の校地拡張に関する質問を終わります。

○十一番（本間 久君） 自分の住んでいる近くなので御答弁もしにくいかと、あるいは思いますけれども、いずれにしましても先ほどから言いますように、中学校の、特に昨日も橋議員がいろいろと体育の問題について触れておりましたけれども、これから非常に体育あるいはスポーツが盛んになり、健康づくりもしなければならないというような状況の中で、やはりそうした問題につきまして十分ひとつ御検討をいただかないと、ややもすると、よく言われておりますけれども、どうも今日の市政は体育にあまり熱心じゃないんじゃないかとか、あるいはスポーツにあまり力が入っていないというようなことも言われる今日、あらゆる野球の団体、あるいはそういう団体からも声が聞かれます。ですから、そういうような状況の中でも、ぜひひとつ革新市政は体育・健康づくりにまず率先に立つてやつていただき、いわゆる市長の方針であります「緑と文化の市民都市」を実現できるような形をしていきたいというふうに思っています。

この辺でもって質問を終わりたいと思いますけれども、「遠慮するな、やれやれ」と呼ぶ者あり）ぜひその実現をお願いをしたいと思います。

あるいは既存の一応それは整理は済んだと、新しい所に着手をしていくんだということでなくつてですね、それだけではなくて、やはりそいつたような全体の計画の中で、特に土地といふものは、二度と別なもの建ててしまつたりなんかすれば、当然その後でもってそれを壊わして別なものを建てかえるとかあるいは別な土地利用をするということは大変なことでござりますので、最初からそういうことを考えて計画を立てほしいし、この実現をお願いをしたいと思うわけですが、市長の方からもう一度ひとつ御答弁をいただいて、その考え方といいますか、その市民要求を含めまして、あるいは四中の P.T.A の皆さん方の要望に沿つた考えを合わせた施策を講じられるよう検討をいただけるような御答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 正一君） 市長、答弁できますか。

○市長（森田喜美男君） 一遍お答えした以上のことはもうあれで十分尽きてると思っております。ただ、この際ひとつ議会の方にもお話をしておきたいわけですが、いまの第四中学校の校区を分けることになると思っております。可能性があるようですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 正一君） もういいですか。これをもって十二の二、日野一中のグラウンド拡張と四中の校地拡張に関する質問を終わります。

○十一番（本間 久君） それでは、都営新井団地前の用水路のふたかけの問題と、新井一号線の道路の拡幅の問題について質問いたします。これはもうかねてから言われておりましたように、議会の一般質問で取り上げた問題ですから、一般質問でもつて答えていただくという立場をとりまして今回質問するわけでございます。

昭和五十三年の確か六月議会だったと思しますけれども、一般質問におきまして、都道の百五十四号線に沿いました新井団地前の用水路のふたかけについてを質問いたしましたところ、確かに、森久保部長だつたと思しますけれども、答弁が一違いましたかね。あるいは違つたら失礼かと思いますけれども、昭和五十四年度中に工事を都が行う予定になつてると、都の事業計画をもつて説明をされましたけれども、いまだその微候が全く見られない。ましてや都の予算の厳しい現実の中で、残念ながら鈴木都知事になつてしましましたけれども、そういうような状況の

中で、「よけいなことを言うんじゃない」と呼ぶ者あり) 果たして交通安全の面からも、衛生面——もう少し品のいいやじを飛ばしてほしいと思いますね、衛生面からも早急に工事着工のできるような具体的なお答えといいましょうか、施策があるのかどうか、もう一度少し御答弁を願いたいと思います。それが第一点でございます。

それから、もう一つは、これまた百五十四号線の渋滞を、いわゆる市民でいいましようか、通過都民といいましようか、そこを、とにかく京王高幡の踏切の混雑を、いわゆるみずから通りうまくぐり抜けるためにどうしてもこの道路が、裏道っていうましようかね、裏道の利用が必要になつてまいります。それで、そこが利用されているのが現在の新井一号線、まあ何ていいますか、小さな馬がいるんですけども、その乗馬クラブの前を通っている道路のことでございますけれども、この道路が非常に危険な状態になつております。最近幾つか家並みが立ちまして、その所にも住宅があるわけでござりますから、その間の道は六メーターないしは四メーターの道路の用をなしておりますけれども、そこ以外はほとんど二メーターあるかないかの厳しい道でございまして、大分車の往来も多くなりました。先ほど言いましたように、渋滞をくぐり抜けるために、いろいろとどつかの業者の車でしょう、あるいは先を急ぐ車でありますよう、市民でありますよう、その車がその道を通るために大分しております。(笑声)

二番目の新井一号線の拡幅についてでございますが、五十一年度に一部実施しましたが、諸般の事情により現在一時中止になつております。しかし、市の公共施設整備計画の中の拡幅計画路線でもあり、道路交通上の需要も多く、地域の重要な路線でありますので、拡幅を実施する方向で今後検討したいと思います。以上です。

○議長(秦正一君) 本間久君。

○十二番(本間久君) まず、ふたかけの問題でござりますけれども、昨年は確かに五十四年というようなお答えを願つたということはいま部長も認めたところでございますけれども、これ五十五年の三月までには完成をするということですか

ら、ことしじゅうにそれが実行されていくことが確実化されていましたが、今まで聞いてたところによりますとそれがどうも危ぶまれてるような状況がございましたので、こ

最近危険な状態になつております。この道を最近聞くところによりますと、確かにすでに測量を終わつていてんじやなかろうかと、そして道路をつけていこうという、新しく道路あるいは拡幅をしていこうというようなことも聞いております。このようないい道路の拡幅について、あるいは市民からも、その周辺の市民からもぜひ道路をきちんとしてほしいというような要求もございまして、質問するわけでございますが、ぜひ、この曲がりくねつた狭い道路、そして百五十四号線京王踏切のあの交通渋滞をくぐり抜けるために利用されている裏道の拡幅がいま必要ではなかろうかと思いますけれども、その点についてぜひこれを実行してほしい意味から質問をするわけでございますので、その辺の具体的な御答弁をお聞かせ願い、ぜひ実現に踏み切つてほしいと存じます。以上です。

○議長(秦正一君) 本間久君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長(森久保三次君) 御質問にお答えいたします。

第一点の都道百五十四号線沿い、新井都営住宅東側用水路を利用して、歩道を設置してほしいという件でございますが、この件につきましては、昨年本間議員より一般質問をいただきまして回答したところでございますが、その後、工事の進行が見られませんので、実は私も心配していたところでございます。都

に照会したりしましたところが、昨年の九月に国の設計認可を取り、五十五年三月までに工事を完了する、工事の区間は亀治屋商店付近から新井橋まで、歩道幅員は水路式の中で計画をするという回答の確認を得ておりますので、御回答をいたします。したがって、今年度中には竣工の予定でありますので、いましばらくお待ちを願いたいと思います。五十五年三月ですから、五十四年度中でござります。三月までは五十四年度と認識しております。

二番目の新井一号線の拡幅についてでございますが、五十一年度に一部実施しましたが、諸般の事情により現在一時中止になつております。しかし、市の公共施設整備計画の中の拡幅計画路線でもあり、道路交通上の需要も多く、地域の重要な路線でありますので、拡幅を実施する方向で今後検討したいと思います。以上です。

○議長(秦正一君) 本間久君。

○十二番(本間久君) まず、ふたかけの問題でござりますけれども、昨年は確かに五十四年というようなお答えを願つたということはいま部長も認めたところでございますけれども、これ五十五年の三月までには完成をするということですか

ら、ことしじゅうにそれが実行されていくことが確実化されていましたが、今まで聞いてたところによりますとそれがどうも危ぶまれてるような状況がございましたので、こ

の新井一号線の道路を一日も早く拡幅をして、交通事故のない

の前部長の席でもいろいろとお話をした段階においてもそのときはつきりしなかつたということで、どうしてもこれをはつきりしてですね、あるいは団地周辺の、あるいはそこを通過する市民の利便、あるいは安全を図つていただきたいということでこれを特に取り上げたわけでございまして、ぜひあの新井団地前の用水路のふたかけを早急に実施されるようさらに都に向かまして確実にそれが実行されるように、ひとつ市の方としてもいろいろな条件を出しながらお願いをしたいというふうに思つております。あの前では交通事故もございましたし、あるいはあそこを通ります方々が大変多くなつておりますし、日野高校の生徒なんかも通つておるわけです。そういうことで、非常にいまあのまま放置しておきますと、夏、あるいは夏場と限らず大変危険な場所でござりますので、ぜひこれををお願いをしたいというふうに思います。

次に新井一号線の問題ですけれども、この道路の拡幅につきましては一時中断をされているというようなこともいま聞きましたけれども、何せ先ほど言いましたように、どうしてもこの道路が、残念なことにあの京王高幡踏切の渋滞のためにそこの道路が利用されてしまつていると、まさかこの道路を危険だからといって閉鎖をするわけにはいかないというような状況の中はどうしても道路をつくらざるを得ません。そこで、ぜひこ

ようにひとつお願いをしたいと、あの辺どうしても、先ほど言いましたように、ちょうどヘビが卵を飲み込んだような形になりました

りまして、そこにいます子供たちがいるわけです。そこがちょうど車のエンジ場所、空間場所になつておりますので、そうしたことからも、過日、安全対策の方にお願いをしまして、標識を立ててもらうよう要望したり、あるいは街路灯を立ててもら

うように要望したり、いろいろ要望してきたわけでございますが、何としても道路を直さなければだめだというような結論でございますので、ぜひここをやつてほしいと。特に早くしませんと、いま現在でもそうですが、まさに道路と道路の何というかはじですか、いっぱいに家がもうすでに一軒建てられてるわけですね。その家よりかちょっと北側に幾つか家がまた建つわけですけれども、その道路を見ますと、ちょうど道路からたまたま住宅が五つばかり建つものですから、建築基準法ですか、それによつて道路を六メーター取るわけです。そうするとこれまたおもしろいかつこうになつてクラシックのかつこうになつてしまつているようです。あいう問題が次々に出てきますので、早く手をつけないと家ができるば家の移転とかいろんな問題ができますので、これを早急に実行してほしいというふうに思います。「善は急げ」ということがございますから、ぜひ検討も大事でしようけれども、もうすでにそういう考えが前々からあるわけでございますので、それを一日も早く実行に移

してほしいと、こういうことをお願いをするものでございますが、それについて部長、よろしくうござりますか。

○議長（秦正一君） いいですか。建設部長。

○建設部長（森久保三次君） そうした事情もよく現状を見ましてわきまえておりますので、そうしたこと踏まえて検討したいと思います。以上です。

○議長（秦正一君） 本間久君。

○十二番（本間久君） それでは、以上大分幾つか三點にわたりまして質問をいたしましたけれども、ぜひそれぞれの質問にこたえるべき。あるいは行政がそれに対応すべき今後の御検討あるいはその実行、具体的なあらわれを期待をしたいというふうに思うわけであります。

大分時間も一時間内ではございますけれども、ぜひひとつこうしたことは特に不公平行政というものが全市的にあつてはいけませんので、とにかく不公平がなくなるようにお願いしたいと、特に重ねて先ほど市長が答弁をされてましたような東部地域への問題、そして日野一中、あるいは四中の校地の拡張の問題、そして都営新井団地、あるいは一号線の問題につきましても積極的に市民要求にこたえるべき努力を重ね、そして、さすがやはり革新市政である、というようなことで、ひとつもういちじょう三期も頼もうじやないかというような、ひとつ市政の発展の、いわゆる住民要求にこたえた具体的な施策を示して

いただきましたことを要望しまして、終わりたいと思います。

○議長（秦正一君） これをもつて十二の三、都営新井団地前用水路のふたかけの時期と、新井一号線道路の拡幅に関する質問を終わります。

十三の一、青少年対策についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

〔七番議員登壇〕

○七番（大柄保君） お昼前の時間を拝借いたしまして、民社党の大柄保でございます。ただいま議長の方からお許しがございましたので、簡単な一般質問をさせていただきたいと思います。通告を申し上げました青少年対策についてということで質問をいたします。あるいは、中には通告していないものも入つておると思いますが、（笑聲）それにつきましてはひとつ後で結構ですから、私どもの方に調査の結果をお知らせをいたさうたいと、これを冒頭申し上げておきたいと思います。

皆さん御存じのとおり、最近小学校なり、あるいは小学校の高学年なり中学校に、それから高等学校に、まあ大変ですね、社会的な風潮があるのかどうなのか、どんどんと大人の世界が入り込んでいる、このように私は思つていいわけでございます。町の中には風紀上、青少年のみんなには本当に好ましくないよう思われるような雑誌の自動販売機とか、あるいは最近特に新聞等でもほとんど毎日のように掲載されておりますけれど

も、小学生、中学生並びに高校生の間でいま話題になつておりますインベーダーゲーム等が大変子供の中で話題になつておるんですけども、前記いたしました雑誌の件については、この前の一般質問で議員の質問にもございましたので、この質問での重複は避けたいと思います。後の方の、どうでしょうか、このインベーダーゲームについての、市内にどのくらいの数が商店の中に配置をされているのか調査をしたことがありますかどうか、これもこの席をお借りしてお伺いをしておきたいと思いますが、最近新聞等で、八王子市においては中学生のこのインベーダーゲームにおける調査が行われるということが掲載をされましたけれども、これらの今後の対策としては、当日野市での教育委員会などではどんな考え方をお持ちなのか、この点もお伺いをしておきたいと思います。

そこで、通告をいたしてありますことに入りますけれども、今回お伺いすることは学校外の子供たちの生活になると思いますけれども、最近小学校、中学校生徒の間で大変な自転車の普及率があるわけですから、夏休みにも入るいま、このことについてこれは市当局だけではないと思いますけれども、学校当局並びに警察、社会教育課、あるいは青少年問題協議会とか、各学校の校外生活指導と各方面にわたって関係をしていると思いますが、それぞれ各分野においては、個別の会議の中できれらの問題等について当然話し合いが行われ、どういうふう

にしたらしいかなあと、いうふうな大人の間で大変頭を悩まして、いる問題ではないかと、このように思いますけれども、さてなかなかこれらの問題が解決をされないままに、いま現在市内では、この自転車の普及が子供たちの間に日一日と広がっていくんではないかなと、このように考えております。そこで、市内の児童遊園地、各所で公園なり見られますけれども、本当にいま、真新しい自転車——中古の自転車に乗っているのは議員の私ぐらいでもって、（笑声）あとの子供たちは本当にりっぱな自転車を持っているわけでございます。

そこで、もちろんこの問題については家庭内のこともあると思いますけれども、この児童遊園地並びに公園等で見かける中で、今回、私、横町の児童遊園地に遊びに来る子供たちが自転車に乗ってくる調査をしてみたわけなんです。一体どのくらいの子供たちがこの遊園地に遊びに来るのかなと、確かに危ないなあと、こう思って、調査を五月いっぱいやつてみたんです。そうすると第一小学校が三十人いました。それから三小が十五人、四小が何と二十人、五小が十人、第六小学校が五人、七小が十人、滝合小学校が二人、平山小学校が五人、八王子の大和田にあるんですね、八王子市立第十小学校というのは、ここから遊びに来ます。五人ばかりいましたけれども。

この調査の中で、ああなるほど遠くの方から来るんだなど、

このように私もびっくりしたわけなんですけれども、行動半径

けじやないと思います。そのほかの公園なり、遊園地の中なりでは、ここだけじゃないと思うので。これらの問題について、どんな対策を今まで各学校に對して、社会教育等においておやりになっているのか、ここもひとつ聞いておきたいところですので、どうかよろしくお願ひをいたしたいと思います。これについては青少年問題協議会だとか、いろいろな話し合いの中で、当然結論が出てくると思いますが……。

それから、小学校については自転車の通学は認めていないと思しますけれども、今度は中学生について、自転車通学を認めている学校は当市内の公立校の中で何校あるのか、その点もこの席ではつきりお聞かせをいただきたいと思います。それと、中学校なり、あるいは小学校なり、これらの安全乗車というか安全運転というか、これらの自転車の点検等についてはどういうふうな御指導をなさつておられるのか、この点もお伺いをしておきたいと思います。

この問題等については、ただ警察だけにお願いをしておくんではなくて、当然社会問題として、担当主管である社会教育課なり、あるいは担当の団体である青少年問題協議会等の中で、どういうふうな各学校の子供たちに対しても指導をなさつておられるのかということでおざいます。それだけひとつお願ひいたします。

を求める。教育長。

○教育長（倉又秀作君） いろいろインペーダーの問題とか、それから自転車の問題などについての御質問でございますが、自転車の方をさきにお答えしまして、その後インペーダーのことなどについても触れてみたい、こう思っております。さつき自転車の実態などを通しまして、子供たちの生活圏の問題などをお示しいただきました、どうもありがとうございました。その中で、確かに一つの大きな問題は、自転車など非常に新しいものをその辺にほうり出しておくという。こういう状況っていうものが大人の世界にも大変多いんでござりますけれども、それが子供の中にも浸透してきてるので、これも一つのこれから物を大事にするという立場から、学校などでも十分いままでも指導をしておりますけれども、その辺のことについての具体的な指導もしていかなければならぬと、こんなふうに思っております。

次にはこの安全に関する問題でござりますけれども、これにつきましては私たちも大変子供の安全というものについては、いつも頭を悩ましてるわけでございますが、その中の一つのポイントは、やはり小学校、中学校ですと、ある者については本来なら使っちゃいけないオートバイの問題もありますけれども、大多数は小学校、あるいは中学校の大部分については

が大変広くなっているわけなんです。これは当然多摩川に釣りに行つた帰りだとか、あるいはそのほか野球のユニホームを着た帰りの姿だとか、いろいろありますけれども、いずれにしても一台でびゅっと飛んでくるんじゃなくて、三台なり、五台なりと、友達同士でまあ隊伍を組んでというか、来るわけなんですね。これらの子供たちの途中の行動などを考えてみると、大変新聞等でも小学生の自転車事故、あるいは幼児の自転車事故が、新聞に掲載をされておりますけれども、よくもまあ事故がないもんだなあと、このように考えております。もし途中で事故があつたというようなときは、これは本人のもちろん不注意もあるところでしようけれども、大いに社会的な迷惑もかかってくるということじゃないかなと、このように考えております。学校はもちろんのこと、そして遊園地の中でもし事故が起きたというときには、市の管理とか、あるいはいま少し何とかすればいいものをとか、いまの世の中ですから大変な問題が起きてくるんじゃないかなと、このように思います。この自転車を乗り入れる場合ですけれども、御存じの方があるかもしれません、おかげさまで横町児童遊園地というの市内でもまれに見るようなダイナミックな遊園地でございます。そこを自転車でおりるというふうな冒険坊やもいるわけなんですねども、当然これらの問題等についても何とか指導をしていかないとえらいことがそのうちに起きるんじゃないかな——ここだ

ての安全指導というものを極力学校内などでもやつております。

たとえばどういうことかというと、各学校で、年間を通して教育の計画の中にやはりそういうものを入れておりますが、それは、たとえば学校によって回数などは少し違いますけれども、それ三回ぐらいをやっているというのは小学校が七校、中学校が一校、それから、四回から八回ぐらいやっているのが小学校が三、それから中学校二と、それから、九回以上というようなものもございまして、したがって、その中で自転車の乗り方、特に自転車の乗り方などについての指導は、一つは、体に合った自転車をひとつ使えというようなこと、それからスピードを出し過ぎるなどというようなこと、それから自転車の乗り方などについて、それから点検などについてもひとつやれよと。しかし、これを具体的になかなか学校へ自転車を持ってきて、それを一点点検するっていうわけにはいきませんので、そういうようなことについては、父兄会などがあった場合に、父兄会などがあつた場合に行う。父兄などに、その辺のことについては十分ひとつ見てやってくださいというようなことはそのたびに、といふふうな形で、これに対する指導をやつているわけです。それから、そのほか、交通ルールの問題なども当然考えなければならぬということです。

それから、そういうことで、現在私たち、自転車事故というものは一体どれくらいあるんだろかというようなことを

からの習慣で一部分許しております。これは、前に交通費というものを支給しており、遠距離通学に対しての交通費を補助しておりますけれども、その名残で、二キロ以上の所については自転車もやむを得ないというんで、一中だけはそれを許可をしていましたけれども、それはしかし、学校としてはできることだけ許したくないということで、だんだん三キロぐらいよりも遠いような所についてはまあ認めるとしても、二キロぐらいではやはり歩きなさいというのは、これはほかの学校でも三キロぐらいの所もありますけれども、それについては自転車通学というものを許しておりませんのですから、そういう形で指導をしていますが、許している学校といえば中学校に一つ、それは一中でござります。

それから、その指導などについての社会的なものは一体どういうものかといいますと、これにつきましてはさつきもちょっと御指摘がありました、日野市の青少年問題協議会のうちの各地区の委員会というのがありますが、その活動の一環として、いわゆる正しい自転車の乗り方というようなことについての一種の教室のようなものを警察に来ていただいて開いていると、そういうようなのがある地区にございます。しかし、このことは大変大切なことですから、今後もそれをやつていよいよ所についても、やつていただくようにお願いしていくことが大切なんじゃないかと、こういうふうに思つております。

なお、さつきちょっと言い落としましたけれども、小学校のそういうものの指導にも一年に一回程度は警察の専門家に来ていただきまして、そしてやはり指導をしていただいております。自転車の指導についてですが、もう一つ夏休みなどに遠乗りをするんじゃないかというような御質問も確かにこの質問書の中にござりますけれども、これにつきましては夏期休業とか、あるいは冬期休業とか、その中における生活指導というものについての印刷物をやはり各家庭に出しまして、その中に、たとえば自転車などの遠乗りをやるような場合にはひとつ家庭で十分検討して、そしてやってくださいということをお願いしております。そして、そういうようなことを実施する場合には学校へもひとつ届けておいてくださいませんかということを言つております。そういうような指導を自転車についてはやつているわけでござります。

それから、その次ですね、インベーダーの問題でござりますけれども、これについてですが、これは学校でもかなり関心を持つて、どういうことなのかということで、いろいろ調査などをしておりますけれども、今まで学校で知り得た情報によりますと、日野市には比較的インベーダーの置いてある台数といふのは少ないようでござります。したがって、それから大きな問題を起こすというようなことはいまのところは聞いておりませんけれども、これはどんどん広がっていく可能性があるわけ

やはり、これも学校の方からそういうことを報告を求めて、そして学校で把握し得る範囲のものでござりますけれども、それによりますと、事故の中で登校中に、というのが一部分ござります。小学校で二といらんですが、これは何で登校中にですね、小学校は登校を禁止してあるのに、何で……失礼しました。自転車だけで言いますと、これは小学校はもちろんございません。ただ、帰宅後というのが、十一件の事故のうち自転車による事故つていうのは六件ぐらいございます。したがって、かなり多い回数が自転車によって事故を起こしてけがなどをしているというふうに考えられます。それから、登校中つていうのはこれ中学校に一件ござりますが、これなどについても、いまからまた乗つてくると、それで学校へ持つてくるといけないからというんで、途中だれかに預けておくというような登校の方をしている中学生が現在も何人かいることはこれ否定できません。そういうことをするなということを言つているわけでございません。そういうような指導などは、学校で非常に頭を痛めながらそういうことをするなということを言つています。そのようなことで、自転車による事故つていうのも決して軽視できないとふうに思つております。

それから、次は中学校でもつて自転車通学を許している学校があるのかと、こういふことでございますが、これは一中が前

ですから、これについての指導なども十分しなければならぬと
こういうふうに思つております。

なお、その実態などについていま調べてもらつたデータがござりますけれども、市内には八十四台、二十九軒の所でもつてある

そうです。ほとんど一台か二台置いているというふうなことで

す。十二台以上置いているのが一つあるようですが、そういうような状況でございまして、これに関連しての非行補導といいうようなのは、現在では日野警察署管内ではいまのところはない
と、こういうふうに言つております。

なお、この取り締まりなどについては、これはもうすでに新聞などで御存じの方もおられると思ひますけれども、日本遊技協会というのがこういうようなものの全体、こういうものをやつている者の一つの組合のようなものだと思いますが、それが自肅するための申し合わせをしております。それは大体、番人のいない所ですね、そういうような所にはこういうインベーダーの機械を置かないということとか、あるいは十五歳未満の子供については親が同伴しなければ入つてはならぬとか、あるいは十一時以降についてはそういう十五歳未満の子供については親が一緒にいたとしても入つてくることを禁止するというようなことを自肅することをお互いにやつてゐるようございまます。そんなところが、インベーダーについての問題点かと思

います。以上でござります。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○七番（大柄保君） いま教育長の方から御答弁がありましたけれども、このインベーダーのことについては大変いまでのところ補導がないというようなことで、大変結構なことじゃないかなと思つています。

それと、自転車のことについて、いま一回質問をさせてもらいますけれども、市の社会教育なり、教育委員会なりを通じて各学校に正しい乗り方の指導だとか、これはしていくべきださるということで、それを受けた学校においても、年に何回とかおやりになつてもらつていて、いま一回質問をさせてもらいますけれども、自転車を見てみると、ブレーキがきかないものもあつたり、あるいはかなり真新しい、いいなあと思ってる車でも、やはり欠陥があるよう思つてますけれども、この場合はやはり自転車協会っていうか、自転車の業者の皆さん方が学校においてになって見ていくつてくださるんだろうなあと、当然、こう思つておりますけれども、その点がわかりませんので、自転車の業者さんとの打ち合わせ等はどういうふうになつてゐるのか、この点お伺いをしておきたいと思うんですけれども。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 学校ではそこまで、そういうことは大変失礼ですけれども、そこまで一々自転車を持ってきて、

さあここでもつて点検するというようなところまではちょっと今まで手が回つておりません。これはむしろ、私たちがさきに申しましたように、親が自分の子供を、特に学校へ子供が乗つてくるんでしたら、その場でもつて許すことができますけれども、これは放課後の問題でございまして、地域でもつて子供たちが遊ぶ中でそういうものをやつているものですから、これはやはり親にひとつよろしくということで、これは厳重にいま言ったように、さつき申しましたような父母会などでそういうようなことについての注意を大きく喚起しておりますけれども、しかし、私も、私の近くの子供などを見ましても、必ずしもそれは守られていないなということを非常に残念に思つてしまましたが、しかし、こういうものの徹底というよなことは、やはり学校ももちろんそういうポイントについては指導をしますけれども、やはり地域でどうするかっていうことがこれから一つの大きな課題であると、こういうふうにも思つております。課題だとしても、それは解決にはなりませんけれども、その解決の糸口としては、さつき申しました青少年問題協議会などの地区委員会などがすでに始めておりますから、そういうようなものをもつと広げていくことが一番大事なんじゃないかと、こんなふうに思つております。以上です。

○議長（秦正一君）

大柄保君。

○議長（秦正一君） 青少年問題協議会が夏休みの前に開かれることにいざなりますので、その際に提案をして

○七番（大柄保君） 確かに、学校等に自転車業者の皆さん方が入つていて、ということは何か抵抗があるんじゃないかなと、このように考へるわけなんですけれども、自転車の業者の皆さんから言わせると、一つもそういうふうな相談がないんだけれども、この点等についてはどういうふうに地域の青少年問題協議会なり、あるいは市の社会課なり、あるいは学校なりは、どういうふうに考えておられるのかなというようなあれもあるわけなんです。これだけまあわれわれとしては自転車を一台でも多く買つてもらえば生計が成り立つというようなこともありますけれども、これは困るんだけれども、というようなことでもこれは困るんだけれども、この後話といふておるわけなんです。ですから、いざれにしても地域におけるこの自転車の正しい乗り方、青少年問題協議会の中でのこういふうふうなテーマにもなつてゐる問題等については、これからもやつてもらいたいと、このように考へておるわけなんですが、これはやっぱり青少年問題協議会のキャラップは市長になつているわけなんですね。そうですね。そうなんですが、そのような問題について、今後協議をしながらやつていくというふうなお答えをいただけませんかね、どうでしようか。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 青少年問題協議会が夏休みの前に開かれることにいざなりますので、その際に提案をして

世の中の注意を喚起するということにつなげていきたいと思つております。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○七番（大柄保君） ありがとうございます。市長さんのりっぱないま御答弁をいただいて、これから子供たちのために青少年問題協議会を通じ、あるいは社会課を通じ、あるいは学校を通じて、恐らくよくなつてくるんじゃないかなあというふうな考え方をしておるわけですから、自転車通学を許しているのは第一中学校だけだそうですが、あとの中学校に対するは、当然校長先生の許可がおりてないんじゃないかと、このように思つてます。それもやはり家に帰つてからの問題になると思います。

そうすると、自転車通学を三キロまでは認めている日野一中については、やはり自転車の正しい乗り方とか、あるいは自転車点検とか、こういうふうなこともやりになつてゐるんですか。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 恐らくやつてゐると思います。特に、ヘルメットをかぶれとか、そういうような指導などは、安全のために各学校で、その指導は頭を痛めながらやつてゐるど、こう思います。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○議長（秦正一君） 教育長。
○教育長（倉又秀作君） 制服ではありません。標準服といふうに言われまして、標準服は一応どの学校も定めております。以上です。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○七番（大柄保君） 制服ではなくて、標準服と、このように全部変わつてゐるわけですね。中学校は、帽子も標準帽といふうですか。（笑声）一問一答になつてゐるようで悪いけれども。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 帽子はただ学帽といふうに、

（笑声）別に制帽といふうな名前はできておりません。ただ標準服といふう中に帽子はこういうふうなものをかぶりなさいよ

といふうことで、それも標準の帽子だと、こういうふうに思いますが。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○七番（大柄保君） 標準服について標準服といふうなことで、私もいま教育長に一言申したわけなんですが、この標準服を着るについても、制帽は別に子供たちかぶらなくていいんですけど。どうなんですか。そこで、どこにかぶらなく

ながかぶんなくなつちゃつたんだということなのか。

○七番（大柄保君） これはお答えにならなくつても結構だと思いますが、こうじごともあるということを聞いておいてほしいということなんですね。

自転車通学を認めてないんだから、一中を除いた中学校の方から自転車の業界の皆さん方に対しても一つも当然それを言ってこられないけれども、日野一中の場合、そういうふうな自転車の安全の乗り方、あるいはまた、点検等に声がかかつたときにも、どうもこの自転車は〇〇自転車店で買ったんだというようになります。どうもこの自転車は〇〇自転車屋で買ったんだから、できたらおれの方から買つてくれよ」というふうなことでも中にはあるらしいんです。そういうことを聞いたんですね。ですからそういうことのないよう、全市的に見て、うまく自転車の安全の乗り方等について指導をしてもらいたいと、このように要望をします。

それと、いま一つありますんですが、この中学校の問題ですけれども、これは中学校の制服ですけれども、この制服は、市内の公立校は全部制服着用ということになつてゐるんではないかなと、このように考えて質問をしますけれども、まず、最初にその点どうなんですか。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 恐らく後者だろうと思います。

帽子に関してはね。帽子に関してはそこまできつく言いませんが、標準服については登校、下校、こういうようなときについては、あるいは学校行事などで遠足に行くとか、遠足の場合は、特に歩くような場合には必ずしも標準服ということではない別の、たとえばスポーツウェアなどでも許可する場合があると思いますけれども、修学旅行に行くとか、そういうようなときは、あるいは移動教室に行く場合には大体標準服ということが守られていると、こういうふうに思います。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○七番（大柄保君） そうすると、別に中学校の生徒が帽子をかぶつて通学なり、あるいはしなくても、これはどちらも文句を入れることもないし、ただ、自分の何というか帽子をかぶつた昔で言うきちつとした気持ちというものがないようにまた私は考えられるんですが、社会的なそういうふうな風潮なのか、やはり帽子がなくてもいいんだというふうなことならば、これは無理に子供たちに対して、われわれだって帽子をかぶつてないんですから、そんなに強制はできないなと、このように考えております。

後、その標準服のスカートの丈だとか、あるいはズボンの長さだとか、これは標準だから、要するに中学生にあさわし

いようなスカートの丈、あるいはズボンの長さということに当然決まつておると思うんですが、その丈だと、それはおわかれになりますか。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） まだ私は質問を聞いておりま

す。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○七番（大柄保君） いまかなりそういう服装の乱れがあるんです。それで質問をしているわけなんですけれども、特にどこの中学校というふうなことは私は申し上げませんけれども、かなり中学生の間でスカートの丈をずいぶん長くして、あれでも学校いいのかなあと思うような女の子の姿も見えるし、後ろの靴の最後の方を踏んで、これが、かっこいいんだか何だかわかんないけれども、そういうふうな姿の女の子もちらほら見られるわけなんです。ですから、日野の公立校はどういうふうな、そういうふうな服装等についての指導がなされているのかなあと、このように考えて、本席をお借りしてちょっと教育長に聞いてみようかなと、こういうふうな質問なんですが、よろしくひとつ……。

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 服装が乱れるとか何とかとい

うことについては、これ非常にむずかしい問題で、私たちも、

れでもありますし、そういう服装の乱れというようなものが、その心の乱れにも通じていく一つの、何というんですか、注意信号でもあるというふうな把握は私たちはやつぱりしております、その心をどういうふうにして本当の、常識的なというんですかね、その心の中を問うていくと、あるいはそれについての相談をしていくというような形で、そういうようなものには対応しているわけで、ただ、服装が一センチ長いから間を少し一センチ縮めるとか、そういう指導法は現在とつておりません。以上です。

○議長（秦正一君） 大柄保君。

○七番（大柄保君） いまの御時世ですから、大変な供たちを教育するにもいろいろ先生方なり、あるいは市の社会

教育なり、あるいは青少年問題協議会の皆さん方なり、大変なことは私もわかつておるわけなんです。自分が地域に帰って子供会の担当というようなことをやつても、これはもう十分身をもつて体験をしているわけなんですけれども、やはりりつぱなきちつとした制服を着、あるいは標準服を着、あるいは制帽をかぶるというようなことで、「まあおまえは昔かたぎだなあ」と言われるかもしれないけれども、何となく身も心も引き締まるというふうな私たちは年代を通したわけなんです。

それで、この前も学校の校門についてといふことなどで、四十五年のいつの議会でしたが、私も質問したことがあるんで

それは子供たちが標準服を決められたならそれをちゃんと着てくれるような、そういう生徒であつてもらいたい、あるいは児童、児童はありませんけれども、生徒であつてもらいたいと、こういう願望を常に強く持っておりますけれども、服装の問題うなつているとか、二センチどうなつていてとかつていうところまでいきますと、今度は教育全体の指導の上からいって、それが果たしてプラスになっているかマイナスになつているかと、いうのは、これは時代的な主張というようなもの、あるいは時代的な風潮というようなものをも反映していくものでございまから、その辺についての指導というものにはかなり神経を使つておりますし、むずかしい問題だと思います。
たとえば、そんなところまで言いますと、父兄からは「表現の自由は一体どうしてくれるんだ」というようなクレームが必ずついてきます。あるいは一部分の人からもそういう、原則としてはそこまで何で規制しなきやならぬかという問題が出てきます。これは、別に恐れるとか恐れないとかという問題じゃなくって、それがいまの時代でございますので、そこまで強く指導して規制するということはなかなか困難な問題があると。それだからといって、認めてるのかというと、必ずしも認めているわけじゃありません。その辺にまあむずかしさがあるわけで、このような質問をしたわけなんですが、それについて、標準服だから標準並みにきちつといきなさいよというようなことすけれども、ただ、服装というようなものは一つの心のあらわしじゃないんで、あまりにも学校のまだ子供たちでありながら、こういうふうななりを、なりといふわけじゃない、こういうふうな服装をしてもいいのかなあといふうな子供たちも見えるわけなんですね。
ですから、地域における各種団体の皆さん方並びに市の社会教育なりと、あるいは教育委員会なり、教育委員会の中の社会教育、子供たちは家へ帰ればやつぱり校外の生活に入るわけでですから、それには当然最後へ行けば、「あそこは、あれは親が悪いからだよ」というふうなことを一口で言われるようなことじゃなくて、みんながみんなとして子供たちをりつぱに育てていくといふうなことが一番いいんじゃないかなと、このように考えておりますので、いろいろくどくど細かいことも申し上げましたけれども、ぜひともみんなで日野市の公立校の子供たちはいい子だねといふうな、かがみになるような、これから

も指導を大人たちが進めていたら、このように要望して終わらせてもらいたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（秦正一君） これをもつて十三の一、青少年対策に関する質問を終わります。

お詰りいたしました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後零時 二分休憩

午後一時四十分再開

○議長（秦正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十四の一、神鋼電機社宅跡地（栄町）に計画している都営住宅建設と公共施設についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。（「議事進行」と呼ぶ者あり）本間久君。

○十二番（本間久君） 先ほど、わが党の一ノ瀬議員に対しまして、少なくとも高橋議員が中傷したような発言がございましたので、こう見渡してみますと高橋議員が、先ほどまでいましたけれども、欠席されているようでございますけれども、府内にいるとするなら、ちょっと休憩していただき、いるかも知れませんので、その辺の確認をひとつ願いたいと思いま

すが、できればこの議場で起きたことですから、まだ時間もたつておりませんし、重大なことですので、その辺の出席要請を願いたいと思ひます。

○議長（秦正一君） ただいま本間久君から議事進行ということで発言があつたわけですけれど、議長としては先ほど高橋議員と休憩の間を見て、一応一ノ瀬議員の発言についての問題をもう一度聞こう、追及してみよう、どういった点がそういう面に危惧されているのかどうか、ちょっと理解できなかつたもので、休憩時間にそういうた面の話し合いをしようとしています。その点を御了解願いたい、このように思ひます。

本間久君。

○十二番（本間久君） 議長の取り計らいはある意味ではわかるんですけれども、高橋議員は議長を補佐する身の副議長という立場でもありますし、重大な発言でもござりますので、ぜひこの際二、三分でも五分程度でもいいですから休憩をしていただき、先ほど言いましたように、あるいは府内にいるかもしれませんし、あるいは御家庭にいるかもしれませんし、その時間の範囲でもつて出席要請を、あるいは会議に出席の呼びかけをぜひしていただきたい、大した時間ではございません

○議長（秦正一君） ただいま黒川重憲君の質問に入ります。

○十五番（板垣正男君） 「十五番議員登壇」

○十五番（板垣正男君） 通告質問であります神鋼電機社宅の移転によりまして、その跡地に都の住宅局によります都営住宅の建設が予定されております。私はこの問題とあわせて関連する公共施設の建設、ないしは計画について質問を行つて、明快にお答えしていただきたいと思います。

私は、この神鋼電機社宅跡地（栄町）に都営住宅が建設され

るということに関連いたしまして、五十三年の第一回定例会におきまして、市長の市政経過報告の中で報告がございました件に関連して、都営住宅を建設する際には、すでに周辺は住宅地になつてのことから、十分そうした関連を考え、都との折衝、あるいは指導というものを行つていただきたいという要望を行つております。

議会でのこうした要望や論議を踏まえまして、市側でも恐らく東京都への折衝も行われてきたのではないかとの希望を持つわが党の一ノ瀬議員に対する中傷の発言があつたわけですから、そういうことを考え合せながら、必ずこの議場に出席される

○議長（秦正一君） ただいま黒川重憲君の質問に入ります。

○議長（秦正一君） ただいま黒川重憲君の質問に入ります。

○議長（秦正一君） ただいま黒川重憲君の質問に入ります。

てているわけですが、私が特にこの問題で質問を行い、今回の議会であえて一般質問に取り上げた理由は二つございます。

一つは、いま申し上げましたように、周辺がすでに住宅化している市街地を形成し、住宅があつたものとして今日の地域発展が行われてきたものであります。そこへ、かなり集団的な住宅戸数がなくなり、新たに建設されるという状況になつたわけでありますから、当然周辺の住宅の事情、住民の要望等を考慮に入れた、新しい住宅建設の構想を進める必要がある、これは一般的にもそういうことが言えるんではないかと思います。

もう一つは、これも私が五十二年の第二回定例議会の一般質問で取り上げまして、市側の考え方や要望点を申し上げておりますが、新町、栄町地域における公共施設の不足であります。私が一般質問を行つた際、市長も「現時点では、なかなかそういうものをつくる状況に至つてない」という答弁の中から「状況が生まれてきたら、そういうものも検討課題になるのではないか」という答弁だつたと記憶しております。一般質問の項目に挙げるくらい公共施設の要求の高まりがありますし、人口が最近かなりふえてきているということから、地域的にもどうしても必要だということで私は質問を取り上げたわけであります。

そういう検討課題にのせる状況、チャンスというものが今度生じたんではないか、こう私は判断するものであります。ですから、この都営住宅の建設に伴つて、地域的な要求をかなえると

ます。公共施設の建設を都営住宅の建設とあわせて、現在市側ではどう考へておられるか、この二点について質問を行いたいと思います。

○議長（秦正一君）　板垣正男君の質問についての答

弁を求めます。都市整備部長。
○都市整備部長（伊藤正吉君）　神鋼電機社宅跡地の都営住宅の関連の御質問でございます。

建設時期と規模、内容でございますが、建設時期につきましては、当該地が埋蔵文化財の指定地でございます。そういったことで、存否確認をしなければ着工できない、そういうような現状でございます。都の方の意向をただしましたところ、落川地区の都営住宅がやはり存否確認で調査が完了しておらない、そういうような形で、それが終わつてからこの栄町の建設に着手していきたい、そういうことですから、これから落川地区の調査が終わりますと、早くこれから三年ぐらい先になるのではないかという見通しでございます、現在。

それから規模でございますが、敷地面積が二万一千七百八十平米でございます。それで建設計画でございますが、鉄筋コンクリートの三階建て、九棟、百六十五戸でございます。それから付属施設といたしまして、集会所を一つその中に設ける、そういうことでございます。

それから、二点目の周辺住民の公共施設の関係でございます

いうことから、公共用地、あるいは施設の建設もあわせて検討していく必要があります。具体的に質問に入つていきたいと思ひます。ですが、都営住宅の建設の概要といいますか、規模、建設の時期、そして道路等の取りつけの問題、それから都営住宅の目的でもありますか、ただ単に入居して人が住むという一般的な目的を持たせた住宅なのか、それとももつとほかに目的を持つたものなのか、この点をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

二点目に、公共施設の問題であります。御承知のように、昨年の六月の第二回定例議会だつたと思ひますが、周辺の住民から地区センターを建設してほしいという請願が議会に提出されました。審議の結果、たしか採択されているはずであります。こういうことからも一つが、この際、公共施設の建設を考えいくことが必要だと思いますが、それに先立つものは何といつても用地が必要であります。用地をどういうふうに取得するかということになつていくわけでありますので、私の希望とすれば、都有地の一部を地域的な公共施設用地として、何かの方法で市側に提供する、あるいは取得するという関係が生じることができないのかどうかということです。

が、これにつきましては五十三年の十一月の十七日付で、市役所内部の各主管課の要望を踏まえまして、合計十二件ございましたが、これらの要望方につきまして都の方に申し入れしてございます。

それで、そのうちの主なものといたしまして、都営住宅の住民が利用する集会所のほかに、付近の住民が使用できる集会所建設用地、約四百平米以上を確保してもらいたい、それから、その都営住宅の北側に現在ございます日の宮神社の参道敷地に道路の関係でございますけれども、区域内に都市計画道路の二・二・十一号が通るわけでございますけれども、この辺につきましても整備してほしい。それから、この地域から都道十六号線に抜けます市道六号線でございますが、これについて現在は幅員が四メートルのところもございますし、また五メートル近いところもあるわけでございますが、これを平均六メートルに拡幅してください、それから開発区域からの市道から都道に抜ける場合に、あそこにすみ切りがございませんが、そのすみ切りについてもやってほしい、そういうような要望を踏まえまして、十二件の要望書を出してございます。

以上が今までの経過でございます。以上でございます。

○議長（秦正一君）　企画財政部長。
○企画財政部長（前川恒雄君）　この都営住宅建設の

目的でございますが、これは現在日野市内にございます都営住宅のうち、多摩平にあります都営住宅と、それから豊田の北口にあります都営住宅を建てかえたいという計画がござります。この二つの団地を建てかえるための一つの拠点としまして、いわゆる転がし方式で、居住者を一時他の場所へ移さないといけない、こういうことからこの栄町の都営住宅を建設し、順次ここを拠点にしまして、日野市にあります都営住宅の建てかえを推進したい、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（秦正一君）

板垣正男君。

○十五番（板垣正男君） 十二件の要望点にまとめて都側に要望しているということではあります、大体回答が来るといいますか、協議が成り立つという時期は、一体いつごろと見ていいのか。遺跡の調査が終わって、都営住宅が建設される時期は、大体三年後だらうというお話があつたわけではあります。それまで協議が継続されていくのか、それともその前に、早い時期に合意点を見つけて、そういう条件、あるいは要望点の確認をするのか、その点をひとつお伺いしておきたいと思います。

それからもう一点は、集会施設の用地を四百平米以上確保してほしいという要望を出しているそうではあります、四百平米以上ということになりますと、かなりの敷地面積があるので、必要なんぢやないか、こういうことを申し上げてきたわけであります。

いか、そういたしますと、四百戸近い都営住宅におけるさまざまな要望をかなえるというふうに見る必要があるのではないか、そういう観点から五百戸に満たない都営住宅の場合でも、公共施設の問題を都側と折衝する、あるいは検討するということは必要なんぢやないか、こういうことを申し上げてきたわけであります。

ですから、ただ単に百六十五戸の都営住宅がつくられるということだけに限定しないで、もつと地域的なものを考慮する中で検討する必要があるのではないか、そう思います。その辺の考え方について、あわせて市長からひとつお伺いしておきたいと思います。これは二点目の質問に関連させたいと思います。

もう一つの再質問ですが、企画財政部長から説明がありました都営住宅の目的といいますか、これについては、古い都営住宅の建てかえ事業の一つの拠点にしたいという考え方であります。これは一つの東京都の古い住宅の建てかえ事業を進める上で必要なことかもしれません、問題点がありはしないか、こういう懸念をするものであります。

それは、建てかえ事業を行つてある際に、一時の仮住まいと申しますか、一時そこに移つて、建てかえ事業が終わつたらさらにそこに帰つてくる、再びそこに戻るということが行われるわけであります。そういたしますと、この栄町の周辺、都営住宅の周辺はかなり引っ越しの車で混雑するといいますか、そう

行つてきたことを踏まえて、理事者は、集会施設で足りるということなのか、あるいはもつと多目的な目的を持たせた施設として、今後計画を持っていきたいというような構想でも持つておられるのかどうか、この辺のところを一点お伺いしておきたいと思います。

御承知のように、都営住宅は五百戸以上建設いたしますと、たしか保育園をつくるというような基準になつて、いるようあります。一団地五百戸以上ということになりますとかなりの戸数になりますから、これはこれとして当然必要なことと思いますが、五百戸に満たない場合、しかもかなり古くから建設されているというような都営住宅がかなりあるわけであります。こうしたところには、都営住宅の建設によつて、行政的な需要というものがかなり高まるわけであります。いつまでたつても都側からの公共施設、保育、福祉、あるいはその他における東京都の財政的な裏づけ、あるいは援助というものが来ないわけであります。

五十二年の第二回定例議会での一般質問の中で、私はこういう提案をたしか行つて、いるわけであります。新しく建てられる都営住宅は百六十五戸、新町にございます堺久保都営住宅は二百二十戸、合わせまして三百八十五戸になるわけであります。それぞれ団地は一団地ではないわけでありますけれども、地域的に見たら大体同じようなところにあると見てもいいのではな

いことが頻繁に行われるということとも考えられるわけであります。幹線道路、あるいは国道に通ずる道路などが整備されて十分交通、騒音対策等がとられ、心配のないような状況であるならば、私はそれもよしとするものであります。御承知のよう住宅地の真ん中であります。周辺の市道がよく整備されているとはい、そう広い道路はないわけでありますから、そういう周辺の交通事情、あるいは騒音、等々の問題が生じない範囲で、協議を詰める必要があるのではないか、そう思います。その点を再質問の三點目にお願いしたいと思いますので、お考えを述べていただきたいと思います。

○議長（秦正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 長年日野市内に企業として、あるいはその従業員は日野市民として所在をされておりました神鋼電機が、企業の都合によつて、豊橋に集中するため、東京工場を処分された、遺憾などいましょか、これが一昨年あつたわけであります。その際に工場敷地の分は、御承知のとおり私どもの第六中学校予定地、それから都立高校を誘致する予定地ということで、それぞれその用地を受け継いだわけであります。それから、新町、栄町にあります社員の住宅の部分、これも相当な面積がありまして、あちこちの開発企業、あるいは住宅公団、それから都の住宅局、それぞれその用地の確保ばかりしのぎを削つた経過がありました。

それで、結果といたしまして、開発企業はそれぞれ引っ込んで、残ったのが住宅公団と都営住宅であつたということなんですが、私は、他人の土地のことでもありますし、一番公共的な意味を持ち、かつがんばろうというところが多分取得されるだろうという程度の、間接的な指導をやつたわけですが、東京都住宅局の方がより高度な政策を持ちまして、それが取得することになつたわけです。先ほど、目的というものはどのように答えておりました。つまり、一つの住宅政策として、吉い木造平家の環境をよくして、少しばかりでも数をふやしていく、そういう政策が都ではとられておるわけであります。

私どもの日野市といふ立場にいたしますと、そういう機会に地域の要望、あるいは周辺の環境、あわせていろいろなから要望をもちろん相当厳しく提示いたします。ここの場合には、いま部長からお答えをしておりましたとおり、環境をよくするためのいろいろなお願いをしております。なかなか、一方にはそういう施策のために戸数がふえて、人口がまたたくさんになるということも、他の公共施設、特に学校やその他に影響いたしますからして、なるべく改築後の戸数がそうふえない状態にしていただきたい。

都の言い分では、原則的には二倍ぐらいにさせてほしいということですが、私は一倍半ぐらいが許容、許容できるといいましょうか、容認できる範囲だというふうなことも言っておりま

す。そこで、たしか従前の会社の社宅は百幾つかあったと思っておりますが、百六十五戸といふうな低層住宅、三階の範囲で計画をしているということであります。

しかし、それらのことを、私どもがすべて認めたということでは無論ありません。日野市に一つのそういう目的を達成するために改築をしようということですから、日野市の言い分は、一〇〇%聞いてもらつて、しかも目的を達するというふうに交渉するわけであります。一〇〇%という言い分の中には、排水のこと、いま言われます特に神社に近い部分を、ひとつ周辺の住民のために、周辺の住民と新しい市民との仲よくなる協調のためにも、そういう施策が必要であるということを強く求めております。

これまで、特に住宅局が都営住宅を建てようといった際には、地元が求めます関連公共事業につきまして、ほとんど要求にこたえてくれる、こういうかなり思い切った政策があります。それに準じて、市民要求並びに自治体としての要求を確保していきたい、このように考えております。

もちろん、改築のために戸数がふえる部分につきましては、将来、小学校、中学校、それらの公共施設の都の負担の中に、全部計算をしてまいります。そのことがどこで実現されるかと

いうことはこれからのことになりますが、都営住宅の居住者の子弟が通う学校には、必ずそういう数の範囲内で計算をしてい

く。その基準は、御承知のとおり、千戸に対しまして小学校一校地、五千坪であります。それから中学校は、二千戸に対して一校地。伴つていろいろな財政負担の基準もあります。そういうことを逐一、都が別段それを値切るとか逃げようとか、そういうことではありませんからして、根拠のあることをしつかりと主張して、住民要求をあわせた、自治体としての都と市の信頼関係を確立していく、こういうことに従来なつております。知事がかわってどういう態度になられるか、そのあたりはちょっと不明確な点もありますけれど、従来どおりの立場で主張をし、かつそれを確保していきたい、このように考えております。何せ市内に所在する土地ですから、日野市との協調抜きに仕事ができるはずもありませんし、そのことは住宅局当局も十分御承知である、このように考えてよろしいと思つております。以上です。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 三點目につきましてお答え申し上げます。

この団地に入る居住者の方々のうち、ある部分がいわゆる古い都営住宅の建てかえのための引っ越しである、こういうことでございますが、これはそのとおりでございます。ただ、全部の方が、つまりまたもとへ戻るかといいますと、この点は本人の希望によりまして、ケース・バイ・ケースだそうでございま

す。都の方針としましては、この栄町の方へ移りまして、そこにずっと住みたいという居住者にはその住宅を提供する、もとの木造が建てかえられて、もとのところへ戻りたいという人はそのようにしたい、こういう計画だそうでございます。

そこで、御心配の点はわかるんですが、日野市の木造住宅について言いますと、現在建てかえようとしております木造住宅の数は六十七戸でござりますし、全部の戸数に現在居住者がいるわけでもございません。そういうことから見ましても、栄町の方へ入る居住者がどれくらいあるか、それから、さらにそこからもう一度引つ越し人がどれくらいあるかといいますと、それほど多くはないんではないかというふうに考えております。確かに御心配の点もございますが、踵を接して引っ越しの車が行き交うということにはならないんではないかと考えております。以上でござります。

○議長（秦正一君） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 五十三年の十一月十七日付で要望書を都に出してあるわけでございますが、それの協定につきましては、都側の回答を現在待つておるわけでございますけれども、一日も早くこの協定を結ぶように私の方も努力してまいりたい、かように考えます。以上です。

○議長（秦正一君） 板垣正男君。

そこで、もう一つ市長にお伺

いしておきたいんですが、要望点の一つである四百平米の集会施設用地が提供された。日野市に都側が心よく提供した、手に入つたということになりましたら、これは集会施設をつくるということに当然なつていくと思いますが、集会施設だけにとどめておくか、その他の公的な施設を考えているかどうか、この点をもう一度お伺いしておきたいと思うんです。

場合によっては問題点が生じるかもしれません。遺跡の調査も含めまして、都側との折衝、協議を進めていくいただきたいと思います。

○市長（森田喜美男君） そこまで考えておるというわけじゃありませんが、当然地域では集会施設も要求され、かつてこちら同四つ子共の達成易等も、畢竟を守る中で、つまり封

また多少周辺に二体の迹を残すが、現存するものは、この精良な木彫りで、その工法の高さは、想像を絶する。木もあそこには残したいと思っておりますが、そういうことで地域の要望にこたえることを都側に求める、こういうことをやつてまいりたいと思います。

○十五番（板垣正男君）　まだ具体的に検討は進んでい
ないといふことのようにも受け取れますので、今後事態の進展

に合わせて、住民要望をかなえる方向でひとつ検討していく
いただきたいと思います。

神鋼電機の社宅があつた際には、神鋼電機の社宅住民も含めて、あの地域のさまざまな事柄が成り立つていただけであります。現在、あの地域は空白の状態になつておりますし、今後三年間、いまの更地のままで経過するということになりますと、

の考え方といいますか、そうしたものについてひとつお伺いしてみたいと思います。

最近、新聞等でも各地の伝統的な芸能、あるいは行事の復活を云ふ記事がござります。それとあわせて、新しく市民が其

同して文化行事を行うとか、あるいは芸能に類する行事を行ふとかいうことがあるわけでござります。新聞をめくつてみま

すと、そういう記事はたくさんございます。市政図書室に行つてまいりますと、民俗関係のこうした記事の切り抜きがございまして、一冊こまごめられております。そういうものをめくつ

てみると、東京だけでもいろんなところで、いろんな歴史の遺産を掘り起こす、新しく継承、発展させようという住民、市民の心意気が伝えられておるわけであります。

ちょうど七月、八月、九月ごろになってまいりますと、市内の各地で、自治会主催のお祭りであるとか、あるいは盆踊りであるとか、さらにはかなり広範囲にわたる地域が一つになりましてお祭りを行う、こういうようなことが進められております。市長もゆかたがけで踊りの輪の中に入るとか、あるいはみこを担ぐというようなことを経験されたかもしれません。あるいはしてないかもしませんが……。

こういう市民のだれもが楽しむことのできる祭りやさまざまなか
な郷土に伝わる行事に参加するということを、ある人は、連貫
とエネルギーを発散する場所だというふうにも言っておりまし
私は、こうした民俗芸能的な、あるいは行事的なものを学問的
に解析するとか定義づけるというようなことを、もちろんこ
で論ずるわけではありません。ごく一般的に各地で行われて
おりますこうした、総称して言えば文化行事ということになら
わけであります、踊りであるとか祭りといったようなものた
今後さらに市民のものとして、住民のものとして、一人一人

うことになるわけでありますから、そういう点を十分考慮に入れて、住民の要望にこたえていただきたいと思います。これをもって質問を終わります。

○議長（秦正一君）これをもって十四の一、神鋼電機社宅跡地（栄町）に計画している都営住宅建設と公共施設に関する質問を終わります。

問者、板垣正男君の質問を許します。

の考え方といいますか、そうしたものについてひとつお伺いしてみたいと思います。

最近、新聞等でも各地の伝統的な芸能、あるいは行事の復活を伝える記事がございます。それとあわせて、新しく市民が共同して文化行事を行うとか、あるいは芸能に類する行事を行なうとかということがあるわけでございます。新聞をめくつてみま

そこに参加する行事として発展できたならば大変いいことではないか、そう感じてるところであります。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そこで、行政とのかかわりは一体どうかということになるわけであります。私たちは、議会でこうした問題を問わず、すべての問題で取り上げて論議するということは、ただ単にその地域で起きている問題や行事をあれこれ述べただけではいけないわけでありまして、そのことと行政がどうかかわりを持つかかるところで論議をするわけであります。

市長は、先日の橘議員の質問の中で、体育や子供の体力の問題に限定しないで、文化行事的なものも含めて、市民の中からそういうようなものが起ころてくる、盛り上がりてくるのがいいんだというような、伏線ともとれる答弁があつたんですが、これはまさにそのとおりだと思います。そのことだけを論議せざれば、何も一般質問で取り上げる必要もないし、わざわざ市長の考え方をただすことにもならないんじやないかと思うのです。

そこで、もう一步突っ込んで、私はひとつ市長の認識の深さを文化程度の高さを御披露していただきたいということで質問を行うわけですが……（「いいぞ」と呼ぶ者あり）先ほどの私が申し上げましたように、各地で起きている文化行事、あるいはさまざまな伝統的な行事を、市民のものとしていくといふ

ことを一層発展させるために、各地で起きているものを一つにして、全体のものにしてこうした行事が行えないものだらうかという希望であります。これはすべてを網羅して行うというものではないわけでありまして、物理的にそれは無理なものもあるわけであります。単純にすべてのものを一つに集めるということではないわけですが、そうした趣旨、市民の共通することだらうが、だれでもが参加できる、そうした行事を行えないだらうかということが私の関心事でもあり、また二、三の市民との会話の中で話されたことでもあります。

私は質問の表題に「市民祭り」というふうに仮に名づけたわけありますけれど、この名称はどんなものでも結構であります。町田で、昭和四十八年から「市民祭り」というのが行われておりました。ことはどういうことか正確にはつかんでないいのであります、行わぬといふことなども聞いております。三多摩の各市町村を見ただけでも、「市民祭り」というような名前で盛大に行われているところもあるわけでございます。たとえば八王子のお祭りなどは大変盛んでございます。あるいは国立、府中市も行われておりましたが、ことは市政記念日とかち合って、どういう方向に発展するかちよつとまだわからぬようでございます。

あるいは全国をとつてみましても、本当に数え切れないくらいいろんなところで祭りが行われております。札幌市などは、

らしいのではないか、そう考へてゐるわけでございます。

市長も、かつて「ふるさと祭り」ということで予算化をしておりますし、恐らくその予算も目的どおり、大いに役立つたものではないかと思います。そうしたことなども踏まえまして、市長の考え方をひとつお伺いしておきたいと思います。

○議長（秦 正一君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 御提案の市民祭、これはかねて日野市でも、何とか成り立たせたいということいろいろ考えてみるんですが、まだどうも行政側のいまの頭脳では、市民に火をつけるだけの力が不十分だという実感を持っております。

いままで文化祭ということで、秋には相当けんらん多彩にやられておりますけれど、これは主として屋内の展示的なお祭りとまる、たとえば広島がカーブスの球団を持つていて、これに關する限りはすべて同じ広島の市民という、そういう何かがあるということはきわめて有意義だと思つております。近隣市では立川に花火大会があり、それから東京では両国でしようか、花火大会が復活したり、町田ではわりあいに早くから、市民サ

イドからの盛り上がりによる市民祭が行われたというようなこともあります。

「雪祭り」というものを行つておりまして、外国からも参加しているということを聞いております。これはいまから二十数年前、当時の市長が提唱して、高校生、中学生の雪による彫刻から始まつたということを聞いております。その趣旨はどういうことから行わたかと申しますと、北海道は雪によつて道民、あるいは市民の生活が大変困難な状況になるわけでありますけれど、その雪を逆に市民のものにするために、こうした「雪祭り」というものを考えたんだ。こう述べているものを読んだことがござります。あるいは南の長崎に行けば、全国的に有名なお祭りが行われておりますし、横浜市では「港祭り」ということのほかに「市民祭り」というものも行つております。

同じものを、私は日野市で行えということではございません。一つのこうした文化行事、あるいは伝統的なその地域に伝わる行事を発展させて、市民が連帯意識を持つ、あるいはそのことを通じて住民自治の発展にも役立つということを考えるならば、市がすべてをおぜん立てて主催して、あるいはお金を全部出して、何から何までやつて「さあやつてください」ということではなしに、一つのこうした土壤をつくる、あるいはきつかけをつくるというようなことを考へてもいいのではないか、そう思います。これには市長一人が考へて、プログラムをつくって示すということではなくて、私は、現に携わっておりますたくさんの市民の方々の経験や知恵を拝借して、練り上げていった

日野市民は、近來の都市の形成といいましょうか、要するにあちこちから集まつてきておるわけですが、それらを精神的に統一する、つまり昔の部落共同体の氏神さんに相当するようなものが結集しないわけですから、これを何とかとにかく気持ちを一つにまとめる、こういうことは愛市精神といいましょうかあるいは自治の意識に大変いい影響をもたらすものでありますから、ぜひやりたいというふうに考へております。そこで、いろいろあるうと思っておりますけれど、早速そういうふうな検討会の組織をつくりました、あるいは実行委員会のようなことにまで発展をさせて、近い将来にそういうことの端緒をつくりたい、このように考へております。

こここの市役所の庁舎、あるいは予定いたしております市民会館、あるいは前庭の続きの中央公園、これらがつまり日野市民の期せずして集まる場所である。とかく日野市にはへそがない、そういうふうにも言われる面がありますから、何かそういう集中のできる、そいつたエネルギーの一一致できる、そういうもののをぜひほしいものだ、このように考へておりますので、お力添えをぜひお願いしたいと思います。

○議長（秦 正一君） 板垣正男君。

○十五番（板垣正男君） 広島市は広島カープスというプロ野球の球団を持っておりますし、幾つか例を挙げて市長も紹介されたわけありますが、日野市にも全国に誇るものを持

つております。「緑と清流を取り戻そう」……（笑声）市政の

スローガンとして掲げているわけですが、これは市政の一つのスローガンとして掲げて、これに向かって行政を進めるということで、大変結構なことであるわけであります。

市長の言うように、いろんな市民の方の知恵を集めれば、私は、十四万市民が一つになつて楽しむことのできる祭りは実現できる、こう考えております。いま答弁されたような方向で、

今後、市側でも十分考えていただくということで、私もよろしいかと思います。

以上をもちまして質問を終わります。（笑声）

○議長（秦正一君）これをもつて十四の二、「市民祭り」について問うに関する質問を終わります。

次に十五の一、市政の基本を問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（石坂勝雄君）市政の基本を問うということを伺いたいと思うんですが、実際は私は新政クラブに所属しておりまして、自由民主党の党員の一人であります。そこで、市政に対しては私も批判勢力の、いわゆる正しい批判勢力の一員でございます。しかも、今回の地方統一選挙に当たりまして、いわゆる全国的な衆人環視の中であつた東京都の知事選は、幸いにして公明、民社、一体となつて推しました鈴木都政が誕生したのは、私はまだそのときには議員ではありませんでしたが、いわゆる、美濃部都政の中間点であつた六年前ではないかと思います。そのときには、全国的に見て恐らく大都市圏、特に大阪であるとか、京都であるとか、横浜であるとかというところが、革新の市政であったと思います。そういう面でいけば、よく共産党の議員団の人々が言うように、革新の流れが、いわゆる今度は中道的なものに変わりつつあるのが、現在の状態ではないかと思います。

○議長（秦正一君）石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）近ごろの一つの政治の潮流の変化といふんでしようか、保守復権の多少の兆しがあるということは、一つの現実と見ていいと思つております。それはなぜかと言ひますと、国民が、何といいましょうか、政治に失望してゐる、そしてあまり变革を好まないといいましょうか、世直しをしようという意欲すら麻痺をしたといいましょうか、一時のそういう潮流が出てゐるといふうに言えるかも知れません。

私の革新という理念は、もう何回もすでに申し上げておるとおり、「憲法を市政に生かそう」ということでありますから：（笑声）このことは動こうはずはありません。長い歴史で見ますと、保守、革新といふのは一つのあざなえるなわのようなものでありまして、革新も惰眠をむさぼつてゐると革新ではなくなる、保守もまた一生懸命に切磋琢磨すればやっぱり一つの時代を変えようという理念が生まれてくる、こういうことでし

いたしたのであります。

そういう中で、いよいよマイタウンと呼べる東京をつくる鈴木知事のもとで、いわゆる一九八〇年代の首都の東京と地方自治をどう進めていくかということを、これから開かれていくのが東京都政だと思います。しかし、現実には東京都政は非常に財政が窮乏しております。そういう中で引き継がれた鈴木知事は、私は本当に大変だと思います。

しかし、新聞の発表が六月の十二日にありましたように、骨格予算であつたものを、鈴木知事は年間の予算にほとんど福祉の後退、それから一般的な予算に対しても、一部を九月なり十二月の補正予算に残して、いわゆる年間予算を策定したことあります。

しかし、私たち日野のこの森田革新市政が誕生したのは、私はまだそのときには議員ではありませんでしたが、いわゆる、美濃部都政の中間点であつた六年前ではないかと思います。そのときには、全国的に見て恐らく大都市圏、特に大阪であるとか、京都であるとか、横浜であるとかというところが、革新の市政であったと思います。そういう面でいえば、よく共産党の議員団の人々が言うように、革新の流れが、いわゆる今度は中道的なものに変わりつつあるのが、現在の状態ではないかと思います。

○議長（秦正一君）こういう中で、森田市長の非常に革新的な政治哲学は、私も

ようからして、そう喜んだり悲しんだりしなくともいいと思つております。私は私の信念に沿つて日野市民の生活を守り、自治体としてりっぱな地域社会をつくるためにがんばろうという気持ちでいっぱいござります。

○議長（秦正一君）石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）市長の「憲法を市政に生かす」という、いわゆる基本的な政治理念を聞きましたので、さらに私は質問を続けさせていただきたいと思います。

先般、通告質問の中で共産党の米沢議員さんが、いわゆる鈴木政は減量都政とか、いわゆる冗費的な節約をされて、内部に節約のみを強いて、美濃部さんが長くやられた国の財源戦争には、むしろ従うんではないか、こういう中で市民生活を守るためにには、どうしても、たとえば福祉の一部切り下げが行われるやに新聞紙上でも発表になつております。それから一部、たとえば体育関係の予算なんかにも、ついてないものもござります。

そういう点で、私はまた老人の乗車証の問題も、所得制限等によつて、見方によれば、いわゆる老人に感謝の誠を表するという意味で、差をつけたということに対しての云々もあります。しかし見方によれば、本当の意味の弱者を救うということであれば、私は少なくとも鈴木知事が断行したことは正しいのではないか、こういう評価の中で考えていきたいと思います。

そういう点で、私はまた老人の乗車証の問題も、所得制限等によつて、見方によれば、いわゆる老人に感謝の誠を表するという意味で、差をつけたということに対しての云々もあります。しかし見方によれば、本当の意味の弱者を救うということであれば、私は少なくとも鈴木知事が断行したことは正しいのではないか、こういう評価の中で考えていきたいと思います。

そういう中で、都が確かに美濃部都政の中で、国に先がけて先導的に施行した問題も数々あります。また、いわゆる自主権という、税制の中で制限税率いっぱいに取るような問題も、他府県に先がけて国に一つの反省を求めさせたということは、私は、見方によれば評価ができるのであります。しかし都の内部努力もしなくてはならないと思います。そういう点を考えた場合に、市といえども、これからは恐らく体制内の内部努力が私は必要ではないかと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

そういう点を考えたときに、私はよく、過日の質問で自主権の確立とか、地方自治のいわゆる主体性ということが討議をされ、また米沢議員からも指摘されております。そういう点は、私も全く同感であります。國には國の仕事があると思うんです。都には都の仕事があると思います。市町村には市町村としての、市民生活につながる、やらなければならない問題があると思います。一例で見れば、教育においても恐らく、全部とは申し上げませんが、大学教育は國の責任であります。いわゆる短大以上は國の責任であります。都においては、私立学校も含めて、高校は都道府県の責任であります。われわれ市の段階といふのは、小学校なり、中学校なり、保育園なり、幼稚園という、こういう分野が、全部とは私は申しませんが、市区町村の責任だと思います。

日本で一番人口の少ない市であります。そういう中でも、いわゆる市営において観光的な要素がありますが、市内の循環バスをやっております。宇都宮というものは昔は炭鉱の町であります。しかし、いまは化学製品の町というか、そういう形の中でも常磐公園というりっぱな公園的な湖がございました。

こういう中で、私は少なくとも日野で、こういう市独自の事業である市立病院なり、保育園なり、公立の幼稚園なりをつくりっているものの中で、これらと裏はらにいってない層と、また利用できない層の、いわゆる公平な市税の分配をしてやることこそが必要ではないかと思います。そういう点で、企画財政部長に対して、財政的な見地から見たこういう施策が、今後できるかどうかをお伺いしたいと思います。

そういう点で、市立病院にどうしても、私、地域的なことを申し上げてはなはだ申しわけないんですが、高幡以東のようない地域だと、日野というのは中央線と京王線が並行して走つておりますので、いわゆる市内循環バスがなければ、市立病院に行くにも、当然八王子を廻つていかなければならぬ、極端なことを言えば、立川を廻るなり、日野の駅まで来て、また多摩平の市立病院に行かなければならぬ、こういう中で、まず市立病院のような、山口市で見てきたから申し上げるんではございませんが、長年、こういう通告質問等でも、この市内循環バスの問題は申されてきてると思います。そういう点で、少なくと

こういう点を考えますと、恐らく、國が交付金の算定基準を決めるときの需要額に対しても、市独自でやつて、たとえば日野で幼稚園をやつて、森田市政の中でお年寄りに理美容券を出しているとか、敬老バスをやつているとか、こういう問題は、基準財政需要額には算定されないと思います。しかし、全く市としてはこういう事業を推し進めは、重要であり、また市民生活を守る上で一番大切なことではないかと思います。需要額に見られないからやらないというのではなく、特に森田革新市政の中では、もっともっと推し進めていくことこそ、森田革新市政のよさが出るんではないか、こういうふうに考えます。

しかし、問題は財源の問題だと思うんです。そういう中で私がお聞きしたいのは、特に一点を挙げますと、日野で、現在、幼稚園なり、保育園なり、市立の病院を経営しております。しかし、見方によると、おのの市民として、公平に恩恵に浴しているかどうかということに対する対しては、非常に不満があると思います。地域的な問題、たとえば公立の幼稚園に行けない人、また保育園にもはいれない人、こういう格差の問題を、少なくとも市の固有の自主財源でどうしていくかということこそが、大切ではないかと私は思う 것입니다。

その点で、私は過日、総務委員会で山口市と宇都宮市に行政視察に参りました。あの山口市というの、県庁の所在地では、

も市長のいまの政治理念を聞いた場合に、何か今までよりもより積極的にやるならできるのではないか、こういう点でまず財源的なことから企画財政部長にきょうはお聞きしたいと思います。

もし、循環バスがどうしても出せないとするならば、このどうしても必要とする地域に、何かの形の中で、補助金のようないものが市費で出せないかどうか。この補助金政策はそう好ましい姿ではないので、むしろ循環バスを市営でできないかどうか第一点であります。

その次に、保育所なり幼稚園に行つて、特に公、私の格差の是正の問題であります。これは三月の予算においては、東京都では、いわゆる父兄負担に、四歳児に千八百円、五歳児に二千円の問題も、三月の骨格予算では打ち切られておりました。ところが今度の六月の鈴木都政になると、打ち切られるんじゃないかな。こういうようなうわさが流布されていましたが、全面的に復活してまいりました。

そういう中で、少なくとも、國がいま導入している就園奨励費というものが、ことしは去年の最低ランクの七千円から三万六千円になっております。月額に割ると三千円であります。そういう点を見ると、日野の公立の幼稚園の保育料の差が、私立の入園金を六万円と算定しても、現在公立の幼稚園が三千円なので、四千五百円の差まで、いわゆる国の就園奨励費というよ

うなもののかさ上げなどによつて、差が縮まつてまいつております。そういう点では森田革新市政が、日野の財源に、いわゆる五七%という自己財源がある中で、一段の努力をすれば、この問題は少なくとも解決できるのではないか、この二点をやはり財政的な見地から、企画財政部長に伺いたいと思ひます。

その二点をまずお聞きしまして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（秦正一君）

企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）

お答え申し上げます。

第一点の循環バスでござりますが、これはいままで、たびたび交通対策委員会等で、御質問のような御趣旨の意見を承つております。結論から申しますと、大変困難であるということでございます。理由は幾つかございまして、まず第一の理由は、循環バスを通すいわゆる道路でござります。これは先ほど京王の専門家によります調査をしてもらいましたが、市内で循環バスをもしやろうとするならば、非常に単純な路線でありましても、十数カ所の道路の隘路がある、こういう問題が一つござります。

それから、もう一つは路線の問題でござります。いま日野市は、御承知のとおり中心になる場所といいますか、いわゆる町のセンターというのがございませんので、幾つかのセンターに

道路事情、その他を考慮しましたところでは、非常にむずかしいと残念ながら申し上げる以外にはございません。

第二番目に、いわゆる幼稚園の公私格差についてでござります。これにつきましては御承知のとおりの状況で、いわゆる都が格差是正のために出しております補助金に、市が上乗せして出しておりますわけでございますが、石坂議員のおっしゃるのでは、端的に申しまして、市の分をもっとふやすことはできないか、こういうことでござります。

このこと自体につきましては、前に御質問でお答えいたしましたが、現在の公立保育園の保育料そのものに一つの大きな問題があるんではないかということで、現在事務サイドで、検討会を持って検討中でございます。近い将来、それを市民を交えた研究会で審議していただきまして、また議会にもお諮りしたいということを御報告しておりますが、そのような形で格差是正を図りたいと思っております。

そういうことでございまして、私ども、このような補助金、つまり個人に補助を出すという制度をこれ以上拡大すべきであるかどうかということは、一つの大変大きな問題点であると思ひます。それからもう一つは、これは補助金そのものにかかわることでございますが、つまり都の政策としてある政策が行われる、それについて都が補助を出す、ところがある時点になりますとその補助が打ち切られる、そしてその後どうするかとい

分かれている、そういうような地形でござりますので、このそれぞれのところを結んでいくと、いう最少の路線をつくりましても、非常に路線のつくり方がむずかしくなります。つまりどこかの方に不満を必ず生じさせる。皆さんを満足させるような路線をつくるということは、ほとんど不可能に近いという状況でござります。

それから、もう一つは循環する回数の問題でござります。これが、実際にやる場合になりますと、たとえば一日に二往復とか、あるいは三往復では、実際上の問題として役に立たないわけござります。これは何十分に一回というような回数で循環しなければなりません。そういうふうなことを考えますと、結局、経費の問題に立ち至るわけでござりますが、ざつと試算をやってみましたが、ごく単純な路線で、回数もそろ多くない、少ない回数でやるという考え方で試算してみましても、はつきり申し上げて、循環バスを回すぐらいならタクシーを利用しているだけで、タクシー代を払った方が安くなるというようなおかしな試算になっちゃうわけでござります。

このようなことで、現在のところ市で循環バスをやるというようなことは、実際問題としまして、市民の方にそれほどの便益を与えるものでもなく、また、もしやった場合には、大変な不公平をある部分では生じさせてしまう。こういったことがございまして、私どもとしましては、いまの日野の地理的な状況、この公、私の格差是正につきましては、幸い復活されましたので、六月補正をお願いすることになりますけれども、いつでしたか、杉山議員でしたかおっしゃいましたように、都がくしゃみをする市がかぜを引くというような状態は、決していいことではないと私どもは考えております。やはり自主財源の強化といいますか、これをまず第一に考えるべきである、このよううに考へておられるわけでござります。以上でござります。

○議長（秦正一君）

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）

いまのお答えに対することは、私は意見で最後に述べたいと思うんです。

次に、いまの企画財政部長のお答えの中で、当然、都が何か先導的に予算をつけておいて、もし切られた場合には、市の一般財源の負担になつてくる、こういうような幼稚園に対する見解が出ていくようなんですが、少なくともこういう点から見た場合に、今度は教育目的で教育長に伺いたいと思うんですが、公立の幼稚園なり、私立の幼稚園でも私は適用されると思うんですねが、いまついていろいろな都の父兄負担にしても、国の就園奨励費にしても、いわゆる福祉的な要素が非常に多いと思うんです。そういう点を見た場合に、保育園に対しても、いろ

んな所得の基準によつてランクが設けられている。ただ問題は国の基準にだけとられてない。過日、私が質問したときに、市長は、鋭意努力して國の基準の五〇%に近づけたい、こういう答えが返つてまいっているんです。私がきょう教育長に聞きたいのは、教育長の分野である公立の幼稚園なり、いま企画財政部長のお答えの中で察すると、市も何らかの形で公立の保育料の見直しというものを考へてゐるやに受け取れるので、そうした場合に、公立の幼稚園に行つてゐる園児さんにしても、なかなかいまの経済事情の中では、大変な人も多いと思います。

そういう場合に、保育料に、一時、鈴木知事も、いまの父兄負担に対しても所得制限を加えようではないかというようなうわさが出ました。新聞紙上でも一時発表になりました。そういう点を踏まえて、いわゆる教育扶助料でこういう格差をつける

ということが、教育的見地から見てどう思うか、これは私、教育長の私見で全く結構だと思います。

それからいま一点は、昨日の橋議員の質問にも、日野にはいろいろな企業なり、学校のいろんな体育施設等がある、こういうようなことを申されました。ただ問題はこの施設をどう借りられるか、借りられないか、ただで借りられるのかどうかといふことが問題になつてくると思うんですが、私はごく自分の身近な方のことを一つの例に考へたいと思います。

そういう点で、特に学校が持つてゐる、また学校が用地を確

せていただければ、所得制限をしながら、ごく一般化している教育というようなものを行つていくような形は、必ずしも望ましいことではないんじやないか、こういうふうに思つています。たとえば大学とか、あるいはそのほかのかなり百分の少ないところ、そういう入学率の比較的少ないところについてはある程度そういうことがあっても構わないと思ひますけれども義務教育などにおいて、そういう形をとることが果たしていいのかどうか。

ただ、義務教育であればこそ、逆に言うと、公平にみんな受けられるんだから所得格差をつけるといふことも考へられます。そういうような問題については現在でも行はれておりますように、要保護児童とか、あるいは準要保護児童とか、そういうような形でもつて別途に生活を扶助していく、そしてその扶助の上で公平に学校へ来るときはすべて同じ形で学校へ来ているといふふうな形のものの方が子供たちの立場、あるいは親の立場から言つても、いいんじゃないかな、こんなふうに思つておりますが、これはまだ十分熟した検討ではございませんから、今後ともいま言われたことを一つの示唆として、私自身もその辺の考へをもう少し深めていつてみたい、こう思つております。

それから、プールの云々でござりますけれども、これもいまの現実の問題としましては、プール開放というようなものをやつていますが、このプール開放も大体十五日は学校が行うプー

○議長（秦正一君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） 公立幼稚園などにおいての父母負担というようなものを、ある程度所得などによって保育料にランクをつけた方がいいんじやないか、こういうのが一つの御質問だと思いますけれども……（「違うんです」と呼ぶ者あり）違うんですか。（「ランクを、そういうことで教育目的から見てどう考えるか。自分にはあればないわけですよ」と呼ぶ者あり）ああそうですか。

こういうような問題は、将来は検討していかなきゃならん問題ではあると思いますけれども、私は、私見ということで申さ

ル開放でございます。それから、半分の十五日ぐらいですが、その十五日は社会教育の面から見ての開放、こういうふうにしておりまして、泳力が不足しているというようなことから、せつかく施設があるんだから、子供に泳力をつけてやる期間として、夏休みも十五日ぐらいは泳がした方がいいんだということです、先生方にやつていただいていますけれども、あの十五日というのは、これは必ずしも先生の身分で、指導者つていうんですか、監視者つていうんですか、そういうようなものをやつていてるわけじゃありません。

したがつて、その内容についても、ただ泳ぎを教えるという形じゃなくて、むしろプールでもつて子供たちが楽しく水遊びをする、その中にまた自然に泳力がついていくかもしませんけれども、目的は、楽しくということを中心にして、ちょうど市民プールと同じような形でやつておりますので、そうかたい形をとつていてるわけではございません。

そういうような状況のものを各学校ともやつておりますから、特にあるところに行くものに何か補助を出すとかなんとかといふことは、考へる必要がいまのところないんじやないか、学校のプールを十分子供たち、地域で活用してもらえるんじやないか、こんなふうに思つております。以上。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

非常に懇切丁寧な答弁で、私

は、する気がなければ、ない、いわゆる父兄にそういう所得制限をする気がないという教育長の私見だけお聞きすれば、後の質問の関連があるのでお聞きしてるので……。

それでは、いまの教育長のお考へで、公立の幼稚園の場合のような形に、サイドから見た場合には、所得制限的なものを導入する考へはない。それからまた、いわゆる地域社会のそういう学校施設等のプールも、入れれば今まで必要を感じない。そうなると、私がこの次に今後の基本的な市政といふんですか、行政的なことの質問に入りたいと思うんです。

これは、一番先に教育長にお聞きしたいと思うんですが、そういう中で、このごろ非常に新聞紙上等で出ている問題は、これは日野が特にやはり革新市政の中で、いわゆる教育の中立性、教育の自主権といふか、教育委員会制度の問題が非常に論議されております。特に新聞紙上で皆様御存じのように、中野では準公選制というものが条例化されております。そういう中でこういうのは、現行法規ではいわゆる推薦制というような形になっているんですが、こういうことの考へがあるかないかが第一点。

その次が、この前の三月のときに御質問申し上げましたんですが、今回のほかの議員のやりとりの中の市長の言葉の中で、五十四年度の教育費の中の幼稚園費に、幼保一元化的検討委員会を設置するというような形の中で、百万円が予算化されてお

ります。こういう中で、少なくとももういま少しで一学期が終わらんとする中で、何か具体策、市長への先般の質問の中では、六四ブロックのところに、いわゆる全国に先がけるといふか、東京都でもまれに見るような幼保の先導的なものを持つて承つておるんですが、その辺は教育委員会サイドで具体的なことが練られたか、また検討委員会のメンバーがお決まりになつてあるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。この二点が教育長さんであります。

次は、先ほどの企画財政部長の、いわゆる市立病院に循環バスを通すなら、ハイヤー代金を持った方がいい、こういうようなお答えで、これは極端な答えかどうか知らんですが、そういう財政的な見地から自分は聞いたんですけど、そのくらい、循環バスが通つた場合には、道路事情等によつて、利用度から考えて、いわゆる財政負担が重くなる、こういう判断の中で、私は、どうしてもいままでの森田革新市政は、自治学園とか、非常に福祉的な、いわゆる市民に事新しいといふか、市民に喜ばれる施策は全く鋭意努力されてまいつておりますが、そうなるとどうしても投資的な経費、少なくとも日野のようないい市は、武蔵野とか三鷹のようないわゆるしにせの市とは違うので、どうしても基盤整理、いわゆる区画整理なり、そういう道路網の整備が急務ではないかと思います。その点で自分は多くを要求しないつもりであります。何回も何回も各議員が通告質問等

でされていますが、少なくともさつきの循環バスは通せないという点を考えますと、二・二・五の道路の見通しが今年度中につくのかどうなのか、第一点。

その次は、これは確かに一・三・二の問題は一・三・一との問題があつて、万願寺等の区画整理の中でどうするかというような大きな問題がはらむと思いますが、少なくとも中央線の架橋ぐらいは今年中にかかるのかからないのか、来年に国の予算がつけられる市長の政治的な交渉ができるのかできないのか、この二点をお聞きしたいと思います。

それからあと一点は、都市整備部長に向いたいことは、ともすると、日野は今までどつちかと言うと、市長の言葉で言えば、多摩丘陵を乱開発した、確かに、私は乱開発ではなくて住宅に提供したという、一部先に行われた地帯では法の不備から来る問題もありますが、いわゆる開発行為をやつた地帯の問題のことを一点聞きたいと思います。

そういう中で、いろんな開発行為をした業者が、最後の道路の締めくくりとか、いわゆる既存の部落との取りつけの問題、前回も私は申しておるんですが、こういう点はどうしても、自分のいわゆる分譲なら分譲の目的を果たすと、早く切り上げていきたい、こういう気持ちは心情ではわかりますが、この辺を踏まえて、どう指導なり実施されていくのか。また、今後、ミニ開発等が非常に多くなつていく中で、昨日もそういう問題が

指摘されておりました。竹ノ上議員から、百草園の近くにも、私もびっくりしてはいるようなところを売り出している点を聞いてみて、実は役所はどう対処してのかなとも心配しております。そういう点を踏まえて、開発行為の、自分がきょう聞くのは、最終的いろいろんな締めくくりの段階の業者に対する扱い方をどうされているのか、その辺の問題をお聞きしたいと思ひます。

それから市民部長には、非常に税が年々高くなつてゐる中で、少なくとも雑種地であつたものが急に宅地になつたり、たとえば全然不毛のようないい地が、少し手が加えられたことによって市の課税の基準が変わつてくると、すぐ市ではいろんな課税をする。こういう中を見た場合に、私は少なくとも市の課税権といふのは、市長もいつも申されているように、一つの地方自治体の権能から来る一つのことだと思うんです。そういう点でいけば、少なくともこれは公平であるし、また要当であると理解せざるを得ないんです。

しかし、人間のやることだから、間違つた場合には、課税、何ていうんですか、評価委員っていうんですか、そういう方も選ばれているので、そういう機関にかかつて、たとえば不当の場合には直される、こういうことであるならないが、何かが言つていただければ簡単に直るような、市民に気持ちを与えたとしたら、こ

れは非常に課税に対する権威というか、いわゆる信頼性というものが失われていくんではないか、こういう点で課税に対する

市の考え方、場合によれば、特殊なケースで、学校法人だとかいうものも含まれるかもしれません、そういう点に対する課税に対する基本的な考え方を伺いたいと思います。以上であります。

○議長（秦正一君） 順次答弁を願います。教育長。

○教育長（倉又秀作君） 第一点の準公選の問題でござりますが、これはまだ完全にこういうふうにして固まっているものではないというふうに私は思っておりますが、市民の意見を教育に大いに反映しなきゃならん、こういう趣旨は大変重要なことだと思います。しかし、また一方においては、いまの状況ですぐにああいう準公選をとつてきたときにいろいろな問題が起つてこないか、その辺のことがこれから一つの検討の問題であろう、こう思つておりますので、賛成とか反対とかといふようなことについては、私は意見を差し控えます。

それから、幼保一元の問題でござりますけれど、これは私が答えるよりむしろ市長の方がよりいいとは思いますけれども、私なりのことを持つて、後でまずいところがあれば、あるいは補うことがあれば、市長からひとつあれしてもらいたいと思いますが……（笑声）やはりこれは市政の一つの目玉として、こどし考えられておられたんじゃないか、こういうふうに思いました。

て、余り強いお願いを持ち込むことはまだできない、こういうことが事情の中にございまして、何とかひとつこれの得心をいただきたいという努力に集中いたしております。

いつということは、ちょっといまのところ申し上げられません。それから一・三・二の、つまり中央線の架橋に関しますことにつきましては、建設省の出先、あるいは地建、あるいは本省という関係におきまして、認識をかなり改めていたくことができております。したがって現在の感触では、何回もお答えをしておりますけれど、五十五年度の予算には橋脚部分を予算化していただき、それで二年かけて完成をする、そういうことを十分な可能性を込めて、今後の努力をするところに来ております。

それから、開発の後始末ということなんですが、開発業者は自分の利益目的を完了いたしますと、早く市に何か荷を引き継いで、そして終結をいたしたい立場にあります。しかし、開発によって伴います周辺との道路の関連でありますとか、いろいろまた問題が伴つて出てまいります。これに対しましては、完了しなければ、つまり市の言うことを聞いてくれなければ簡単に引き上げるわけにはいかないという姿勢を打ち出す、そういうふうに基本的には考えております。したがって、多少事務当局の事務遂行のことと、それから全体をながめます私どもの立場と、大いに意見交換をしておるような状況もございます。

す。それで、それについて検討の費用をあそこへ出してもらつたのは、皆さん御存じのとおりでございます。

しかし、これについてどこに委託してあるかといいますと、都立教育研究所長の重松鷹泰氏ですが、この方をひとつ中心にして、いま委員会を、委員会というんですか、研究グループをひとつつくつてもらつて、そしてたとえば幼保一元についての基本的な方針とか、あるいはそれがもしできるとしたら具体的にはどんなふうな方法があるのか、そういうようなことについて、いま検討していただいている。なお、これは非常に重要なことで、だということで、市長がわざわざ都研の重松所長を尋ねて、依頼してきているものでございます。以上でございます。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行政という一つの中心課題と照らし合わせまして、いろいろな御意見ないし提案をいたして、私もいろいろ考えており、まだこれからももっと真剣に考えなきゃならんなどというふうに感じております。

そこで、御質問の中のかいつまんだ点にお答えをするわけであります。つまり、市内循環バスが通せない、されば交通事情はどういうふうに打開していくのか、そういう意味になるわけであります。二・二・五という一番橋通りの吹上とつなぐ地主さんとの交渉、これは気持ちはずいぶん動いていただいております。ただ、少数の人にそれぞれの家庭の事情等があります。

○議長（秦正一君） 市民部長。

○市民部長（田倉高光君） お答えをいたします。

特に固定資産に対します課税上の問題かと思ひますけれども、五十一年度それから本年度が税の固定資産の評価がえの年でもあつたわけでございます。この評価につきましては、土地の公示価格、あるいは相続税の評価というものもございますので、それらにふさわしい、ふさわしいと申しますか、均衡のとれた土地の評価をしていかなければならない、こういうことがござります。したがいまして、そういうもの等の関連の中で評価をいたしております。したがいまして、それに対します一定の税率を掛け税を算出したすわけでございます。

なお、御質問の中で、課税をいたしたもので異議があつた場合に直すんではないか、というような懸念の御質問のようであつたかと思いますけれども、本年度、特に土地についての異議の申し立てが一件、それから家屋について一件ございました。しかし、これは審査過程におきまして、適正な課税であつたということで本人にも通知をいたし、その後の問題としては残つておりますが、適正な評価であつたというふうに理解し、解決をいたしております。

それでなお、そのほか異議の申し立て等があつた場合、あるいは訂正をするかというようなことにつきましては、そういうことについては一切ないということでございます。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 雜駁なタイトルで、多少細か

いところに入つて、低次元な質問をすることをお許し願いたい

と思います。私、最後に簡単に要望というか、意見を申し上げ

たいと思います。

どうか今後の市政運営に当たつては、自主財源は市民要望をかなえるとともに、有効、適切に、しかも市民に公平なあり方の中で、どんどんひとつ使っていただきて、われわれ批判勢力に批判をされない、りっぱな森田市政であることをまず要望しておきます。

その次は、どうか具体的ないろんな、特に道路の問題なんですが、これは少なくとも、いわゆる国分野、都の分野、市の分野のいろんな都市計画街路の中で、特に国の点に対しても、私は、これは市長に失礼かもしませんが、格段の努力がないと、なかなか思つたようにいかないということが出ると、一年おくれることは非常に市民にマイナスを来すのではないか。特に市役所をこの地につくったときの願望でもあり、そういう道路に対する早期の実現を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（秦正一君） これをもつて十五の一、市政の基本を問うに関する質問を終わります。

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと

思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時二十八分休憩

午後四時五十一分再開

つて暫時休憩いたします。

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よ

うことで、本題に移ります。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よ

うことで、本題に移ります。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よ

うことで、本題に移ります。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

一般質問十六の一、日野市農業施策の現状と長期計画についての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（川嶋博君） それでは、日野市農業政策と長期計画について一般質問をいたします。その前に、海外の農業について少し触れてみたいと思います。

ブラジルという国は、北部はジャングルや湿地帯が多く、中部から南部にかけまして農業や牧畜が盛んに営まれております。中でも南部のサンタカタリーナ、リオグランデ・スールなど、

地平線のかなた、丘陵やくぼ地の原野の中で、百万ヘクタール、二百万ヘクタールと、自然の囲いの中で飼われている家畜をつぶさに見てまいりました。これが集まりますと大変な数に上ります。

統計的に見ますと、牛だけでも、七二年から七四年にかけまして平均八千六百万頭、これはアメリカの一億二千二百万頭に次ぐ世界第二位の牛肉生産国と言われております。ブラジルの国民は、一人一日一キロの肉を食べると言われておりますが、わが国では一日五十グラム、その中でも牛肉は六グラムにすぎないとか言われております。外国の様子がこれでわかつていただけると思います。

いま一つ、アメリカのコロラド州デンバー市にあるモンホート、ヒードロットカンパニーという二つの牧場で、四十万頭、六十万頭、計百万頭の世界第一位の牛肉生産会社があるといふことは知られておりますが、アメリカの生産は肉質の向上と企画化されたスーパーの要請にこたえて近年の八五%、ヒードロット方式で飼われていると言われております。

さて、日本の主な生産地である南九州の鹿児島、宮崎県におきましては、全国で第一位、第二位を占め、肉牛約二十、三十万頭の七〇から八〇%がヒードロット方式で飼われていると言われております。第一位の鹿児島におきましては、統計で見ますと農家で平均三・八、消費といい、生産といい、外国との比較につきましては、並み外れた違いがわかることがあります。

外国人から見ますと、日本の効率の悪い牛肉生産をなぜあきらめないで飼われているか、そう不思議に思われているとか言われております。

日本では消費が少ないばかりか、食べる牛肉が非常に高いといふことが言われておりますが、政府として輸入をなぜ増さないのか、ということを言われる理由もわかると思います。ことしの穀物の転作とか減反とかによって米の自給率の均衡を図るだけではなく、多量の穀物が輸入され、幾分自給に切りかえるべきだという声も農林省の中から出始めております。

統計を見ますと、昭和五十三年、穀物の輸入量は二千三百六十三万トン、米の需要は千百五十万トン、合わせて穀物の自給率は三四・五%、これからはさらに下回ると言われております。輸入穀物の六〇%，千四百五十万トンは、世界じゅうに出回っている食糧の約一割、アジア、アフリカ、発展途上国の大重要な穀物、食糧が、日本ではまさまで家畜のえさになつてしまつていうことが問題になつております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）減反せずに、家畜用の穀物の品種の改良と、外国からの輸入に頼らず、自給率を高めるよう政府に要望するものであります。

次に、農家の景気につきましては、今後どのようになるかと

いうことに移りますが、いろいろの見方があります。公共事業の浸透やその他によつて、景気は上向いてきていると言われて

おりますが、このことと関連しまして農業の経済をめぐり、農家の方へどう影響してくるかということですが、一つの問題を挙げますと、景気の回復は徐々に進んでいますが、全般を見まして、企業の方は依然として減量經營からまだ抜け出でていなのが現状だと思います。また一方、農家の方の景気は、少しづつではあるが回復していると言われております。一昨年あたりは、農家の経済は悪化したとの一般的な見方がありましたが、最近では農家の景気は上向いてきたとか、または変化はないとか、大方の見方としましてよくなっている方向であるということが言えます。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）

一つの心配ということにつきましては、インフレーションということがあります、今後の物価の動向につきまして、卸売物価の指数などがじりじりと上昇し、さらに海外におきましては、円安などの問題があります。昨年は円高で、農業生産資材の中でも畜産の飼料につきましては値下がりしたわけですが、ことしはそういうことは考えられないと思います。農業の経営にとつてそういう事柄が悪い結果になります。

もう一つの問題につきましては物価の動きでございます。卸売物価が上昇しますと、それに続きまして消費者物価指数がやや上がつてしまります。いままで農産物価格も上がつてしまりましたが、最近におきましては、特に農産物が過剰ぎみであり、一般の消費者物価が上がつても、農産物の価格につきまし

を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木 博君） 初めに日野市の農業の現状につきまして御説明申し上げます。

申し上げるまでもございませんが、日野市の全面積は約二千七百十一ヘクタール、こういう面積の中におきまして、耕地面積と申しますのが四百ヘクタール足らずでございます。この数字にいたしましても刻々と減つている状況でございますので、一応数字的には三百七十九ヘクタールと申し上げておきます。この中におきまして水田、畑、その他の耕地というふうに区分されるわけでございますが、たんばにつきましては百七十四ヘクタールほどでございます。畑につきましては百六十八ヘクタールほど、その他の果樹園等を含めまして三十七ヘクタールほどでございます。

それで、日野市の現在の農家戸数は約七百数十戸になりますが、これで平均の耕地面積を割り出してみると、○・五一ヘクタールほどでございます。いわゆる昔で言うところの五反百坪、こういうのが現状の耕地の所有状況でございます。

なお、農家戸数七百三十八ほどの中で、農業を専業としております農家、それからいわゆる第一種兼業と申しまして、農業収入の方がまだ多いという兼業農家、それから第二種兼業といたしまして、すでに農業収入よりも他の収入の方が多いという第二種兼業農家、こういうものの数が、専業農家で現在ではす

ては上がらないという傾向にあります。

農業經營者にとっていろいろと悪い材料になりますが、こういった背景におきましては、農業に対して二つの大きな特徴があると言わっております。その一つは、農業生産面ではいろいろと先行きを見たり、農業機械や資材などの、いわゆる投資的なことにつきましてはやや控えておる。いま一つの面につきましては、生活の面で、消費物資や、いずれ車の買いかえを行い、時代とともにいろいろと冠婚葬祭などのつき合いも多くなり、支出が増加してるということが言えます。

言いかえますと、生活面では支出はするが、生産面では投資とかお金は余り使つてないということです。そういう見方をいたしますと、農家の経営につきましては、見通しとしては、必ずしもよくなるということは考えられません。

そこで質問に入ります。初めに、日野市の農業者代表である

農業委員会の活動状況について説明をしていただきます。
二番目におきましては、農業委員会を初め、安心して都市農業が続けられるように、市議会全員の皆様の温かい御理解をいたしました農地宅地並み課税一〇〇%減税につきまして、他市との比較、税制面からの説明をお願いいたします。

三番目、都市化が進む中で、農業經營について、農業委員会として今後どのような指導をされるかお伺いしたいと思います。

○議長（秦正一君） 川嶋博君の質問についての答弁

でに六十一を数える数でございます。第一種兼業につきましては約二百五十ほどございます。第二種兼業につきましては、それの倍近い約五百戸というのが日野市の現在の農家の現状でございます。

参考までに、十年ほど前の専業農家戸数を申し上げてみますと、二百二十五戸ほどございます。五年ほど前のものにつきましては百八十二戸、こういうふうに順次専業農家というものが減少してまいりまして、現状では先ほど申し上げましたような数字になつております。

そういう中におきまして、農業生産がどういうものを主体にして生産されておるかということを申し上げてみますと、元来日野市の場合には米どころの日野として通つてきたわけでございますが、いわゆる減反政策でございますとか、農地の転用によりますところの宅地への変更、そういうことが累積されまして、すでに米の生産は第二位に落ちております。

と申しますのは、ただいま申し上げましたような農地の転換、畑に転作したりする転換、そういうものを含めまして、野菜の生産が現在日野市におきましては、金額的に申し上げますと、一億三億六千万円ほどになっております。米につきましては、一億一千六百万円。大体このような数字でもって米の生産をしておりました日野市が、軟弱野菜等を主とした農業に変わりつつあるということでございます。

なお、参考までに申し上げますと、米の生産につきましてもこの五十四年度、一番新しい情報でございますが、いわゆる供出米と申し上げました方が簡単でござりますので、供出米と申し上げますが、日野市の割り当ての供出米が、五十四年度におきましては約二千二百八十三俵でござります。これは東京都全体では約九千俵ほどになりますが、その四分の一ぐらいに相当しておるというのが現状でございます。

こういう農作物農業に比較いたしまして、畜産関係の農業といふものがやはりございます。その主なものといたしましては豚、牛、鶏、これが現在家畜として飼われております。しかしすでにこういう生産農家にいたしましても、非常に数が減少してまいりまして、養豚農家にいたしましても現在八戸ほど、乳牛農家にいたしましても五軒ほど、養鶏農家に至りましては、すでにもう二戸に減少しておるわけでございます。

次に、養蚕につきましては、すでに日野市の場合には全然行われおりません。他地区におきますと、いまだにまだ初秋蚕から始まりまして晩秋蚕、さらには晩々秋蚕というふうに地区別には行われているようですが、日野市の場合には、養蚕につきましてはすでに皆無というのが現状でございます。

なお、先ほどちょっと申し上げました農地の、いわゆる農転の状況をちょっと申し上げてみますと、四十七年度時点におきましては、最高件数が五百八十三件ほどございました。面積に

点でお答えをさせていただきたいと思います。

農地の宅地並み課税につきましては、当初五十一年にされ、各地域でそれぞれA、B農地等の課税に対する減額措置がとられてまいりっております。それで傾向といたしましては、今回五十四年度がなお評価の年であったわけですが、その五十一年と五十四年度を比較いたしますと、減額率を高くしておるというのが各地域の傾向のようでござります。そういうことが一点点あらわれております。

なお、ちなみによそのこととの比較で申し上げますと、大阪府でございますが、大阪府は三十団体ござります。それで九〇%から九九%の減額をしておるものが三団体、それから一〇〇%の減額が二十七団体ということで、三十団体のうちの九〇%相当が一〇〇%の減額をしておる、こういうような状況でございます。

それから、なお、東京の近隣で、特に都市化の激しい埼玉県の実情でございますけれども、三十一団体で、五〇%から五九%の減額をいたしておるもののが四団体、それから七〇%から七九%というものが五団体、それから八〇%から八九%が四団体、それから九〇%から九九%が二団体、一〇〇%が二十団体というようなことで、三十一団体のうちの七〇%相当の団体が一〇〇%の減額、こんなふうな状況になつておるようでござります。それから、なお、東京都の実情でございますけれども、冒頭

いたしまして五十四ヘクタールほど。それから、四十九年に至りまして横ばい状態になりまして、件数といたしましては約三百十件、面積は十二・五ヘクタールほどでござります。ただいま申しましたように横ばい状況になりまして、五十三年度の実績は三百六十六件で十一・九ヘクタール、こういうのが状況でございます。

ただいま数字的に申し上げましたような、いわゆる現実に基づきました農業というものが、具体的にはどういうふうに行われているかと申し上げますと、いわゆる首都圏農業、東京農業、都市農業、これは同じ意味になりますが、そういう中におきますところの農業というものが、日増しに圧迫を受けており、それでやむを得ず先ほど申しました専業農家の数がぐっと減つてまいりまして、第一種兼業、第二種兼業の農家が非常にふえてきておるということがすべてを如実に物語つ正在存じます。以上、数字的に申し上げたわけでございますが、日野市の農業そのものが、都市農業としての非常に、何と申しますか、むずかしい段階に差し迫つておるということを申し上げまして、一応現在の農業状況についての説明といたします。

○議長（秦正一君） 市民部長。

○市民部長（田倉高光君） それでは、第一点目の農地の宅地並み課税の状況という御質問でござりますが、むしろこれは減額の状況ということだらうと思いますので、そういう

に申し上げましたように、五十一年と五十四年度の比較で、減額率を引き上げた市の状況でござりますけれども、五十一年度に比較いたしまして二〇%引き上げた市が一つ、それから一五%引き上げた市が二つ、それから一二%引き上げた団体が一つ、それから一〇%引き上げた市が四つ、それから五%引き上げたところが二つというようなことで、東京都下では五十一年度に比較いたしますと、十市が減額率を五十四年度の方が引き上げたというような状況でござります。それでお、率で申し上げますと、一〇〇%の減額をいたしておるところが四団体、九五%が一団体、九二%が一つ、九〇%が五つ、八七%が一つ、八五%が五団体、それから八〇%が七団体、七五%が二団体というようなことのようでござります。

それで、なお、日野市で対象になりました農地の面積、あるいは減額の額でございますけれども、農地では三千八百三十一筆が今回対象になつております。それから税の額では、一億五千三百五十一万五千円が減、こういうような状況でござります。ただいま詳しく説明をしていただきました。その中で、農業委員会の方向としまして、事務局長のお話の中で、昔は米、米から現在は野菜、野菜から花卉というような、いろいろと幅広い農業の経営に変わつてきていることがわかりました。

その中で、農業委員会として生産綠地の施策の改善、また花卉の委託栽培、また病虫害の防除対策など、いろいろと施策があると思いますけれども、その中でわかる範囲で説明をしていただきたいと思います。

○議長（秦 正一君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木 博君） ただいまの御質問の変わりつつある日野市の農業の中におきまして、花卉生産を一つの例にとって申し上げますと、いわゆる花卉組合という組織がございまして、これももちろん産業經濟課の中の農業団体の一員として登録されております花卉組合でございますが、花卉生産、これのもとと申しますとやはり水田等の、いわゆる米減らし政策でございますが、米減らし政策によりますところの水田を畑に変える、こういう施策の中におきまして花卉を生産して、それを市場に持つていて、いわゆる野菜、その他米等にかかる、いわゆる農業生産として農業の一端としての他にあります。

る。

それから、もう一つは病虫害に関してでございますが、環境の変化と申しますか、かつては広い農地であった場所が点々と宅地化されまして、そういう中におけるこの宅地化されたものが耕地の中にあるのか、耕地の中に宅地化されたものがいるのか、その辺はちょっと断定できませんが、そういう中におきまして特に問題となりますのは、ナシ生産に基づくところの

いわゆる赤星病の問題でござります。このナシ生産も先ほどちょうど漏らしたわけでございますが、日野市におけるところのナシ生産戸数は、約六十戸の生産戸数がございます。年間生産額といたしまして、約七千万円から八千万円ぐらいの数字が推定されるわけでございます。

○議長（秦 正一君） 川嶋 博君。

○五番（川嶋 博君） 了解しました。

きょうは、農業委員会会長の御出席をお願いいたしましたので、農業委員会として、昭和五十四年度の農業政策と長期計画について、市民の皆様にわかりやすく発表していただきたいと思ひます。

○議長（秦 正一君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（渡辺貞重君） 本題に入る前に一言お札を申し上げます。

市長さん初め議員の先生方には、常日ごろ、私ども農業委員会に御礼申し上げます。

会に御協力をいただい、厚く御礼申し上げます。さきに国の施策の中におけるA、B農地の宅地並み課税の問題につきまして、私たち農業者の死活問題でありますので、この問題については特に努力してまいりました。反対運動を開催しておりますが、おかげさまをもちまして三ヵ年延長ということで、日野市においては特に今までどおり、本年度は100%減額といふことで、本当に日野市農業者を代表いたしまして、厚く厚く御礼申し上げます。

なお、この施策の中に、生産綠地保全育成事業始め近代化資金の利子補給、後継者の育成等には、数々の御援助をいたしております。このことにつきましてもあわせて御礼申し上げます。

宅地並み課税につきましては、私ども御承知のとおり多分に市の財政を脅かしております。かような意味から、五十七年間の問題については、完全撤廃を期しまして日野市農政推進協議会と協力いたしまして、撤廃運動に努力しております。市当局の皆様方にも特段の御協力を願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、五十四年度の農業委員会の事業計画を申し上げます。農地の宅地並み課税に対する生産の組織が、昨年度以来、においては、農地の確保と農業経営の発展を目標とする自主的

な農業計画樹立の推進運動を展開してまいりました。日野市の農業の発展のために努力してることでござります。

都市農業が都市農業形成に不可決の多面的な需要を持つております。市民の認識を得たのも事実であります。しかしながらいま都市農業は、土地利用において非農業との選択を迫られております。非常にむずかしい局面を迎えております。

こうした中で、農業者の利益代表機関である農業委員会は、日野市農業の維持、発展のために、関係機関並びに農業者も相提携して、自主的な活動を積極的に推進するため、次のような年次計画を骨子とした事業計画を策定しました。

一つといたしまして、年次計画、土地利用対策、六十年農地確保目標の補充、これは移行調査を行っております。二つ、都市計画等の基本計画への位置づけ、農業計画と調整をしております。三つ、農地有効利用促進運動の推進、農地の対策の推進でござります。

次に、農業經營対策。一つ、企業的農業經營等の連携、これは協議会をいま設置推進をしております。二つ、市民農園等の推進、これは産業經濟課と提携して現に行つております。三つ、情報提供の充実、これは農業委員会便りを、年に四回ほど出しております。

次に農政対策。一つ、宅地並み課税撤廃対策の推進、これは日野市農政推進協議会と連携をいたしまして、カンパをしてこ

れに對処しております。三つ、農政施策に對する要請、これは年々十一月に市長さんに陳情をしております。四つ、東京都肥料集団農地育成事業の改善等でございます。

次に会議です。会議は総会、毎月定例会を一回やつております。大体十日前後でございます。農業委員会の法律に基づく所掌事務を處理するために、農政活動を推進するため、毎月定例総会を開催する。ほかに必要に応じて臨時総会を開催しております。二つ、専門部会。専門部会は二つございます。運営専門部会と農政専門部会です。運営専門部会は総会を効率的に運営するため、調査、研究等、細部にわたる検討をするため、必要に応じて開催しております。二番目に農政部会でございます。

農地対策、税制対策、農業経営等、農政問題について検討するため、必要に応じて開催しております。以上が五十四年度の事業計画になつております。次に長期計画について、これからの日野市農業について若干述べさせていただきます。

これから日野市農業を継続するかしないかについて、まず首都東京農業としての役割りをいかになしていくかは一番問題で、また難関の大きな問題でございます。おかげさまで宅地並み課税も三カ年の延長を見ましたが、三年後が問題だと思います。この問題の解決いかんによつては、これからの農業をどういうふうにしていくかは非常にむずかしいと思うんですが、農

業従事者に對しては年々減少を見る趣があり、これは大都市近郊農家の現状でございます。

農業經營を続けることは、開発に伴う農地の周辺環境の変化と相まって、最近の五カ年間に、先ほど局長の方からもちょっと出ましたが、約七十ヘクタールの農地が転用されております。これらを見るにつけでも、市の中に緑を残すことは非常に困難な現況となつております。これらは市当局の深い御理解と御支援をいただきまして、委員会といたしましても、いろんな施策を講ずるように努力しておりますので、これからもよろしく御協力をほどお願いしたいと思います。

それでは、長期計画の一端を述べさせていただきます。

いままでの単なる農業ではなく、企業的農業經營を営む農業を育成したい。それには農業近代化資金の活用、機械化を導入する。

次に、市民と直結、交流した農業を営むこと、これはレジャー農園、一坪農園、即売会等を推進いたしたいと思います。三つ目、高収穫を上げるため、作物の品種を選択いたしました。それには温室栽培、ビニール栽培、かようなものを推進いたしたいと思っております。

四番目、野菜の契約栽培を推進して価格の安定を図る。先ほど局長からもお話がございましたが、輸送のきかない軟弱野菜、たとえばホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、そういうしたもの

を重点的に推進したいと思つております。いま、農協サイドで若干やつておりますが、これを拡大していきたいと思つています。

五番目、農業後継者の育成推進、これが農家で一番問題であろうかと思います。都市農業とは異なりまして、地方農業は農者が、つまり農業ではやつていけないで働きに出ている人が、近ごろでは帰農をされて農業に復帰する、そういう傾向が非常に多くなつたように聞こえておりますが、しかし東京農業は、いまの形態ではそんなわけには絶対いきません。そこら辺は、われわれ農業委員会としても一番問題になろうかと思いますが、これはよく研究してみまして、また皆さんの御協力をいただきまして、これから日野市農業の発展のために努力したいと思います。

次に農地の不耕作地の解消を図る。あちらこちらに、草の生

えた農地が点々とあるように思います。先ほど局長からも申し上げておるよう、日野市にも生産農家の方がたくさんおりまます。それらの方に貸していただくなどを推進する。

次に市民への一坪農園並びにレジャー農園の貸借の推進、こ

れらも考えております。

以上、日野市の長期農業施策のあらましを申し上げましたが、何分にも農業委員会だけではこの大きな施策は実行できません。市長さんを初め議員の先生方の御理解ある御協力をいただきま

して、この厳しい局面を切り抜けたいと思います。

これをもちまして私の説明を終わらせていただきます。長時間の御清聴ありがとうございました。なお、補足がございまして、局長の方で補てんいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（秦正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋博君）　最後に森田市政の農政に対する評価についてでございますが、市の内外を問わず、農政につきましての森田市長の評価につきましては、高く評価されています。特に農地の宅地並み課税一〇〇%減税につきましては、ある市外に住む方で、市内で耕作している専業の方ですが、「宅地並み課税一〇〇%減税につきましてはありがたい。これで営農意欲が出てきた」と言われております。

その中で森田市長にお尋ねいたしましたが、ただいま市民部長から説明がありました財源の問題、都市農業の持続の問題、秩序ある都市建設の問題につきまして、森田市長の考えがありま

したら説明をしていただきたいと思います。

○議長（秦正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国際農業から……（笑声）話が始まりました。日野の農業と対比するには余りにも農政に値しないものかもしれません。私も農政に関しましての論議は一つの考え方を持っておりますけれど、日本の農業というのはま

さに瀕死の状況である、これはもう高度経済成長のかじ取りが
まずかっただということを、はつきりと証明している一分野だと
言わざるを得ないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

一つの国の産業維持のあり方として、食糧が五〇%も自給で
き得ない、農民は失望して、ただ米にのみかじりついていると
いうようなことは、いかに経済のかじの取り方に片寄りがある
かということをはつきり示しておるわけであります。そのこ
とに気がつかないで、なおまだいまの自民党の政策に同調する
農家のおられることは、不思議でなりません。（「そのとおり」
と呼ぶ者あり）

それで、都市農業という言葉があるわけがありますが、私ど
もが日野の農業を大事にしたいという考え方は、つまり日野の
少なくも全域の自然を破壊から守りたい、その一環の位置づけ
であります。いま問題になつておりますような宅地並み課税が
文字どおり実施されますならば、農家の農業意欲というものは、
仮に停滞の一途をたどっている中でも、やはり故老の方々、あ
るいは若い人でも、意欲を持つておられる方々に全く失望を与
えるわけでありますし、ちょうどそのことが町の建設を行いま
す間接な政策と相ましまして、なるべく農業を存続させたい、
政策というほどのものには値いたしませんけれど、がんばろう
といふ意欲のある方には声援を送りたい、こういうことでやつ
ておるわけであります。つまり、急速な都市化を歓迎しないた
るはあります。

を行つていきたい、このように考えております。

いつか議会で、私はまさに落城する城にたとえたこともあります
が、しかしこの華々しい格闘をがんばつておられる方には
何とか援軍を送るよという気持ちであります。以上です。

○議長（秦正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋博君）　本日は農業委員会渡辺会長初め
二十名の皆様には、指導的な立場で日野市の農業の発展のため
に御尽力をいただきまして、また住みよい町づくりに議会との
協力をお願いいたしまして、この辺で私の質問を終わります。

○議長（秦正一君）　これをもつて十六の一、日野市
農業施策の現状と長期計画に関する質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。
お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認めます。よ
つて暫時休憩いたします。

午後五時四十四分休憩

午後六時十四分再開

いたします。

午後六時十五分散会

めに、一面また農業というものが自然を守るという大きな機能
を持つておりますから、それを支えていきたい、そういう一致
した政策になる、このように考えております。

しかし、これが、いま農業委員会の委員長もおいでになつて、
孤軍奮闘されておる述懐がじみ出ていると思ひますが、一つ
の産業というわけにはなかなかいかないような状況であります
けれど、しかし転業はできない、あるいは土地を手離すことは
まさに愛着を絶たれる思いである。こういう矛盾の中でがんば
つておられる人があるのですから、この方々をひとつ極力声
援したい。それが、強いて言えば日野の農業の政策であります。

できるだけ大きな犠牲にもなるわけですが、つまり歳
入を今までを合算いたしますと、五億円以上のものを農家の
方々にお返しをすると同じことと同じ意味であります。それか
ら、毎年九千万円の農業費という予算を組んでおるわけでもあ
ります。これらの方が如実に物語つておるとおりであります
から、いかに日野市としても努力しておるということになるわ
けであります。

いままで、ごくかいつまんで申し上げましたような根拠に立
ちまして、市民にも均てんする、そういう愛される農業にもし
なければなりませんし、緑を守る生産緑地という、そういう意
味の貴重な面もありますからして、銳意工夫をいたしまして、
農業の方々とも十分意見を交換いたしまして、効果のある施策

六月二十一日

木曜日

(第六日)

十十五十十九八七六五四三二一
五四三二一
番番番番番番番番番番番番番

板橋 鈴木 名谷 藤田 大中 川飯 秦市 黒
垣本 間屋 林中 柄山 嶋山 川川
吉

正祐美 史長理鯛 基 正芳重
奈 一 太
男子子久郎 一郎 一保昭博 茂一郎 爻

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

出席議員（三十名）

(三十名)

昭和五十四年
第二回定例会
日野市議会会議録

第十四号

十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番

三 正 佐 高 杉 米 竹 一 大 島 市 林 滝 石 奥
々 ノ ノ

重昭通黃照武久孝資重敏勝大
三
奉警雄士郎周俟隆雄圭信義朗雄姑

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

一八	議案第	四七号	日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一九	議案第	四八号	日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
二〇	議案第	四九号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
二一	議案第	五〇号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	(報告事項)		制定について
二二	議案第	五一号	日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
二三	議案第	五二号	昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について(第一号)
二四	議案第	五三号	日野市衛生処理場電気設備改修工事(第三期工事)請負契約の締結について
二五	議案第	五四号	日野市立日野第十六小学校(仮称)新築工事請負契約の締結について
	(請願上程)		
二六	報告第	二号	交通事故(千代田区丸の内三丁目一の一交差点内の市の義務に属する事故)の専決処分の報告について
二七	報告第	三号	昭和五十三年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
二八	報告第	四号	昭和五十四年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
	二九	五四一一一号	土建業者による公害の即時防止についての陳情
	三〇	五四一一二号	下排水路新設について
	三一	五四一一三号	児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
	三二	五四一一四号	児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願
	三三	五四一一五号	学童クラブのキャンプ行事に関する請願
	三四	五四一一六号	仮称第六中学校建設に伴う通学区変更反対に関する請願
	三五	五四一一七号	学童クラブキャンプ実施に関する請願
	三六	五四一一八号	夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願
	三七	五四一九号	戦後、強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情
	三八	五四一二〇号	「例年実施されたキャンプ行事を本年も実施すること」に関する請願
	三九	五四一二二号	学童クラブ夏休みキャンプ実施に関する請願
	四〇	五四一二三号	道路、下排水等の整備に関する請願
	四一	五四一二三号	学童クラブ夏休みキャンプの実施についての請願

本日の会議に付した事件

○議長（秦正一君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

これより議案第二号、日野市表彰条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　　議案の第二号は、三月の定例議会で提案された日野市表彰条例の制定についてでござります。総務委員会で三月の会期中の際に開かれた委員会、また閉会中の委員会を開催いたしまして、慎重審議を重ねてまいりまして、全会一致原案可決ということになつたわけでござります。可決するに当たりまして付帯意見を三項つけました。

その一つは、「条例の趣旨に沿いまして十分慎重を期されたい」ということと、二つ目には、「市の公式行事、儀式には関係する表彰者が出席できるように配慮されたい」というふうになつております。これは条例の第六条に、受賞者に対する特別待遇というのがございまして、市の儀式及び公式行事への参加そのほかあるわけがありますが、その際、会場の都合によりまして、現在は功労表彰者のみ招待すると申しますか、そういう待遇を行つておられるわけでありますけれども、たとえば福祉関係の事業において受賞された方も招待できるように配慮しておられた事を行なうというようなときには、功労表彰者の方に福祉関係の事業において受賞された方も招待できるように配慮していました

だきたい、こういうものでございます。日野市表彰条例に基づきます表彰者を全部一堂に招待するということは、会場の都合でとてもできないということであつたわけでござります。そうした中でも行事に関係する表彰者を招待してはいかがということで、第二項の意見がまとまつたわけであります。三点目の、「規則（別表一の四のイ）に労働精勵功勞とあるのを中小企業勤労者労働精勵功勞と明示されたい」と、こういうふうに意見をつけたわけでござります。別表を見ていただければおわかりのように、これには「産業の発展と科学の発達に関するもの」という区分の中に、労働精勵功勞というふうになつておりますが、この労働精勵功勞というものが中小企業の中で働いている人なのか、あるいは大企業なのかというようなことで、ちょっとわかりにくいくらいではないかということから、はつきりと中小企業勤労者労働精勵功勞と明示した方がいいのではないか、といふことになつたわけでござります。

提案の際に御質問ございました。今度の表彰条例の全面改正によりまして対象者が広がるということから、安売り的なものになりますかといふ点と、納税組合が対象になるのはどうかという二点の質問がございました。その際、市側からも答弁がございましたが、この点についても委員会で論議が行われまして、安売り的なものになりますしないかということに関連いたしまして、付帯意見の第一項に述べてありますようなことで意見一致を見ているわけでござります。その点ごらんになつて

したが、その当時はそのような状況でございました。それから歩道等におきましては主に橋が問題だったんでござりますが、

橋は八メートルの幅の広さで、一・二五メートルずつ両わきに歩道をとる、その歩道に二十五センチの橋げたをつくる、橋げたというか段差ですか、段差をつくるということでございましたて、この点につきましても委員会ではいろいろと審議がございまして、ちょっと低いんではないかというようなこともありますて、ちょっと低いんではないかというようなこともありますたが、国道においては二十五センチ、一般道路は十センチだ

といふことを了解しながら、さらに高くできるならばもうちょっと高くして、歩行者の安全を図るべきではないかというふうな意見もございました。それからなお歩道につきましては、一二五は、やはりかさをさしてちょっと心配だというふうな意見もありましたが、区画整理の減歩の問題とか、あるいは一般の道路が七十センチメートル以上というふうになつておりますので、この際やむを得ないのではないかというふうなことにもなつたような関係で、委員会といつしましては、その橋の関係はやはりもう少し高く見積もないかというふうなことが意見として出たわけでございまして、その他は都市整備産業建設委員長ですか、の説明のとおり了解ということで、いざれこの道路が完成の暁には通学路の指定ということで、学校長の方から出ることについて教育委員会の方をただしたところ、教育委員会としてはそのままその他の状況、先ほど一から五までを総務

員長ですか、の説明のとおり了解ということで、いざれこの道

路が完成の暁には通学路の指定ということで、学校長の方から

出ることについて教育委員会の方をただしたところ、教育委員会としてはそのままその他の状況、先ほど一から五までを総務

員長ですか、の説明のとおり了解ということで、いざれこの道

路が完成の暁には通学路の指定ということで、学校長の方から出ることについて教育委員会の方をただしたところ、教育委員会としてはそのままその他の状況、先ほど一から五までを総務

員長ですか、の説明のとおり了解ということで、いざれこの道

委員会の方でやりましたが、そういう状況がガードレールとかあるいは道路交通に困難を来さないようについてのことの中で、通学路の指定は許可するという方針になつておるというふうなことで、文教委員会としてもそのとおりこれを認定するというふうに意見一致を見たわけでございます。どうぞ皆さんの御審議を願いたいと思います。以上です。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十一番（大越久雄君） この跨線橋は下を国鉄が走っております。以前第八小学校の前の橋梁から児童が電車に向けて投げ石をして、電車に障害を与えたというようなことがあつて以来、ネットを張つておるような状況になつておりますが、この新しい陸橋に対しましても、そうしたネット等の電車に対する危害を加えないような方向をなされるかどうか、その点を審議したのかどうか、伺いたい。

○議長（秦正一君） 文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君） これはやはり意見が出ました。それでたしかそのようにする、ということだと思います。

○議長（秦正一君） 大越久雄君。

○厚生委員長（大越久雄君） 教育長から伺いたいと報告のとおり採択と決しました。

○二十二番（大越久雄君） うんですが、教育長は通学道路に指定するわけですから、当然、都市児童健全育成事業の拡充を望む意見書の提出について陳情の件を議題といたします。

○議長（秦正一君） 厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君） それでは請願第五四一九号につきまして、審査報告を申し上げます。

本請願は、國に対して意見書を提出してほしい、こういう表題の陳情でござります。嶋崎貞子さん外五百三十七名から、五十四年の三月二十四日に提出をされました陳情でございます。

陳情の内容をざっと読んでみますと、一つとしまして、國は教育基本法、児童憲章、児童福祉法の精神に基づき、早急に学童保育を制度化すること、二つとしまして、現在、地方自治体が実施している学童保育事業に対し、國は大幅な補助をすること、この二項について、國に対し意見書を提出してほしい、こういう陳情でございます。

本陳情の内容につきましては、御存じのように三月議会で、全く同一の意見書が當市議会におきまして採択をされ、すでに國に向け意見書として提出をされております。そういう事情を勘案いたしまして、當厚生委員会審議をいたしました。その中

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よ

つて請願第五四一一三号、神明上跨線橋（仮称）の開通に伴

い本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よ

つて請願第五四一一三号、神明上跨線橋（仮称）の開通に伴

には、若干陳情と意見書の後先の問題もありまして、意見もございましたけれども、同一の陳情内容でございますので、その三月議会での意見書をもってこの要望にかかる、こういうことで本請願については採択をする、こういうふうに決しましたので、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 三月議会で意見書も出されたんですか、非常に日野の市議会でも、しばしば意見書なり決議案が出るんですが、上部機関にこういう文書が申達をされて、よりよい結果がいわゆる執行部の方へ入ってきたかどうか、その点を一つ伺いたいと思うんです。

○議長（秦正一君） 厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君） いま質問の趣旨が執行部でございますので、執行部からひとつ御答弁をお願いをいたします。（「委員長でも結構です」と呼ぶ者あり）存じ上げております。

おりません。

○議長（秦正一君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） こういう決議とか要望といいうものの提出というものは、地方自治法の中で定められておる行為でございます。議会での当然の行為でございますけれども

その結果につきましては、市の方に、あるいは議会事務局の方

本議案は、国の地方税法の改正により、日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月二日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君） それでは、市税条例の新旧対照表で御説明を申し上げたいと思います。

ただいま提案の理由の中でありましたとおり、四月の二日に専決をいたしたものでございますが、この条例の中で出てまいります主だったものをあらかじめ申し上げますと、控除、いわゆる非課税額の引き上げが一つございます。

それからなお、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置の適用の期間が五十九年度まで延長になつておりますので、そのことにも触れております。

それからなお、土地の長期譲渡所得につきまして、優良宅地という、いわゆる公共的なものに宅地を売った場合には、従来の二千万円までが四八課税であるわけでございますが、その二千万円が四千万円までに引き上がつたということ、なお、その額を超える部分につきましては、一般の宅地の場合には、四分

にそのてんまつた報告はいままなかつたわけでございます。この件につきましても、まだ承つております。その後のことについて、さらにまた問い合わせたまつたということもどうかと思いませんですが、いままでのところ、そういうことでもうかと思いませんが、何ら報告はなかつた、そういうことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもつて質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第五四一九号、国に対し学童保育の制度化及び都市児童健全育成事業の拡充を望む意見書の提出について陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第三二号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第三二号につきまして、提案の理由を申し上げます。

の三が上積みの総合課税でございますけれども、優良宅地の場合には、二分の一を総合課税にする、こういうことでございます。したがつて、そのことが出てまいります。

なお、軽自動車の税率がおおむね一〇%引き上がっておりま

す。

それからなお、その他といいたしまして、五十四年度に土地の評価がえがございました。したがつて、その評価の急激な上昇を防ぐということで、負担の調整がされております。

したがつて、以上申し上げたような点が、改正の中で出てまいります。

改正の条文を順を追つて申し上げてまいりたいと思います。

最初に二十四条の関係でございますが、これは所得税の関連で、基礎控除なり配偶者控除、扶養控除等が昨年引き上がつておりまして、市民税については、引き上がつております。したがつて、本年からその引き上げがあつたわけでございます。したがいまして、個人の市民税の非課税額の範囲が、従来の十九万円が二十万円に引き上がつた、こういうことでございます。

次の八十二条は、軽自動車の税率でございますが、先ほど申し上げましたように、原動機つき自動車、それから軽自動車及び小型特殊自動車、二輪の小型自動車等々、おおむね一〇%の税率の引き上げでございます。

次に八十九条でございますが、これは身体障害者に対する軽

自動車税の減免のことなどございますが、これは条文の整理でございます。条文の整理といたしましては、その後ほどの次のページのところに二項で「その構造がもっぱら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等」というような二号が入つてまいりましたので、その条文を一項と二項に分けて整理をした、ということございます。

その次の二項につきましては、減免の申請の期間、あるいは必要な書類等の手続上の規定がここに入つてまいつたため、一部改正をされた、ということございます。

それからなお、次のページに入つていただきまして、三項でございますが、身体障害者の専用車の構造車の使用のことの内容が、詳しく規定をされておるわけでございます。

それから四項につきましては、二項、三項が入つた関係で、一項ずれてまいつて、四項に繰り下がつてきた、とこういう整理でございます。

それから附則に入りまして、十条の読みかえ規定がございますが、これは読みかえの規定で、条文の整理上の問題でござります。

それから十一条でございますけれども、十一条は負担調整措

置が五十四年の基準年度から三ヵ年間について行われる、ということになったわけでございまして、その用語の意義と、それから表題部分の従来の五十一年から五十三年というのが、五十

上げられた、こういうことの改正でございます。

それから十五条に入りまして、この十五条は読みかえの規定でございます。

それから次の十五条の二でございますが、十五条の二につきましては、特別土地保有税の特例ということで、従来の表題の改正がございました。それとなお合わせまして、これも五十六年度まで三年間延長する、というようなことがうたわれておるわけでございます。

それから次に十六条の関係でございますけれども、十六条は電気を動力源とする軽自動車等については、課税の特例、いわゆる公害対策の問題から、課税の特例があるわけでございますけれども、これも五十五年度まで延長をする、という改正でございます。

それから次の十六条の二でございますが、いわゆるみなし法の適用をしておるものにつきまして、いわゆる所得税でのみなし法人でございますが、その適用しているものについては、市民税も同様に適用するということで、その年度を五十九年度まで延長をする、ということの改正でございます。

それからなお、十七条でございますが、冒頭申し上げましたような、土地の譲渡の関係になるわけでございますが、冒頭申し上げましたこの十七条につきましては、従来の長期譲渡所得についてのことが規定してあるわけでございますが、内容的には一部字句の

四年から五十六年までにという、いわゆる年度の延長のことの改正がされ、そういうことで変わつておるわけでございます。

それから次の十二条でございますけれども、これも負担調整の関係で、五十六年度まで延長するということの表題部分の改正と、それからなお、従来は農地の負担調整が二段階に分かれておったわけでございます。ここで出てまいります対象は、いわゆる準農地、いわゆる調整区域内の農地、あるいは市街化区域内のC農地についてでございます。したがつて、A、B農地はこの関係ではないということで、C農地ということでござります。

それからその次の十三条の四でございますけれども、この十三条の四につきましては、A、B農地が対象でございます。したがつて、このA、B農地等につきましても、五十四年から五十六年まで三年延長する、ということでございます。それからなお、従来は、七月の一日にその手続をしておつたのでございましたが、今回に限つて四月一日から繰り上げて適用する、というようなことでございまして、その時期も、手続の時期も繰り上げます。

改正があつた、ということでおございます。中段より後の方の、「相当する」というのが「以下」というようなその程度の改正でございます。

その次の十七条の二でございますけれども、これはいわゆる優良宅地として譲渡をした場合の取り扱いがここで新しく入つてしまつたわけでございます。

先ほど申し上げましたように、従来は一般の長期譲渡につきましては、二千万円までが四%で、それを超える部分について四分の三が上積み総合課税ということであるわけでございますが、今回、この優良宅地につきましては、四千万円まで四%で、その超える部分について二分の一が上積み総合課税。こういうことでそういう取り扱いをいたします、というのがここに入ってきたわけでございます。したがいまして、その一項で優良宅地に該当する場合に、優良宅地にだけ売つた場合のことが一項で出てまいります。したがつて、その「イ」といたしまして、四千万円以下の場合が、「イ」でその取り扱い方が規定されておるわけでございます。それから「ロ」といたしましては、四千万円を超える場合には、こうこうこうふうにしますよ、という計算の方法が規定をされておるわけでございます。

それからなお、次のページに入りまして、二項でございますが、これはいわゆる一般譲渡と、それから優良住宅の両者が、同時にあつた場合の取り扱い方の規定でございます。したがつて

て、「イ」といたしましては、一般的の長期譲渡所得が二千万円以下で、なお、優良住宅の譲渡についても、優良宅地等のために譲渡をした部分の金額から、一般譲渡の所得の金額を引いた金額が四千万円以下の場合には四%，言いかえますれば、一般住宅の譲渡あれ、優良住宅の譲渡あれ、合わせまして四千万円を限度といたしますという考え方で、その範囲的には四%の課税です、こういうことでございます。

それから次の「ロ」に入りまして、一般的の長期譲渡が二千万円を超える場合と、それから一般の長期譲渡が二千万円以下でも優良住宅として売った場合に、四千万円を超える場合にはどういうふうな課税をしますか、ということの規定でございます。したがって、その一としては、いわゆる四%の範囲内までの計算の仕方、それから次の二といたしましては、超える部分の計算の仕方が詳しく規定をされておるわけでございます。それからなお次に入りまして、二項で、優良住宅として譲渡があつた場合のものについては、あらかじめ予定の申告等もございますが、そういうものも含めて認めます。なおその後に変化のあつた場合には、変化としての適用を受けますよ、というのが二項での規定でございます。

それから次に十七条の三でございますけれども、この十七条の三につきましては、A B 農地を譲渡した場合のことの規定でございまして、優良宅地の譲渡の特例が設けられることにより

同様な取り扱いをするということの改正でございます。長期譲渡所得の特例を五十五年から譲渡したものに限つて課税の特例を認め、優良宅地として譲渡した場合にその特例を適用するということでございます。したがつて四%課税、あるいは四千万円を超えるものについての規定がうたわれておるわけでございます。なお、その十七条の後の方に四行ほどつておりますけれども、これは市民税は、従来は市民税と所得税は、所得税が一年早くてその翌年が市民税の対象になりますので、そぞりますけれども、これは市民税は、従来は市民税と所得税は、所ぞります。そういう関係で年度が一年ずれて適用になりますよ、というようございます。それからなお農地の上昇率等についても同様でございます。

それから二十五条につきましては、法改正に伴う該当条文の変更、整理等の規定で、内容は課税標準等の特例に関する読みかえの規定でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第三二号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。これより議案第三三号、昭和五十三年度日野市一般会計補正

予算（第六号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第三三号、昭和五十三年

度日野市一般会計補正予算第六号の専決処分の報告をし、承認をお願いいたしたいと提案するものであります。

本議案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十一日付で専決処分をしたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ一億八千五十九万五千円追加し、歳入歳出予算の総額を百九十億六千二百七十三万七千円とするものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長（秦正一君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 御説明申し上げます。説明書の順序に従つて御説明いたします。

歳入につきましては、市税についてはおおむね収入歩合の増による補正でございます。その他の地方譲与税以下の諸収入につきましては、額の確定に伴う補正でございます。特に申し上げることもございませんが、諸収入の中の競輪競艇事業収入につきましては、額が確定いたしまして、四千三百二十二万一千円の増というところでございます。

それから歳出の方に入らせていただきます。歳出につきましても、この今回の補正につきましては、契約差金あるいは未執行分の減額がほとんどでございますので、その分につきましては特に御説明を省略させていただきたいと思います。特に変わった点を申し上げます。

七十四ページでございますが、七十四ページの財産管理費の積立金、公共施設建設基金でございますが、ここに一億円積み立てでございます。それからその下の欄の繰出金の中の土地開発基金、三千万円の減でございますが、これは開発行為の協力金でございまして、開発行為の協力金を土地開発基金に使うといふことについては、いろいろ御批判もございまして、五十三年度は公共施設建設基金の方に入れております。つまりこの分が二億円の中に含まれると、こういう形の減でございます。

それから、飛びまして八十六ページでございますが、八十六ページの最下欄にございます国民健康保険事業費の繰出金でございます。後ほど国保の会計に出てまいりますが、繰出金を八千万円減額したい、つまりこれだけ国保の会計で余ったと、こういう意味でございます。

それからさらに飛びまして九十四ページ、じんかい処理費の中の工事請負費千四百四十九万七千円の減でございますが、これはトラックスケールを改造する予定でございましたが、できなかつたわけでございます。それでその分がまるまる減と、いうことでござります。

それからさらに飛びまして百四ページ、道路新設改良費の中の公有財産購入費、一番下でございますが、四ツ谷下、ぜき沿いの通路の買収費が未買収で終わりましたものですからまるまる減でございます。その下の第六中学校の進入路用地でございますが、これは進入路用地の一部買収が成立しなかつたものですから、これも減額になつております。

それから百八ページでございます。百八ページの河川新設改良費の中の公有財産購入費、根川改修用地でございますが、これも下水道の処理施設との絡みでこの部分の買収を行わなかつたということと、一部の単価の減ということで、四千四十九万一千円の減額でございます。

次のページ、百十ページでございますが、この一番下の欄に

五十四年度の債務負担行為になつておりますので、この減額が五十四年度に移ると、こういう意味でございます。

続きまして百三十四ページの公債費でございますが、この公債費の利子の減につきましては、それぞれ借り入れをした時期のずれによりまして利子が少なくてすんだと、こういうことでござります。それから公債諸費の手数料でございますが、これは繰り上げ償還その他の手数料五万円でございます。

最後に百三十五ページの予備費でございますが、歳入歳出を差し引きまして、残額を予備費としてここに計上いたしまして、予備費の総額が三億一千六百三十二万円、こういう形になつたわけでございます。

もとに戻つていただきまして、第二表繰越明許費補正、六ページでございますが、見ていただきたいと思います。繰越明許費の補正は、ここに追加で書いてございますように、都市計画費の中の都市計画現況調査それから緑のマスター・プラン策定、これは委託でございますが、それぞれの事業が年度中に終わらないものですから繰越明許をお願いするわけでございます。

続きまして第三表の債務負担行為の補正でございます。これは東光寺小学校の屋内運動場新築に伴います債務負担行為の補正でございまして、五十三年度の国の補助が絡みまして、事業費そのものを多少減額しなければならなくなつた分がここに出てまいりまして、五十三、五十四年度の債務負担行為の額を

区画整理費、繰出金でございます。これは神明上区画整理のための事業費で、新都市建設公社に肩がわりしてもらつてある分の四十九年度事業分につきまして返済したいということで、この額を繰り出すわけでございます。利率として八・七%の分をここで償還したい、こういうことでございます。これにつきましては、また都市計画特別会計で出てまいります。

それから百十二ページ、下水道事業特別会計繰出金でございます。一番下の欄でございますが、これにつきましても下水道事業特別会計におきまして千四百万の剩余ということで、千四百万の繰出金の減ということでございます。

百十六ページ、最上段でございますが、常備消防費でございます。これは御承知のとおりの都に委託しております委託料でございますが、種々、論議を重ねてまいりまして、基準財政需用額のうち消防費の七三%相当額を支払うということで話し合ひがついておりまして、当初予算に五〇%相当分を組んでおりましたので、差額の二三%分をここに計上させていただいたわけでございます。

それから百二十四ページでございます。学校建設施設整備費のうちの工事請負費、東光寺小学校新築工事でございますが、これは資格面積の関係で五十三年度分を少なく見込みましたのですから、その分を減にいたしておるわけでございます。この分はそのまま五十四年度に移つております。これは五十三、

三百二十三万四千円限度額を引き上げたい、こういう内容でございます。

続きまして第四表でございますが、これは歳入のところでそれぞれございますようなことで、各種の事業の地方債の額の確定に伴う地方債の限度額の変更でございます。

以上でございます。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君） ちょっとと関連になるんですけど、れども、御質問しておきます。

民生費に関連するんだろうと思うんですけれども、三月議会において私の質問に対して、資料要求がしてあるんですけども、その点についてお伺いしたいんですが……。恐らく準備ができるだらうと思うんですけども、三点ございます。この議場で申し上げましたので、よく御存じだらうと思うんですけど、けれども、例の保育所の入所の件でございますが、協定書は結ばれたでしようか、その後、その点を一点お伺いしたいと思います。二点目に、緊急連絡先はどうなつていて、どういうことが二点目でございます。それから三点目の健康診断書の添付の件でございます。この三点をお伺いしたいと思います。

○議長（秦 正一君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 後で資料については、お手

元にお届けしたいと思っております。

○議長（秦正一君） 市川資信君。

○二十番（市川資信君） これは三月の議会でもう資料要求してあつたものでございまして、いま、そう言われるとはなはだ次の関連の質問がございますので、どこでその場を求めていただけるか、お答えをいただきたいと思うんですけれども。

○議長（秦正一君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） いま福祉事務所長が民生委員の総務さんと羽村町に行っておりまして、すぐに資料を出すわけにいきませんので、所長が帰つてくれれば、所長が預かっておりますので出せますので、本日はそういうわけで差し出せませんけれども、明日差し上げたいと思います。

○議長（秦正一君） 福祉部長。

○二十番（市川資信君） いま福祉部長からそのような答弁がございましたので、それで結構でござります。ただ、私はこの件についていま少しお尋ねしたい点がござりますので、意見を留保して終わります。

○議長（秦正一君） 市川資信君。

○二十一番（市川資信君） いま福祉部長からそのような質問ですね。意見の留保ではなくて、質問留保ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

滝瀬敏朗君。

○二十二番（滝瀬敏朗君） 一点、いま一度説明をしてい

ます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 消防の前々から常備消防の事務委託費、最初は五〇%だというのが、最終的に三多摩、いろんなことをやつたあげく七三%で、その差額が二三%、こういうことなんですが、これは私もよくわからないんですけど、二十三区と三多摩はどういう関係になってるのか、ということ、いま一つは、国が東京都の基準財政需要額を見る場合に、何か自分がよくわからないんですが、東京と大阪なり名古屋と比較した場合に、そういう需要額の算定が、東京は非常に何というんですか、消防用の需要額が高いにもかかわらず、国の見方が名古屋なり大阪から見ると低い、というようなことが、こういうわれわれが二三%も多く負担するような結果になつたのか、東京都の財政事情でなつてきたのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 第一点目の区の消防でございますが、これは区につきましては、御承知のとおり市

と全く違う財政組織になつております。ですからこれにつきましては、われわれの市のように都へ委託するという形ではなくて、都が直接やりま

して、その間の都と区の財政調整によつて、精算というとおか

ただきたいんですが、百八ページの根川の改修の用地の問題、減額の問題、いま一度説明していただきたいと思います。

○議長（秦正一君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） お答えいたします。根川改修用地の公有財産購入費、減額になつておりますけれども、これにつきましては、関係地主の一部価格の点で折り合わず、不調になつた点がございます。それと区画整理と公園が具体的になるまで一時留保、二重投資のような形になつてはまずいということで、一時留保ということで買収を見合させたわけでござります。以上です。

○議長（秦正一君） 滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君） 財政部長の方から処理場の用地の関係があるんだというふうな説明がございましたが、その点いま一度。

○議長（秦正一君） 滝瀬敏朗君。

○企画財政部長（前川恒雄君） ちょうどどこの場所が処理場用地――正確に言うと処理場用地ではございませんが、一・三・一を隔てまして一・六ヘクタールの公園をつくるといふところにダブつております。その点で先ほど建設部長が言いましたような理由で留保するということでござります。私、ちょっとと言葉が足りなかつたんですが、いわゆる下水道がらみの一・六ヘクタールの公園とダブると、こういうことでござりますが、都としましても、基準財政需要額は、国としてはそれがぞれ、たとえば日野市なら日野市の基準財政需要額の消防費というものが、一応、計算上出てくるわけでござりますから、それは当然、地方交付税の中に反映されている、それぐらいは市が出して当然ではないか、こういう言い方に都はなるわけでございます。

そういうことから、基準財政需要額をじで一つの基準として出てきているというわけでございまして、都が他の大都市あるいは他の府県と特に基準財政需要額において、消防費において差がある、計算の違いが大きくある、というものではございません。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） そうしますと、東京都の財政事情だということが、強く反映されたと理解していいですか。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） そういうことでござります。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） そうなると、もっと自分は厳しくなる、というような判断で、たとえば東京都が自分のことは自分でなさい、こういうような理屈づけをしてくると、もつと強いものが出てくる、という考え方を持てないことはないところいうふうに理解してよろしいですか。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 都の態度としては、そういうことになる面があります。ただ、都下の各市町村の立場といったまでは、いわゆる三多摩格差のこれは一つの積み上げてきた多年の成果の結果である、だからその要素を抜きに、単なるそういう一方的な基準財政需要額で計算され、算入済みであるということは應ぜられない、ということを主張して双方が並行しておるとことうことです。

今回の補正の金額は、これは五十三年度のみであります。これからることは、今年度以降のことは改めて協議される、こういうことになつております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。

○二十七番（高橋通夫君） 九十四ページ、トラックス

ケールの改造できなかつた理由はどういうことですか。

○議長（秦正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野清君） お答えいたします。

○二十七番（高橋通夫君） いまの関係ですが、それはトランクスケールをとりつける屋舎の工事がおくれましたのでそれに付随しまして、トランクスケールをつける余裕がなくなりましたということです。できれば五十四年度後半にでも考えたい、という意向はござります。

○議長（秦正一君） 高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） いまの関係ですが、それはつけるつもりで予算を立てたんだから、その前の工事が、工事の期間におくれたとか、そういうことはなかつたんですね。

○議長（秦正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野清君） 御指摘のとおりです。日影条例等の関係がございましたので、当初もくろんに早さで屋舎の完成ができなかつた、という事情がございます。

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。

○議長（秦正一君） なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よつて議案第三三号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算第六号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三四号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第三四号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第五号であります。地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十日付で専決処分したものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ八千万円を減額し、歳入歳出予算の総額を十七億一千三百四十九万九千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君） それでは国民健康保険の特

別会計でござりますけれども、先ほど一般会計で触れておりましたように、一般会計から繰り出しをいたいでおるわけでございますけれども、五十三年度の国保の事業の中で、療養給付の事業が予想したより事業量が少なかつたわけでございます。したがいまして、剩余金等も出てまいりました関係で、これを一般会計にお返しをする、ということです。したがつて、給付の事業減によりますものを一般会計に繰り戻す、こういうことでござります。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よつて議案第三四号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三五号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第三五号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日付で専決処分したものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ五千八百十萬八千円追加し、歳入歳出予算の総額を十一億六千七百十七万四千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

- 議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 二ページでございますが、繰入金につきましては、先ほど一般会計の方から一億九百二十四万四千円繰り入れていただくものでございます。

それから区画整理の国、都補助金でございますが、これは歳出の方の八ページ、九ページでございますが、そこに書いてございますように、この工事請負費七千九百八十六万円でございますが、これにつきましては、一・三・二から二・二・三までの地区界の工事を施工をする予定でございましたけれども、遣

本議案は、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算第四号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ六十五万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を一億一千七百七十九万九千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

- 議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤正吉君） 歳入の二ページでございますが、使用料につきましては、一千三百三十一万三千円、

これは値上げによる增收分ほかでございます。その一番下の繰入金でございますが、使用料に見合います約一千四百万円の減額補正でございます。

今回の補正につきましては、歳入補正が主でございます。

歳出補正につきましては、人件費でございます。以上です。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり

跡の関係で執行できなかつた、そういうことで減額。その上の委託料につきましては、これは新都市建設公社からの借り入れによる返済額に充当する委託料でございます。以上でござります。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よ

つて議案第三五号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三六号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認の件を議題といたしました。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第三六号につきまして、

○議長（秦正一君） 提案の理由を申し上げます。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

これより議案第三七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第三七号につきまして、

○議長（秦正一君） 提案の理由を申し上げます。

本議案は、所得税法や地方税法等で認められている、みなし法人の特例が、昭和五十九年度まで延長されたのに伴い、国民健康保険税にその適用が及ばないよう、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議、決定をお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君） ただいまの提案の中であ

りましたとおり、国民健康保険の税につきましては、みなし法

人の適用がされない、ということになつておるわけでござります。

先ほどは、一方で市民税の適用で五十九年度まで延びた、と

いうふうに説明申し上げましたけれども、一方で延びますと、

国民健康保険は適用しないということで、その期間が五十九年度までござりますので、適用しない期間を五十九年度まで延ばす、こういうことでござります。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

○議長（秦正一君） 御異議ないと呼ぶ者あり

お諮りいたします。これをもつて議案第三七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第三八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第三八号、日野市立公園

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもつて議案第三八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第三九号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第三九号の提案の理由を申し上げます。

本議案は、豊田第一こども広場の廃止に伴い、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） この遊び場につきまして

条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、提案の理由を説明いたします。

今回新たに橋北公園及びおくまん下公園の二公園を加えようとするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 御説明申し上げます。日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてござります。

本案は、西平山二丁目一三番地の四一、及び南平八丁目一二番地の七二地内に、宅地造成事業により完了し、市に帰属した公園について、都市公園法第二条に基づき、日野市立公園条例第二条別表第一に加えるものであります。

橋北公園につきましては、長沼橋の北に存する大きさは四百三十六平米でござります。おくまん下公園につきましては、南平の熊野神社の下にあります公園でござります。二百二十九・六二平米でござります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

○市長（森田喜美男君） 議案第三八号、日野市立公園

は、豊田の一丁目にある遊び場でござりますけれども、地主さんは、豊田の一丁目にある遊び場でござりますけれども、地主さんの方で宅造のために返していただきたいと、こういうふうなことで、改正といいますか、約二百坪の遊び場でございますけれども廃止せざるを得ない、こういうふうな事情でござります。

よろしく御審議を賜わりたいと思います。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） その遊び場ですが、何年くらい使つたか、その点について。何年借りて、それから返すようになつたか、そういう点。

○議長（秦正一君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 年月の方は定かでないわけでござりますけれども、この地主さんは元相模湖の町長さんをやられていた方でございます。最初、市の方で借り受けましたのは四百坪でございます。それで三年ほど前に半分お返しまして、二百坪で三年ばかり使つてますので、五年ぐらいになります。お借りしてから。そういうふうな経過の遊び場でござります。

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。なればこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お諮りいたしました。これをもつて議案第三九号、日野市遊び

場条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第四〇号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第四〇号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任について、日野市農業共済条例第一百一条二項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。内容は記の欄に書き上げておりますとおりであります。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり

決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よ

つて議案第四〇号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第一号、市道路線の廃止、議案第四二号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認め、一括議事者より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第四一号及び四二号につきまして提案の理由を申し上げます。

まず第四一号についてであります。本議案は、道路法第十一条第一項の規定に基づき豊田二十五号線の全部を廃止するものであります。

議案第四二号は、日野六十九号線外五路線を市道路線として認定するものであります。

両議案につきましての詳細は、担当部長に説明いたさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり

○議長（秦 正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 御説明いたします。議案第四一号につきましては、豊田二十五号線の廃止でございます。

これは豊田百三十二号線の新設改良に基づきまして廃止するものでござります。

次に議案四二号につきましては、市道路線の認定でございますが、日野六十九号線外四路線につきましては、都市計画法第

三十二条開発行為に基づく道路でございまして、この移管事務の完了によるものでござります。豊田百三十二号線につきましては、先ほど申し上げましたとおり、新設されましたことに基づきまして認定をしていただくものでござります。以上でござります。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お諮りいたしました。これをもつて議案第四一号、市道路線の廃止、議案第四二号、市道路線の認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

お諮りいたしました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひます、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よ

つて暫時休憩いたします。

午後二時三十八分休憩

午後三時 十六分再開

○議長（秦 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第四三号、日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第四三号は、日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結についてであります。この件につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第二条の規定により提案するものであります。

入札の結果、勝村建設株式会社が七億一千二百万円で落札いたしました。なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 御説明申し上げます。本

工事の施工場所は日野市日野六四六六一一、旧神鋼電機東京工場跡地でございます。建物の構造、規模は、鉄筋コンクリート造り四階建てで、床延べ面積は五千三百十三・一二八平米でございます。施設の内容、設備工事等の概要につきましては、別添資料にございますので、省略させていただきます。業者の指名に当たりましては、五月八日開催の指名業者選定委員会で業者十社を選定し、五月二十三日競争入札を執行したところ、別添調書のとおり勝村建設株式会社が落札いたしました。工期は契約の翌日から五十五年五月十五日でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間久君） きわめて単純な質問かと思いますけれども、日野市にはいま中学校がたしか六校あつたと思いますけれども、この仮称第六中学校ということは、どういうことで仮称第六中学校になつたのか、ちょっと疑問なんですか

れども、何か一つ中学校が抜けちゃつて、七生中学校がどつかに行つちゃつたのか、三沢中学がどつかに行つちゃつたのかしりませんけれども、たしか四つまでは番号で、そのほか二つばかりが地名になつているようですけれども、この仮称六中といふのはどういうところからこれはとるんですか。はなはだ簡単な質問でいながら意味が深いんですがね。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） お答えいたします。第一中学校から順番にいくわけでございますが、七生中学校は順番にいった場合に最初から七生中学校という名称を使っておりまして、これを飛ばしまして、飛ばすというとおかしいんですけど、それを除きまして、あとを順番に一中、二中、三中といふように持つていったわけでございます。それで数とすれば一つ減つた形で仮称第六中学校、こういうことになるわけでございます。

○議長（秦正一君） 本間久君。

○十二番（本間久君） そうすると七生中といふのは、こういう数字の七ではないんで、七生という地名ですね。必ずしも七番目と合致してはいけないという心配もないと思うんだけれども、そういう点が、さつき何かこちらの席の方から一中と何中の間にあるからという声も聞きましたけれども……。非常に疑問なんですね。素直に日野市として七番目にできる

学校だということで、仮称七中でいいんじゃないかと思うんですね。

○議長（秦正一君） 何か考え方過ぎているんじゃないかというふうに思うんですが……。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 七生中学といふ七生

どういうという意味ではありません。これは七生中学の七とは全く無関係に、七生中学校といふ中学校が以前からあつたわけがございますから、一・二・三・四といきまして、四中まで

は数字でいつたわけですね。五中――いまの三沢中でございますが、そこからは地名を使つたわけでございます。――そういうこ

とで三・四といきまして、いま仮称六中と、こういうことになつたわけでございます。確かに数にぴたりと合わせるために

仮称第七中学校でもいいんでございますけれども、今までずっとそういう慣例できたものですから、数としてはそういう一つ少ない形になつていく、こういうことでございます。

○議長（秦正一君） 本間久君。

○十二番（本間久君） 四中とあるいは七生中の――全協でも話したように、その間に今度できる学校については、

今度仮称七中じゃなくて八中というになりますね。そういう理解で……（発言する者あり）やはり七中ですか。だけれど素直に八中というようなことで、仮称八中といふことは使えないかどうかということですね。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○議長（秦正一君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君） 仮称でございますから、そこでそのときを機会に数を合わせるということになれば、

仮称八中でもいいんです、今までの慣例でいきますと仮称第七中学になるわけです。これはどうしても数に合わせるといふ皆さんの御意見であれば、いずれにせよこれは仮称でござりますから、名称とそな関係ございませんので私ども別にこだわりません、そういうことは。（「次に八中でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） いまの本間議員の質問が全く私は妥当だと、小学校に対しても、どうも潤徳も平山もやはり一連番号に入つてゐるやに私は記憶しているわけですよ。そ

なると根拠が非常に何というか、中学校は七生が固有名詞だからどける。潤徳は小学校だからこれは別だと言われるが困るんですが、その辺のところをひとつ統一見解を出してもらいたい。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私自身も多少これには疑問を

持っております。今度は中学校は八中、仮称八中といふことにいたしたいと思います。

○議長（秦正一君） 林重義君。

○十九番（林 重義君） 私は中の構造のことでお聞きするわけですが、それだけでも、三沢中あたりについては、中の廊下を広くするとかいうような、家庭的な教育をする場所をつくったとかいうようなことで、中学校を一般的利用ということの考え方でつくつておられるようですが、今度また新しくできますので、その辺のところの変わった、今回の場合はかの学校と違つて変わった点とか、そういうような点があるかないかという点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 正一君） 建設部長。
○建設部長（森久保三次君） 中の構造につきましては従来と全く同じでございます。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 林 重義君。

○十九番（林 重義君） 従来と同じだという部長のお答えのようですが、三沢中あたりは廊下もだいぶほかの中学校から思うと広いという感じもするわけですね。フェンスに入つた時点が広く見えて、校長さんの言われるところによりますと、明かるいい学校だということを言わわれているわけです。ほかの学校に行きますと暗いんでも利用が悪いんだというようなことがあって、それを直したために、そういうふうな悪い点を加味して、今回三沢中についてはいろいろと研究して、こういふうふうなりっぱな学校をつくったんだという、この前、文教委員会で行つたときにそういう説明を受けたので、私がお伺いし

し添えておきたいと思います。以上です。

○議長（秦 正一君） 橘 祐子君。

○十四番（橘 祐子君） プールは別途工事ということになつておりますけれども、プールの設計が出てきてからでは遅い問題なので一言要望しておきたいと思うんです。それは三沢中学校がいま基準になつてやられているというふうに思うんですけれども、三沢中学校のプールの高さといいますか、地面と同じ高さになつていてるために大変ほこりが入つてしまふ、そういうことでプールの底に大変ごみがたまつてしまふ状態があるわけです。そのため他の中学校の水泳部と三沢中学校の水泳部の子供たちの能力を考えてみると、大変な状態なんですね。一週間たつと下にかなりのほこりを含んでいる。それで夏に向かってプール開放してみると、大変な砂のたまりぐあいといいますか、それをかき出すのに大変な労力を使つているんですね。私はあの設計はミスだと思ってるんです。そういう点でぜひその点については考慮していただきたいというふうに思ふんですね。

それともう一つは、いまほとんどがビニール塗装というんではなくて、今度の東光寺のプールもそうですが、鐵板を張るような形の設計になつてきてるんです。三沢中学校の方を調べていただきたいんですけど、何で穴があいたのかわからないんですけど、一部では菌を殺すといいますか、入

ているようなわけで、従来ということになると、一律いまも問題になりましたけれども、八中まであるという形の中で、その辺のいい点を利用してこれの設計をされたかどうかという点をお聞きしているわけです。

○議長（秦 正一君） 建築課長。

○建築課長（山崎 鞠君） お答えいたします。ただいま部長が説明いたしましたように、従来ということは三沢中を標準としたしまして、別添の配置図の中にもあります。廊下につきましては二メーターフィフティということで、小学校につきましては二メーターフォーティということで、それを一つの標準としていいところを取り入れてやつております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。大柄 保君。

○七番（大柄 保君） 第六中学校ということで、建設に対しても非常に結構だと思いますけれども、いずれにしても長期間の工事ということもありますので、第六中学校の周辺の地理的条件といいますか、大変道路も柳町付近狭くなつておりますので、これらの工事につきましては、車の出入りも激しくなつてくると思いますので、十分交通安全等については注意をして、工事を完了させていただきたいと、このようなことを申

れてやるわけですが、それが中についたために——ついたといいますか落ちて、よく溶けていなかつたといいますか、穴があくというようなもろさも何か一部にあるように聞いているんです。だから水を入れても、入れても漏るんだけれども、どういうことだらうというのが水泳部の子供たちの意見でもあるんです。そのビニール塗装は私、決していいと思つていません。だからそういう点も考えて、やはり一番いい方法で設計をしていただきたい、つくつていただきたいということを、いまの時点から申し入れておきたい、というふうに思います。

○議長（秦 正一君） ほかに御意見はありませんか。

お諮りいたします。これをもつて議案第四三号、日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第四四号、日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第四四号、日野市立高幡

図書館（仮称）新築工事請負契約の締結についての議案につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第一条の規定により提案するものであります。

落札者がないため、最低価格者と交渉した結果、古久根建設株式会社から、二億六千九百万円の見積りを得ました。

詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。總務部長。

○總務部長（加藤一郎君） それでは議案第四四号を御説明申し上げます。

本工事の施工場所は、日野市三沢七二七一一でございます。日野消防署高幡出張所の隣でございます。建物の構造は、鉄筋コンクリートづくり、地下一階、地上二階建てで、規模は床延面積といたしまして、千三百五十七・八四平米でございます。施設の内容につきましては、お手元に添付資料としてお配りしてございますとおりでございます。

業者の指名に当たりましては、五月十日開催の指名業者選定

委員会で、業者八社を選定し、五月二十六日競争入札を執行いたしましたが、別添調書のとおり、四回で落札者がおりませんでしたので、ただいま市長の方で提案理由で申し上げたとおりの内容によりまして、古久根建設株式会社と随意契約を結んだといたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもつて議案第四四号、日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第四七号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四八号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四九号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂章君） 議案第四七号、議案第四八号、議案第四九号の三件を一括提案いたしたいと思います。

まず議案第四七号の提案理由の説明を申し上げます。本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年六月十三日、日

野市特別職報酬等審議会から「日野市特別職報酬等の額について」改定することが望ましいとの答申があったので、答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部を改正をお願いするものであります。

改正内容は、議長、現行月額二十八万円を三十一万円に、副議長現行月額二十五万円を二十七万円に、議員現行月額二十四万円を二十六万円にそれぞれ改定するものであります。

議案第四八号についての提案理由の説明を申し上げます。本議案は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。議案第四七号同様、日野市特別職報酬等審議会の答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部を改正をお願いするものであります。

改正内容は、市長現行月額五十二万円を五十七万一千円に、

助役現行月額四十四万円を四十八万四千円に、収入役、現行月額四十一万円を四十五万一千円に改定するものであります。

議案第四九号についての提案理由を説明申し上げます。本議案は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正内容は、教育長現行月額四十一万円を四十五万一千円に改定するものであります。それぞれよろしく御審議のほどお願いします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつております本三件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君） この三件の議案につきましては、いま提案理由の説明にもありましたけれども、報酬等審議会の答申を経て、提案をされているわけでありますけれども、

議会運営委員会では、この議案の扱い、つまり委員会に付託するか、即決でやるか、最終的に合意に達しないまま、いまの提案になつたわけでありますけれども、私ども共産党市議団としては、従来から主張してきましたけれども、審議会で実質的な審議をされたからといって、即、その答申が議会の結論ということにすることは、ちょっと無理がある、やはり議会は議会独自

改正内容は、市長現行月額五十二万円を五十七万一千円に、

の立場から型どおり委員会にも付託し、審議をすべきだ、こういう考え方を持つております。したがつて、この三件についても、委員会に付託して審議をすべきだ、こういう意見を申し述べておきます。

○議長（秦正一君）　　御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よつて本三件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よつて議案第四七号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四八号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四九号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五〇号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、

例の一部を改正するものであります。

議案第五一号についての提案理由を説明申し上げます。本議案は、従来、一般職員が飛行機を利用して出張する場合、市長の許可が必要でしたが、再々の鉄道運賃の値上げにより、遠距離によつては、航空運賃より高くなるため、利用制限をなくするものであります。

本二件につきまして、よろしく御審議のほどをお願い申上げます。

○議長（秦正一君）　　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもつて質疑を終結いたします。

お詫びいたします。ただいま議題となつております本二件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よつて本二件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本二件について御意見があれば承ります。なればこれをもつて意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よつて議案第五〇号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五一号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改

正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五二号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

議案第五一号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂章君）　　議案第五〇号、及び議案第五一号につきまして、一括提案の理由を説明申し上げます。

まず議案第五〇号についての提案理由を説明申し上げます。

本議案は、日野市特別職の職員のうち教育委員会委員、選挙管理委員会委員など非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第五一号についての提案理由を説明申し上げます。本議

案は、従来、一般職員が飛行機を利用して出張する場合、市長の許可が必要でしたが、再々の鉄道運賃の値上げにより、遠距離によつては、航空運賃より高くなるため、利用制限をなくすものであります。

本二件につきまして、よろしく御審議のほどをお願い申上げます。

○議長（秦正一君）　　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもつて質疑を終結いたします。

お詫びいたします。ただいま議題となつております本二件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よつて本二件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本二件について御意見があれば承ります。なればこれをもつて意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よつて議案第五〇号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五一号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改

正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五二号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

続きまして、当初の都の予算の減額、つまりこれは通常の場書いてございます。その歳入の額を当初の市の歳入計上額としまして、次に数字で掲げてございます。そのトータルが六億七千三百六十五万六千円でござります。

○市長（森田喜美男君）　　議案第五二号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ三億六千八百七万五千円追加し、予算総額を百八十三億三千百十九万一千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君）　　歳入歳出全般、及び第二表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　　御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にお配りしました昭和五十四年度都支出金関係調べという青焼きの資料がございますが、これをごらんいただきまして、まずこの点につきまして御説明いたし、その後補正予算案につきまして、御説明申し上げたいと思います。

この表は一番左にそれぞれの事業名を掲げまして、その次に当初の都の計上の仕方を書いてございます。

それから次の欄が当初予算における市の歳入の計上のし方を

書いてございます。その歳入の額を当初の市の歳入計上額としまして、次に数字で掲げてございます。そのトータルが六億七千三百六十五万六千円でござります。

合に比較しまして、都の当初予算計上額における予算減額をここに示したものでございます。トータルで七億四千四百八十五万四千円でございます。

続きまして、六月の都の補正の枠をここに掲げてございます。

これはつまり六月で復活した額でございます。トータルで四億三千二百九十六万五千円でございます。差し引き、つまり当初予算の、都の予算の減額から復活額を差し引いたものが、次の欄の六月都減額と書いたものでございます。これがトータルで三億一千百八十八万九千円となります。

さらに六月都の補正と書きました欄のところで、ずっと○印をつけておるもののが、当初市の歳入として見ていくなくて、六月補正で都の予算がついたものを、市の六月補正予算として補正する。それがこの○印をつけたものでございます。

それから市が歳入として見ておりまして、六月の都の補正がゼロであったもの、あるいは率が変わったものが学校運営費、一番右の欄に今後に期待と書いてあります部分でございます。学校運営費、それから国保の補助金、それから児童福祉費、これはずっと下の方の欄で、右の方に四二七五二と書いてございますが、こここの欄でございます。これが率が変わっております。それから一番下から二番目の学校警備員費、この四つにつきましては、市として歳入を見ていましたが、都の補正がゼロであった、あるいは率が変わった、とこういうものでございます。

て歳出分を計上するというものが二つございます。これが一番下の欄から四つ目と三つ目、つまりブル指導、教職員結核予防、この二つでございます。これも都の補正がゼロでございますので、市の持ち出しということになるわけでございます。

一枚めくっていただきまして、投資的経費でございます。投資的経費につきましては、左の方から順番にいきまして、大体、先ほどの経常事務事業と似た形で書かれておりますが、六月補正という欄がございます。これが今回の六月補正で歳入としてお願いする都の補助額でございます。一番右に補正見込み額といいうのがございます。これにつきましては、都の六月補正では都は予算を組んでおります。ところがこの部分につきましては、まだ市にそれぞれの事業で補助をいただける額がはつきり確定しておりませんので、六月補正としましては計上していない。

つまりこれは必ず一数字は多少差があるかもしれません、補助金として歳入として組めるものだと、こういう意味でございます。それでその六月補正見込み額を当初予算の減額から差し引いたものが六月の減額、こういうことでございます。これが九千八百八十五万八千円、こうなるわけでございます。一一番下に、先ほどから説明しております事務事業、それからいま説明しました投資的経費、それぞれ合わせまして当初の減額、六月の補正、それから一番最後に今後の補正見込み額がありますが、それを差し引いて六月の減額、それぞれのトータルをここ

これにつきましては、一番右の欄に書いてありますように、学校運営費並びに国保の補助金につきましては、今後の都の補正に期待するということで、歳入額としてはそのままにしてあります。歳入をそのまま残してある、という意味でございます。

それから児童福祉費につきましては、市としましては、六カ月分当初予算で組んでおりまして、都の今度の決定額が三分の二ということでございますので、三分の二から二分の一を引きました額が一番右に書いてあります四千二百七十五万二千円、これがいわゆる市の持ち出し分、ということになるわけでございます。ただしこれにつきましては、最後の段階で、都で一部十分の八に復活しております。これがまだ正確な数字が出ておりませんので、六月補正には間に合いませんでしたが、九月の補正のときには、歳入としてお願ひしたいと考えているわけでございます。

それから学校警備員費、千九百三十八万四千円につきましては、歳入として一応は見たのでございますが、ゼロでございます。そのようなものが○印をつけた全部のトータルが、一番右の一番下に書いております一億五千二百四十六万四千円、これが今回の六月補正でお願いする額でございます。

それから歳入も歳出も市としましては計上していくなくて、都の六月補正にもつかなかつた、しかし六月で市の持ち出しとし

に書いているわけでございます。つまり単純に申し上げますと、当初の減額が八億八千十四万円であったものが、六月の減額としましては四億一千七十四万七千円になつた、こういう結果でございます。以上がこの支出金関係の説明でございます。

続きまして補正予算案の御説明を申し上げます。

三ページの歳入から御説明申し上げます。総務使用料の南平体育館の使用料につきましては、実際に使用を開始いたしまして、百二十九万円ばかりの増になるであろうという見込みで計上させていただきました。

続きまして重度障害者福祉手当給付費につきましては、本人の給付額の増でございます。

それから次のページ、八ページでございますが、このうちで特に申し上げるべきことは、教育費の国庫補助金のうちの平山台小学校建築でございますが、これは後にも出てまいりますがツースパンの計画がスリースパンということで建築をしたい、こういうことで国庫補助金の増になるわけでございます。それから東光寺小学校屋内運動場新築につきましては、補助資格の問題で五十三年度分がダウントしました、その分の五十四年度増ということで、一部単価増がございます。その国庫補助金の増でございます。あとは特に申し上げることはございません。

十ページにつきましては、都の支出金でございます。先ほ

ど説明した内容の一部でございます。

十二ページにつきましても大体都の補助金関係でございます。先ほど御説明しましたもの的一部でございます。ただ下から二番目の駐留軍関係離職者対策協議会運営費でございますが、これにつきましては、五十三年度からこの事業を打ち切るとい

うような形で出ましたものを、五十四年度も一応期待して、当初ではのせたんでございますが、やはり補助金を打ち切るということで、減額をお願いするわけでございます。この欄の一番下の優良集団農地保全育成事業につきましては、歳出のところでも出でます、対象増による補助金の増でございます。

それから次の十四ページでございますが、これにつきましては、一番上欄の社会教育費補助金につきましては、それぞれの事業の減ということでございまして、この下の幼稚園、それから未認可幼稚園、これにつきましては、都の補助金の復活による分でございます。

十六ページについても都の補助金の復活によるものでございます。

十八ページでございますが、これはここに掲げてありますようなそれぞれの基金の利子でございます。それから二十ページでございますが、これは公共施設建設基金からの繰り入れでございます。これによりまして公共施設建設基金の現在額は七億三千五百万強になります。

それから次の二十二ページにつきましては、繰越金の計上をさせていただきました。

次の二十四ページでございますが、これは学童クラブのいわゆる負担分でございます。この中には生保の対象者を除いておられます。

続きまして、市債につきましては、先ほど補助金の項その他で申し上げました、それぞれに合います市債の増でございます。続いて歳出に入らせていただきます。主なものを申し上げます。

二十八ページでございますが、二十八ページの真ん中からちょうど下にございます負担金、補助金でございますが、自治会館整備補助金、これは仲町の自治会館の修理その他に要する経費の補助でございます。

続きまして三十ページでございますが、三十ページの最上段にございます報償費、行財政研究会委員謝礼でございますが、これにつきましては、大変財政問題その他重大な問題に差しかかっております当市の行財政運営につきまして、市内に居住しておられます行財政の専門的な大学教授の方々三人を委員として御委嘱申し上げて、行財政のかじ取りについての御指導をしていただきたい、このような考え方でございまして、お一人二万円の謝礼で三人で八回開きたい、このような内容でございます。次の食糧費は、この委員に要する食糧費でございます。続きまし

て安全対策費につきましては、先ほどの都の補助金がらみでございます。幼児教育援助費でございますが、これも都の補助金の復活に伴う歳出でございます。この一番下の私立保育園在園幼児保護者につきましては、当初で一人二千円を計上したんですがございますが、私立幼稚園の保護者の補助金がここで都の分が復活いたしましたので、二千五百円にしたい、その五百円分が八十四万円ということでございます。

三十二ページにつきましては、特に申し上げることはございません。

三十四ページにつきましても都の関係が主なものでございます。社会福祉施設費でございますが、その中の委託料、福祉センター中央会館清掃でございますが、これは今まで職員がやっていたものを委託としてやりたいということでござります。この工事請負費でございますが、これは郵便局跡地の二階部分を福祉センター中央会館の分室として使いたいということで、この工事請負費でございます。続きまして備品購入費につきましては、この関係の備品購入費と健康管理器の購入代でございます。この健康管理器については、現在借りて使っているものでございますが、これを買い上げる、こういう内容でございました。

続きまして三十六ページでございますが、最上段の児童手当につきましては、都の絡みでございます。続きまして児童福

祉施設費の学童クラブ関係につきましては、歳入のところで出てまいりました学童クラブ関係の歳入に見合うものを、それぞれ組んでいるわけでございます。一部それと違うものも通信運搬費等がございますが、主なものはそういうものでござります。

三十八ページにつきましても特に申し上げることはございません。

四十四ページでございますが、この中の優良集団農地保全育成事業は、歳入でやりましたものでございますが、対象増で四ヘクタール分を増加するということで、六百万の事業でござります。

続きまして四十二ページ、中小企業事業資金貸付損失補償でございますが、これはいわゆる中小企業事業についての融資をしておりますが、そのうちの三件が焦げつきまして、その部分を銀行に払う補償でございます。

四十四ページにつきましては、役務費につきましては、側溝のしゅんせつをしておりますが、このしゅんせつしました土砂の終末処分地の周辺の民家の井戸水に、影響がないかどうかを検査するという費用でございます。公有財産購入費につきましては、四ツ谷下せきの道路の用地買収費でございます。

続きまして四十六ページでございますが、このうちの下欄の委託料は、豊田の南口一帯の排水につきましての調査をしたい、

いろいろとございます。吸い込みの状態でございますのでこれを解消するための調査をしたい、そういう内容でございます。

続きまして四十八ページでございますが、四十八ページの委託料の中の市営住宅の屋根ふきかえほかというのが二百万減になつておりますが、これはこの上の需用費、修繕料との組みかえでございます。修繕料としてこれを組みかえる、そして百万円ふやしてお願いしているわけでございます。

続きまして五十ページでございますが、この下欄にあります負担金、補助及び交付金でございますが、これは市内のお医者さんで組織しております災害救急のための組織がございますがその組織のための装備の負担金で、内容としましては、非常時の場合のお医者さんの着る服と医薬品でございます。これは南多摩全体で同じ額を補助として出す、こういう内容でございます。

一ページ飛ばしまして五十四ページでございますが、このうちの教育振興費、パーク指導謝礼、これは先ほど申し上げましたような内容を組むものでございます。それから次の教職員の結核、消化器、循環器の検診、これらにつきましても都でカットされた分を市が見よう、こういうことでございます。それから少し下がりまして工事請負費でございますが、平山台小学校につきましては、先ほど申し上げましたツースパンで計画

ところで、この工事費並びに開設の備品購入費でございます。それから六十ページにつきましては、特に申し上げることはございません。体育館関係でございます。
六十二ページにつきましては、予備費の六十六万円の減でございます。これは歳入歳出の差し引きをここで帳じりを合わせた、こういう内容でございます。
続きましてもとにかくまして、四ページでございますが、地方債の補正がございます。これにつきましては、先ほど地方債のところで御説明しましたように、東光寺小学校の屋内運動場の新設、並びに平山台小学校の増築、それぞれの理由によりまして地方債の限度額の補正をいたしたい、こういう内容でございます。
以上でございます。

○議長（秦正一君）　歳入歳出全般、及び第二表地方債補正の説明が終わりました。これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　三十六ページ、支出の項で負担金、補助、学童クラブ行事負担金ですが、この百九十七万四千円の内容について御説明をお願いいたします。

○議長（秦正一君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　御説明申し上げます。三十

六ページの負担金、補助及び交付金の百九十七万四千円でござ

しましたものをスリースパンにしたいと、こういうこと。東光寺小学校の屋内運動場につきましては、五十三年度分ダウンしては、暖房設備をここでお認めいただきましてガス暖房でやりたい、こういうことでございます。その他特に申し上げることはありません。ここに書いてあるとおりでございます。

続きまして五十六ページでございますが、ここも学校警備員につきましては、減額になつておりますが、その下の委託料、学校警備とこれが振りかえになつております。額として減つておりますが、これは委託料の契約差金を使って警備の額、予算額としては減らないという形で組んでおります。それからパーク指導、教職員の検診等につきましては、先ほどと同様でございます。工事請負費につきましては、第一中学校の教室の上部にございますガラスブロックが壊れまして、落下するというようなことがございまして、これを全部取りかえたいと、こういうことで教室の改造費でございます。

続きまして五十八ページでございますが、この中の公民館費の委託料、館内清掃でございますが、これは福祉センター中央館と同様に館内清掃を委託に出したい、こういうことでございます。それからその下の図書館費、工事請負費でございますが、これは郵便局跡地の一階部分を図書館として開設したいという

いますけれども、これにつきましては、一ヶ月学童一人当たり三千百六十円をことしからいただくことになつたわけでございます。その中には従来から指導員の方で自由にいただいて使っておつた七百円のお金がございます。この金につきましては、ある程度自主的に使えるというふうな性質のものでございます。そういう性質をそのまま踏襲しまして、大体月当たり一千九十七万四千円は、一人当たり三百五十円、七百円の半分に当たるわけでございます。この半分は日野市の外に出ましてキャンプのキャビン代をあれるとか、あるいは栗拾いのときに入園料だとか、芋掘りの入園料だとか、そういう意味合いに自由に使うということで、半額を計上したわけでございます。あと半額はやはり屋外育成をした場合に、日野市外に出ますと

一、日野市内におきましてはツケがきますので問題ないんですけど、市外に出た場合に、やはり自由に使えるという金を、行事費賄いとして需用費の中に組んでございます。これが約三百五十円でございます。両方合わせて今までどおり七百円は屋外育成に自由に使える、自主的に使える、そういう性質のものでございます。したがって、御質問の百九十七万四千円は、七百円の月当たり半分のものがここに組み込まれている、とこういうことでございます。

○議長（秦正一君）　大越久雄君。

ではこの内容については、

十分厚生委員会でするでしょうと思いますから、担当委員会で十分御審議をお願いいたします。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 私は総務委員会なので、この件は総務委員会に付託されると思うんですが、三十ページの行財政研究会委員謝礼の四十八万のいろんな内容はわかつてんんですけども、総務委員会に付託されると思うので、ただ、ここで資料要求を要求しておきたいと思うんですが、過去、特に森田市長になられてから、過去にも補助金等検討委員会だとか行財政的なようなものの南部計画なり東部計画、こういう学者なり専門家のいわゆる調査研究なり、こういう検討委員会がなされてるんですが、そのいわゆるどういう委員会をやつてきたということと、その予算措置と委員の氏名を資料要求を本日しておきます。

なぜかと申しますと、あした総務委員会があるので、いきなり言つても恐らく大変だと思うので、きょう私は資料要求をしておきたいと思います。

○議長（秦正一君） ただいまの資料要求よろしいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

先ほど市川議員の方からの質問の留保があつたんですけれども、民生費に関連しての、ここでのものとみなして議事を進めています。

その理由は、申し上げましたように、資料要求がまだそろつてないということで、質問留保になっています。それは間違いないでしようね。そういう意味で、いまで私資料が整いさえすれば、質問を再開したいんですけども、資料が整ってないので質問できないんだ、ということなんですね。よろしくおございますね。

○議長（秦正一君） わかりました。今期の議会において、もし質問があればこのチャンスを逃すと、ちょっとあとでは委員会に入りますから、最終日は委員会の審査報告でやりますから。（「そうすると、資料が整い次第、今議会までに先ほどの資料を整えておいていただきたい、ということをさらに要望しておきます」と呼ぶ者あり）わかりました。ただいまの議案第五三号について、市長の方から提案理由の説明を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第五三号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市衛生処理場電気設備改修工事（第三期工事）の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。入札の結果、大栄電気株式会社が一億六千二百万円で落札いたしました。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

○議長（秦正一君） 私は総務委員会なので、この

お諮りいたします。これをもつて議案第五二号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件は、歳入全般、歳出のうち、総務費、消防費、予備費、第二表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費を厚生委員会へ、歳出のうち、農業費、商工費、土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第五三号、日野市衛生処理場電気設備改修工事（第三期工事）請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。（「議長、議事進行。いま議長の発言について確認です」と呼ぶ者あり）どうぞ。市川資信君。

○二十番（市川資信君） いま議長から、先ほど市川議員の質問をないものとして、次に送るという発言があつたんですけども、先ほど私は意見留保してござります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。

○総務部長（加藤一郎君） 議案第五三号につきまして、御説明申し上げます。

本工事は、第一期、第二期工事で改修いたしました電気室、それから監視室の新築及び高圧機器の新設に統じて行う第三期工事でございます。

工事の概要につきましては、お手元に添付資料として概要がお配りしてございますので、省略させていただきますが、業者の指名に当たりましては、五月二十四日、指名業者選定委員会を開催し、業者九社を選定し、六月五日、競争入札を執行したこと、別添調書のとおり、大栄電気株式会社が一億六千二百萬円で落札いたしたものでございます。工期は五十五年三月十日までござります。よろしくお願ひします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもつて議案第五三号、日野市衛生処理場電気設備改修工事（第三期工事）請負契約の締結の件は、

○企画財政部長（前川恒雄君）　　御説明申し上げます。

計算書に書いてありますとおりでございまして、先ほど御承認

いたしました最終補正を含めまして、ここに掲げてあります

五件が、繰越明許を御承認いただいたものでございます。その

うちの金額と翌年度の繰越額をここに掲げております。全額繰

越し分と一部の繰り越しとで、ここに掲げてありますようになつ

てあるわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもつて報告第三号、昭和五十三年度日野市一般会計

繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第四号、昭和五十四年度日野市土地開発公社事

業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　報告第四号、昭和五十四年度日野市土地開発公社事業計画の報告についての報告を申し上げます。

本報告は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定によ

り、昭和五十四年度日野市土地開発公社事業計画を報告するも

のであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よ

ろしくお願ひいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　　御異議ないものと認め、一括議

題といたします。

総務委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物

のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四一一一号、土建業者による公

益の即時防止についての陳情、請願第五四一一九号、戦後、強

制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情の件は、総

務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

施に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　　御異議ないものと認め、厚生委

員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係を一括議題といたします。

厚生委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物

のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四一一三号、児童館事業の一環

として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度

も実施することに関する請願、請願第五四一一四号、児童館事

業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事

を本年度も実施することに関する請願、請願第五四一一五号、

学童クラブのキャンプ行事に関する請願、請願第五四一一七号、

夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算

措置を講じてくださいに関する請願、請願第五四一一〇号、「例

年実施されたキャンプ行事を本年も実施すること」に関する請

願、請願第五四一二一号、学童クラブのキャンプの実施につい

ての請願、請願第五四一二二号、学童クラブ夏休みキャンプ実

○議長（秦　正一君）　　関係部長から詳細説明を求めま

す。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　　御説明申し上げます。

事業明細書の方で御説明申し上げたいと思います。

ここに掲げてありますように、主に小学校、中学校の用地取

得並びに補償金、並びに造成費でござります。第二小学校から

二十三小学校まで、それから先ほどちょっと問題になりました

が、仮称第七中学——先ほどの市長の答弁で第八中学になるも

のでございますが、仮称第七中学でござります。以上でござい

ます。

○議長（秦　正一君）　　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもつて報告第四号、昭和五十四年度日野市土地開発

公社事業計画の報告の件を終ります。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分し

て、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　　御異議ないものと認め、一括議

題といたします。

総務委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物

のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四一一一号、土建業者による公

益の即時防止についての陳情、請願第五四一一九号、戦後、強

制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情の件は、総

務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　　御異議ないものと認め、厚生委

員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係を一括議題といたします。

厚生委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物

のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四一二二号、下排水路新設につ

いて請願、請願第五四一二三号、道路、下排水等の整備に関す

る請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　　御異議ないものと認め、都市整

備産業建設委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係を一括議題といたします。

文教委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物

のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四一一六号、仮称第六中学校建

設に伴う通学区変更反対に関する請願の件は、文教委員会に付

託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）

御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十五分散会

六月二十八日

木曜日

（第七日）

昭和五十四年
第二回定期例会

六月二十八日 木曜日 (第七日)

出席議員 (三十名)

十 四 十 十 一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
五 四 三 二 一 番 番 番 番 番 番 番 番 番

板 橋 鈴 本 名 谷 藤 田 大 中 川 飯 秦 市 黒
垣 木 間 屋 林 中 柄 山 嶋 山 川 川

正 祐 美 史 長 理 鯛 基 正 芳 重
奈 一 保 昭 博 茂 一 郎 憲

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

三 十 二 九 番 二 八 番 二 七 番 二 六 番 二 五 番 二 四 番 二 三 番 二 二 番 二 一 番 二 十 九 番 二 十 八 番 二 十 七 番 二 十 六 番

三 正 佐 高 杉 米 竹 一 大 島 市 林 滉 石 奥

浦 国 木 橋 山 沢 上 瀬 越 村 川 瀬 坂 住

重 昭 通 寅 照 武 久 孝 資 重 敏 勝 芳

春 務 雄 夫 郎 男 俊 隆 雄 志 信 義 朗 雄 雄

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

日野市議会議録

第十五号

説明のため会議に出席した者の職氏名

説明のため会議に出席した者の職氏名									
市	助	取	入	役	長	長	長	長	長
書	書	書	書	書	企画財政部長	総務部長	市民部長	生活環境部長	会議に出席した議会事務局職員の職氏名
記	記	記	記	記	森	野	成	前	朝松
荒	五	鈴	朝	松	田	生	加	前	朝松
十	井	嵐	木	倉	川	藤	川	井	井
一	井	一	晴	敏	高	一	恒	正	喜美男
雄	隆	彦	夫	栄	光	郎	雄	夫	章
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
書	書	書	書	書	建設部長	都市整備部長	福祉部長	水道部長	病院事務部長
記	記	記	記	記	教育庶務課長	教育課長	教育課長	教育課長	教育課長
安	川	谷	平		日	倉	加	中	赤伊
原	上	野	川		野	又	藤	松	森久保
清	輝	省	雅		義	秀	一	亮	行正三
美	子	三	弘		人	作	男	助	吉次
君	君	君	君		君	君	君	君	君

昭和五十一年六月二十八日（木）
午前十時開議

(總務委員會)

（議案審査報告）
一 議 案 第
四三一號
（総務委員会）
日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結について

日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約の締結について
日野市衛生処理場電機設備改修工事（第三期工事）請負契約の締結について
日野市立日野第十六小学校（仮称）新築工事請負契約の締結について
(総務、文教、厚生、都市整備産業建設委員会)

(厚生委員会)
日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備産業建設委員会)
日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
市道路線の廃止について
市道路線の認定について

ことに関する請願
児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願

学童クラブのキャンプ行事に関する請願
学童クラブキャンプ実施に関する請願
夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から第五〇まで

午後一時二十六分開議

○議長（秦正一君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）一ノ瀬 隆君。

○二十三番（一ノ瀬 隆君） 先日、二十日の冒頭、高橋議員より、前日の十九日の私の一般質問の中で、地主に対して失礼だということで、発言を取り消せという議事進行での発言がありました。その後、十分私の発言を調査、検討いたしましたが、取り消さなければならない発言は一切しておりません。ましてや今後の日野市の道路行政が麻痺するというようなことは、決してないと思つております。これが誤解されたといふことは非常に残念であります。しかし誤解されたということは事実のようですので、議長の議事運営に協力し、あえてこの誤解された部分の発言を取り消すことを了解したいと思います。

議長のこの方向での取り計らいをよろしくお願ひ申し上げます。（「りっぱ」「さすが」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） ただいま一ノ瀬議員から発言があつたわけですけれども……お詫びいたします。いま一ノ瀬隆君の発言に対して取り消すという点につきまして、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よ

つてその点を承認されました。

これより議案第四三号・日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結、議案第四四号・日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約の締結の件を一括議題としたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案の第四三号につきましては、第六中学校の新築工事請負契約でございます。提案の際にも市側より説明がございましたが、五月二十三日、入札を行いまして、四回の入札で勝村建設が落札を行つたものです。契約金額七億一千二百万、工期は契約の翌日から昭和五十五年の五月十五日となつております。来年五月十五日までござります。建設に関する質疑も委員会で行われましたが、特にこれまでと変わった学校建設という点ではないようございまして、従来の工法と申しますか、同じような学校建設のようであります。ただ一点違う点は、グラウンドを一時貯水池的な役割りを持たせるということで、校舎

の部分の土地より若干低くいたしまして、排水等の対策に充てたいということでございます。場所は神鋼電機の跡地でござります。委員会では全会一致、可決となりましたので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

次に議案第四四号でございますが、高幡図書館新築工事請負の件でございます。これは四回入札を行つたのでありますけれども、落札できずに最低価格者と交渉いたしまして契約をするということです。場所は高幡消防署のすぐ隣に位置するわけでございますが、建物の概略については、議案書に図面添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。この審議を通じまして問題点といいますか、論議が集中した点が二つござります。

一つは、高幡地域を中心といたしまして、周辺住民の図書館を利用する本格的な分館としてつくるということでございますが、自転車置き場はあるにもかかわらず自動車置き場がないということは、今日の交通事情から見るならばちょっと片手落ちなんではないか、という御意見もございました。

それからもう一つは、図書館の排水処理の関係でございますて、すぐ隣にございます芙蓉ハイツの処理場を利用するということになつておるそうでございます。一時的な調整池というのもつくりますけれども、これまでとかく不完全な処理水が流れ農業等にも悪い影響を与えていたということから、さらに

そこを利用するというのはちょっとと考え物ではないか、という意見もございました。しかしそういうことのないような方法と申しますか、調整池をつくるんだという市側の説明があつたんですが、なお実情よく調査したいという市長の回答もございました。その辺のところの調査を市側も約束をしたわけでございます。もう一つ、これに関連いたしまして、芙蓉ハイツの処理場を使うということは、芙蓉ハイツの開発を行う時点、開発指導の時点で、たとえば公共施設の処理水も一緒に処理するということが行われていたのかどうか。もし、そういうことであるならば、ほかの排水も一緒に処理できるような指導があつたんでもはその他の排水も一緒に処理できるような指導があつたんでもよかつたのではないか、というような御意見もございました。

総体的に見るならば、まだ開発指導における反省点もあるのではないかというような市側の説明もございまして、今後なお開発問題については努力をしていきたい、こういう答弁もございました。

委員会で審議を行い、本契約については全会一致可決を見たわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本一件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認めます。よつて議案第四三号、日野市立日野第六中学校（仮称）新築工事請負契約の締結、議案第四四号、日野市立高幡図書館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。これより議案第五三号、日野市衛生処理場電気設備改修工事（第三期工事）請負契約の締結、議案第五四号、日野市立日野第十六小学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 御報告をいたします。

議案の第五三号、衛生処理場の電気設備改修工事第三期分の工事にかかる請負契約でございます。これは、これまで処理場の設備改善を進めてまいりましたが、いよいよ第三期目に入りまして、電気設備の改修工事を行うというものでござります。

そこで利用するというのではなくて考え方ではないか、という意見もございました。しかしそういうことのないような方法と申しますか、調整池をつくるんだという市側の説明があつたんですが、なお実情よく調査したいという市長の回答もございました。その辺のところの調査を市側も約束をしたわけでございます。もう一つ、これに関連いたしまして、芙蓉ハイツの処理場を使つて、たとえば公共施設の処理水も一緒に処理するということが行われていたのかどうか。もし、そういうことであるならば、ほかの排水も一緒に処理できるような指導があつたんでもよかつたのではないか、というような御意見もございました。

総体的に見るならば、まだ開発指導における反省点もあるのではないかというような市側の説明もございまして、今後なお開発問題については努力をしていきたい、こういう答弁もございました。

つたわけでござります。以上、審議いたしまして、全会一致可決を見たわけでござります。よろしく御審議をいただきたいと思ひます。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は、原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第五三号、日野市衛生処理場電気設備改修工事（第三期工事）請負契約の締結、議案第五四号、日野市立日野第十六小学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五二号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

最初に総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

でございました。

それから消防費関係は一点質問がございまして、雨量計の購入がございます。これは庁舎の東方と申しますか、建物の東側でございますが、将来増築を行うことのできる部分に設置いたしましたして、市役所が雨量の記録を行うというものでございます。

以上、総務委員会での審査を経まして、全会一致、可決を見たわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。なればこれをもつて質疑を終結いたします。

これをもつて、総務関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（三浦重春君） 文教関係の報告をいたします。

問題になりましたのは、使用料及び賃借料の二千万の減額と、第十六小学校の問題でござります。使用料及び賃借料の二千万

というのは、すでに説明が皆様方にあつたと思いますが、プレハブをリースで借りている。その借り方が今まで九%ぐらいの、〇・九ですか、九%ぐらいの使用料を出していったところが、三・一%ぐらいで済むだろうという見解の中から、いろいろ業

○総務委員長（板垣正男君） 議案の第五二号、一般会計補正予算額、三億六千八百万円余りでございました

て、別紙東京都の支出金関係調べのコピー資料が事前に配付されておりましたし、提案の際の説明もございました。

各項目にわたつての説明、質疑を経まして、歳出関係の総務費、それから消防費、予備費、第二表地方債補正関係でござります。

総務管理費の関係で、行財政研究会の委員の謝礼、四十八万円というのが計上されておりました。この行財政研究会は、提案の際に説明ございましたように、学者の方三名を依頼するということでございました。しかし委員会では、こうした学者の方を依頼するということではなくて、市の部課長、こうしたところで、十分こうした行財政の研究や、あるいは一定方向が打ち出せるんではないかという御意見がございました。これに対して市側の説明によりますと、今回依頼する学者の方は、国や東京都から資料を入手しやすい立場におられるということや、従来ございましたような調査結果や、答申を出すということではなくて、むしろこれから始めようとしております府内の行財政五カ年計画に必要なアドバイスであるとか、あるいは助言であるとか、そうしたものを得るために委員である、という説明

者と交渉いたしまして、三・一%になつた。したがいまして、当初予算五千五十二万八千円のものが、二千万減額になつたということでござります。

それから東光寺の小学校の問題につきましては、これは立川の基地が防音対策に入つていないので、経費がかかるということとでございまして、結局、立川の基地をなぜ入れないか、横田基地の方も騒音があるだろうけれども、立川もあるのではないのか、ということから問題になつたわけでござります。

この点につきましては、一応、もちろん委員会としては了解をしているわけですが、今後、やはりあくまでも立川基地の問題と、あとリースの問題につきましては、市側が日々努力して、現在のように二千万減額したということで、今後もいろいろとプレハブを借りるということもあるから、研究課題としてそれを実施するとか考えてもらいたい、というふうな意見が出まして、終わつたわけでござります。

以上でござります。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。島村孝志君。

○議長（秦正一君） 直接補正予算に關係がありませんので、大変文教委員長には申しわけございませんけれども、文教関係で非常に重要な部分だ、というふうに判断をいたしますので、あえてこの場で質問をさせていただきたいと思

い

実は、私は桑園跡地の特別委員会に所属をしておりますけれども、過日の桑園跡地の特別委員会の中で、現在の一小並びに四小、これを母体校とする仮称二十小というものを、昭和五十六年開校をめどにつくっていくんだ、これは桑園の跡地一部、それに民地一部をそれぞれ買収をしてつくっていきたい、こういうような話がございました。そういう中で、非常に桑園の跡地の方は、最終的に買収ができなくとも、学校ということで借用というような手だてもあるかもしれない、ところが民地の方が非常に現在買収の話を進めているけれども、難航をしている、こういうようなお話もございました。

こういったことを考えますと、当然、五十六年開校ということをめどをつけて、いま買収の話を進めているということは、一小並びに四小の児童数、あるいは教室数というものから判断をして、五十六年にできなければ、双方の学校が非常に大変な事態が起きる、という前提だらうと思います。

したがいまして、ここで一つ二点ほどに分けて質問をしたいわけですから、一点は、一小並びに四小の、五十六年四月段階での、もし開校ができない場合ですね、仮称二十小が開校できない場合に、五十六年四月段階での一小並びに四小の児童数と教室数の関係は、どんなふうになるのか、多分こういう状況だから、二十小は五十六年開校というめどで、ぜひともこうな推計でござります。その後、これはあくまでも学年進行に伴います推計でございますので、社会増、人口に伴います不足数が、さらにこの不足数にプラスされてくる、というふうな形で、五十七年、五十八年、年を追うごとに一小、四小の学校区では、教室の不足がふえてくる、というふうなことを予想している、ということでおざいます。

めどに準備を進めていくわけでござりますけれども、この五十六年四月段階での両校の状況でござりますけれども、現在の推計でいきますと、第一小学校の方は、五十六年で学級数が二十七学級といふふうなことになりますて、教室数の不足の方が二教室出てくる、といふふうなこと、それから第四小学校の方は、二十二教室といふことで、三教室不足が出てくる、といふうな推計でござります。その後、これはあくまでも学年進行に伴います推計でございますので、社会増、人口に伴います不足数が、さらにこの不足数にプラスされてくる、というふうな形で、五十七年、五十八年、年を追うごとに一小、四小の学校区では、教室の不足がふえてくる、といふうなことを予想している、ということでおざいます。

○議長（秦正一君） 市長。
○市長（森田喜美男君） いま、仮称二十小のことと御質問をいただいておりますが、先般、春の議会だと思つておりますけれども、いま教育委員会から中学校一、それから小学校三、これの五十六年、五十七年開校を予定して用意してほしい、ということの要請を受けております。

そこで中学校一につきましては、先般、平山に区画整理の中で用地を確保するということを御報告いたしました。それから二十小につきましては、この春以来、用地交渉を進めております。場所は御承知のとおり、桑園跡地に近い多摩川との間であ

必要なんだ、こういう答えが返つてくるもの、というふうに判断をしておりますけれども、その辺の裏づけをひとつ数字で示しをさせていただきたい。それを示していただいた後で、ひつ今度は理事者の方から、どういう事情でいま難航しているか、難航の理由を明確にしながら、第一点目で質問しました。小並びに四小の問題点を、何とか買収をして解決していくんだ、という決意といいますか、これから努力といいますか、こういった方向についての取り組み姿勢、この辺も合わせてひとつ御説明をしていただきたいと思います。以上でござります。

○議長（秦正一君） ただいま島村議員の発言ですけれども、今回付託されてる文教委員会の議案に直接関係ないようなんですけれども、理事者の方からその点につきまして、答弁願います。教育長。

○教育長（倉又秀作君） ただいまの御質問に対しては、いま日野課長が来ておりますので、資料に基づいて説明させていただきます。

○議長（秦正一君） 教育庶務課長。
○教育庶務課長（日野義人君） それではお答え申し上げます。

お尋ねのように第一小学校、それから第四小学校を母体にいたしまして、仮称第二十小というものを、五十六年四月開校を

ります。地主が十名ほどおられます。そうして価格の提示をすでに行っておりますが、その後のこれから交渉等を詰めてまいらなければなりません。果たして御協力いただけるかどうか、ということにかなり深い心配を感じております。一層努力をいたしまして、確保しなければならない責任を感じております。場所等につきましては、後刻資料をもつて提示をいたしたいと思ひます。

それからその他の二校につきましても、一応、予定地を定めておりますが、つまり二小と滝合小学校の間あたりに小学校一校、それから八小の東の方に小学校一校、これらにつきましては、五十七年開校を予定しなければならないようあります。

新設学校につきましては、概要以上のとおりであります。

○議長（秦正一君） 島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） 教育委員会並びに市長からの説明で了解をいたしますけれども、教育委員会の説明がありましたように、五クラスの教室不足、さらには社会増を考えますと、どうしてもやはりつくらないわけにはいかない学校だ、と、いうふうに思ひますし、そういう面では、地主との関係いろいろあると思ひますけれども、地主の方々にも十分この辺の実情を御理解いただきまして、何とかひとつ五十六年開校には間に合うように、最大限の御努力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 委員長に少しお尋ねしたいと

思ふんですが、教育費の中の工事請負費で、仮称日野図書館の工事請負が千七百九十万ですか、予算措置されてるんですが、私の方が所属している総務委員会で、先ほど可決された仮称高幡図書館ですか、これを図書館と比べると、すばらしい図書館なので、日野の何というか、金額的から見た場合の自分はすばらしい図書館なので、バランス的にそういうことの問題が、文教委員会で、この日野図書館は、下が福祉センターに使われて、上が図書館ということになると、買収の過程にそういうことになってる中で、恐らくそういうことになると思うんですが、いわゆる高幡図書館といえども、本館的なものでなくして、いわゆる分館的な存在で、将来の展望としては、落川、百草にもそういう分館ができる、とこういうような図書館の審議の中で出た経緯から言って、この程度のもので、文教委員会では何か結構だ、ということだったのか、職員の人員配置はどういうふうにするのか、いまある中央図書館なり、ああいうところにある図書館的なものとの振り合い、そういうことの審議の過程がなされたら御発表願いたいと思います。

○議長（秦正一君） 文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君） いま石坂議員の質問でござりますが、千七百九十万は日野図書館の開設でございまし

○文教委員長（秦正一君） 文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君） いま石坂議員の質問でござりますが、千七百九十万は日野図書館の開設でございまし

○議長（秦正一君） 文教委員長。

○文教委員長（秦正一君） いま石坂議員の質問でござりますが、千七百九十万は日野図書館の開設でございまし

○文教委員長（三浦重春君） 職員の配置は、開館が来年四月でございますので、いまだ配置を考える必要はない

ということで、一応検討から除外しているわけです。以上です。

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君） それでは歳出の三の民生費の項の審査結果を御報告申し上げます。

補正前の額が三十七億二千二十四万九千円に対しまして、今回補正額が一億三百十八万一千円、したがいまして民生費の現在の合計額が三十八億二千三百四十三万円となるわけあります。補正予算書の三十三ページ以降書いてございますが、いろいろな質問等々ありまして、慎重に本補正案につきまして審議を行いました。全会一致で本補正予算案の可決を見ております。

一点だけ中の質疑の経過の中での若干意見部分がござりますので、御報告を申し上げておきますと、児童福祉費の中の区分の十九、負担金、補助及び交付金の部分と、本会議の中で付託される際、委員会にさる議員から要請のありました部分について、御報告を申し上げておきたいと思いますが、一点は、過日、

三月議会の中で三千百六十円というふうに学童クラブの父母負担金が決められた。これと関連をして七百円という従来、学童クラブ独自で集めていた金額がございますけれども、これらについて過日の本会議の中で、自由に使える金額だというふうな説明があつたやに承りましたけれども、これについても当委員会の中でいろいろ審議をいたしましたが、自由という意味が全く自由自在に学童クラブが勝手に使える金という意味ではなくて、学童クラブの一つの中での企画、そういうものを市に提示をいただいて、市の担当部局でそれを了解をしたものについてその七百円については御使用いただける、こういう意味での意味だというふうに説明がありました。当委員会もその部分については了解をいたしました。

さらには学童クラブの問題で、これは請願がたくさん出ておりますので後ほどまた御報告を申し上げますけれども、前年度までは児童館を中心とした学童のキャンプ、それから学童クラブのキャンプと、二本立てになつておりますけれども、本年度から全部児童館を中心としたキャンプに市の方針が置きかえった。こううことの関連で、福祉の関係とそれから学童クラブの関係と種々話し合がてきたようですが、本年度は市の方針として、学童クラブはデーキャンプをそれぞれの児童館の企画に基づいて実施をする、こういうふうに決められ

て、郵便局の跡ということでおざいます。これは補修費ということで、いわゆる図書館を整備するにつきましての補修ということでござります。図書館の配置に当たりましては、請願にもありますので、いろいろと配置の意見は聞いたわけでございますが、いずれにしても、今回、高幡と日野の図書館のことで、この日野の図書館は、それからつけ加えますと、今まで中央会館というんですか、中央会館にある図書館を日野のいるこの跡へ持つてくる。比較から言いますと、九十一平米今まで従来あったわけでございますが、それを二百三十五平米になる図書館にもつてくる、こういうことでござります。その他に対しましての、落川とか百草とか、そちらの方とか、東光寺の方とかということの検討は、地域的にはしたわけでございますが、本件に關係ないもので、一応、本件の検討のときにはいたしません。以上です。

職員の配置は検討しません。

○議長（秦正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 当然こういう図書館ができるば、しかもいまの規模より三倍程度のものになるとなれば、当然職員の配置も考えなきゃならんと思うんですが、もし委員長でなくて、執行部の方からおわかりなら、お答え願いたいとこ

う思います。

○議長（秦正一君） 文教委員長。

たようです。もちろんこの費用も先ほど申し上げた七百円の中から充てられるんだそうですねけれども、そういうことでござりますが、さらに中では、そのうちの二館ほどは、デーキャンププラス父母が主催をするキャンプをそのまま続ける、こういう実態もあるようです。これらを見た場合に、当委員会でいろいろ議論がありましたのは、たとえ父母が主催をするキャンプであっても、いわゆる児童館で行うデーキャンプの後に引き続いて行うキャンプであるとすれば、もしそこで何らかの問題が起きた場合には、全く知らぬ存ぜぬでは市は済まないんじやないだろうか。責任問題あるいはこれは法律的か道義的かわかりませんけれども、何らかの形でそういう責任問題が出てくるのではないかだろうか。こういう点を考えてやはり市はこの辺の、ではないだろうか。こういう点を考慮してやはり市はこの辺の、繼續して行うデーキャンプあるいはキャンプというものについては、主催がどこであれ慎重に対処すべきではなかつたか、こういうような質問あるいは意見が出されました。しかしながら市の方としては、市が学童クラブを通じて行うデーキャンプ以外については全く閑知するところではない、こういうような答弁の繰り返しでございますので、それ以上の論議は避けましたけれども、最終的に当委員会といたしまして、法律的な問題あるいは道義的な問題は別にしましても、ひとつくれぐれもデーキャンプあるいはそれに引き続いて父母が行うキャンプ、どちらの場合でもひとつ責任の所在がどこであれ、十分事故のない

たようです。あつても、いわゆる児童館で行うデーキャンプの後に引き続いて行うキャンプであるとすれば、もしそこで何らかの問題が起きた場合には、全く知らぬ存ぜぬでは市は済まないんじやないだろうか。責任問題あるいはこれは法律的か道義的かわかりませんけれども、何らかの形でそういう責任問題が出てくるのではないかだろうか。こういう点を考慮してやはり市はこの辺の、ではないだろうか。こういう点を考慮してやはり市はこの辺の、

ように対処をお願いしたい。キャンプについてもその部分の指導方をお願いをしたい、こういう意見を申し添えまして、この部分についても一応終わっております。

当厚生委員会の御報告以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦正一君） これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君） ただいまの委員長報告とは直接関係ございませんで、六月の二十一日の本会議における私の質問に対する未回答部分がございます。したがいまして委員長退席後で結構でござります。改めて質問いたしますので、御回答いただきたいと思います。

○議長（秦正一君） 市川議員、委員長報告ですから、報告に対しての質疑が終わってからいまの件を理事者の方から答えていただく、このように思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君） 負担金、補助の中で、十九番ですが、自由に使えないということについては、委員会で審議をして確かめたということで了解はいたしましたけれども、部長の方から三百五十円については郊外キャンプ、栗拾い、そのほかの二分の一すなわち三百五十円については、その他の行事についてこれを充てるんだ。ですからこれらはいろいろ厚生

委員長からデーキャンプその他についても御報告がございましたが、これらを館別に、あるいはクラブごとにそれぞれ立案をして、この行事を児童課の方に申し入れをして、そのつどこれを了解された場合においては、これらに対する項目に該当すれば実施をできる、ということで御審議なされたかどうか、お伺いいたします。

○議長（秦正一君） 厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君） 全く御質問、御指摘のとおりでございます。この区分の中に八番、報償費というのがござりますね。この中に学童クラブ行事記念品というのがござりますけれども、この部分の中でも七百円のうちの大体一人回り百五十円、約三回分、これをたとえば誕生パーティであるとか、クリスマスであるとか、そういうような行事に一人三回分、四百五十円くらいを使うんだと、こういうお話をします。方は、御指摘のとおり学童クラブが企画立案をして、児童課の許可を得て実施をする場合にと、こういうことでござります。あと十九の負担金、補助、これは必ずしもデーキャンプだけでございませんで、デーキャンプも実施をしない館が一館あるそうです。したがつてデーキャンプに拘束はされずに、それぞれの学童クラブで企画、立案したものを見童課に提出をし、許可を受けて実施をする、こういうことでござります。全く御指摘のとおりでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

先ほどの市川資信君の質問に対し、この際委員長報告ですけれども、特段、理事者の方の説明をお願いしたいと思います。もう一度質問内容おっしゃってください。市川資信君。

○二十番（市川資信君） 時間も大分経過しております

ので、改めてもう一度質問をいたします。

第一点は、協定書はいつ結ばれましたでしょうか。その後、結ばれたかどうかということを聞いております。

二点目が、緊急連絡先はどうなっておりましたでしょうか。

三点目は、健康診断書は添付されておりましたでしょうか。この三点でござります。

○議長（秦正一君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 御質問が三点にわたって

おりますけれども、私の方の所管につきましては、一の協定書、それから三の健康診断かと思います。二につきましては、総務部長の所管ではなかろうかと思います。

それで三でございますけれども、三につきましては、長男の方が保育園に入る際に、といいますから四十八年でございます、昭和四十八年に一洋明という子供でございます。長男は一この子の保育園の入園に際して、おばあさんがその当時六十三

歳でございますので、診断書が添付されておるわけでござります。全くの健康体ですと、六十五歳未満でございますので子供のめんどうを見られるという一般的な取り扱いをしておりますけれども、このときには、おばあさんは潜在性心不全と慢性胃炎という病気で、当分の間、安静にしなさい、という診断書が出ておるわけでございます。この診断書のほかに、福祉事務所としてはその当時、生活というか、健康状態とか、日々の生活がどうであるかということで、お宅を訪ねて、おばあさん自体の日々の暮らし、あるいは健康状態等をお聞きしておるわけでございます。これが第三点目でございます。

それから第一点目でございますけれども、この一点目は、次男坊を豊季といいますけれども、この子が多摩平保育園に入った後の問題じゃないかと思います。ということは、八王子に日野から親が転籍しておるわけでございます。八王子市に転入している。そうしますと、その子の保育園に入るという状態が、日野市民ではございませんので、保育園については、どこに住んでおつてもいろいろな事情とか、あるいは一番多いケースは日野市内の何らかの事業所なりに勤めている。要するに勤務地としているという場合には、日野市の保育園に入るわけでございます。そのときは住所地の福祉事務所から保育園を所管する福祉事務所に協議をしなさい、こういうことになつておるわけでございます。それで御質問の協定書とおつしやつておるの

であります。この二つでございます。

二につきましては、緊急の連絡の問題は、総務部長ではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

大体、概略のところ、そういう経過でございます。

○議長（秦 正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） それでは二点目の緊急連絡先はどうやらなつておるかと、こういう御質問でございますが、これにつきましては、多摩平四丁目一番公住二〇一一二でございます。以上です。

○議長（秦 正一君） 市川資信君。

○二十番（市川資信君） いま私の三点の質問に対しまして回答いただいたわけでございますけれども、私が三月議会でも申し上げましたように、実際には確かに八王子との協定書は結ばれてなかつた、そのため籍のみを日野市に移しかえたというのが正しいんだろうと思うんです。私はそう信じております。したがつて書類の操作のみでこのような表面的な取りつくろいというんでしようか、入所のためが行われておつたというのが事実ではなかつたかと推定いたします。いま部長の答弁で、五十年の八月に八王子に移つて、さらにその九月に協定書の依頼をしたが、五十一年の十二月に日野市に住所を移してその必要をなくしたということが、その結果明らかだらうと思ふんです。

は、その協議を指しているものと考えていいわけでございますけれども、このときには八王子に移つてから一八王子に移りましたのが五十年の八月でございます。それで八月といいますと、次に来ます九月の時点で一度、保育に欠ける状態かどうかでございます。そのとき母親と、福祉事務所で呼びまして面接しております。その中で住所地が八王子に変更になつておりますので、親の要するに勤務だとか、家庭状況だとかを再審査をいたしました、九月に、年度の途中で。その時期に当たるわけでございます。八王子を通じて協議をするように、あるいは住所地が八王子に変わつておるということで面接したわけでございます。福祉事務所の方を調べますと、そういうことを面接の際に、要するに条件を満たすように指示しているわけでございます。そういうふうなことで協定は、八王子を経ての協定はございませんでしたけれども、その後の五十一年の十二月に日野市に帰つてきておるわけでございます。ですから日野市民になるか、そうでなければ八王子市民でそのままにいる場合においては八王子市を経由した、要するに協議の手続を踏むというコースがあるわけでございますけれども、福祉事務所の面接における指示に従つて、協議の道を踏まずに日野市に帰つてきたと、こういうふうな経緯でございます。福祉事務所の方としては、そういうコースで一応子供の保育を継続している、こういう状態でござ

それから順を追つていきますと、第三点の健康診断書の添付の件でございますけれども、聞くところによれば潜在性心不全、慢性胃炎、私は素人ですからその病名がどの程度のものであるのか、あるいははどういう養生をしなければならないのかと思いますけれども、一般常識的に考えまして、潜在性心不全これは恐らく無理をなされば心臓の病気をすると、したがつて余り無理のできない状態だろうと、そういう診断だと私は推定いたします。とすると、そのような病の母を一人置いて現実には夫婦そろつて八王子に行つておつたわけです。そういう母を一人置いて八王子に行つておるという、地方公務員の職員としてそういうことが果たして道義的にできるのかどうか、非常に私はこの健康診断書に疑いを持つわけではございませんけれども、疑いを持たざるを得ないと感じるわけです。

それから第二点目の総務部長の答弁でございますけれども、緊急連絡場所はどちらかと、多摩平だと、実際はもぬけのからのところに連絡簿が取られているというがこの結果、明らかになつたわけです。大変、先刻の質問といい、きょうの回答といい、私は残念でなりません。それでは、さらに一点私は追加で質問いたしますけれども、そのお子さんは、一体どちらの小学校に入学されておるんでしょうか。

○議長（秦 正一君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 学校の方は教育委員会で

いざいますけれども、長男は洋明と申しまして、多摩平保育園を卒園したのが五十二年の三月でございます。それから次男坊は五十四年の三月、ことしの三月卒園しておるわけでございます。どちらも多摩平保育園でございます。

それで、この保育園の措置の調書の中には、長男のことは、五十二年の三月卒業して四月に日野市立第五小学校へ入つておるわけでございます。それで次男坊の方は、そこまで調べてないんですけれども、兄貴と同じ五小に行つてゐるかは調べてないんですけれども、とにかく長男の方は、五十二年の三月卒園して、四月から五小に行つてた、こういうことでございます。

○議長（秦正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君） 私はいまの答弁ですと、日野の第五小学校に五十二年の四月に入学されておる、籍だけは確かに日野に置いてあるんだから入学できるでしよう。しかし、現実には八王子から通つていらつしやる。部長、先ほど個人名を挙げましたけれども、個人名は挙げなくて結構です。私は、その個人を中傷してゐるわけではありませんから。決して私はその人を中傷しようと思って言つてゐるんじゃない。個人名は結構ですけれども、現実に聞くところによると、奥さんは教育委員会の方に勤務されてる。いいですか、教育委員会の方に勤務されておつて、そのお子さんが八王子から越境入学されてる。戸籍の上はつじつまが合つてゐる。私は、この辺がおかしい。本当

先日の質問では、たしか福祉部長でなくして、所長の方が、もうその後調査の上ないようです、という答弁を受けております。

しかし、私の調査によりますと、現実にもう一人、まだ調べればあるかも知れませんが、現実に出てきました、もう一人。いるんです、まだこういう方が。だから私は言つたんですが、先日はもうこれ以上ないというから、そんなはずはないと思つて私は本当に單純です。一時間かちょっと調べたら、現実にこういう方がまだあつたというわけです。ここに持つてますよ、私はそういう人がいるんだということを。まあ、私はこの問題に對して、いやがらせの質問のように受け取られるといけませんので、それ以上追及はやめますけれども、少なくともこういう問題が、いわゆる先日の私が三月にも申し上げましたとおり、戸籍の汚染問題、またこの保育所の不正問題等、多々重なる中につつて、先日、三月の質問の後、市長も月曜日の訓示のとき、市職員対して何かお話の中に出たといふんですが、大変ある人から聞くと、あいまいな弱いものだった、というようなことを聞きました。私は残念でなりません。市長いかがでしょう。現実にこういったものがたび重なつておる中で、いま少し厳然とした態度を示して、もっと厳しく、入れないで困つてゐる人のためにもそういう門戸を開くためにも、今後こういった不正の事件が起きないように指導していただきたいと思うんですけれども、改めて市長の決意と市職員に対する訓示等を行ふの

かどうか、質問したいと思います。

○議長（秦正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 職員の身辺にかかわります管理指導は、もちろん大切であります。いま不正という言葉を使っておられます、私の知る限りにおいては、まだそういうふうに確認をいたしておりません。

もちろん、これからも公務員としてのあるべき姿、それから市民という側から、職員は厳しくみずからを戒めなきやならない立場でありますから、そういうことにつきましては、十分指導をいたさなきやならない、これは申すまでもございません。

○議長（秦正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君） 最後の一点、私を望だけして質問を終わらせたいと思います。

ただいま市長の答弁ですが、まだ私は不正という点については理解はしてないという言葉ですけれども、明らかに住民登録法違反、服務規定違反、これはどう見ても動かしがたいものであります。これで不正がないというのは、どういうことを意味して言つてゐるのか、残念でなりません。そういうことをよく理解された上で、今後の職員に対する指導をしていただきたい、かよう申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（秦正一君） これをもつて厚生関係の審査報告を終ります。

に割り切れない。こういうことが私はあつてはならない。御主人は広報にいらっしゃつて、市のそれこそ月に二回発行される、いろいろと直接市民を通して接せられる大切な役職にいる方が、片方は教育委員会に勤務されるその人が、越境入学を子供にさせてる。片方は不正の入所を保育園にさせておる、ここに問題があるんだろうと思うんです。そして先日、私が質問したときには、もつとこういつた形態がほかにあるんじゃないですか、と質問したわけです。そのときに、たしかないとおつしゃつた。もう一度その点御答弁いただきたいと思うんです。

○議長（秦正一君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 私、そういう御質問受けた記憶はないんですけど、私じゃなくて……。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君） 市川資信君に申し上げますけれども、今回のこの厚生委員会の審査報告に對しての質疑ですから、また長くなるようであれば、一般質問とかいろんなケースがあるもので……。（「長くなりません」と呼ぶ者あり） 市川資信君。

○二十番（市川資信君） 私は先日の質問に對して、ただいま議長のお言葉でございますけれども、やはり自分の質問に對して、未回答の部分があつた点だけは、はつきりしておかなければならぬ。

次に都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　　都市整備産業建設委員会に付託をされました案件につきまして、御報告申し上げます。

三十九ページの農業費、土木費、商工費であります。総額二千五百五十四万三千円であります。

審査の結果、全員一致可決と認めました。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（秦正一君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

これをもつて都市整備産業建設関係の審査報告を終わります。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたしました。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認めます。よつて議案第五二号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三七号、日野市国民健康保険条例の一部を改

の「豊田第一こども広場」の項を遊び場条例の中から削除をする、こういう改正であります。

この中で審議がありましたのは、この削除するということは廃止をするわけですから、これにかわるべき広場の検討はしているのか、子供の遊び場の検討はしているのか、こういう質問がございました。これに対しましては、現在まだ検討はしていなけれども、その必要性は感じている。したがって、今後鋭意努力をしたい。なかなか近隣の宅地といいますか、そういう関係でかなりむずかしい状況にはある、こういう答弁がされております。しかしながら、当委員会としては、ひとつ鋭意努力をしてほしい、こういう要望をつけまして、全会一致可決をしております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（秦正一君）　　これより質疑に入ります。なけれ

ばこれをもつて質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なればこれをもつて意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたしました。本二件に対する委員長報告は、原案可決であります。本二件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。よ

正する条例の制定、議案第三九号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　　それでは三七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、厚生委員会の審議結果を御報告申し上げます。

本条例は、みなし法人課税を選択した場合にかかる国民健康保険税の課税の特例であります。年度を五十九年度まで延期をする、こういう変更でございます。当委員会全会一致可決をしております。よろしく審議いただきますようにお願い申し上げます。

続きまして三九号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これにつきましては、豊田第一こども広場というのは、民間の方から土地を借りて、子供の遊び場にしておりましたけれども、貸し主の方から宅造をするので返してほしい、こういう申し出がありまして、市としては契約に基づいてこれを御返却申し上げる。したがいまして、これより議案第三七号、日野市国民健康保険条例の一部を改

つて議案第三九号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第三九号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第四一号、市道路線の廃止、議案第四二号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　　議案第三八号の日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、橋北公園、おくまん下公園の両公園であります。いずれも都市開発行為に伴い、市に帰属された公園であります。委員会といたしまして、審議をした結果、全会一致で可決と決定いたしました。よろしくお願いいたします。

議案第四一号、市道路線の廃止についてであります。これは豊田の百三十二号線として新設改良したために、廃止をするものであります。これも委員会といたしまして、慎重に審議をした結果、可決と決定をいたしました。よろしくお願いをいた

します。

それから議案第四二号の市道路線の認定についてであります
が、日野六十九号線外四路線、これも都市計画開発のために移
管をされた道路であります。豊田の百三十二号線は、道路の新
設改良をしたために、市に帰属された道路であります。

いづれも委員会といたしまして、審議の結果、可決と決定を
いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。以
上です。

○議長（秦正一君）　　これより質疑に入ります。なければこれをも
ればこれをもつて質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをも
つて意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委
員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のと
おり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。よ
つて議案第三八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の
制定、議案第四一号、市道路線の廃止、議案第四二号、市道路
線の認定の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と
呼ぶ者あり）

休憩に入る前に、市長の方から発言を求められておりますの

で、発言を許します。

○市長（森田喜美男君）　　御承知のとおり、ことしの夏
は干天続きであります。水道の源水が、かなり例年に比較し
少なくなっています。

そこで東京都の多摩水道対策本部は、今回、制限給水一〇%

ということを発表し、本市もその範囲内に入るわけであります。
ただし、本市の場合は、特に高台等を除きましては、現時点では、直接の生活上の不便はない、こういう状況でございます。

詳細につきましては、水道部長から御報告を必要があればさ
せていただきます。

そのことが、ちょっと議会に報告をしておきたいと思いま
す。発言をお願いいたしました。以上です。

○議長（秦正一君）　　水道部長、簡明に報告願います。
○水道部長（中村亮助君）　　それではいまお手元に、
市長が申し上げました一〇%の給水制限の実施計画をお配りし
てございます。資料に基づきまして概略御説明申し上げますと、
明日の二十九日、午後一時から全部的に一〇%の給水制限に入
るということです。具体的には特に支障がないという
判断をいたしておりますけれども、今後の雨量の状況によりま
しては、さらにこれから暑い夏場を迎えて、さらに水の
需要がふえるということが当然予想されますが、昨年の八月十
一日に実施いたしました一〇%の給水制限の時期よりも、大変

早い時期に給水制限をしなければならない、という利根川水系

のダムの貯水量がすでに五〇%を割るというふうな状況になっ
ておりますし、なおさら、奥多摩湖の二十六日現在の貯水量
につきましても七二%程度の貯水量があるという程度で、大変
きびしいものがございますので、どうかひとつ御理解をいただき
まして御協力をいただきたいと思っております。

なお、明日、広報車を使いまして、特に高地区あるいは管末
の地域を重点的に、広報車によりまして市民に対してもPRを
する予定にしておりますし、なお、さらに、一日百トン以上を
給水しております大口の利用者につきましては、特に文書をも
ちまして直接御協力をいただくようお願いをする予定でござ
います。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦正一君）　　ただいまの報告、御了承願いた
いと思います。

お詫びいたしました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。上
つて暫時休憩いたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時三十二分再開

○議長（秦正一君）　　休憩前に引き続き会議を開きま

す。（「議長」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　　先日の一般質問中、私の
発言の中におきまして一部不適当なところがございましたので、
その点の削除につきまして議長に一任することを了解いたしま
したので、よろしくお取り計らいのほど願います。（「何の発
言か全然わからない」「わからない」と呼ぶ者あり、その他發
言する者あり）

○議長（秦正一君）　　高橋通夫君、前段の方の個所が
マイクがうまく入っていないために、よく聞き取れないという
意見も出ておりますので、もう一度お願いいたします。

○二十七番（高橋通夫君）　　過日の一般質問におきま
して、私の発言中、一部不適当なところがあるということです
たが、その点について議長に削除方をお任せいたしますので、
よろしくお取り計らいを願います。

○議長（秦正一君）　　ただいま高橋通夫君から過日の
一般質問の際の、不適当と思われる個所の削除の件について提
案があつたわけですけれども、その件についていかが取り計ら
いますか。議長に一任願いたいと思いますけれども……。さよ
う議長に一任されるることをここで決定というふうにいたします。

これより請願第五四一一三号、児童館事業の一環として例年

実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施する

ことに関する請願、請願第五四一一四号、児童館事業の一環と

して例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願、請願第五四一一五号、学童クラブのキャンプ行事に関する請願、請願第五四一一七号、学童クラブキャンプ実施に関する請願、請願第五四一一八号、夏休みのキャンプを育成の中でも例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願、請願第五四一二〇号、「例年実施されたキャンプ行事を本年も実施すること」に関する請願、請願第五四一二一号、学童クラブのキャンプの実施についての請願、請願第五四一二二号、学童クラブ夏休みキャンプ実施に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは請願第五四一一三号から、ただいま議長の方から読み上げられました学童クラブの夏休みキャンプに関する請願八件、五四一一四号、一五号、一七号、一八号、二〇号、二一号、二二号、以上八件を一括議題といたしまして厚生委員会で審査をいたしましたので、その御報告を申し上げます。

のような意見に基づいた質疑、これが大別される一点だろうと思ひます。もう一点は、三月議会でもいろいろ質疑がありました、学童クラブの父母負担が七百円という自主的な費用から市の徴収にある三千六百六十円と、こういう金額に上がったということそのものが児童館運営の一歩後退ではないのかということに合わせて、さらにはキャンプが今年度から児童館でしか行われない、こういうことではさらに続いての後退である。したがって市今年度の学童クラブキャンプをやらないということについては、またまたの後退であつて、決してこれは容認できるものではない、こういうような委員からの質問であったというふうに思ひます。これらの意見を夜七時までかかりまして、質疑あるいは意見の交換を行つてまいりました。

そういう状況の中で、最終的にはいま申し上げました父母負担の増額、あるいはキャンプの今年度中止、こういう実情を考えた場合に、これは何としても復活をして、児童館の一つの行事としてさらに続けていくべきであるという主張の委員の方から、もちろんこの請願を結論から言えば採択である。しかしながら、今年度のこのキャンプにということでは、市の現在の対応からしてかなりむづかしかろう。したがいましてこの請願を当初本委員会で結論を出そうという合議のもとに進めてきたけれども、市長の答弁も、来年に向けてさらに検討していくんだと、こういう市長からの答弁もありましたので、これらを踏まえて

まず審査に先立ちまして、本八件の請願は、先ほども補正予算の項で御報告申し上げましたけれども、従来、児童館で行っていた児童対象のキャンプ、そして学童クラブで行つていた学童クラブの児童対象のキャンプ、これを本年度から児童館を中心とするキャンプに一括包含をして行う。こういう市の方針に基づきまして、それぞれ学童クラブの父兄の方々から八件の請願にまとめられまして、従来どおり学童クラブのキャンプを見直しで組んで今年度も従来どおりキャンプをしてほしいという請願、六月補正という言葉はありませんけれども、本年度のキャンプを例年どおりやってくれという請願、いずれもキャンプですから夏休みくらいの範囲の中でやらなければならぬという前提の上で、八件を一括議題とするとともに、今厚生委員会の中で採択あるいは不採択、これらの結論を出していこう、こういう実は委員会の確認のもとに審議を進めてまいりました。それぞれ各委員から長時間にわたりまして、あらゆる角度から質疑が行われました。とりわけ二つに意見の大要是大別されるんだろうというふうに思いますけれども、一点は、学童クラブ独自の児童を対象とするキャンプ、これについては、やはりむしろ現在市が今年度から実施しようとしている児童館を中心とした、学童クラブの児童も一般の児童も全く含めた形でのキャンプというものがより公平でペターではないか、こういう

請願を八件とも継続審査にして、今年度のキャンプは別にしても、この請願を踏まえて来年度以降の児童館のあり方、キャンプを含めての姿を検討していく、うわさによればおりた方もいらっしゃるんじゃないか、こういう継続審査の主張もございましたが、先ほど冒頭申し上げましたように、その意見――継続審査の御意見を委員会に諮りましたところが、それに賛同するものがございませんで、当初申し上げましたよう、請願の文章あるいは趣旨からいって、六月補正あるいは今夏のキャンプに向けての請願ですから、この請願は結論を出すべきである、こういう意見の委員が多数でございましたので採決の結果、本請願は採択少数によりまして八件とも不採択に決定をいたしました。以上御報告申し上げます。よろしくどうぞ御審議をお願いいたします。

○議長（秦正一君）　これより質疑に入ります。鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　まず確認ですけれども、この請願が八件、そして紹介議員が九人、ダブつておりますけれども九人ということで、うわさによればおりた方もいらっしゃるんじゃないかということもちよつと聞いておりますけれども、この紹介議員になった方は、全員そのまま紹介議員ということでの審議に加わったかどうか。

それから児童館事業のキャンプと学童クラブのキャンプとは、質また内容とも違うと思いますけれども、そういう点について

質疑がされたかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（秦正一君） 厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君） 一点目の紹介議員が、といふ質問に対しましては、特にこの八件に、私ども手元に来ております請願の要旨の中に含まれている紹介議員について、取り下げがあったという報告は聞いておりませんので、全員書かれている議員については、そのまま紹介議員の形をとっているものと判断いたします。

二番目の質問ですけれども、特にその部分についてどういう違いがあつてどうだという本質的な内容の議論はありませんが、ただ一点あえてあるとすれば、学童クラブのキャンプというのは、学童クラブの運営の中で從来から重要な位置づけがされているんだと、したがつて先ほど申し上げたように、三千百六十円という父兄負担の増額とあわせてこれは後退ではないか、こういうような理事者側に対する質問、こういったものが一部委員からあつたと、こういうふうに記憶しております。

○議長（秦正一君） 鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君） 私もこれは後退だと思いますけれども、この審議の中でやはり一番重要なポイントとしては、学童クラブの中でのキャンプがどういう位置づけにあるかということが一番重要な部分だと思うんです。そのためこの八学童クラブが一一出さない学童クラブもござりますけれど

も、そして千七百六十四名の署名をもつた、この学童クラブのキャンプを実施してほしいというのは、この中にも書いてありますように、五月ごろから畑を耕して、そして苗を育て、キュウリやナスをつくつて、そういう中でだんだん熟成していく、それが大きくキャンプの中で発揮される、こういうことだと思います。そしてまた片一方では児童館のキャンプでは、たうんですね。そしてまた片一方では児童館のキャンプでは、ただ当日集まつてキャンプする、そういうところで全然質とまた内容も違うと思うんです。そういう点でぜひこのキャンプをしてほしいという、こういう内容が出ているわけですから、私はこの点を審議なくして結論が出ないと思うんです。そういう点で、なぜ、委員の中から一人の方はこういうことで出されたということですけれども、ほかの方からどういう意見が出たか、もつと詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（秦正一君） 厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君） 当委員会の中でのいま質問のあつた部分の意見交換は、委員同士の意見交換はございませんでした。したがいまして、理事者に対するそいつた方向からの質問があつた。これに対して理事者側の答弁は、必ずしもその質問に対してぴたり答弁されたというふうに受けとめておりませんけれども、児童館を中心としたキャンプで、いわゆる児童の集団生活、そういうものについてはむしろ全市民対象にという意味合いで公平に行き渡るんだと、こういうような答

弁がされております。その部分特にそれ以外の委員同士での意見交換というものはございませんでしたので、その部分は申し上げられないと思います。

先ほど二点に大別して委員からの質疑あるいは意見というものを大ざっぱに申し上げましたけれども、細かくさらに申し上げますと、先ほど申し上げた意見の前者の部分では、これは学童クラブの本質論というようなものをとらえながら、キャンプというものの位置づけが果たして児童館を中心としたものでどうなんだろうか、あるいはこれで十分賄い得るんじゃないだろうか、こういったよなことに意見が集約されてくるんだろうと思うんですね。したがいまして、細かいいろいろな質疑がありましたがけれども、理事者側との質疑がありましたけれども、特に鈴木議員の質問されている部分といいますと、大きく分けてやはり児童館のキャンプというものは、この請願書にも書いてありますように、これこれしかじか、こう必要なんだという観点からの意見、あるいは質問と、もう一つは、児童館といふややす形で多くの希望者が参加できるような方向をとればいいんじゃないのか、こういうような意見もありました。それらを含めて、いざれにしてもそういう両者の考え方立つての質問ですから、大体言わんとするところはそういう方向に尽きること

だらうと思います。以上です。

○議長（秦正一君） 鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君） それでは意見についてはまた後ほどほかの議員が意見を申し上げますので、私はやはりことし国際児童年ということで、子供に本当にことしこそスポーツが当たる年なのに、こういうことでの委員会として不採択ということについては、大変私は紹介議員の一員として不満でござります。以上述べておきます。

○議長（秦正一君） 中山基昭君。

○六番（中山基昭君） ただいま委員長報告の中で、あらゆる角度から十分なる審議を尽しての結論であるという報告がございました。それはそれなりに尊重しなくてはいけないというふうに思いますけれども、私も紹介者の一人としてその結論に非常に残念に思つておるわけでございます。と申しますのは、やはり福祉問題は、そのニードの拡大あるいは多様化、こらいうような面から負担問題等も含めてあらゆる面でいろいろ論じられておる。こうした中で考えるときには、私は、福祉の充実あるいは定着の方向性、こういうものは多くの人々のコンセンサス、あるいは共感。こういうものが得られてきておるといふふうに考えます。こうした立場から、学童の保育問題についても、身近なやはり勤労市民が最も期待する施策として、さらには充実あるいは整備、こういうことが必要だらうというふうに

考えております。こうした面から、この請願の願意等にも、ただ単なるキャンプということではなくて、全体の基調的なこういう部分がかなり含まれておると、こういうふうに私は理解しております。したがって、あらゆる角度から論議された、審議されたということでございますから、こうした面からの審議が十分委員会で尽くされたかどうか、この点についてお聞きしたい、というふうに思います。以上です。

○議長（秦正一君） 厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君） 中山議員の質問も、具体的にということではなくて、いま言われているような意味で、

慎重に十分審議が尽くされたか、とこういう御質問ですから、端的に申し上げまして、非常に長時間にわたりまして審議を行いました、各委員とも活発に質疑が行われました。十分審議が尽くされたものと、こういうふうに委員長としては判断をしております。キャンプという問題につきまして、いま俎上に上げておりますけれども、一点だけ報告をこの際つけ加えさせていただいておきますと、学童クラブそのもののあり方といいますか、運営といいますか、こういうものにつきましては、この質疑の中で出てまいりましたけれども、相変わらずまだまだ市側のこれに対するあり方というものが、明確になつていません。どうもその都度、その都度、右へ左へと動いているような感じがする。これらを踏まえまして、委員からもそういうった指摘が

もう一つは、継続をした意見もある、というふうに御報告がありましたけれども、委員会の審議、あるいは議会の審議もうでしようが、少なくとも結論をまだ出すべきでない、という意見がある場合は、その意見をやはり尊重するということは、大事なことだと思います。ですから委員会の運営の問題で、委員長の判断として、多数が不採択を主張したとしても、なお継続を主張する意見があれば、その意見を尊重して、継続という方向にこの審議を進めるという計らいはできなかつたのかどうか、ちょっと私その辺を知りたいと思いますので、その二点をお答えいただきたいと思います。

○議長（秦正一君） 厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君） 第一番目の質問ですけれども、市側のそれに対する答弁は、すでに各委員からお聞きになつているものと思いますけれども、從来、御指摘のように、あるいは御説明申し上げたとおり、児童館を中心としたキャンプと、それから学童クラブが中心となつたキャンプと、二本立てで行つてました。この学童クラブというのは、いわゆる父母の方々が、あるいは片親の場合には片親ですけれども、それぞれ昼間お勤めに出でいらっしゃる。学校から帰つた場合に、低学年の方がいない、育成する人がいない、こういう実情から、父母の帰つてくる間を、ひとつ自治体が学童クラブという中でめん

ありましたが、厚生委員会といたしましては、今後も厚生委員会という所管事項の中で、引き続きこの学童クラブのあり方にについては、折に触れて審議をし、理事者側に反映をしていこうということも委員会の中で確認をされております。十分審議は尽くされているものと、こういうふうに判断をいたします。

○議長（秦正一君） 板垣正男君。

○十五番（板垣正男君） 請願の五四一一八号で、私も紹介議員の一人になっておりますので、せっかく紹介議員になつておきたいと思うんです。

委員長のいまの報告だと、委員会で審議された中で、公平を期すというようなこともありますし、理事者の方は今後検討する、という答弁もあつたということございますが、昨年まで学童クラブでキャンプが行なわれてた、ということがあつたわけですが、児童館でキャンプを行なう、学童クラブでキャンプを行うということがやられていますと、どういうところに公平を期さない点があつたのか、ことしはなぜ一本化というか、児童館のみでキャンプを行なうということになつたのか、その辺の理由を市側はどういうふうに説明されたか。不採択を主張された方はその市側の説明にもつともだ、すべてそのとおりだ、というような意見なり御質問があつたかどうか、その点を一つお聞きしたいと思います。

それから不採択に回つた委員の意見はどうか、こういうことでござりますけれども、各委員からそれぞれ意見を述べていたましたがいまして、そういう状況である学童クラブだけを、キャンプという一つの特殊な事業、もちろんこれは片側から言わせれば、請願者から言わせれば、それが意義あることだ、というふうに言われるんでしようけれども、市側としては、そういう方々も含めて、そういう児童も含めて、いわゆる一般の児童も含めて、児童館という中でキャンプをやっていけば、キャンプの意義というものは十分達せられるんだ。こういう言い方が市側の答弁であります。

それから不採択に回つた委員の意見はどうか、こういうことでござりますけれども、各委員からそれぞれ意見を述べていたがいまして、そういう状況である学童クラブだけを、キャンプという一つの特殊な事業、もちろんこれは片側から言わせれば、請願者から言わせれば、それが意義あることだ、というふうに言われるんでしようけれども、市側としては、そういう方々も含めて、児童館という中でキャンプをやっていけば、キャンプの意義というものは十分達せられるんだ。こういう言い方が市側の答弁であります。

二点目の質問ですけれども……失礼しました。二点目の質問につきましては、確かに言わるとおり、不採択という意見を主張される委員の方もいらっしゃいました。

この主張の趣旨が、先ほど冒頭申し上げましたように、本八件の請願は、この夏にキャンプを実施してほしい、とこういう請願でございます。中には六月補正で組んでほしい、という請願です。したがいまして、現状の状況から考えて、いまの時点

でこれを実施するのが非常にむずかしい。しかしながら、市側も質疑の中で、むしろ市側というよりも市長ですけれども、質疑の中で学童クラブの今後のあり方についても、いわゆる質問を受ける形で、さる委員の質問を受ける形で、審議会というようなものをつくりながら、十分検討していくことについてやぶさかではない、キャンプの問題も含めて、どういうような言い方もありました。

したがいまして、先ほど申し上げたように、まだまだ学童クラブの今後のあり方というものが、日野市の場合には明確に定まっていない、かなり例年少し揺れ動いている、こういう状況からして、市側も検討するというふうに言つてゐるわけだから、ひとつ議会の方もこの請願を残す形で請願の審議という形を統けながら、来年以降の問題について、今後の問題について、これはキヤソープだけではなくて、学童クラブのあり方を含めて検討をしていつたらしいんではないか、そのために継続にしておいたらどうだ、こういう御意見でございました。したがいまして、その部分は先ほどもちょっと触れましたけれども、むしろこの請願というのは、この夏にどうしてくれ、というこういうう請願ですから、請願は請願で結論をつけて、それで言われて、その継続審査の主張という部分については、別の方法でひとつ取組んでいったらどうだろうか、こういう実は折衷案も出され

らの議会開会でございましたけれども、若干前段でお時間をしては、厚生委員会どう扱つていこうか、こういう論議をいたしました。ただその部分につきましては、厚生委員会としては、先ほど申し上げたように、厚生委員会の所管事項という一つの枠の中で、今後も機会をとらえて、その部分については審議をしていくけるだろう、あるいはしていくべきではないか、こういう意見が多数でございましたので、こういう意味で、その部分については、趣旨を生かして厚生委員会の所管事項としての枠の中で質疑を行つて、理事者側に反映をしていく、そして本文のいわゆる請願の方については、請願に書いてある文面をそのまま素直に理解をして、だめなものはだめ、いいものはいいということで、結論を出したとこういうことでございます。これは本文を読んでいただければわかるように、六月補正で組んでくれ、とはつきり明記されておりますし、そのほかにつきましても、今年キャンプを実施してほしい、こういうふうにはつきり明記しておりますから、これは六月段階で結論を出さないことが、むしろ請願者に対する冒瀆ではないだろうか。これは採択、不採択は別にしまして、結論を出すべきではないか、とこういふ主張が、私は大半の委員の支持されるところではないだろうか、こんなふうに思います。以上でございます。

○十五番（板垣正男君）

○十五番（板垣正男君） 質問の一点目を再質問したい
と思いますが、もしできたら理事者側に確認の意味で質問した
いんですが、今年度は学童クラブのキャンプというのは、どこ

て、行けないというさびしさもあるだろうけれども、とにかく学童クラブは続けてやる、そういう方向にすべきだ、それが一点でござります。

も実施していないのかどうか、自主的にしろ、あるいは市が主催にしろ、どういう形でもよろしいんですが、実施していないのかどうかということと、例年と違つて、ことしは児童館一本のキャンプをしなければならない理由が、ちょっとよくわからんないんですが、どういう点に子供に対し効果が昨年よりふえたのか、児童館のキャンプを一本化することによつて、キャンプの効果というのがどういう点で効果が上がるのか、できましたら担当者の方からひとつ答弁していただきたいと思います。

○議長（秦正一君） 福祉部長。
○福祉部長（赤松行雄君） ことし児童館で、児童館の中に統合しまして、学童のキャンプを中止するわけじゃございません。学童クラブのキャンプも一般児童と一緒になつていただきたい、こういう考え方方に立つたわけでございます。その

理由としましては、例年実施してます児童館のキャンプの中で、全体から見ますと、二割近くの子供がキャンプに参加しておりません。今までですと、その二割近くの児童は、みんながキャンプに行く日は、学童クラブを閉鎖してみんな指導員が行つて、というふうな状況もござりますので、やはり学童クラブは閉鎖すべきじゃないんだ。残つてゐる子は残つてゐる子とし

○義理の田中

反桓正男君。

まるつきりキャンプに参加しない、というふうな方向を打ち出したといふか、そういう結論になつた状況もありますので、デー

ーキャンプ、日帰りのキャンプというものを、ことしは当初の計画は、統一して児童館でやる、ということだつたんだけれども、自分たちだけでやりたい、というふうな意向が強うございまますので、デーキャンプを計画したわけでございます。それで

このデーキャンプには、十一のうち十の学童クラブが参加いたしました。一ヵ所だけが、日帰りの上に父母の自主的なあれで上乗せして、泊りたいというのが一ヵ所でございます。あと九つは、日帰りで全部終了するようでございます。十一ヵ所ございますので、一ヵ所は市の児童館のキャンプに参加しますのでデーキャンプの方は考へない、というのが一ヵ所です。そういうふうな状況でございます。

それからデーキャンプをやつたほかに、別な日に父母会主催の泊りがけのキャンプをやる、というのが四つばかりござります。そういうことでございます。

○議長（秦正一君） よろしいですか、板垣正男君。

○十五番（板垣正男君） 学童クラブでもキャンプをやるというのがいまわかりましたので、質問結構です。

○議長（秦正一君） ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本八件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

母負担のあり方、あるいは問題になつてゐる指導員の長期臨時雇用の問題、様々な課題があります。このキャンプのあり方についてもその一端だらうと思うんです。今日、三ヶ月経過する中でその検討委員会が設置されず、事実上たな上げになつてゐる、というところからこういう問題が一つには起きてきたといふふうに私は思います。

そして四月から学童保育事業の有料化が実施されたわけですけれども、その中で議会の中でも再三問題になつてきましたよう、関係父母との話し合い、合意がないまま実施をされた。しかも、本来公費で負担すべきはずの光熱水費や報償費までそれが含まれている。さらには七百円のおやつ代が、これまで父母の自主的な意思のもとで持ち寄られていたその経費まで値上げ分に含める、こういう内容の値上げであつたために多くの父母から疑問が出されている。しかし実施された時点では、多少なりともその事業の内容の充実が図られるだろう、という期待が多くの父母にあつたと思います。しかし残念ながら内容が充実されるどころか、今回のように一泊のキャンプが日帰りといふ形で施策の面で後退、こういうことから今回の請願になつたんだろうと思うんですね。私は今度のこの八件の請願、千七百数十名から出された請願の内容は、きわめてささやかな要求だと思ふんです。決して施策を前進させてほしいというんじやないんです。これまでやつてきたことをこれまでどおりやってほ

○二一十五番（米沢照男君） 一言意見を述べておきたい

いと思います。紹介議員として、また一厚生委員として、今度の委員会の結論、いわゆる請願不採択ということについては、きわめて遺憾だと思うんです。

請願文では、このように書かれております。学童クラブのキ

ャンプ生活の中で体験する遊びのつくり方、生活道具の使い方、環境浄化、身辺整理、食事のつくり方などが、行事の中で大変重要視されてゐる。そして、同時にこのキャンプの位置づけとして年間活動の大きな柱として位置づけているんだ、子供もそれを目標に放課後の時間にグループをつくつたり、あるいはリーダーを決めたり、役割りを分担したり、さらには話し合いを重ねる中で、食事のつくり方、キャンプのやり方など、子供たちが自主的に企画をし、計画をする、そして実践をする中で子供たちの育成が図られている、そういうことがキャンプの必要性として強調されて、今度の請願が出てきたわけです。つまり、例年どおり行われていた各クラブごとのキャンプを実施してほしい、こういう請願です。今度の厚生委員会の結論は、そういう意味では血も涙もない仕打ちだと、こう言わざるを得ないと思ふんです。私は三月の予算議会で学童保育を有料化するという市側の方針、計画に対して検討委員会を設置すべきだということを提唱しました。日野市としての学童保育事業のあり方、そして行政責任のあり方、あるいは学童保育事業にかかる父

しいという要求ですね。これをどうして議会として不採択にしなければいけないのか、大変私は遺憾に思ひます。そして、いま学童保育事業が有料化をされ、そしてまだ様々な問題が今後の課題として残されている中で、行政側としても、議会側としても一つのはつきりした方向を打ち出さなければならない時点であると思うんです。私はこのキャンプを例年どおりに実施してほしいというこの請願は、議会としても当然の要求として採択すべきだというふうに思ふんです。そしてその中で今後の様々な問題について具体的なやはり検討がされるべきだと、こういうふうに私は思います。

最後に一点、委員会での審議を通じてはつきりした点、これは後から市長が打ち消しましたけれども、今度のこれまで行われていた一般児童を対象にしたキャンプと、それから学童クラブごとに行われていたキャンプ、この二本立てのキャンプを今年度から一本化するというその考え方が、一つはこれまでは過剰育成がされてきたんだ、二つには特定のものを対象に行う施策はこれは差別を生む、公平を欠く、こういう考え方から今年度方向転換がされた。私はとんでもないことだと思うんです。どこを指して日野市の学童保育事業が過剰などと言われる状況なのか。そしてまた、特定のものを対象に行う施策がどうして差別なのか、公平を欠くことになるのか。日野市のいま行われている様々な福祉施策やその他の施策、すべての市民を

対象にした施策などあり得ないんです。すべてそれぞれ特定の市民を対象に行われる施策だと思うんですね。こういう考え方

を持つて学童保育のいわゆるキャンプの方向が変更されたとい

う点についても、私は納得できません。もちろん後で市長から打ち消しはされましたけれども、こういう考え方でキャンプの変更が行われたということは明らかですので、そういう点で、今後議会側としても学童保育事業に対する突っ込んだ検討が必要だというふうに考えております。いろいろ意見述べましたけれども、私はこの請願は、当然のこととして採択すべきだということを申し上げておきます。

○議長（秦正一君）

中山基昭君。

○六番（中山基昭君） 先ほど私の学童保育に関する基調的な考え方等について、質問について、委員長の方からその点については市側の態度も余り明確でなかつたというふうなこととあわせて、さらには、三月定例会での審議等の中からこの制度が国の施策等に先行して、市民要望あるいは地域的な要請、こういう中から出ているので、非常に対応等に困難あるいは苦慮しておる。こういうふうな内容の論議があつたかというふうに思います。こうした点からは、私はむしろ制度として未成熟であるというならばあるほどに、もっと関係者等の意向の吸い上げ、あるいは討議等を通じてもっと成績させていくことなど、こういうふうな努力をすることを特にこの場で要望す。

ならない方、こういうような方々には暖かくやはり最大限の補助をしなければいけないだらうと思います。しかし、正常な家庭、ごく一般的な家庭のお子さんが学童クラブには多くいるわけですけれども、生保の方とか、先ほど言いましたような方は除いたとしても、少なくとも何らかのそこでもって両親が働くことによって収入を得る、言つてみれば母親あるいは父親対策の一つになつてているのも学童クラブではないのかと思います。

そういう観点からいきますと、いま十二時から五時まで少なくとも子供さん方を預かっているということになりますと、五時以降は——その五時までの間は少なくともお母さんがわりを務めているのがいまの指導員の方々ではないだらうか。五時以降は一般の家庭、児童とまさに同じになるわけですから、平等にも、あるいはPTAの校外の活動の中でも、通していくいろいろキャンプを行つたり、あるいは御両親の郷里にこの夏休みには帰るんだと、あるいは御家庭での夏休み対策として児童を連れて遊びにくといふうなものがたくさんどこもあるんではなかろうかと思います。もちろん学童クラブの御家庭も含めてそういうことありますので、学童クラブだけがそこにどうしても行かなければならぬという実情はないんじやなかろうか。そうしますと、当然全市的に学童クラブのことを考えなければ

申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（秦正一君） ほかに御意見はありませんか。

本間久君。

○十二番（本間久君） 私は同じく厚生委員でござりますけれども、一言、本会議場におきまして意見を述べさせていただきたいと思います。ただいま共産党の米沢議員なり、中山議員からも発言ありましたけれども、私は少なくともこの学童クラブの今後のあり方につきましては、相当綿密な討論をするいは調査を重ねる中で、よりよい保育ができるよう実施をしなければならない、あるいは制度化をしなければならない重大な問題だというふうに思うわけです。今日まで日社協から委託をされておりました学童クラブが、いまでは——たしか五一一年だったと思ひますけれども、市の直営化をされた。しかしいまにそこで働く指導員の方々が臨時でいる。こういう立場での保育という問題につきましては、かなりいろいろと問題があるのではないかと思ひます。少なくとも今日、各御家庭におきまして、お父さんやお母さんが勤めていて、どうしても子供のめんどうが見られないということから、いわゆるかぎつ子対策としてこの学童クラブが存続をしていくわけでございますし、俗に言う、一般に言う福祉の中でも特に差別とかなんとかというさつき発言がありましたが、私は、体の不自由な方、あるいはどうしても生活がぎびしくて補助を受けなければならないというふうに思ひます。

ならない、子供対策を考えなければならぬ。言うなれば学童クラブが現在児童館の分館である。してみれば当然その児童館の分館事業の、あるいは児童課の事業の一つとして、今後全市民的に考えなければならない。そういう中で、人数が少なければ人数の枠をふやして、そして全員が行けるようにしていくべきである。そして少なくともその間、夏休みを実施している間、行けない子には指導員が当たれるように学童クラブの開催をしていかなければならないというふうに思ひます。

そういうような立場からいきますと、どうしても児童館で募集をする、人数が少なかつた。その時点でもつて人数の要求をしていくのが私は運動の一つの筋じゃないかというふうに思ひますけれども、ところが各学童クラブごとにどうしてもやっていくんだということになつてしまふと、それはむしろ狭い考えになつてしまふんじやなかろうか。ですから、全市の子供たちが募集したときに漏れなく行けるようにしてやつて、それで結果的に各学童クラブの一地域別に分かれているわけですからそういうところは集約をして、児童館が集約をして、その地域の子供たちと一緒に連れていけば何ら支障がないんではなかろうか。ですから学童クラブの子供たちだけをそらするということは、むしろそこに子供への差別があるんじやなかろうか。子供も広く地域の子供たちと遊ぶ機会が、クラブに行つている時間だけないですから、そういう意味で、むしろそういうこ

とでキャンプを実施してほしい。こういうような希望をもちまして、少なくともこれから検討に当たつていただきたいし、そして、まさにまだまだこれから四倍も五倍もの子供たちが学童クラブに行けない子供たちいっぱいいるわけですから、この学童クラブの建設、そして児童館の建設に全力を尽していただいて、そして、いま多少がまんしなければならないところはがまんをしてもらうということも、私は革新的なものの考えではなかろうかというふうに思うわけですね。

そういう意味から、この請願につきましては、今回特に六月補正の中で組んでほしい、そしてキャンプを実施してほしい。しかし、現実にキャンプはもう一ヶ月も二ヶ月も前から申し込んでおかなければだめだという状況の中では、場所すらないだろうし、あるいはいろいろな補償の問題とか、たくさんの指導員の中にもキャンプを実施していいか悪いかという中では、少なくとも約半数近くが、まあ余り望まないというふうな方々もいたそうです。そのようにいま現在、預ける側も働くものであれば預かる側も労働者だということになれば、当然そういうことも含めながら今後十分検討を重ねてもらいたい、先ほど言いましたように、全市民的の子供たちを漏れなくこういういいキャンプには参加できるように、そして学童クラブで日ごろ教育された子供たちがそのときにリーダーシップを担って、みんなと仲よく遊ぶと、こういう立場でいたならばまさに学童ク

施に関する請願、請願第五四一一八号、夏休みのキャンプを育成の中で例年どおり実施できるよう予算措置を講じてくださいに関する請願、請願第五四一二〇号、「例年実施されたキャンプ行事を本年も実施すること」に関する請願、請願第五四一二一号、学童クラブのキャンプの実施についての請願、請願第五四一二二号、学童クラブ夏休みキャンプ実施に関する請願の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第五四一二号、下水側溝設備工事の早期施工実施方の請願、請願第五四一一二号、下排水路新設について請願、請願第五四一二三号、道路、下排水等の整備に関する請願の件を一括議題といいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（瀧瀬敏朗君）　　御報告申し上げます。本請願は、昭和五十四年三月の二日に日野市豊田三一三八一一二、田中隆司さん外十五名から出された請願であります。一部、私有地を通さなければならないというふうな問題がございまして、今まで継続審査にしておったわけであ

ラブの私は成果が上がってくるのではなかろうか。そういう意味で六月補正にはどうしても間に合わないということで、この請願を否決をしたのはやむを得ないんではなかろうか。しかし今後そういう問題を考えまして十分ひとつ市の方でも検討していただきたい。そして来年度また再びこのような問題がないよう起きないように、ぜひひとつ児童館を中心とした市内の子供対策を行つていただきたいということを意見を申し上げまして、この不採択に、いまの委員長報告に賛成をしたいと思

ます。以上です。

○議長（秦正一君）　　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本八件について採決いたします。本八件に対する委員長報告は、不採択であります。本八件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦正一君）　　挙手多数であります。よつて請願第五四一一三号、児童館事業の一環として例年実施された学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願、請願第五四一一四号、児童館事業の一環として例年実施されてきた学童クラブのキャンプ行事を本年度も実施することに関する請願、請願第五四一一五号、学童クラブのキャンプ行事に関する請願、請願第五四一一七号、学童クラブキャンプ実

りますが、今回、その方が解決をしたということで採択と決定をいたした次第でございます。よろしくお願ひをいたします。

請願の五四一一二号につきましては、日野市南平八一一四一二、田中第一自治会長の小林貫治さん外百八十一名から出された請願であります。本請願につきましては、南平の駅の南側の地域であります。排水路が一本しかないということで、非常に排水に困っていることの請願であります。審査の結果、日野市の基本計画の中で、浅川第二排水区という区域内に入っておりますので、その方が進行するにしたがつて解決をするんではなかろうか、というふうなことで、本請願も採択と決定をいたした次第でございます。

請願の五四一一三号につきましては、日野市旭が丘四一五ー一三、鈴木千賀子さん外十八名から出された請願であります。本請願は、道路、下排水等の整備に関する請願でありますが、内容が四つに分かれております。

一つは、南側の公道の舗装工事をしてください、ということと、二つ目に西側の下排水路の整備とふたかけをしてください。三番目に街路灯の配線工事をしてください、四番目にカーブミラーの修繕工事をしてください、という請願であります。この場所につきましては、株式会社ミネギンが、三年前に宅造、分譲されたところであります。

一番目の南側公道の舗装工事につきましては、平山台の区画

整理の中で市が確保した道路ということで、舗装が可能である

ということあります。

それから二番目の西側の下排水路の整備とふたかけ、それから街路灯の配線工事——街路灯の配線工事につきましては、協定書の中にはそういう街路灯ということはうたつてはなかったわけであります。この二件につきましては、市側と株式会社ミネギシと話し合いをしてもらいたい。株式会社ミネギシさんにつきましても、よく承知をしているということあります。

それから四番目のカーブミラーの修繕工事、これは当然市市道でございますので、市で改修をする、ということでござりますので、委員会といたしまして、本三件につきまして現地を視察をいたしまして、慎重審査をいたした結果、採択と決定をいたした次第でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（秦正一君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、採択であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたしました。総務委員長から日下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認め、一括議題といたします。

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認め、一括議題といたします。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。文教委員長から日下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三一一七号、学童クラブ希望者増に関する

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。よつて請願第五四一一号、下水側溝設備工事の早期施工実施方の

請願、請願第五四一一二号、下排水路新設について、請願第五四一二三号、道路下排水等の整備に関する請願の件は、委員長四一九号、戦後、強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより請願第五三一六二号、自転車置き場設置等諸要求実現に関する請願（四項）、請願第五三一七一号、幼稚教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願、請願第五五四一七号、航空機騒音防止に関する請願、請願第五四一一号、土建業者による公害の即時防止について陳情、請願第五四一九号、戦後、強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたしました。総務委員長から日下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。厚生委員長から、日下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　　御異議ないと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三一五号、一・三・一バイパス計画を撤廃し生活道路促進に関する請願、請願第五三一三六号、三沢九一二一五、九、一〇、一一の宅地造成地区と隣接西武住宅地とを結ぶ通路（階段）設置要望の陳情、請願第五三一三八号、日

野市内に大型店等進出阻止に関する請願、請願第五三一三

九号、集中豪雨による浸水対策と緊急時の排水対策の促進について陳情、請願第五三一四一号、保留地確保依頼の件

に関する請願、請願第五三一四九号、公道並みの私道舗装に関する請願、請願第五三一五八号、流域下水道事業建設

計画に反対する請願、請願第五三一六五号、第二武藏野台住宅地内「都市ガス施設付近の歩道の拡幅」に関する請

願、請願第五四一三号、用途地域線引き見直しに関する請

陳情、請願第五四一五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四一八号、「独歩」の不當な開発

行為を阻止し住環境優先の行政指導を求める請願の件を行

括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長から、目下委員会において審査報告は、これを省略いたしました。

事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

都市整備産業建設委員長から、目下委員会において審査報告は、これを省略いたしました。

事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続

議題といたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続

審査に付することに御異議ありませんか。

「〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○総務委員長（板垣正男君）　陳情の取り下げについて、御報告いたします。

請願第五三一五一号、旧日野市役所（五号館）の一部借用の件に関する陳情でございます。五十三年の六月議会に提出されましたものであります。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　陳情の取り下げについて、御報告いたします。

請願第五三一五一号、旧日野市役所（五号館）の一部借用の件に関する陳情でございます。五十三年の六月議会に提出されましたものであります。

委員会で審査を継続して行ってたのですが、去る五月十八日付で陳情代表者の日野市南平四一三〇、日野薬剤師会長、中川澄さんから取り下げたいとの所定の手続きを踏んでの願いがございました。委員会でも確認いたしました。どうぞよろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については、取り下げることに御異議ありませんか。

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四七、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続

審査に付することに御異議ありませんか。

〔〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四八、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長より、ごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があ

ります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続

審査に付することに御異議ありませんか。

〔〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四六、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続

審査に付することに御異議ありませんか。

〔〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四六、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

〔〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に議員提出議案一二号、福祉、教育予算の全面復活を要求する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君） この議員提出議案は、六月の補正に対しまして、東京都が教育予算の一部と、福祉の国民健康保険等の補助金の一部がまだ盛られておりませんので、これに対する全面復活を要求する意見書でございます。

内容については、お配りになつておるところよりでございますので、これをもつて提案にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦正一君） 質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて議員提出議案第一二号、福祉、教育予算の全面復活を要求する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一三号、「健康保険法等の一部を改正する法律案」に反対し、国民が等しく「いつでも、どこでも、安心してかかる医療」の実現を要求する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。これをもつて昭和五十四年第二回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後四時四十七分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十四年六月 日

日野市議会議長 秦 正一

署名議員 滝瀬敏朗

署名議員 林重義

てかかる医療」の実現を要求する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君） この議案を提案する前に、賛成者に滝瀬敏朗議員を加えていただきたいことを申し上げておきます。「健康保険法等の一部を改正する法律案」に反対し

國民が等しく「いつでも、どこでも、安心してかかる医療」の実現を要求する意見書を提案をいたします。

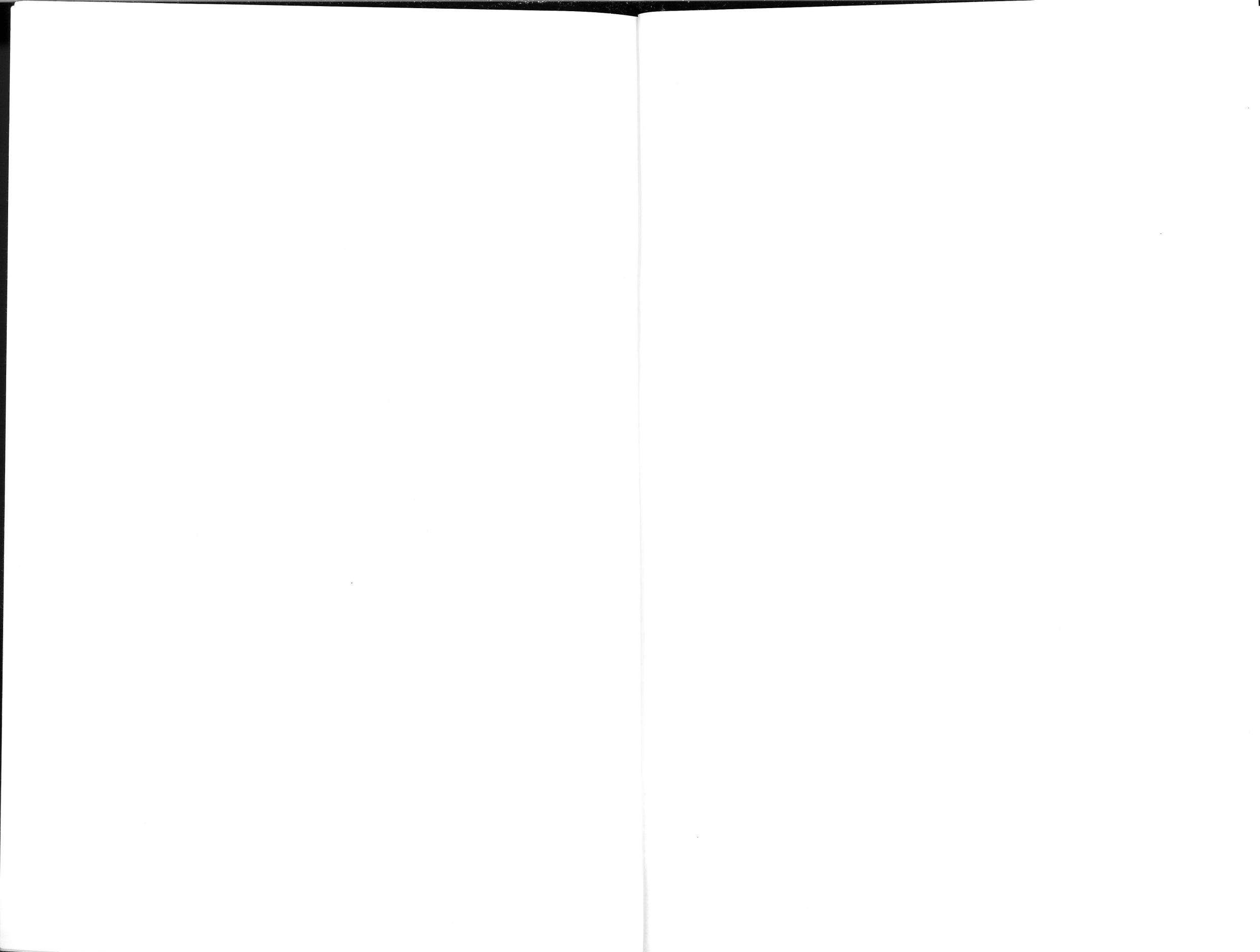
内容につきましては、皆さんにお配りしてある資料のとおりでございますので、御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

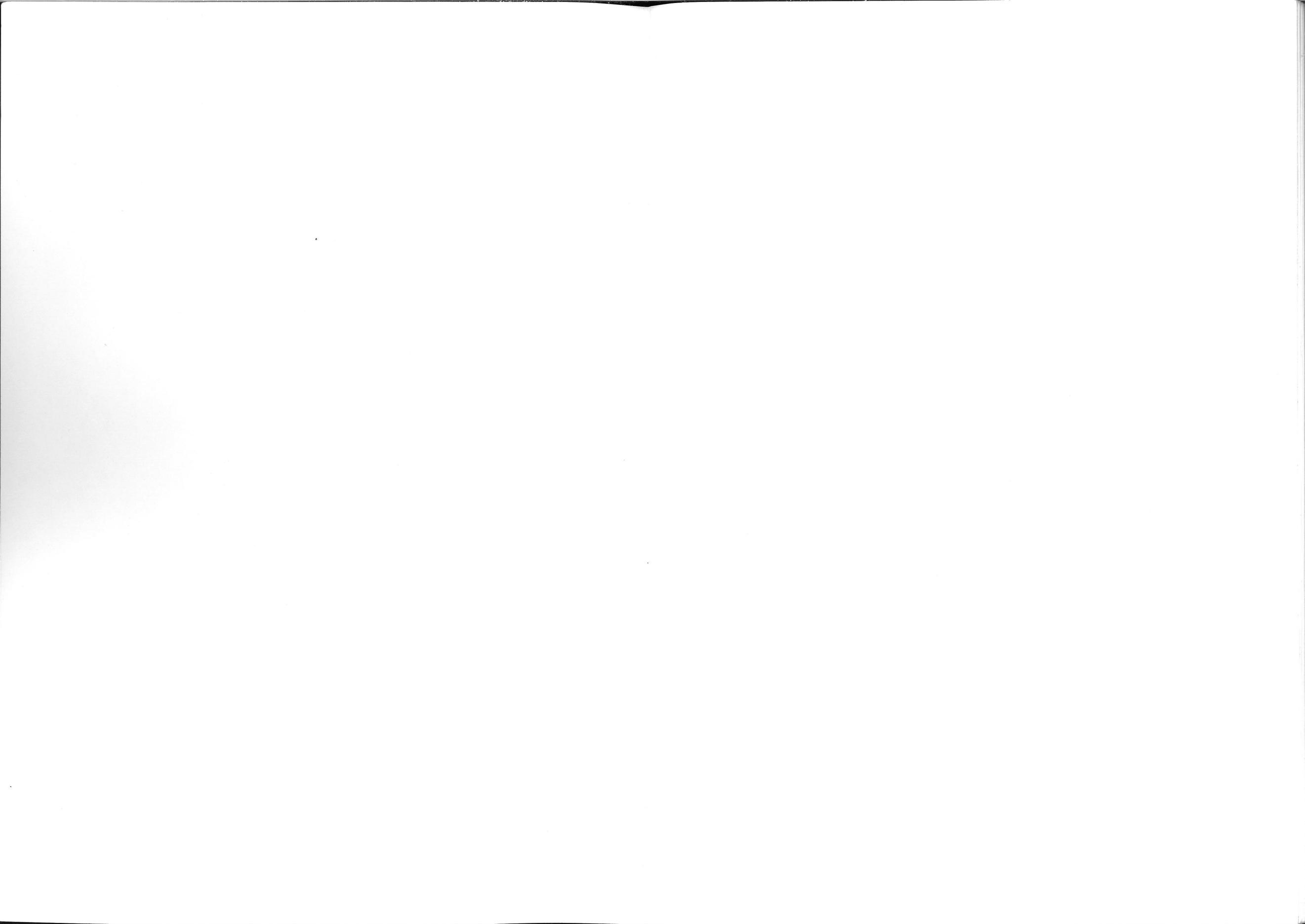
○議長（秦正一君） 質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦正一君） 御異議ないものと認めます。よつて議員提出議案第一三号、「健康保険法等の一部を改正する法律案」に反対し、國民が等しく「いつでも、どこでも、安心してかかる医療」の実現を要求する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。これをもつて昭和五十四





日野市立図書館

81-7354



13 68 148